

366.059
R64
K2



0037674004

0037674-004

366.059-R64-K2

労働年鑑


協調会・編


協調会

昭和8-17年版

1933-1942

AGF





工本 100

昭和十一年版

勞働年鑑

財団法人
協
調
會
發
行

366.059

R 64

K2



34086

序

労働年鑑が本會より初めて刊行されて以來既に四星霜を閱みし、茲に第四輯に當る昭和十一年版を江湖に送ることになつた。

年鑑の編輯方針は大體前年のそれを踏襲し、昭和十年に於ける日本並に歐米各國の労働問題、労働立法並に農村社會問題を中心に思想政治經濟の分野に及び、複雑多岐に亘る社會事象を幾多の資料素材に據り、可及的忠實に分析叙説し、以て内外相關連し、對比しつつ一望のもとに問題の核心に觸れ内外の動向を知悉しうるやうに試



昭和十一年版に於いては、内容の改善に努めたが、特記すべきは、新に各種産業労働統計表、労働組合、無産政黨、愛國團體、農民組合、其他無産團體現勢一覽表、並に内外主重政治經濟社會日誌を附録として一括輯録したる點にある。なほ海外の部に於いては北歐並にバルカン諸國を省き、中華民國を挿入した。而して各種事項の記述は、時間的には原則として昭和十年を限度としたが、問題の性質により十一年に亘つたものもある。又讀者の便を考へ諸團體の現勢一覽の如きは、可及的に最近の資料に基き補正して現勢を表示することに努めた。

年鑑の編輯は専ら本會調査部これに當り、執筆起草は主として、本會職員之に當りたるも、本年鑑の完成を期する上に於いて、本會前職員水上鐵次郎、齋藤榮一、兒玉兼道、飯田北理の諸氏元内務省社會局事務官現岡山縣經濟部長長谷川公一氏、並びに井上謙吉、秋山憲夫、平井羊三氏等の勞を煩はしたるものあり、茲に之を特記して感謝の意を表する次第である。而して、總て、執筆者の氏名は、その分擔せる各項目の末尾に銘記して、その業績と責任を明かにした。

本年鑑の編輯のために多くの資料と種々なる便宜を與へられた官廳、公私團體、其他個人各位に對し、深厚なる感謝の意を表すると同時に、尙將來に於ける御援助と御叱正を冀望する次第である。

昭和十一年十二月

協 調 會

目 次

日本	社會行政	産業勞働界概観
勞働行政	はしがき	無産階級の政治運動
團體勞働	我國の社會保險	主へがき
勞働立法	健康保險事業の概況	社會大衆黨の全國大會とその動向
勞働保護	國民健康保險制度案要綱	第六十七議會と社會大衆黨
其の他	社會行政	社會大衆黨の第六十七議會對策方針
社會保險行政	はしがき	府縣會選舉と無産階級
我國の社會保險	救護行政	當面の諸問題と社會大衆黨
健康保險事業の概況	福祉行政	勞働組合運動
國民健康保險制度案要綱	職業行政	はしがき
社會行政		議會對策
はしがき		日本勞働組合會議
救護行政		日本勞働組合全國評議會
福祉行政		國際會議
職業行政		第十九回國際勞働總會
		亞細亞勞働會議に關する協議會
		海事準備會議
		其の他の國際的交歓

内閣審議會對策……………三三

日本労働祭……………三六

第十六回メーデー……………三六

臨時工廢止運動……………三九

労働組合會議案……………四〇

日本労働組合全國評議會……………四一

日本労働組合總聯合……………四二

日本産業労働俱樂部……………四二

日本労働同盟……………四三

退職積立金制度要求運動……………四五

日本労働總同盟關東同盟……………四六

全國労働組合同盟……………四七

日本労働組合會議……………四七

日本労働組合總聯合……………四八

日本労働組合全國評議會……………四九

産業及び労働の統制に關する運動……………五〇

組合戦線統一運動……………五〇

日本主義労働戦線の統一運動……………五一

總同盟と全國労働の合同……………五一

左翼組合の統一運動……………五二

労働組合の經營事業……………五二

労働組合の組織狀況……………五二

労働爭議……………五二

概説……………一五

労働爭議の一般的傾向……………一六

爭議の要求及び解決並に業態別に現はれた特徴……………一七

爭議の要求……………一七

爭議の解決……………一九

業態別觀察……………二一

労働爭議と労働組合……………二二

日本労働組合會議……………二二

日本労働總同盟……………二二

全國労働組合同盟……………二二

日本労働組合總聯合……………二二

日本労働組合全國評議會……………二二

國家主義運動……………二二

概説……………二二

國家主義陣營の變動……………二三

神武會の解散と北斗俱樂部の結成……………二三

青年日本同盟と國民協會の改組……………二三

新日本國民同盟の内紛……………二三

大日本國家社會黨の動向……………二三

天皇機關説排撃運動……………二三

議會と愛國團體……………二三

議會進出を繞る二潮流……………二三

府縣會選舉と愛國團體……………二三

愛國戦線統一運動……………一四六

八月會の結成……………一四六

愛國労働戦線統一運動……………一四七

結語……………一四七

協同組合運動……………一四九

産業組合の現勢……………一四九

産業組合法による市街地購買組合(所謂消費組合)の一般的概況……………一五一

單獨組合……………一五三

労働組合を組織單位とする消費組合……………一五三

地域的労働者消費組合……………一五七

聯合機關……………一五九

農村協同組合運動……………一六三

醫療組合……………一六五

農業問題……………一六八

農業團體運動……………一七〇

緒論……………一七〇

新運動の主體……………一七〇

新運動の内容……………一七〇

新運動の經過……………一七〇

農會運動……………一七〇

産業組合運動……………一八三

結語……………一八八

小作組合運動及小作爭議……………一八九

小作組合運動……………一八九

緒言……………一八九

小作組合の現勢……………一九〇

小作組合の思想的傾向と其の動向……………一九三

全國農民組合……………一九四

日本農民組合總同盟……………一九五

日本農民組合……………一九六

皇國農民同盟……………一九六

小作組合の主なる運動……………一九六

立法運動……………一九七

小作法案制定要求運動……………一九八

對選舉闘争……………一九八

小作料減免要求其他の經濟運動……………一九九

其他の運動……………一九九

結言……………二〇〇

主要農民組合年次大會概況……………二〇三

全國農民組合第十五回大會概況……………二〇三

昭和十年度日本農民組合總同盟大會概況……………二〇五

日本農民組合昭和十年度全國大會概況……………二〇七

選舉戰と農民團體の活動……………二〇八

府縣會議員選舉戰……………二〇八

總選舉と農民團體代表議員の選出……………二六八
 第六十九議會に於ける農民團體選出議員の活動……………二六八
 小作争議……………二六九
 緒言……………二六九
 争議の發生並に分布狀況……………二七〇
 争議の形態並に其の内容……………二七二
 争議の規模……………二七三
 争議の發生原因……………二七四
 小作人の對抗方法並に其の結末……………二七八
 結言……………二八〇
 激化せる各地の争議事例……………二八一
労働者教育……………二八四
 緒言……………二八四
 無産政黨、労働組合、協同組合の教育……………二八四
 無産政黨……………二八四
 労働組合……………二八五
 協同組合……………二八五
 官私諸團體の教育……………二八六
 文部省……………二八六
 勤勞者教育中央會……………二八六
 各種の労働者教育團體……………二八六
 工場嶺山の教育……………二八九

寄宿工の教育……………二八九
 通勤工の一般教育……………二九一
 技術教育……………二九二
 職長教育……………二九三
 産業部落の教育……………二九五
 新聞雜誌の刊行其他……………二九六
 工場青年學校……………二九八

海外

海外労働運動の概況……………二八一
 國際危機と労働運動の展開……………二八一
 フランズムと反フランズム……………二八二
 各國に於ける労働運動の好潮……………二八四
 新労働計畫の採用……………二八七
 第三インターナショナルの轉向……………二八九
イギリス及びイギリス領諸國……………二九一
 イギリス……………二九一
 労働組合運動……………二九一
 労働組合大會……………二九二
 労働組合評議會の活動の諸報告……………二九二
 労働黨大會……………二九三
 總選舉の結果と労働黨……………二九五
アイルランド……………二九〇
 労働運動……………二九〇
 アイルランド労働組合評議會……………二九〇
印度……………二九一
 労働運動……………二九一
 労働組合の統一運動……………二九二

労働組合大會……………二九二
オーストラリア……………二九五
 労働運動……………二九五
ニュージーランド……………二九七
 労働黨内閣の成立……………二九七
アメリカ合衆國……………二九八
 ワグナー法の成立過程とその内容……………二九八
 アメリカ社會思想の動向とNRA第七條(a)項……………二九九
 會社組合の歴史と第七條(a)項……………三〇〇
 ワグナー法制定に至る過程……………三〇三
 ワグナー法……………三〇六
 米國に於ける革新思想……………三〇九
 労働總同盟大會……………三〇〇
 労働争議……………三〇六
 失業對策……………三〇九
 社會保障法……………三一一
 農業政策……………三一一
ドイツ……………三二四
 労働運動……………三二四
 失業對策……………三二六
 ナチス治下のドイツ消費組合……………三二七
 労働及び經濟統制の機構……………三二八

ドイツ労働統制の機構……………三七六
 ドイツ経済統制の機構……………三九三
 労働及び経済統制機構の自治的協同……………四〇〇
フランス……………四一五
 労働運動……………四一八
 フランス總同盟全國委員會……………四二八
 労働組合の全的合同……………四三三
 社會情勢と「人民戦線」の綱領……………四三六
ソウエート聯邦……………四三三
 ソウエート大會……………四三三
 スタハノフ運動……………四三六
 一九三五年——第二次五ヶ年計畫第三年度の實踐……………四三七
 労働事情……………四四〇
南歐諸國……………四四四
イタリア……………四四四
 社會政策の進展……………四四四
 職團運動……………四五二
スペイン……………四五三
 總選挙と人民戦線……………四五三
中欧諸國……………四五九
オーストリア……………四五九
 右翼勢力……………四六〇

オーストリア・ナチスの轉換……………四六二
 労働運動……………四六四
 社會政策……………四六六
チェコスロヴァキア……………四七〇
 ナチス運動の進展……………四七〇
ポーランド……………四七三
 新憲法制定……………四七三
 労働運動……………四七五
中華民國……………四七六
 労働爭議及労働運動……………四七七
 労働爭議……………四七七
 政府の労働政策と法規……………四八〇
 労働組合……………四八〇
 共産軍の現状……………四八一
國際……………四九五
 國際労働局……………四九七
 第十九回國際労働總會……………四九八
 國際労働組合總同盟……………五〇一
 社會主義労働インターナショナル……………五〇四
 赤色労働組合インターナショナル……………五〇七
 労働者餘暇に關する國際會議……………五二二
 婦人の國際的活動……………五二六
 業別國際労働組合大會……………五二八

附 録

日本各種團體一覽及小作爭議統計表……………五二九
 労働組合現勢一覽……………五三九
 無産政黨その他無産團體……………五三七
 愛國團體一覽……………五五九
 農民團體、小作爭議統計表……………五六八

主要農民組合表……………五七三
内外労働日誌……………五七七
 日 本……………五七七
 海 外……………六〇一
内外産業労働統計要覽……………一
 日 本……………二
 海 外……………三五

日
本

社 會 行 政

勞 働 行 政

は し が き

昭和十年中に於ける労働運動其他の情勢等に就いては別に記述せらるゝことと思ふから、此處に詳論することを避けるが、我國の産業労働界を大觀すれば、前年に引続き軍需工業の活況、輸出工業の躍進等の爲に産業界は相當の股賑を呈し、殊に輸出貿易の如きは稀に見る好調を示したにも拘はらず、其の恩恵は未だ一般労働界を潤すに至らず、労働賃銀の如きは物價の騰貴に反比例して却つて低下するが如き跛行的現象を呈して居る。之は勿論不熟練労働者の就業に依る労働力の増大に其の原因の一半が存するとは言へ、産業労働界全般より見て決して健全なる現象と云ふことを得ぬ。

又労働組合運動の大勢を窺ふに共産主義運動の凋落、國家主義運動の勃興等の影響を受けて従來の理論的運動を清算し、専ら現實的運動に精進して或は労働報國、産業協力を唱ふる等著しく堅實化しては來たが、一面産業界の好轉に依り多少とも労働状態に好化を齎したことは勢ひ闘争目標を縮小せしむること

となつて、其の運動に稍々精彩を缺けるやの嫌ひがないでもな

5。
十年中に於ける労働運動戦線の特異の狀況としては日本海員組合の分裂に因る新日本海員組合の創立、日本労働組合總聯合の國家主義化に因る日本労働組合會議よりの脱退等社會民主々義系組合運動の分野に相當の混亂を與へたが、又一面に於ては日本労働總同盟と全國労働組合同盟とが事實上合同して全日本労働總同盟を創立し、陸上に於ける社會民主々義系組合の大同團結を結成することゝなつた。

最近に於ける労働争議の趨勢としては昭和六年を峠として大體減少の一途を辿り、十年も亦其の軌を一にしつゝあるが、唯産業界の好轉に伴ひ賃銀増額要求等の積極的争議が次第に増加しつゝあることは恰も大正七、八年頃の労働争議簇生時代の趨向を髣髴たらしむるものがあつて、極めて注目すべき現象であると云ひ得る。十年中に於ける特異の争議としては愛知縣豊橋地方に於ける私設鐵道に於て日本主義系労働組合の争議が相次いで發生し、著しく社會の耳目を惹いたことであらう。

昭和十年中に於ける労働行政を回顧するに當つて便宜上之を

團體労働、労働立法、労働保護及び其の他の四者に分つて論述することとするが、勿論彼此相關聯し、相錯綜して居ることは言ふを俟たない。

團體労働

労働者團體に對する國家の労働政策即ち所謂團體労働政策としては、労働組合運動に於ける勞資一體主義乃至産業協力主義的傾向に乗じて、政府當局が此の精神を一層強調昂揚して其の實踐的運動にまで乗出したことが特筆せられる。即ち十年五月の警察部長會議に於ける後藤内務大臣の訓示中の一節

「我邦労働運動が内外社會情勢ノ進展ニ伴ヒ近時著シク國家及産業ヲ尊重スルノ傾向ヲ馴致シ來レルハ寔ニ喜ブベキ現象ナリ、由來勞資ノ争闘ハ之ヲ産業永遠ノ發展ニ致フルモ國家ノ隆昌、國民ノ福祉ノ増進ニ察スルモ決シテ望マシキコトニアラズ、殊ニ現下ノ我邦ハ勞資渾然一體ヲ爲シ産業ノ發展伸張ニ就キ各々其ノ分ヲ盡シ、苦樂ヲ分チ以テ國家産業ノ發達ニ力ヲ致スノ覺悟ヲ要スルコト益々緊切ナルモノアルヲ以テ、各位ハ勞資兩者ヲシテ各々其ノ私利ニ偏セズ國家産業全體ノ爲ニ事ヲ行フノ道義的精神ヲ把握助長セシメ勞資相互ノ理解ト信頼トニ基ク協力親和ノ風ヲ馴致シ産業平和ノ確立ヲ期セシムルヤウ一段ノ努力ヲ拂ハレシムコトヲ望ム」

と云ふ字句の如きは最もよく此の意氣を明示して居る。又警察部長會議を始め其の後の特高課長會議、工場監督官會議及び調停官會議等に於ては「勞資關係ノ調整ニ關スル件」「勞資紛争ノ

の促進運動を起したるを始め、九月の日本労働組合會議第四回大會に於いては「産業及び労働の統制に關する件」を議題として

「……現下の國家非常時を打開するの道は茲に健全なる國民經濟を再建し、國民生活の安定を計ることが急務なりと信ず。其の爲には國家の産業及び労働の統制政策を根本基調とし、産業に適正なる統制を加へ、資本の不當なる搾取を抑制すると共に、労働に統制と規律を與へ、進んで産業協力の實を擧ぐることに絕對に必要である。」

と云ふ決議を爲し、昭和八年末同會議より政府當局へ爲したる建議の趣旨を一層強調したる詳細なる「産業及び労働の統制に關する要綱」を作成して其の實現を要請したるが如きは最も注意を要する所である。尙本年中の重要問題であつた臨時工の問題に對しては、各労働團體が殆んど一齊に之が廢止又は改善運動を起し、又十年七月社會局の發表した退職積立金法案に對しては、何れも異口同音に修正條件附の賛成意見を表明した。

労働立法

昭和六年春第五十九帝國議會に提出せられた労働組合法案が朝野の論議の中心となりつゝも、空しく審議未了のまま姿を消して以來、社會の注目を惹くが如き労働立法の出現もなく、茲數年來は労働立法の貧困時代の聲さへ耳にするに至つたが、本年は珍しくも重要な労働法案が響を列べて世に現はれ、或は産業労働界の論議の焦點となり、或は言論界の批判の中心となつた。退職積立金法案の立案、商店法の再検討、自動車災害保

未然防止ニ關スル件」と云ふが如き問題が重要な指示事項として掲げられ、殊に特高課長會議に於ては「現下ノ社會情勢ニ鑑ミ勞資關係ノ改善ヲ圖リ勞資一體トナリテ産業ノ發達ト労働者ノ福祉トヲ併進セシムベキ方策如何」と云ふことが、又調停官會議に於ては「現下ノ社會情勢ニ鑑ミ産業協力ヲ促進セシムベキ方策如何」と云ふことが、何れも當局より諮問事項として提出せられて當該會議の論議の中心となつた觀があつた。又本年七月には社會局労働部長より各地方長官宛に勞資懇談會開催方に關する通牒を發し、勞資が談笑の裡に相互の理解と信頼とを深うし、更に進んで産業に協力するの氣風を馴致せしむることとした。此の結果八月以來岐阜、長野、廣島、群馬等の諸縣に於ては勞資の懇談會を開催し、又大阪、兵庫、三重、富山等の諸府縣に於ては或は事業主の、或は労働者の産業労働問題に關する懇談會を開いて何れも相當の成果を收めた。

労働者團體の産業労働立法促進或は産業労働統制問題等の運動の概要を觀るに、十年一月の社會大衆黨第三回大會に於て「産業労働法制定運動の件」を決議して

- 一、労働組合法の制定
- 二、團體協約法の制定
- 三、労働時間法と最低賃銀法の制定
- 四、失業保險法の制定
- 五、健康保險法の改正
- 六、工場法の改正
- 七、自主的船員法の制定
- 八、商店法の制定
- 九、災害扶助法の改正（屋外労働者及び
- 一〇、労働争議調停法の改正

香港労働者保護法を含む）

險制度の樹立等即ち之である。

一 退職積立金法案 十年七月社會局が失業對策委員會を通じて發表した退職積立金法案は先年の労働組合法案にも劣らぬ大きな波紋を我國産業労働界に投じて、社會各方面の論議の中心となつた。

社會局に於ては、労働者の失業緩和並に生活安定の爲の社會政策としての失業保險制度乃至解雇手當制度に就いて多年研究を重ね來つたが、現在歐米諸國に於て實施せられつゝあるが如き失業保險制度に就いては、我國の國情並に財政上より觀て尙種々考究を要すべきものがあると云ふので、差當り現下我國諸般の社會情勢に鑑み、退職積立金制度の法制化が最も適切緊要なる方策であるとして、失業對策委員會を通じて其の法案要綱を公表するに至つた。

我國に於ては、所謂事業主の福利施設として従業員に對し退職手當又は解雇手當を支給する慣行が相當古くより行はれては居るが、猶未だ産業界一般に普及する程度には至らず、例へば労働者五十人以上を有する工場鑛山に就いて昭和八年中に解雇された者の總數五十二萬人の中解雇手當を受けた者は漸く其の十三パーセントに過ぎない狀況である。又十年七月の調査に依れば、労働者十人以上を有する工場總數三一、〇五〇の中退職手當の規定のある工場は二、二一四、規定はないが其の慣例のある工場は二、九七二で合計五、一八六であるが、總數に對する比率

は僅に十五パーセントに過ぎない。又同じく労働者十人以上を有する鑛山總數九三九の中、退職手當の規定のある鑛山は一六八、規定はないが其の慣例のある鑛山は八九で合計二五七であるが、總數に對する比率は漸く二十七パーセントに過ぎない。而して又斯かる規定又は内規を有する事業主と雖、是等の手當金を平素から合理的に準備して居る者は極めて稀で、大體營業費中より支出する慣例となつて居る爲に、一朝不況襲來の際一時に多額の解雇手當を支給することは相當苦痛とする所であり、又労働者側としても所謂會社の福利施設のなる内規となつて居るものが多い爲に、之を確保する途がなく、甚しく不安を感じざるを得ないのである。従つて此の慣行を法制化して、之が普及を圖ると共に、平素から之が積立を爲さしめて其の支拂を確保することが最も緊要であると思はれるのである。殊に最近軍需工業の活況、輸出工業の飛躍等經濟界の好轉に伴ふて工場労働者等の失業狀況は稍々緩和されては居るが、此の好況が永久に續くとは勿論思はれないので、事業界が比較的安定し、一部には相當の繁榮をさへ示して居る今日に於て、將來の反動期の不安に備へて相當の積立を爲し、退職解雇等の場合に之を支給する等の方法を講じて、労働者の失業苦を緩和すると共に、労資間の紛争を防止すると云ふことは今日最も時宜を得た施設であると思はれる。

解雇手當に關する現行法制上の取扱としては、僅に工場法施

行令第二十七條ノ二に賃金十四日分以上の豫告手當を支給することを要する旨の規定があるのみであつて、固より斯る小額の手當が被解雇労働者の失業の救済、生活の扶助等に役立ち得ないことは敢て言ふを俟たない。従つて解雇手當の問題の爲に労働爭議を發生することも極めて多く、例へば昨昭和九年中に於ても「解雇退職手當の確立又は増額」を主たる要求事項とする労働爭議が二八八件にも及んで、爭議總數一、九一五件の約十五パーセントに達し、又本年上半期のみに就いても一三六件を算して、爭議總數八四二件の約十六パーセントを超えて居る（此の外他の要求事項に附隨して提出されたものは夥しい數に上る）。若し解雇退職手當制度が法律に依つて確立せらるゝならば、斯る爭議の大部分は解消して、勞資双方の蒙る無用の犠牲を尠からしむるは固より、社會の平安に資する所も亦尠くないであらう。

本案は十年六月初めて社會局側幹事より失業對策委員會の小委員會に提案し、小委員會に於て數次の會議を經、修正可決の上七月一日の特別委員會に提案せられたものである。左に其の概要を掲げる（法案要綱の全文並に其の解説に就いては「社會政策時報」昭和十年八月號所載北岡壽逸氏の論文を参照せられたい）。

退職積立金法案要綱（抜萃）

第一 適用範圍

一 本法ハ常時十人以上ノ従業者ヲ使用スル工場、鑛山及勅令ヲ以テ指定スル事業ニ之ヲ適用スルコト

本法ニ代ルベキ適當ナル退職手當制度ヲ有スル事業ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ免ルルコトヲ得ルコト

- 二 本法ノ適用ヲ受ケル従業者ハ労働者及年收千二百圓未満ノ職員トスルコト但シ一年未満ノ期間ヲ定メテ備ハルル者ヲ除クコト
- 三 主務大臣ハ業務ノ種類、規模又ハ地域ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得ルコト

第二 退職積立金

- 一 事業主ハ従業者ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ支拂日毎ニ積立ツベキコト
- 二 事業主ハ従業者ノ賃金ヨリ支拂日毎ニ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シ積立ツベキコト
- 三 退職積立金ハ従業者ノ名義ニ於テ郵便貯金又ハ貯蓄銀行預金トシ通帳ハ事業主又ハ其ノ代行機關ニ於テ之ヲ保管スルコト
- 五 事業主ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ前號ト異ル方法ニ依リ退職積立金ヲ管理スルコトヲ得ルコト
- 前項ノ認可申請ニハ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ意見ヲ徴シ之ヲ添附スルコト
- 事業主第一項ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ退職積立金ノ管理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ従業者ヲ参加セシムルコト
- 六 退職積立金ハ差押又ハ讓渡スルコトヲ得ズ課税ノ客體ト爲スコトヲ得ザルコト
- 七 退職積立金ハ従業者ノ退職又ハ死亡ノ場合ニ之ヲ交付スベキコト
- 八 前號以外ノ場合ト雖モ従業者ニ於テ疾病災害其ノ他已ムラ得ザ

ル事由アルトキハ従業者ハ其ノ釀出額ノ限度ニ於テ拂戻ヲ受ケルコトヲ得ルコト

第三 特別退職積立金

- 一 事業主法人ナルトキハ毎決算期ニ於テ利益金ヨリ資本金額ノ年百分ノ五ニ相當スル金額ヲ控除シ事業主個人ナルトキハ一年ノ利益金ヨリ二千圓ヲ控除シ殘餘ノ利益金ノ十分ノ一ノ限度ニ於テ支拂賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額ヲ積立ツベキコト
 - 二 特別退職積立金ハ事業主他ノ資金ト分離シ郵便貯金トシ又ハ確實ナル銀行又ハ信託ニ預金スルコト
 - 五 特別退職積立金ハ従業者ノ退職又ハ死亡ノ場合ニ之ヲ交付スベキコト但シ従業者疾病、老年其ノ他已ムラ得ザル事由ニ依ルニ非ズシテ（自己ノ都合ニ依リ）退職スル場合ニハ之ヲ交付セザルコトヲ得ルコト
 - 六 事業主ハ前號但書ニ依リ交付セザル特別退職積立金ヲ解雇手當準備金ニ繰入ルベキコト
- 第四 解雇手當準備金
- 一 事業主ハ第三第一號ノ利益金ノ十分ノ一ガ特別退職積立金ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ其ノ殘餘ノ限度ニ於テ支拂賃金ノ百分ノ一二ニ相當スル金額ヲ積立ツベキコト

- 三 事業主事業ノ都合ニヨリ従業者ニ對シ雇傭契約ヲ解除スル場合ハ解雇手當準備金ノ存スル限度ニ於テ賃金三十五日分ノ解雇手當ヲ支給スベキコト但シ勤続一ケ年ニ滿タザル者ヲ除クコト
- 四 同時ニ二人以上解雇スル場合ニ解雇手當準備金ガ前號ノ解雇手當ニ足ラザルトキハ其ノ受クベキ解雇手當ニ按分シテ之ヲ支給スベキコト
- 五 解雇手當準備金ガ解雇手當ノ支給ヲ確保スルニ足ルト認メラルルトキハ事業主ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ一部ヲ従業者ノ福利ノタメニ使用スルコトヲ得ルコト

第五 退職積立金審査會

- 一 地方退職積立金審査會ヲ各府縣廳ニ置キ中央退職積立金審査會ヲ社會局ニ置クコト
- 二 退職積立金審査會ハ關係官吏ノ外事業主ノ利益ヲ代表スル者及從業者ノ利益ヲ代表スル者ヲ以テ組織スルコト

七月の失業對策委員會の特別委員會は本案の重要性に鑑み、尙充分調査研究を重ねることとして、審議未了の儘暫く休會することとしたが、此の間に於ける本案に對する社會各方面の賛否の意見は洵に喧々囂々たるものがあつた。然し之を要するに新聞、雜誌の論調、労働團體等は大体に於て賛意を表し、資本家團體は端的に反對を聲明した。即之に對する勞資兩方面の運動を観るに、先づ資本家團體としては全國産業團體聯合會に於ては關東産聯を中心として逸早く長文の反對聲明書を出し、又労働者團體としては日本労働組合會議を始めとして主要なる勞

働組合が擧つて社會局案を支持するが如き修正意見書を發表した。全産聯の聲明書の中には種々の反對理由が羅列してあるが、之を要するに「情誼に基く給與と看做すべき退職手當を事業主の法定義務と爲し、一律に之を強制せむとする事は退職手當の本質に悖り、却て勞資關係を素す惧れあること」と云ふことと「中小工業に過重の負擔を課する結果となること」と云ふことが、其の中心を爲して居る様である。又労働者團體側の修正意見を見るに、適用範圍を擴大すべきこと、事業主の負擔部分を増加すべきこと、政府も亦補助金を支給すべきこと等が其の重點を爲して居る様である（退職積立金法案に對する各方面の意見の詳細に就いては「社會政策時報」昭和十年九月號資料欄を参照せられたい）。

尙社會大衆黨に於ては十月十八日全産聯に對し本問題に關する公開討論會の開催を提唱したが、全産聯に於ても之を容れて木曜俱樂部の主催の下に之が懇談會を開くこととし、十一月二日午後一時半より丸の内商工獎勵館講堂に於て、協調會常務理事河原田稼吉氏司會の下に之を舉行した。全産聯よりは常務理事膳桂之助氏、社會大衆黨よりは中央執行委員片山哲氏が選ばれて各々討論的に其の意見を述べたが、大體前掲の各所屬團體の意見と同趣旨のものであつた。尙大阪に於ても日本労働組合會議大阪地方協議會の主催の下に十一月二十二日大阪俱樂部に於て關西産聯外三團體の代表者と組合會議加盟團體の代表者と

の間に本問題に關する勞資の懇談會を開いた。社會局に於ては其の後各方面の意見を參照して原案に多少の修正を加へ、十一月十六日失業對策委員會の小委員會に附議し、更に二十日の特別委員會を経て二十四日の總會に於て修正案通

り可決せられた。總會に於ては藤原銀次郎、松岡駒吉の兩委員が激論を闘はして、藤原氏は原案の撤回を主張し、松岡氏は再修正意見を提出したが、何れも少數を以て否決せられた。修正案と舊案との比較對照を表示すれば左の通りである。

退職積立金法案要綱舊案(昭和一〇、七、一失業)と修正案(昭和一〇、一二修正)との差異比較

第一、適用範圍	舊案	修正案
一、適用規模	從業者十人以上	(一) 労働者三十人以上 (二) 労働者三十人未満ノ事業ニ在リテハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ本法ノ積立ヲ爲ストキハ本法中積立金ノ免稅關係ノ條項ヲ適用スルコト
二、職員	年収千二百圓未満ノ職員ニ適用スルコト	職員ヲ除外スルコト
三、雇傭期間ニ依ル適用除外	一年未満ノ期間ヲ定メテ雇傭セラルル者(引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ其ノ後ハ適用スルコト)	六月(季節的事業ハ一年以内ノ期間ヲ定メテ雇傭セラルル者)引續キ雇傭セラルルトキハ其ノ後ハ適用スルコト)
四、業務ノ種類ニ依ル適用ノ除外	主務大臣ハ業務ノ種類規模又ハ地域ヲ指定シ期間ヲ限リ本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得ルコト	適用ノ猶豫ヲ適用ノ除外ニ改ム
第二、労働者ノ離出スル積立金	舊案	修正案
事業主ニ於テ管理スル場合	(一) 認可申請書ニ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ意見ヲ徴シ添付スルコト (二) 認可ヲ受ケタル場合管理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ヲ参加セシムルコト	(一) 許可ヲ受ケタル場合同意シタル労働者ノ積立金ハ事業主管理スルコトヲ得ルコト (二) 從業者ノ参加ノ條項削除

第三、事業主ノ積立金	舊	案	修正	案
一、積立額 (1) 利益アル場合ノ積立 (2) 積立金交付不要額ノ處	法人ニ在リテハ利益金ヲ基準トシテ年五分以上ノ利益アル場合個人ニ在リテハ利益金ノ二千圓ヲ控除シテ残餘アル場合利益金ノ十分ノ一、賃金ノ百分ノ三ノ限度ニ於テ積立ツベキコト 解雇手當準備金ニ繰入ル、解雇手當準備金ガ解雇手當ノ支拂ヲ確保スルニ足ル場合ニ福利施設ニ使用スルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ退職積立金ハ賃金支拂日毎ニ積立ツベキコト 支拂賃金ニ比例シテ計算スベキコト	百分ノ二ノ退職手當金ハ一年一回以上定期ニ積立ツベキコト 原則トシテ支拂賃金ニ比例シテ計算スルモ百分ノ二ヲ超ユル部分ニ就テハ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勤務年限、勤務狀態其ノ他ニ依リ異ナル率ニ依リ各人ノ計算ニ繰入ルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ原則トシテ從業者ノ積立ト合セ各從業者ノ名義ニ於テ貯金トスルコト (二) 管理ニ付特例ニ依ル場合ニ於テハ從業者ノ積立金同様從業者ノ参加ヲ認ムルコト
二、積立金ノ計算 (1) 積立ノ時期 (2) 勞働者別ノ計算方法	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區分シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區別シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト
三、積立金ノ管理方法	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區別シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區別シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト
四、積立金ヲ支給セザル場合	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區別シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	百分ノ二ノ積立ハ勞働者ノ退職積立金ト區別シ利益アル場合ノ積立金ト合セ事業主ニ於テ管理スルコト (一) 從業者ノ参加ノ條項創設 (二) 國債地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ買入ルコトヲ得ルコト (三) 退職手當積立金ヲ事業主自ラ運用スル場合行政官廳ハ國債ノ供託ヲ命ズルコトヲ得ルコト	從業者自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合ハ百分ノ二ノ積立(退職積立金)ハ全額支給シ百分ノ二ヲ超ユル積立(特別退職積立金)ハ支給セザルコトヲ得ルコト

第四、解雇手當準備金	舊	案	修正	案
積立又ハ繰入レ	利益アル場合特別退職積立金ヲ爲シテ積立餘アル場合賃金ノ百分ノ一以内ヲ積立テ且特別退職積立金中支給不要ノモノヲ繰入ルルコト	賃金百分ノ一ノ積立ヲ廢メ退職手當積立金中支給不要トナリタル部分ノミヲ解雇手當準備金ニ繰入ルルコト	賃金百分ノ一ノ積立ヲ廢メ退職手當積立金中支給不要トナリタル部分ノミヲ解雇手當準備金ニ繰入ルルコト	賃金百分ノ一ノ積立ヲ廢メ退職手當積立金中支給不要トナリタル部分ノミヲ解雇手當準備金ニ繰入ルルコト

二 商店法案 社會局に於ては曩に商店法案要綱を作成し昭和八年一月參與會議を開いて之を諮問したが、諸種の事情の爲め議會提出の運びに至らず、其の儘になつて居た。然しながら商店法の制定問題は商業労働者の保護上長く放置することを許さざる重要問題である爲に、社會局は更に各方面の輿論を聴く爲に、十年七月二十五日付を以て地方長官宛に左の如き通牒を發して商店主團體並に商店従業員の意嚮或は要望を聴くこととした。

商店ノ夜間營業時間制限ニ關スル意嚮聴取ノ件
我國小賣商店ノ營業時間ニ付テハ法律上何等ノ制限ナキ爲營業時間冗長ニ流ルル嫌アリ従業員ノ保健其ノ他ニ惡影響アルノミナラズ經營者側ヨリスルモ徒ラニ冗費ヲ増嵩スルニ過ギザル場合尠カラズ社會政策並國民經濟上遺憾トスル處ニ有之而モ營業時間ノ制限ハ其ノ性質上一律ニ實行スルヲ要スルモノナルヲ以テ商店主ノ團體ヨリモ法律ヲ以テ營業時間ノ制限ヲ加ヘラレ度トノ陳情アリ又帝國議會ニ於テモ同趣旨ノ決議アリタルガ種々ノ事情ニ依リ實行ニ至ラズ今日ニ至リ候ニ付テハ廣ク全國的ニ營業時間制限ニ關スル關係者ノ要望ヲ承知致度左記事項ニ付商店主團體等ノ意嚮ヲ聴取シ九月末日迄ニ御回報相煩度

追テ都市以外ノ町村ニ付テハ實際上問題トナリ居ラザルニ付諮問ノ範圍ハ市部ニ限ル様致度尙商店従業員ノ要望ヲ聴クベキ適當ノ方法アラバ其ノ要望ヲモ徵スル様御配慮相煩度

記
一、小賣商店ノ營業時間ニ關スル諮問事項
一、何等カノ方法ニ依リ閉店時刻ヲ定メ營業時間ヲ制限スルノ要ナキヤ
二、法律以外ノ方法ニ依リ營業時間ヲ制限スルノ有效ナル方法アリヤ
三、閉店時刻ヲ制限スルトセバ原則トシテ午後何時ヲ以テ適當トスルヤ
(先年ノ社會局案ハ自四月一日至十月三十一日間ハ午後十時其ノ他ハ午後九時閉店時刻トシ衆議院ノ建議及同業者團體ノ陳情ハ一年ヲ通ジテ午後十時閉店時刻トセリ)
四、閉店時刻ヲ設ケタル場合如何ナル例外ヲ必要トスルヤ
(先年ノ社會局案ハ緊急ノ必要アル場合ニハ商品ノ種類ヲ問ハズシテ閉店後ノ販賣ヲ認メ關係商店主團體ノ希望アルトキハ地域別營業別ニ閉店時刻ノ繰下ゲ繰上ゲヲ許可シ得ルコトトシ且年六十日ノ例外ヲ設ケタリ)

右の諮問に対する各地の商工會議所、商業組合及び商店主聯盟等事業主團體の意嚮を綜合するに、

第一の點に就いては其の大部分が其の必要を認め、極く少數のものが反對若くは時期尙早を叫んで居るに過ぎない。即ち最早事業主自體が其の必要性を痛感して居るやうである。

第二の點に就いては其の大半が法律以外適當なる方法なしとして居るが、中には申合せに依つて實行すべしと爲すものも相當に存するやうである。

第三の點に就いては一年を通じて午後十時を適當と爲すもの最も多く、社會局原案に賛成するものが之に次いで居る。

第四の點に就いては社會局原案が相當廣範圍に例外を認めた緩和的規定であつたので、之に對しては異論なく唯一年を通じて九十日の例外を認むべしとするものが極く少數存するやうである。

従業員側の要望としては何れも商店法の制定を希望し、尙營業時間の制限の外、毎月一回若くは二回以上の休日を設定すべきことを附言して居る。

尙社會局に於て商店法の基礎資料として全國に於て閉店時刻特に遅き地方の百八市に就き各種小賣商店一、七〇七を選び、昭和十年三月二十日を期して其の夜間營業狀況を調査した所各時間別の顧客數並に賣上高等興味ある統計が出来た。商店法立案上示唆多き統計であるので、特に其の拔萃を下に掲ぐることに

商店の夜間顧客數及び賣上金額調(昭和10年3月20日現在)

顧客數及賣上金額	調査商店數	一日ノ顧客總數	夜九時以後ノ顧客數				
			總數	9-10	10-11	11-12	12以後
顧客數	1,707	209,412	36,481	25,422	9,224	1,800	395
指數		100.00	17.59	12.14	4.40	0.86	0.19
賣上金額	1,707	188,322	26,648	19,761	5,855	924	108
指數		100.00	14.15	10.49	3.11	0.49	0.06

した。

三 自動車災害保險制度 近年

我國に於ける自動車數の激増と共に自動車に依る交通事故の増加は非常の勢であつて、而も是等交通事故の被害者の多くが街上労働者其他資力の乏しい者であり、又加害責任者自身も薄資の爲め完全な補償が行はれず、従つて被害者及び其の家族の扶助の方法にも缺けて居る状態であるので、其の補償方法を講ずることは社會政策上極めて緊要なることである。

依つて社會局では官營に依る自動車災害保險制度を創設して加害責任者の賠償を容易ならしむると共に、犠牲者の保護の確實を圖ることとし、各方面に亘り調査研究を進めた結果、其の大體の要綱を纏むることを得たので、勞働部未定稿として本年八月之を地方長官に示して其の意見を徴することとし、同時に自動車業者の意嚮をも調査することとした。社會局の發表した

「自動車災害保險制度の必要と其の目的」並に本制度の「要綱」は次の通りである。

自動車災害保險制度の必要と其の目的

近年本邦に於ける自動車の數漸く多きを加ふるに従ひ其の交通事故に因る死傷者又之に比例して増加を來し、昭和七年より九年に至る三箇年に於ては其の一箇年平均死者一、四六二名負傷者三四、八八三名、合計三六、三四五名を算し實に總交通事故に因る死傷者の七三%を占むるに至れり。

而して自動車以外の交通事故に因る死傷者數は毎年漸次減少する状態なるに反し、自動車に因るものは獨り異常なる増加の率を示し大正十三年より昭和九年に至る十箇年間に四倍以上となり、今後尙自動車數の増加の趨勢は之に伴ふ犠牲者の増加を當然に豫期せざる可からざるの状態なり。又昭和七年中に於ける工場、鑛山、労働者災害扶助法適用事業等に於ける死傷者數を自動車事故に因る死傷者數に對比するに

工場	三四、二三二人
鑛山	六六、四一五人
勞災法適用事業	二〇、六七七人
自動車	三八、五八六八

にして自動車事故に因る犠牲者の數は決して他の産業災害に因るものに比し僅少なりと言ふことを得ず。

而して之等自動車事故に因る犠牲者の資力の狀況を見るに月收百二十圓以下の家計に屬するもの其の總數の八五・四%、月收六十圓以下

の家計に屬するもの六五・一%を占め、従つて之等犠牲者の大多數は労働者若しは其の他資力乏しき者又は其の家族なるに、之に對する補償は全く不完全の状態に在り。之等に對し相當の補償を得せしめ又加害責任者をして容易に補償を爲し得るの方法を講ずるは社會政策上緊要なるは勿論労働者保護の見地よりするも必要缺く可からざる方策なりとす。即ち現今産業災害に對する労働者の扶助は工場法鑛業法及労働者災害扶助法等に依り規定せらるると雖も、之等に包含せられざる交通事故の危険に曝されたる自動車運轉手、助手を初め街上交通労働者其他多くの労働者は全く無保護に放置せられあるの現状なるを以て、之に對し適當なる保護を加ふるの要切なるものあり。之即ち本保險制度の樹立を必要とする所以にして又本保險制度が(本制度は其の性質上自動車交通事故に因る一切の人的傷害を保險するものなるも)自ら庶民的たるの所以なりとす。

自動車災害保險制度要綱

- 一、本保險ハ官營トシ政府之ヲ管掌ス
- 二、保險加入者
 - 自動車ノ使用主ハ總テ本保險ニ加入シ政府ト保險契約ヲ締結スルノ義務アルモノトシ、保險契約ヲ締結セズシテ自動車ヲ使用セル使用主ニ對シテハ罰則ヲ適用スルモノトス。但シ「ロードローラー」ノ如ク速力ノ特ニ緩ナル自動車ノ使用主ハ加入ヨリ除外ス。
- (茲ニ自動車トハ自動車取締令ニ所謂自動車ヲ謂フ以下同ジ)
- 三、保險事故
 - 保險事故ハ政府ト保險契約ノ締結セラレタル自動車ノ交通事故ニ因

ル負傷、疾病又ハ之ニ因ル死亡トス。而シテ右ノ交通事故ガ被保險自動車ノ過失ニ因リ生ジタルト否ト問ハザルモ被害者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ生ジタルモノナルトキハ其ノ被害者又ハ其ノ遺族ニ對シテハ保險給付ヲ支給セザルベク、又第三者ノ故意又ハ過失ニ因リ生ジタルトキハ其ノ第三者ニ求償ス。尤モ自動車ノ乗務員ガ重大ナル過失ニ因リ自ラ傷害ヲ受ケタルトキハ業務上ノ傷害補償ノ原則ニ依リ保險給付ノ一部ヲ支給セザルニ止ム

四、保險給付

- (一) 療養費—政府ノ定ムル所ニ依リ算定シタル療養費中五圓ヲ超ユル部分
- (二) 障害手當金—負傷治癒シタルトキ身體障害ヲ残ストキハ其ノ程度ニ依リ豫メ定メタル標準ニ依リ五百四十圓以下ヲ支給ス
- (三) 遺族手當金
 - 死亡者ガ十二歳以上ノ男子ナルトキ三百五十圓
 - 死亡者ガ十二歳以上ノ女子ナルトキ二百五十圓
 - 死亡者ガ十二歳以下ノ者ナルトキ百五十圓
- (四) 休業手當金—負傷者ガ他人ニ雇傭セララルカ又ハ然ラザルモ業トシテ筋肉勞務ニ服スルモノナル場合療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ八日以後ノ休業中左ノ金額ヲ支給ス
 - 十六歳以上ノ男子一日ニ付キ 五十錢
 - 十六歳以上ノ女子一日ニ付キ 三十錢
 - 十六歳未満ノ者一日ニ付キ 二十錢
- (五) 打切手當金—療養開始後一年ヲ經過スルモ治癒セザルトキハ男子ニ在リテハ四百五十圓 女子ニ在リテハ三百圓ヲ支給シテ療

五、保險料

養費ノ他一切ノ支給ヲ打切ルコトアルベシ
 保險料ハ自動車ノ使用主ニ於テ之ヲ納付スベキモノトシ、原則トシテ毎年一年分ヲ前納スルモノトス
 保險額ハ自動車ノ使用期間一年ニ付キ大體左ノ通ナルモ尙調査考究ノ上多少變更スルコトアルベシ

車ノ種別	車ノ用途別	保險料	
		東京、大阪、其ノ他ノ府、縣	神奈川、兵庫
普通自動車	營業用	一定路線ニ依ルモノ	十八圓
		一定路線ニ依ラザルモノ	十五圓
	貨物	一定路線ニ依ラザルモノ	二十四圓
		他	二十圓
	其	營業用	十五圓
		貨物	十二圓
特殊自動車	營業用	一定路線ニ依ルモノ	十五圓
		一定路線ニ依ラザルモノ	十二圓
	貨物	一定路線ニ依ラザルモノ	十五圓
		他	十二圓
	其	營業用	十五圓
		貨物	十二圓
小型自動車	營業用	一定路線ニ依ルモノ	十圓
		一定路線ニ依ラザルモノ	八圓
	貨物	一定路線ニ依ラザルモノ	十圓
		他	八圓
	其	營業用	十圓
		貨物	八圓

自動車ノ乗務員ガ健康保險ノ被保險者ノミナルトキハ前掲ノ保險料ヨリ一定ノ金額ヲ控除スルモノトス

六、保險料ノ納入ト民間保險會社

保險料ハ政府ニ直接納入スルヲ原則トスルモ政府ノ指定シタル民間保險會社ト本法ニ定ムル以外ノ自動車ニ關スル保險(本法ニ定ムル給付以外ノ賠償保險又ハ車體保險)契約ヲ締結スルトキハ之等ニ關スル保險料ヲ會社ニ支拂フ際同時ニ本法ノ保險料ヲ會社ニ支拂フコトヲ得

此ノ場合會社ハ其ノ徵收シタル保險料ヲ政府ニ納入スベク之ニ對シ政府ハ一定ノ手数料ヲ交付ス

七、本保險ト自動車ノ使用主又ハ乗務員ノ民事上ノ損害賠償責任トノ關係

被保險自動車ノ使用主又ハ乗務員ハ本保險ノ支給スル給付ノ限度ニ於テ民事上ノ損害賠償責任ヲ免ル

八、本保險ト他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助トノ關係

他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助責任ハ本保險ノ支給スル給付ノ限度ニ於テ之ヲ免ルモノトス

健康保險法(第四十八條ノ規定ニ依ル場合ヲ除ク)ニ依リ保險給付ヲ受クベキ者ニ對シテハ政府ハ其ノ保險給付ニ相違スル本保險ノ保險給付ハ之ヲ支給セザルモノトス

九、保險施設

政府ハ自動車ノ交通事故ノ防止又ハ其ノ他本保險ノ目的ノ爲メ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

右ノ要綱ニ對する地方廳或ハ自動車業者並ニ運轉手等ノ團體

の意嚮は大體に於て賛成のもの多く、唯保險料の額、保險給付の範圍並びに其の程度等に就て多少の異見があるやうである。

又民間の保險會社に於ては官營に依る斯る施設を以て民業を壓迫するものとなし、民間保險業者より成る二水會に於ては獨自の案を作成して商工省に陳情したと傳へられて居る。

其の他重要な労働立法としては労働争議調停法の改正問題がある。社會局に於ては調停法施行後の實績に鑑み、豫ねて之が改正の意嚮を有し、私益事業の争議に對する職權調停の擴張並に調停官吏の權限擴張の問題等に就いて調査研究を重ねつゝあつたが、全產聯に於ては本問題に對しても逸早く反對の態度を表明し、十年十二月末詳細なる反對意見書を政府當局に提出した。

尙昭和十年中に制定又は實施せられた労働立法の主なるものとしては労働者災害扶助法、工場法及び鑛業法の改正並に汽罐取締令の施行がある。扶助法に就いては法の適用範圍及び扶助責任者の範圍を擴張し、又以上の三法律とも扶助と損害賠償との關係、扶助請求權の时效及び其の讓渡差押の禁止に關する規定を新たに加ふることとなり、第六十七回帝國議會の協賛を経て、三月三十日法律第十八號を以て公布せられたが、當局に於ては扶助の内容を改善する關係勅令の整備と相俟つて之を實施する意圖である爲に、之が施行勅令は未だ公布の運びに至つて居らない。

臨時職工及人夫名儀の職工に関する業種別調査表

業種別	臨時職工使用工場數	性別	臨時職工				合計	人夫		
			常備職工	工業主ノ直接雇	伊勢新島ノ人夫	計		全職工對臨時工ノ割合	工業主ノ直接雇	供給請負人ノ仲介
染織工場	129	男	24,278	1,326	686	2,012	26,290	7.65	773	1,234
		女	97,968	2,047	222	2,269	100,237	2.26	218	117
機械器具工場	288	男	135,984	37,418	6,887	44,305	180,289	24.57	1,278	8,950
		女	12,614	3,722	456	4,178	16,792	2.49	249	541
化學工場	223	男	57,842	5,384	3,230	8,614	66,456	12.96	1,214	6,215
		女	24,883	2,280	409	2,689	27,572	9.75	126	904
飲食物場	37	男	6,147	1,048	112	1,160	7,307	15.87	267	266
		女	2,580	684	65	749	3,329	22.50	50	4
雜工場	55	男	9,881	841	21	862	10,743	8.02	113	171
		女	2,726	498	21	519	3,245	15.99	—	—
特別工場	22	男	22,984	11,848	76	11,924	34,908	34.16	119	5,313
		女	505	787	19	806	1,311	61.48	51	381
計	754	男	257,118	57,865	11,012	68,877	325,993	21.13	3,764	22,149
		女	141,276	10,018	1,192	11,210	152,486	7.35	694	1,947
男女合計			398,392	67,883	12,204	80,087	478,479	16.74	4,458	24,096

として十一工場に及んで居るが、是等の工場の中には臨時工の数が常備工の数よりも多いものさへある。事業主が臨時工の制度を設けて居るのは常備工に引上げる爲の見習或は試備の期間を臨時工として待遇するものもあるが、其の大部分は近時の工業界の活況に伴ひ、急激に職工増員の必要に迫られた爲であつて、即ち本年五月全産聯より刊行した「臨時工問題に関する参考資料」中にも記されたるが如く、事業主は現下の經濟界乃至産業界の状況に鑑みて工業界雇員の持続性に就いて見通しが付かず、其の結果擴張部分の作業に對しては何時でも自由に縮小し得べき方策として斯る制度を採用したものの様に思はれる。

臨時工と常備工との待遇上の差別に就いては此の間に何等の差別を設けて居ない工場もないが、多くは常備工に比して總ての待遇が劣悪であることを通例として居る。即ち賃銀、手當、賞與其の他の給與並に一般的福利施設に就いて常備工との間に相當の差別のあるのは勿論であるが、就中最も問題となるのは退職又は解備手當の問題である。

問題は工場法施行令第二十七條ノ二に規定する所謂豫告手當と右以外の事業主の福利施設としての退職又は解備手當とに分ちて論ずることが出来る。前者に就いては事業主の工場法上の義務として嚴に之を勵行せしめつゝあるが、事業主の採らんとする脱法的行爲には次の二つの種類がある。

汽罐取締に關する全國的なる統一法規の制定も關係各方面多年の要望で、九年は燃友會及び日本工業協會より夫々之に關する陳情建議書の提出があつたが、遂に十年四月九日付を以て内務省令汽罐取締令並に内務省告示汽罐構造規格の制定を見、五月一日より施行せらるゝこととなつた。取締の内容は從來多くの府縣に於て實施しつゝあつた所と大體同様であるが、今回汽罐検査並に汽罐士試験及び免許の手數料を徴收し、其の規格を統一し其の他各般の事項に亘つて整備統一を見たので、當業者の利便は固より、工場災害の防止上にも資する所が尠くないであらう。

労働保護

昭和十年中に於ける労働保護行政も亦多事多端であつたと云ひ得る。最も社會の視聽を蒐めたのは軍需工業の勃興に伴つて最近急激に膨脹して來た機械器具工場を中心とする比較的大規模の工場に於ける臨時工の待遇改善の問題である。之は労働立法に於ける退職積立金法案と同様社會の論議の中心となつた。第二は輸出工業の躍進に連れて動もすればソーシヤル・ダンピング論の非難的となる中小工業に於ける労働條件の適正化の問題である。女子鑛夫の坑内労働禁止問題もそれが恰も本年の國際労働總會の議題となつた爲に新に世人の關心を呼び起した。

一 臨時工問題 臨時工問題は昭和十年中に於ける最も重要な産業労働問題の一つであつた。臨時工の使備は從來より我國

産業界の一般的慣例となつて居たが、最近軍需工業の勃興、輸出工業の躍進等一部事業界の繁忙に伴ひ、職工の雇備に當り臨時工の形式を探るものが著しく増加して來た。其の雇備形式は或は事業主直接雇備するものあり、或は勞力供給請負業者を通じて雇備するものあり、又其の期限は或は短期の期限を定めて更新し、或は一定作業の完了迄とし、或は何等期限を定めず、或は日々雇入を爲す等極めて種々雑多である。

昭和九年十二月末現在に於て社會局の調査したところに依れば、常時百人以上の職工を使用する大工場のみに見ても臨時工及び人夫名儀の職工を使備するものは七百五十四工場に及び、全國此の種工場全數の約三〇パーセントを占めて居る。而して右の臨時工及び人夫名儀の職工の数は約八萬に及び、全職工數の約一七パーセントを占めて居る。業種別に見た其の詳細なる數字は左表に示す通りである。尤も右は職工數百人以上を有する大工場のみを調査であるから、之に百人以下の中小工場をも加ふれば臨時工の数は更に増大すべく、例へば本年一月の大阪府工場課の調査に依れば、同府下に於ける工場法適用工場職工總數三十六萬人の中臨時工の数は約八萬五千を占めて全數の約二四パーセントに達する有様である。

尙百人以上の臨時工及び人夫名儀の職工を使用して居る工場は全國で百五十二工場に上り、其の中千人以上を使用するものは日本製鐵株式會社八幡製鐵所の一萬一千二百七十六人を首位

第一は期限付職工である。之は一箇月乃至三箇月程度の短期の雇傭期間を附し、實際には之を更新して繼續使用し、雇傭に當つては形式上の契約期間を利用して無手當解雇を爲さんとするものである。之に對しては昭和五年六月通牒を出して工場法施行令第二十七條ノ二の雇傭契約の解除と同視すべきものとして、賃金十四日分以上の解雇手當を支給すべきことを要するとして居る。

第二は人夫の形式に依るものである。即ち事業主に於て實質上職工の作業を爲さしむるにも拘はらず、人夫供給請負人の供給する人夫の形式を採り、事業主との間に雇傭關係なく従つて解雇に關する工場法規の適用を受けずと爲すものである。之に對しては昭和八年十一月通牒を發して三十日に超えて繼續使用せらるゝ職工は日々雇入又は勞務供給の形式に依る場合と雖工場法施行令第二十七條ノ二の適用あるものと爲したのである。

福利施設としての退職、解雇手當に就いては多くの工場に於ては全然之を支給せず、又支給するとしても常傭工よりも少額なることを通例として居るが、本問題に關し本年七月大阪市戸畑鑄物株式會社木津川工場の一臨時職工より提起された解雇手當請求の訴訟事件に對して大阪區裁判所が興味ある判決を下した。原告たる臨時工の言分は(一)昭和八年四月から昭和九年十一月迄一年八箇月の間工場の本體作業に従事し、(二)其の仕事は熟練工でなければ出來ぬ仕事であつたにも拘はらず、(三)臨

時工として雇はれて居た爲め一度も賞與諸手當を支給されず、解雇手當も與へられなかつた、と云ふのであつたが、裁判所は之を認めて被告たる會社は原告たる臨時工に對し常傭工と同様の解雇手當(日給三十日分、六十九圓)を支給すべしと爲した。而して其の理由とする所は

「原告告間の契約に於て勞働能率の増進を圖る目的の下に被告會社は現業員たる原告に對し勞務の提供が特殊の報酬即ち賞與、解雇手當に價するときは之を給與する旨の原則的契約を暗黙に爲せるものにして、従つて原告の勞務の提供が解雇手當に價するときは原告は當然之が支拂を請求し得る權利を有することを認め得べし」

と爲し、原告の精勤工なりしこと、雇傭期間の定めなきこと、比較的長期に亘りて雇傭が繼續し、被傭者は生活の安定を得て勞働能率を高め得たる状況にありしこと、賞與手當等に依り解雇手當が補償せられ居らざりしこと等を綜合して

「社會通念上臨時工たる原告の爲したる勞務の提供は解雇手當の給與に價するものと認むるを相當とす」

と爲して居る。臨時工問題に關聯して今一つ重要な問題は人夫供給請負人を通じて使傭せらるゝ臨時工及人夫の所謂賃銀の「頭ハネ」の問題である。斯る臨時工及人夫の賃銀は月一回乃至二回工業主より支拂はれるが、其の六五パーセント内外は供給請負人を通じて職工及人夫に支拂はれ、残りの三五パーセント内外が工業主

より直接勞働者に支拂はれて居る。而して後者に就いては供給請負人に對する報酬は毎月定額を定め、或は勞働者一人に付き單價を定めて勞働者の賃銀とは別個に之を支拂つて居るので賃銀支拂上の弊害も少いが、前者に就いては供給請負人に依る所謂「頭ハネ」の問題が發生して來るのである。

固より「頭ハネ」の制度は供給請負人の介在を必要とする經濟上の關係より生じた慣習であつて、或る程度は己むを得ざる事情も存するが、往々供給請負業者中には勞働者を犠牲にして不當の利益を貪るものがあるので、勞働者保護上忽ち附するを得ざる重大なる問題である。

「頭ハネ」は勞働者の性別、年齢別、作業場別、勞務の種類別等により各々其の率を異にするものあり、或は又一率なるものあり、或は賃銀の一定比率に依るものあり、或は一定額なるものあり、千差萬別であるが、比率に依るものは勞働者の日給の五パーセント乃至二十五パーセント、金額に依るものは五錢乃至五十錢が普通である。其の低率のものにあつてはさしたる弊害もないが、高率のものにあつては所謂「スウエイティング・システム」が行はれて勞働者を悲惨なる状態に置く場合も尠くない。

社會局に於ては數次の通牒を發し、或は地方廳を督勵して臨時工の待遇の水平化に努力して來たが、此の賃銀「頭ハネ」問題に關しても十年五月地方長官宛に次の如き通牒を出して其の改善に當らしむることとした。

工場に於て勞務供給請負人を通じて使用せらるゝ職工(多くは人夫名義)は其の賃銀を事業主より直接支給せられざる爲め往々賃銀の一部を不當に控除せられつゝあるは勞働者保護上遺憾に被存候に付いては工場法施行規則第十二條ノ二(工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃銀ノ率及計算方法ヲ明示スベシ)ノ適用に注意し使用上の名義如何を問はず工場法の職工と認むべきものに付いては請負人を通ずる場合と雖も直接本人に賃銀を明示せしむる等適當なる方法に依り此の種事實の最少化に付き何分の御配慮相煩度

臨時工の廢止或は其の待遇改善に關する地方當局の努力に就き其の二、三の事例を摘記すれば、愛知縣當局に於ては縣下の代表的機械工場に於て臨時工の使用夥しき實狀に鑑み、之が廢止に就き事業主と種々懇談して苦心を重ねた結果、就業規則の改正其の他の方法に依つて大體十年五月頃迄に期限附臨時工を廢止せしむることを得た。又大阪府當局に於ては本問題に關して十年十月より十一月に懸けて勞働者側代表者並に事業主側代表者を招いて種々協議懇談した結果、工場側に於ても自發的に之が廢止並に其の待遇改善に乗出すことになり、現に二、三の大工場に於ては之が實行に着手した所もある。

二 中小工業に於ける勞働條件の適正化 所謂中小工業及家内工業は我國工業の重要な分野を占めて居るが、此の種工業に於ては當業者に經濟上の餘裕乏しく、且つ業者間の無謀なる競争の結果動もすれば採算を無視したる經營が行はれ、延いて勞働

者は極端なる低賃銀と長時間労働とを甘受するの餘儀なき立場に置かれ、勞資共に生活の脅威を痛感しつゝも自縛自縛之より脱するの術を知らざる状況にある。従つて此の間の事態の適正なる解決を圖り、産業の健全なる發達と労働者の福祉の増進とを期することは最も緊要の事と言はざるを得ない。勿論之が爲には既に工業組合法、輸出組合法等が制定せられて、此の種事業の改善に相當の効果を收めつゝあるが、是等の改善は専ら生産、經營の方面に主眼を置き、直接當該産業に従事する労働者の福利の點に觸れることがないので、産業政策の全般から見るときは跛行的結果を招來することとなり、之を自然の儘に放任せんか、労働状態は益々悪化の一途を辿るに至るべく、國家的見地より決して忽諾に附することを得ざる重大なる問題である。殊に我國中小工業（假りに使用職工五十人未満の工場法適用工場）に於ける工場数は約二萬七千に及び、工場法適用工場約三萬三千の八割以上を占め、更に工場法の適用のない小工場の労働者数は民營工場労働者總数の二割を占むる状況より見ても、我國中小工業に於ける労働者保護の問題は極めて重要なことと言はざるを得ない。

斯る見地よりして社會局當局も從來の如く唯工場法適用工場に於ける法規の勵行に止まらず、更に進んで工場法適用外の小規模工業に於ける労働条件の適正化に就いても地方當局と協力して業主間に斡旋、勸奨するの方針を立て、九年來警察部長會

議、工場課長會議等に於ても詳細に此の方策を指示し來つたが、差當り弊害の最も甚しい業務に就て地方廳に指示して、同業組合等を指導、督勵せしめて事業主の自治的手段を促し、労働条件適正化の實現を期することとした。

而して十年中に於ても京都府下に於ける扇骨製造業（工場數一七八、職工數六一一）、大阪府下に於けるメリヤス、靴下製造、加工工場（工場數八六、職工數四四八）等に於ける就業時間の統制を行つたが、其の最も代表的なものとして愛知縣下に於ける織維工場に於ける就業時間の統制問題並に埼玉縣下に於ける製絲工場に於ける最低賃銀の値上問題がある。今前者に就いて左に其の概要を掲げる。

愛知縣下に於ける中小工場の織維工業に於ては業者間の無統制なる競争の結果、動もすれば就業時間を延長し、工場法規違反に陥る處あり、而も是等の業態に於ては二部交代制を採用するものが多く、之が取締も相當困難なる實情に鑑み、本年七月縣當局に於ては此の種業者の自覺を促し、一部制のものに對しては始業時間及終業時間を統一し、二部制のものに對しては一部制に變化せしむる等、就業時間の統制に依る労働者保護の實効を期した。

(イ) 統一せる織維工場の範圍

織物、襪、製絲、製綿、製絨、紡績、染色整理、組物編物、麻絲連續、製網、裁縫の各業務

(ロ) 統一せる工場數

織物工場 二、六四一
製絲工場 七五五
其他の工場 七三六
計 四、一三二

(ハ) 統一せる就業時間

(1) 名古屋市内 年中 始業 午前七時 終業 午後六時
(2) 其他縣下一般
自五月一日の間は 始業 午前六時 終業 午後五時
自九月三十日の間は 始業 午前七時 終業 午後六時
自十月一日の間は 始業 午前七時 終業 午後六時
自四月三十日の間は 始業 午後六時

右の如く社會局では事業主の自治的手段に依り中小工業に於ける労働条件の適正化を圖ることを全國的に普及せしむると共に、一層労働条件に關する協定の強化を期する爲に次の如き法律案を作成し、之を二月十八日及二十一日開催の社會局參與會議に諮問したが、都合に依り議會提出の運びには至らなかつた。

労働条件ニ關スル協定ノ強化ニ關スル件

第一條 同業者團體が労働条件又ハ之ニ直接影響アル事項ニ付協定ヲ爲シ其ノ加盟者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ申請シタル場合ニ於テ行政官廳労働条件ノ適正ヲ期スル爲必要アリト認ムルトキハ當該協定ヲ爲シタル同業者團體ノ加盟者又ハ其ノ地區内ノ同業者ニ對シ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ同業者團體ハ其ノ地區内ニ於ケル同業者三分ノ二以上ノ加盟アルコトヲ要ス

本法ニ於テ同業者團體ト稱スルハ同一又ハ類似ノ業ヲ營ム者ノ團體ヲ謂フ

第二條 同業者團體が其ノ加盟者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ前條第一項ノ協定ヲ廢止又ハ變更シタルトキハ行政官廳ハ其ノ申請ニ基キ前條第一項ノ命令ヲ廢止又ハ變更スルコトヲ得

第三條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條第一項ノ命令ヲ廢止スルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ第一條第一項ノ命令ヲ受ケタル者ノ作業場ニ臨檢セシムルコトヲ得

第五條 第一條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 正當ノ事由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第五條ノ罰則ハ其ノ適用ヲ受ケタル者ガ法人ナルトキハ理事取締役其他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 第一條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ第五條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

三 女子鑛夫の坑内労働禁止問題 労働保護行政中女子の坑内労働禁止問題は十年の第十九回國際労働總會に於て九年に引續いて討議せられ、殊に十年の總會に於ては「一切ノ種類ノ鑛山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトニ關スル條約案」が大多數を以て採擇せられたので、再び新なる問題として社會の關心を惹くに至つた。

我國は印度と共に世界に於て女子の坑内労働を認めて居る唯二つの國である。然しながら印度に於ては既に女子の坑内労働を漸減する方針を採り、一九三九年六月一日迄には完全に廢止せらるゝこととなつて居る。我國に於ても昭和三年の内務省令改正鑛夫勞役扶助規則を以て五年間の猶豫期間を置いて、昭和

坑内女子及年少者數減少表

年次別(毎月)	女子	年少男子	合計
昭和3年	38,411	481	38,892
同 4年	33,532	1,419	34,951
同 5年	24,470	1,060	25,530
同 6年	11,385	518	11,901
同 7年	7,518	281	7,799
同 8年	6,854	201	7,055
同 9年	5,627	108	5,733

八年九月一日より一般的に十六歳未満の年少者及女子の坑内労働を禁止して居るが、唯「主トシテ薄層ヲ採掘スル石炭坑」並に「主トシテ殘炭ヲ採掘スル石炭坑」に就いては經營上の問題及鑛夫の生活上の問題をも顧慮して特に鑛山監督局長の許可を條件として之が例外

を認めて居る。而して主として薄層又は殘炭を採掘する石炭坑は言ふまでもなく、其の自然的條件が極めて劣悪なるものが多いため、經營の合理化、採掘方法の改善等に依り之が能率を増進すると共に鑛夫の收入増加を企圖するの外途なきを以て當局に於ては、鑛山監督局長の指導の下に着々之が促進に努めた結果、昭和三年始めて女子の入坑禁止の原則を設けた當時に於ては約四萬人の該當者があつたものが、五箇年の猶豫期間を経過した昭和八年六月末には約七千人に減じ、更に昨年六月末現在に於ては約五千七百人に減少した。其の漸減の趨勢は上表の通りである。

其の他

一 國際労働總會 第十九回國際労働總會は昭和十年六月四日より同月二十五日に亘り瑞西國ジュネーヴに於て開催せられたが、其の概況は次の通りである。

第一 會議事項(議題)

- (一) 一國より他國へ移住する労働者の爲の廢疾、老齢及寡婦孤兒保險に依り取得の中途に在る權利及既に取得せる權利の保全に關する問題(第二回討議)
- (二) 一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下労働に關する問題(第二回討議)
- (三) 年少者の失業に關する問題(一回討議制に依る)
- (四) 植民地及類似の状態に在る他の領域に於ける労働の募集に關する問題(第一回討議)

る問題(第一回討議)

- (五) 有給休日に関する問題(第一回討議)
- (六) 特に左記に關する労働時間短縮に關する問題(一回討議制に依る)
 - (イ) 政府に依り實行せられ又は補助せらるゝ公共事業
 - (ロ) 鐵鋼業
 - (ハ) 土木建築業
 - (ニ) 硝子瓶製造業
 - (ホ) 炭坑業
- (七) 一九三一年の炭坑労働時間條約の一部改正に關する問題

第二 本邦代表委員

本邦政府は本總會に對し平和條約第三八九條の規定に従ひ左の代表委員を任命又は指名して總會に參列せしめた。

- 政府側代表委員
 - 國際労働機關帝國事務所長 吉阪 俊藏氏
 - 社會局労働部長 赤松 小寅氏
 - 使用者側代表委員 渡邊 福雄氏
 - 株式會社渡邊鐵工所取締役社長 八木 信一氏
 - 労働者側代表委員
 - 日本労働總聯盟會長

右の中使用者側代表委員は日本商工會議所並に全國産業團體聯合會に於て協議の上推薦し來りたるものであり、労働者側代表委員は千人以上の團體員を有する労働團體をして推薦せしめ

政府は右の推薦せられた代表委員候補者に就いて(顧問も同様)其の推薦團體の所屬團體員千人に付き一票の割合で其の得票を計算することとした結果、日本労働組合會議並に東京瓦斯労働組合統一協議會、東京瓦斯産業労働組合より推薦せられた八木信一氏が絶對的多数を得て代表委員として選任せらるゝこととなつたのである。尙労働代表の顧問は同じく右の諸團體より推薦せられた日本労働總同盟中央委員原虎一、日本製鐵従業員組合長加藤良左衛門の兩氏が選任せられた。

第三 會議の概況

本總會に參加した國は六十二の締盟國中五十二國で、就中米國及びソヴェト・ロシアが始めて締盟國として夫々正式に代表を派遣したことが著しく人目を惹いた。總會の議長には南阿政府代表のクレスウェル氏が選ばれた。左に正式議題に關する審議の結果を簡単に掲げることとする。

第一議題に關しては國際労働事務局に於て作成した「廢疾、老齢及び寡婦孤兒保險ニ基ク權利保全ノ爲ノ國際制度ノ確立ニ關スル條約案」に多少の修正を加へ八十五票對零(本邦に就ては政府及使用者代表は棄權、労働者代表は賛成)を以て採擇した。

第二議題は本邦にも關係の深い重要なものであつたが、「一切ノ種類ノ鑛山ニ於ケル地下労働ニ婦人ヲ使用スルコトニ關スル條約案」が百十七票對零(本邦に就ては政府代表及労働者代表は賛成使用者代表は棄權)を以て採擇せられた。

第三議題は總會に於て一回討議制に依り決定する事となり、「年少者ノ失業ニ關スル勸告案」が百六票對零（本邦に就ては政府代表及使用者代表は棄權、労働者代表は賛成）を以て採擇せられ、同時に之に關する決議案が可決せられた。

第四議題は今度の總會に於ては第一回の討議であつたので、單に一般的討議を爲し、次回の總會に於て最終討議を爲すべき旨を議決すると共に、各國政府に宛て發すべき質問書の要點を結論の形式に於て決定した。

第五議題も第一回討議であつたので、唯質問書の結論と之に關する決議を決定したのみであつた。

第六議題は既に八年の總會より引續き討議せる重要なものであるが、今次の總會に於いて「労働時間短縮ニ關スル一般條約案」を七十九票對三十票（本邦に就ては政府代表は棄權、使用者代表は反對、労働者代表は賛成）を以て採擇し、尙之に關聯して、「労働者ノ生活標準ノ維持ニ關スル決議案」を可決した。

第七議題に關しては「炭坑労働時間條約案ノ改正案」が七十二票對十八票（本邦に就ては政府代表及使用者代表は棄權、労働者代表は賛成）を以て採擇せられた。

二 労働者災害扶助及び同責任保險 労働者災害扶助制度は廣義に於ける社會保險の觀念の内に入るべきものであるが、我國に於いては工場法、鑛業法及労働者災害扶助法に規定せられて労働監督の一部として労働部に於て之を施行しつゝあるので簡單

に此處に述ぶることとした。本春以上の三法に一部分の改正を加へて扶助請求權の私法上の法律關係を明確ならしめたことは既に労働立法の條下に於て述べたところであるが、扶助の内容の合理化並に之が改善を圖ることに就いては未だ財政當局との協議整はずして之が實現を見ざるは労働者保護上遺憾に堪へないことである。

労働者災害扶助責任保險制度は請負業者の爲す土木建築事業に於ける労働者災害扶助責任を保險するものであるが、保險工事の注文者が工事用物を支給する場合に於ける従來の保險料算定方法が保險經濟に影響を及ぼすこと尠からぬ事實に鑑み、其の不合理を是正する爲に十年春其の施行令並に施行規則中の一部に改正を加へ、注文主より工事材料の支給ある場合に於ては保險料の基礎となるべき請負金額中に其の價格を加算することとして負擔の衡平を圖ることとした。尙最近に於ける本保險事業の概況を表示すれば次の通りである。

昭和九年度事業概況

保險料收入	九年度收入濟保險料	一、五五三、八八四・八八
	前年度より越支拂備金	六一三、一七九・九一
	前年度より越未經過保險料	三九五、九八九・五八
保險金支出	療養費	五六七、七一五・九八
	休養扶助料	二七八、九一四・八六
	障害扶助料	一三九、〇四四・〇〇

遺族扶助料	一七一、四六八・〇〇
打切扶助料	一九、二二四・〇〇
計	一、一七六、三六六・八四
翌年度へ越未經過保險料	四四九、五三六・三四
同 支拂備金	五八八、九八二・六四
九年度中發生事故件數	一八、一〇六件
保險工事數	七、二二六件
保險工事使用労働者延人員	男 四八、七八三、二〇四人
	女 三、〇〇七、七一三人
昭和九年十月一日現在保險工事使用労働者數	一六七、〇九四人

社會保險行政

我國の社會保險

一九二七年の第十回國際労働總會は疾病保險の一般原則に關する勸告を決議したが、其の前文に於て「健全にして強壯なる労働力の維持は單に労働者自身の爲のみならず、生産力の増進を望む社會の爲にも亦極めて重要であり、且其の増進は労働者の生産能率の損失を豫防し、又は恢復する爲恒久的、且組織的に周到なる措置を執ることに依りてのみ之を達成することを得べく、而して右目的の爲の最善の周到なる措置は社會保險の制度を確立し以て其の適用を受くる者に明確なる權利を與ふるに在る」旨を述べてゐる。而して社會保險は制度としての發達極めて近年のことに屬するに拘らず、殆んど有らゆる文明諸國に

依つて採用せられ、僅々數十年間に驚くべき發達を遂げたのである。蓋し相互扶助的精神に基く保險の危險分散機能は、國家の統制、援助及事業主の財的協力と相俟つて、少額所得者の經濟生活を安定せしむる爲極めて有効且適切であつたからである。

而して我國に於ける社會保險制度としては、大正十一年四月法律第七十號を以て制定せられたる健康保險制度がある。本保險は疾病及び災害保險を以て根幹と爲すが、尙其の他出産保險及び埋葬保險をも包含してゐる。原則として被保險者の加入を強制するところの所謂強制保險である。然し乍ら其の被保險者の範圍は最近までは工場法適用工場及鑛業法適用鑛山に限られて居つて、其の數大約二百萬人に過ぎなかつたのである。昭和九年の法律改正に依つて本年四月から工場法、鑛業法非適用の工場、鑛山（當時五人以上使用の）及び交通労働者の一部等にも擴張されることになつたが、其の數四五萬人を超えない。されば我國に於ける社會保險の將來としては、先づ以て健康保險の適用範圍の擴張と云ふことを考へねばならぬのである。差し當り其の適用を必要と考へらるゝ被備労働者としては、土木建築労働者約五十三萬人、商業使用人約百三十萬人、家庭使用人約八十萬人、交通運輸労働者約三十萬人等を擧げ得る。尙此の他所謂俸給生活者約百四十萬人も此の種施設を必要とする。更に又是等の者の家族にも恩恵を及ぼすに非ざれば社會保險の使命を全くしない。現行制度に於ても家族に對する給付の缺けて居る

に入つて著増を來したのは、昭和九年三月法律改正の結果とし

昭和九年三月末現在被保險者數内譯表

	政府管掌	組管管掌	合 計
強制被保險者	1,290,439	674,587	1,965,026
内譯			
工場法適用	1,220,105	510,783	1,730,888
鑛業法適用	70,334	163,804	234,138
任意包括被保險者	4,365	31,968	36,333
任意繼續被保險者	122	—	122
計	1,294,926	706,555	2,001,481

者の種類別内譯は統計が完成して居らぬので多少古い数字になるが上表の如くである。

制度施行以來の被保險者數の増減の跡を見るに、昭和元年度末に於ては一、九四一、四四六人であつたが、其の後經濟界の不況に伴つて漸減的傾向を辿り、昭和五年度末に於ては一、五四七、七八〇人に低下した。然し乍ら其の後再び増加の趨勢を辿り、昭和九年度末に於ては二、三一五、四三一人となつた。尙昭和十年度

年 度	政府管掌		組管管掌		合 計	
	實 數	指數	實 數	指數	實 數	指數
昭和6年度末	1,047,553	92	585,684	73	1,633,237	84
同 7年度末	1,122,141	99	598,058	75	1,720,199	89
同 8年度末	1,294,926	113	706,555	88	2,001,481	103
同 9年度末	1,503,708	132	811,723	102	2,315,431	120
同 10年7月末	2,021,377	178	894,423	112	2,915,800	150

險組合である。健康保險組合は事業を基礎とし、事業主及び其の事業に使用せらるゝ被保險者を以て組織する自治的團體であ

て、昭和十年四月一日から被保險者の範圍が擴張せられ、十人未満の小工場、砂鑛業、地方鐵道、軌道に依る交通運輸業等に使用せらるゝ者が新に強制被保險者となつたが爲である。其の數は昭和十年十一月一日現在四三六、八一〇人である。昭和六年度以降の各年度末現在被保險者數は上表の如くである。

此の他一定の官業共済組合の組合員たる被保險者に就ては、當該共済組合に於て健康保險事業を代行しつゝあるものと認め健康保險の給付を爲さず又保險料をも徴せざることとなつて居るが、其の該當被保險者數は昭和十年八月末現在に於て一六八、八〇一人となつて居る。

二 保險者 本保險の經營主體即ち所謂被保險者は政府と健康保

ことは一大缺陷と謂はねばならぬ。従つて是等を總計すれば、被備者階級及び其の家族だけでも約二千萬人位には達するのであつて、是等は何れも健康保險の擴充適用を必要とする者である。然し乍ら更に進んで我國の現狀を観るならば、是等の者の生活問題もさること乍ら、國民の大半を占むる所の農民及中小商工業者の經濟的疲弊と云ふ問題がある。是等は所謂被備者階級の觀念に入らぬ者が多いのであるが、其の現在生活不安に陥つて居ることに於ては決して被備者階級に劣らぬのである。等しく少額所得國民として、社會保險の適用を必要とする者である。斯く觀じ來るときは我國に於ける健康保險制度擴充の餘地と云ふものは實に廣大であると云はねばならぬ。而して現在までの如き擴張の足どりを以てしては、是等少額所得者の大部分に本制度の恩恵を及ぼし得るの日は到底近き將來に於て之を考へることは出來ぬやうに思はれる。

翻つて惟ふに、現在の健康保險制度は獨、英等の流れを汲んだところの所謂勞働保險の制度である。即ち被備勞働者を其の對象とするものである。其の特色は費用の一半を事業主に負擔せしむることであつて、且其の内容は充實して居る。然し乍らそれだけに我國の現狀に於ては之が擴充は容易でない。のみならず我國に於ては國民の大半を占める所の農村住民及中小商工業者の如きを勞働保險の對象とすることは困難である。されば我國の如き國情の下に於ては、一面に於て勞働保險の形式に拘

泥せずして、實現容易なる方法に依つて國民の大多數、就中農村住民を對象とする所の疾病保險制度の實現を圖ることが必要である。而して此の要求に應じて案出されたものが國民健康保險制度案である。國民健康保險制度は未だ實施には至らないが、其の要綱案は十年十月二十八日内務大臣より社會保險調查會に諮問せられ、同調査會は慎重審議の結果同十二月十日之を一部修正可決した。

以上は健康保險に關する我國の情勢であるが、尙此の他に社會保險としては癡疾保險、養老年金、遺族保險、失業保險等の制度をも考へねばならぬ。然し乍ら是等社會保險の領域は我國に於ては未だ殆んど全く開拓されて居らぬ。官吏の恩給制度の如きは極めて限られたるものである。任意共済組合の形式に於て多少此の種の領域に手を染むるものもあるも極めて微々たるものである。

健康保險事業の概況

一 被保險者 健康保險の被保險者には強制被保險者、任意包括被保險者及び任意繼續被保險者の三種がある。

強制被保險者とは健康保險法第十三條に列挙する者であつて本人の意思如何に不拘、當然被保險者となるものである。

任意包括被保險者とは一定の(健康保險法第十四條)工場又は事業の事業主が其の使用する勞働者二分の一以上の同意を得、内務大臣の認可を受ければ、其の使用する勞働者は全部包括的に

被保險者となるものである。

任意繼續被保險者とは一定期間被保險者たりし者が解雇等の事由に因り其の資格を喪失した場合に、其の申請に依り更に百八十日間繼續して被保險者となり得るものである。

被保險者の總數は昭和十年七月末現在に於て二、九一五、八〇〇人であつて、内政府管掌に屬するもの二、〇二一、三七七人、健康保險組管管掌に屬するもの八九四、四二三人である。被保險

つて、其の組合員たる被保険者の健康保険を管掌してゐる。政府の認可に依つて成立し、法人格を與へられ、其の事業の經營に就ては政府の監督を受ける健康保険組合の数は昭和十年七月一日現在に於て三六六組合である。

政府は組合の管掌する被保険者以外の一切の被保険者の健康保険を管掌する。其の機關は中央機關として内務大臣の下に社會局長官其の經營に當り、地方機關として地方長官（東京府に在つては警視總監）其の業務を執行してゐる。

政府の管掌する被保険者数と組合の管掌する被保険者数との割合は、前項に述べた如く被保険者總数の約七割は政府が管掌して居る。

何れの國に於ても疾病保険は被保険者の自治的組合に依つて經營されて居るのが通例であつて、此の點に於て我國の如き制度は極めて異例に屬する。

三 保險給付 保險給付としては療養給付、療養費及傷病手当金、埋葬料又は埋葬費、分娩費、産院收容、助産手当及出産手当金等がある。

療養給付は傷病の際に於ける醫療現物給付である。療養の範圍は診察、藥劑又は治療材料の支給、處置其の他の治療、看護及移送に亘り、必要に依り入院治療を行ひ又往診をも爲して居る。同一傷病又は之に因り發したる疾病に付療養給付を始めたる日より起算し百八十日間支給される。本給付は保險給付の根

る金額を支給される。昭和八年度中に於ける此の兩者の支給件数は一一、七六三件、費用總額は四七四、五六五圓であつた。

分娩費は被保険者分娩の場合支給される現金給付であつて、其の金額は二十圓である。然し乍ら被保険者は被保険者を産院に收容し又は助産の手當を爲すことが出来るのであつて、此の場合には分娩費は十圓となる。昭和八年度中の分娩費等の支給件数は三四、六六四件、費用總額は二九、二四七圓であつた。

出産手当金は被保険者分娩の前後休業したる場合賃銀の減少を填補する爲の現金給付である。支給期間は分娩の日前二十八日、後四十二日以内に於て勞務に服せざりし期間である。算出の根據は傷病手当金の場合と同様である。總て分娩に關する給付は分娩前一定期間以上被保険者たりし事を要件として居る。昭和八年度中の出産手当金の支給件数は三七、二五一件、費用總額は五一九、七〇五圓であつた。

終りに昭和六年度以降の保險給付の總件数日數及費用額を示せば下表の如くである。

四 醫療組織 醫療現物給付を行ふ爲、保險者は必要なる醫療機關の組織を整備することを要する。之を醫療組織と稱する。

政府は日本醫師會、日本齒科醫師會及び日本藥劑師會と夫々契約を締結して、其の管掌する被保険者の診療を委託し、尙此の他若干の公立病院及び官公立大學附屬醫院にも委託して居る。而して日本醫師會、齒科醫師會及び藥劑師會は何れも所屬會員に

幹を爲すものであるが、最近の統計である昭和八年度中に於ける其支給件数は五、七一〇、〇六四件、費用總額は一六、五五一、〇九九圓であつた。

療養費は療養の給付を爲すこと困難なる場合に於て之に代り支給せらるゝ現金給付であつて、昭和八年度中に於ける其の支給件数は七、六一五件、費用總額は一四七、〇六四圓であつた。傷病手当金は傷病療養の爲勞務に服すること能はず休業した場合に於て賃銀の減少を填補する爲に支給される所の現金給付である。其の額は一日に付標準報酬日額（等級的に標準化された賃銀日額）の六割である。療養給付と同様に同一の疾病又は負傷及び之に因り發したる疾病に付傷病手当金支給を始めた日より起算し百八十日間支給されるのである。而して傷病の事由業務外なるときは、勞務不能となりたる日より三日の待期を置き第四日目より支給される。療養給付に次いで重要な保險給付である。昭和八年度中に於ける支給件数六六三、六三九件、費用總額は八、三七〇、一五三圓であつた。

埋葬料は被保険者死亡したる時其の家族等にして埋葬を行ふ者に對し給する現金給付である。金額は被保険者の標準報酬日額の三十日分に相當する金額である（其の金額三十圓に満たざる場合は三十圓とする）。埋葬費とは埋葬料を受くべき者無く、他人が埋葬したるとき、其の費用を補償する爲の現金給付である。埋葬料の金額の範圍内に於て其の埋葬に要したる費用に相當す

對して、保險診療の機會均等主義を以て臨み、保險診療に従事

各年度保險給付件数、日數及費用額 政府管掌

年 度	件 数		日 数		費 用 額	
	實 数	被保險者一人當	實 数	被保險者一人當	實 数	被保險者一人當
昭和6年度	3,284,642	3.00	46,987,217	42.90	14,854,271	13.57
同 7 年度	3,251,785	3.03	45,661,743	42.61	13,648,413	12.74
同 8 年度	3,700,662	3.02	51,897,377	42.41	15,218,177	12.44

組 合 管 掌

年 度	件 数		日 数		費 用 額	
	實 数	被保險者一人當	實 数	被保險者一人當	實 数	被保險者一人當
昭和6年度	2,550,747	4.35	28,002,127	47.81	11,658,690	19.91
同 7 年度	2,424,805	4.16	26,060,744	43.58	10,115,891	16.91
同 8 年度	2,795,032	3.06	29,481,363	41.74	11,418,850	16.17

せんとす
る者は總
て之を推
薦し政府
は特別の
事由なき
限り之を
保險醫、
保險齒科
醫、又は
保險藥劑
師として
指定する
ことにな
つてゐ
る。最近
に於ける
是等保險
醫等の入
員は左表

の如くである。

昭和九年三月末現在保険醫保險齒科醫及保險藥劑師數

醫師、齒科醫師、藥劑師 百人に対する保險醫、齒 科醫、藥劑師數の割合	實數
保險醫	三一、五九六
保險齒科醫	一〇、三七六
保險藥劑師	六、六六四
醫師、齒科醫師、藥劑師 百人に対する保險醫、齒 科醫、藥劑師數の割合	六三%
醫師	五九
齒科醫師	四五

尙此の他全國に亘り昭和十年十月末現在に於て五十二の公立病院及び官公立大學附屬醫院と契約を締結して居つて、被保險者は廣く以上の診療機關中其の好む所に就いて診療を受け得らるゝ組織になつて居る。所謂自由選擇主義に依つて居る。

健康保險組合の醫療組織は組合に依つて異なるが、大多數の組合は政府同様日本醫師會等と契約を締結してゐる。但し組合に於ては組合自身の診療機關又は事業主經營の診療機關を主たる醫療機關として利用するものが多い。

診療報酬は政府は日本醫師會に對しては被保險者の人頭割に依る報酬を支拂つてゐる。昭和十年度の契約に於ける人頭單價は被保險者一人一年當七圓四十四錢四厘六毛とし、右の報酬額中より公立病院及び官公立大學附屬醫院、藥劑師に對する報酬額を控除するものである。特に炭礦被保險者に就ては危險率高きの故を以て被保險者一人一年當二圓の限度に於て診療報酬の補給を爲して居る。日本齒科醫師會に對する昭和十年度の診療報酬は被保險者一人一年當八十四錢の人頭割を以て之を支拂つ

て居る。公立病院及び官公立大學附屬醫院に對し支拂ふ診療報酬は所定の料金表に基く定額式に依るものである。

健康保險組合に於ける診療報酬契約狀況は政府の場合の如く單純でなく、相當に複雑多岐に亘つてゐる。日本醫師會との診療報酬契約は時價式最も多く殆んど大半を占め、之に次ぐものは人頭式にて定額式は最も少い。而して診療報酬單價は時價式に於ては、政府對日本醫師會契約に基く一點單價に依り、若し其の額が二十五錢以上なるときは二十五錢とし、十五錢以下なるときは十五錢とするものである。人頭式では其の組合の傷病率の高低に依つて其の額を異にするも、被保險者一人一年當七圓程度を最低とし十圓を超過するものは僅少である。定額式では一點單價を二十錢とするものが多く、最低は一點當十五錢である。

五 保健施設 被保險者は被保險者の健康を保持する爲諸種の施設を爲すことが出来ることになつて居つて之を保健施設と稱する。政府管掌保險に於ては大體毎年十五萬圓乃至二十萬圓程度の費用額を支出して各種の保健施設事項を實施してゐる。保健施設事項としては一般保健宣傳、保健衛生に關する講演會、活動寫眞及び展覽會、體育講習會及び運動競技會、十二指腸蟲驅除、外科後處置、營養改善、レントゲン設置等で最近に於て新に健康相談施設及び健康者表彰等の事項を附加したのである。昭和十年七月末現在に於て健康保險相談所は全國に十二箇所を

各年度收入支出
政府管掌

年 度	收入額	支出額	收 支 殘 額	
			金 額	収入額に對する割合
昭和6年度	17,480,744	16,816,799	663,945	4%
同 7 年度	17,109,441	15,588,424	1,541,017	9%
同 8 年度	19,308,863	17,138,532	2,170,331	11%
同 9 年度	22,447,164	19,734,805	2,712,359	12%

組 合 管 掌

年 度	收入額	支出額	收 支 殘 額	
			金 額	収入額に對する割合
昭和6年度	16,986,747	13,054,580	3,932,167	23%
同 7 年度	15,585,646	11,523,270	4,041,376	26%
同 8 年度	16,781,398	13,552,638	3,228,760	19%

設置してゐる。健康保險組合では原則として保險給付費年額の一割以下の額を保健施設費と爲すことが出来るのであるが、昭和八年度には三十萬圓臺の費用額を支出してゐる。保健施設事項は大體に於て政府管掌の場合と相似たものである。最近に於て特に呼吸器疾患被保險者等の爲に保養所の設置を爲すものあるは注目すべきことである。

六 費 用 政府管掌保險に於ける其の收支狀況は概して順調であつて、昭和元年度を除き収入額は千七百萬圓乃至二千二百萬圓、支出額は千五百萬圓乃至千九百萬圓で、其の收支差引額は昭和二年度の五萬六千圓を最低額として昭和九年度の二百七十萬圓を最高額としてゐる。收支差引額の収入額に對する割合は昭和元年度を除くときは、昭和二年度の〇・三%を最低率として、最近次第に増率を示し、昭和九年度は十二%に上つてゐる。

組合管掌保險に於ける收支の狀況は上表の如く政府管掌の場合に比較すれば相當に餘裕あるものと謂ふことが出来る。健康保險に對する國庫の費用負擔は政府管掌保險に於ては健康保險特別會計に對する一般會計繰入金の形を以て爲される。而して昭和三年度迄は保險給付費年額の一割を限度として其の額以内の豫算額を繰入れ、昭和四年度以降は被保險者一人一年當平均二圓の割合を限度として其の額以内の豫算額を繰入れて居る。組合管掌保險では國庫は各健康保險組合に對する國庫負擔金の總額が被保險者一人當平均二圓の割合を超えざる限度に於て各組合の保險給付費年額の十分の一を負擔して居る。各年度に於ける國庫負擔金總額被保險者一人當及び保險給付費に對する割合を示せば次頁上表の通りである。健康保險に於ける積立金の狀況は政府管掌保險では昭和二年度分の五萬六千圓を最低とし、昭和九年度分の二百七十萬圓を

各年度國庫負擔金

年 度	政 府 管 掌			組 合 管 掌		
	金 額	被保險者一人當額	給付率に對する割合	金 額	被保險者一人當額	給付率に對する割合
昭和6年度	1,738,276	1.6	12	1,167,250	1.9	10
同 7 年度	1,696,870	1.6	12	1,009,954	1.7	10
同 8 年度	1,696,870	1.4	11	1,131,920	1.7	10
同 9 年度	1,696,870	1.2	10	1,342,518	1.8	10

は、其の標準報酬日額に付四錢の割合となつてゐる。而して保險料の負擔割合は料率四錢のものは被保險者並に事業主に於て各折半とし料率八錢のものは被保險者三錢、事業主五錢の割合で之を負擔する。

最高として各年度相當の差異を示してゐる。右の額の保險給付費年額に對する割合を算出して見れば〇・三%乃至十五%で最近に於て稍々増率を示してゐる。

組合管掌保險では、昭和元年度分の二十七萬圓を最低とし昭和三年度分の百七十八萬圓を最高額とする。保險給付費年額に對する割合は、六%乃至十一%である。

保險料率は政府管掌保險では石炭の試掘、採掘及び之に附屬する事業場又は工場に使用される各被保險者に就ては、其の標準報酬日額一圓に付八錢の割合とし右以外の各被保險者に就て

各年度積立金

年 度	政 府 管 掌		組 合 管 掌	
	金 額	給付率に對する割合	金 額	給付率に對する割合
昭和6年度	663,945	4	979,014	9
同 7 年度	1,541,017	11	1,099,062	11
同 8 年度	2,170,330	14	877,555	8
同 9 年度	2,712,359	15	—	—

組合管掌保險の保險料率は組合各自に之を決定して居り、最低二錢より最高九錢の相當範圍に亘つてゐるが、其の中で最も多いのは四錢以上四錢五厘未満で全體の約三十八%を占め、次は三錢以上三錢五厘未満の十五%、三錢五厘以上四錢未満の十二%等で、八錢以上は石炭鑛業に於ける組合で僅かに三%程度である。

七 查 保險給付及び保險料其の他の徵收金(被保險者が事業主の扶助を代行した場合の費用償還金、延滞金、督促手数料の類)決定又は賦課の處分に關して不服のある者の救済方に就ては第一次、第二次及び第三次健康保險審査會の設がある。而して健康保險審査會に於て處理した件数は健康保險實施以來昭和十年十月末迄に第一次に於て百三十二件、第二次に於て二十六件、第三次に於て五件である。

國民健康保險制度案要綱は冒頭にも記した通り、十年十月内務大臣より社會保險調査會に諮問し、十二月十日の總會に於て

一部修正の上可決したが、其の全文は左の通りである。

第一總 說

- 一 本保險ハ庶民ノ健康保險ヲ目的トスルコト
- 二 本保險ハ被保險者ノ疾病、負傷及分娩ヲ以テ保險事故トスルモ被保險者ノ死亡ヲモ保險事故トスルコトヲ得ルコト但シ分娩ニ付テハ特別ノ事情アル組合ニ於テハ保險事故ト爲サザルコトヲ得ルコト
- 三 本保險ハ國民健康保險組合ヲ以テ其ノ被保險者トスルコト

第二 國民健康保險組合

- 一 總 則
 - (一) 組合ハ普通國民健康保險組合ト特別國民健康保險組合ノ二種トスルコト
 - (二) 組合ハ之ヲ法人トスルコト
 - (三) 國、道、府縣及市町村ハ豫算ノ範圍内ニ於テ組合ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルコト
- 二 組織
 - (一) 普通國民健康保險組合ハ其ノ地區内ニ於テ一戸ヲ構フル者又ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ以テ組合員トスルコト前項ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ルコト但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
 - (二) 監督官廳必要アリト認ムルトキハ普通國民健康保險組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ヲ總テ組合員タラシムルコトヲ得ルコト但シ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラザルコト

- (三) 特別國民健康保險組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ同種ノ業務ニ従事スル者、同一ノ事業ニ使用セラルル者其ノ他共同ノ利害關係ヲ有スル者ヲ以テ組合員トスルコト
- (四) 組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ贊助スル者ヲ贊助組合員ト爲スコトヲ得ルコト

三 設 立

- (一) 組合ヲ設立セントスルトキハ發起人ハ規約ヲ作り組合員タラントスル者ノ同意ヲ得テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト
- (二) 組合ハ組合員及規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ世帯ニ屬スル者ヲ以テ被保險者トスルコト
- (三) 組合ノ地區内ニ定住セザル者其ノ他特別ノ事由アル者ニ付テハ規約ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト爲サザルコトヲ得ルコト
- (四) 貧困ノ爲法令ニ依リ救護ヲ受クル者及法令ニ依リ疾病及負傷ニ付療養ニ關スル給付ヲ受クル者ハ被保險者ト爲サザルコト
- (五) 多額ノ収入アル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ被保險者ト爲サザル例トスルコト

四 被保險者

- (一) 組合ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ療養ニ要スル費用ヲ支給スルコト
- (二) 療養ノ給付ハ左ノ範圍トスルコト
 - (イ) 診察(往診ヲ含ム)
 - (ロ) 藥劑(實藥ヲ含ム)又ハ治療材料ノ支給

- (一) 處置、手術其ノ他ノ治療
- (二) 入院
- (ホ) 看護
- (ハ) 移送
- (三) 療養ノ給付ニ付テハ組合ハ特別ノ事情ナキ限リ一般ノ醫師齒科醫師、藥劑師其ノ他ノ醫療機關ヲ組合ノ醫療機關トシテ指定シ被保險者ニ醫療機關選擇ノ自由ヲ認ムルコト
- (四) 分娩ヲ保險事故ト爲ス組合ニ於テハ被保險者ノ分娩ニ關シ助産ノ給付ヲ爲スコト但シ特別ノ事情アル組合ニ於テハ助産ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト
- (五) 組合ハ被保險者ノ死亡ニ關シ葬祭ノ給付又ハ之ニ要スル費用ノ支給ヲ爲スコトヲ得ルコト
- (六) 療養、助産又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス組合ニ於テ其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他特別ノ事由アル場合ニ於テハ之ニ代ヘテ之ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得ルコト
- (七) 組合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケテ其ノ他ノ給付ヲモ爲スコトヲ得ルコト
- (八) 組合ニ於テ爲ス保險給付ノ種類、範圍、期間、程度及受給條件ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- (九) 組合ハ療養ノ給付ニ要シタル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ組合員)ニ負擔セシムルコトヲ得ルコト
- (十) 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得ルコト

六 費用

- (一) 組合ハ組合員ヨリ保險料ヲ徵收スルコト
- (二) 保險料ノ算定及徵收ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- (三) 贊助組合員ノ負擔ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- (四) 保險料其ノ他ノ徵收金ノ滞納ニ付テハ組合ハ滞納者ノ居住セル市町村又ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得ルコト
- (五) 一定期間以上繼續シテ保險給付ヲ受ケザリシ者ニ對シテハ組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間ニ拂込ミタル保險料ノ一部ヲ拂戻スコトヲ得ルコト

七 管理

- (一) 組合ニ組合會ヲ置キ組合ノ重要事項ヲ議決セシムルコト
 - (二) 組合ニ理事若干名ヲ置キ組合事務ヲ執行セシムルコト
 - (三) 理事中一名ヲ理事長トシ組合ヲ代表セシムルコト
 - (四) 組合ハ規約ヲ以テ其ノ他ノ役員ヲ置クコトヲ得ルコト
- 八 分合解散
- (一) 組合ノ分割、合併又ハ解散ハ組合會ノ議決ヲ經テ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト
 - (二) 組合解散ノ場合ニ於ケル清算方法ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコト

第三 國民健康保險組合聯合會

- 一 組合ハ共同ノ目的ヲ達スル爲ニ國民健康保險組合聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

はしがき

社會行政

- 二 聯合會ハ之ヲ法人トスルコト
- 第四 監督
 - 一 組合及聯合會ハ内務大臣及地方長官之ヲ監督スルコト
 - 二 監督官廳ハ組合及聯合會ニ對シ監督上必要ナル諸報告ヲ爲サシメ、實地検査ヲ爲シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルコト
 - 三 監督官廳ハ一定ノ場合ニ組合及聯合會ノ役員ノ職務ヲ官吏其他ノ者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ルコト
 - 四 監督官廳ハ一定ノ場合ニ組合及聯合會ノ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合及聯合會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得ルコト
- 第五 審査、調停及訴願
 - 一 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ審査ヲ行ヒ組合及聯合會ト醫療機關トノ間ニ起リタル保險給付ニ關スル契約ニ付テノ紛争ニ關シ調停ヲ行フ爲ニ中央及地方ニ國民健康保險委員會ヲ設置スルコト
 - 二 國民健康保險委員會ハ官吏、學識經驗アル者、組合ノ役員、組合員、醫師、齒科醫師及藥劑師等ヲ以テ之ヲ組織スルコト
 - 三 保險料其ノ他ノ徵收金ノ賦課徵收、滞納處分又ハ組合員若ハ被保險者ノ資格ニ關スル決定ニ不服アル者ノ爲ニ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シ得ル途ヲ拓クコト

社會行政と云ふ語を廣義に解するときは勞資關係の調整を圖らんとする勞働行政、庶民階級の身體的又は經濟的の事故を保險せんとする社會保險行政をも包含するが、此處では主として公的費用に依つて一般無產大衆に給與又は便益を與へんとする公的施設を營む狹義の社會行政に就いて述ぶることとする。而して此の狹義の社會行政は更に生活能力なき者の救護を目的とする救護行政と、一般庶民大衆の生活上の利便を増進せんとする福祉行政と、職業の需給の調整を圖り、失業者の防止と救済を爲さんとする職業行政とに分つことが出来る。

救護行政

救護行政は法令に基く恒久的救護行政と時局匡救の爲にする臨時的救護行政とに分つことが出来る。恒久的救護施設としては一般的なものとして救護法の定めがあり、軍人に就いては軍事救護法の設けがあり、更に又兒童の救護の爲に少年救護法並に兒童虐待防止法の制定がある。又臨時的救護行政の中には時局匡救の外半ば恒常的の方策である罹災救助の問題がある。

一 救護法

救護法は昭和四年四月制定せられ、昭和七年一月より競馬法に依る公認競馬よりの國庫納付金を財源として實施せられたもので、六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦又は不具癱疾、傷病其の他精神又は身體の障りに因り勞務を行ふに故障ある者が貧困の爲め生活すること能はざるときに、生活扶助、醫療、助産又は生業扶助等の救護を爲すもので

合 計		係るもの一計		二七	一八八
計		然らざるもの計		二	三七
計	計	計	計	二	四三
女	男	女	男	一	八〇
二九	一八	二	一	一三四	一三四
二六八	一三四	二六八	一三四	二	四
六	四	二	二	一四七	一四七
三〇三	一五六	三〇三	一五六	二	四
				二	三九
				二	四五
				二	八四
				二	四
				二	二一九

四 少年救護法 少年救護法は昭和八年五月公布せられ、九年十月十日より施行を見たものであるが、従来の感化院法に修正を加へ、院内に於ける児童の感化教育の外に一般不良兒童に對する保護監督を行ふ爲め院外監護制度を普及し、且つ兒童に

兒童虐待防止法第七條の規定に依る禁止制限に對する違反件數調(昭和9年度)

	起訴	不起訴	未處分	計
乞食	—	59	9	68
占賣	—	1	3	4
遊藝	6	50	6	62
遊樂	1	12	1	14
輕業	5	26	1	32
娼婦	—	1	3	4
賣買	4	132	31	167
販賣	—	1	—	1
其他	—	1	—	1
計	16	282	54	352

を加へ、院内に於ける児童の感化教育の外に一般不良兒童に對する保護監督を行ふ爲め院外監護制度を普及し、且つ兒童に

對する科學的調査を基礎として保護教育を組織的に行ふことを目的として居る。昭和十年十月現在に於て全國の少年救護院は

國立の武藏野學院を始めとして道府縣立四四、從來の代用感化院にして少年救護法第七條の規定に依り認可を受けたものと看做されたるもの八計五三、收容兒童の定員は二、六八八人である。

五 罹災救助 我國は氣候風土等の關係より風水害、震災、火災、饑饉等の天災地變比較的多く、従つて之が救済に關する制度は古來相當の發達を遂げて居たが、明治十三年備荒儲蓄法の制定に依り、略々救済制度の確立を見、次いで明治三十二年現行罹災救助基金法の發布に依り本制度の整備充實を見るに至つた。現行制度の要旨は府縣の貯蓄すべき最少額は五十萬圓とし、例外として沖繩縣は二十萬圓、北海道は百萬圓として居るが、昭和十年度初の罹災救助基金現在高は全國を通じ九一、四九六、七七七圓に達し、北海道、沖繩縣を除けば一府縣當平均約二〇〇萬圓となつて居る。各府縣中法定貯蓄額に達しないのは北海道だけであるが、之は最近同地に災害が頻出した爲め救助費の支出が特に多かつたことに基因して居る様である。罹災救助基金法に依る救助の範圍は府縣の全部又は一部に亘る非常災害又は多數の人民同一の災害に罹りたる場合救助するものとしてゐるが、昭和九年度は各地に災害頻發したる爲め救助費の支出も亦特に多く實に三、六七一、三八八圓に達した。

尙昭和十年中に長き邊より特に御下賜金を賜はつた災害は北九州及び關西地方の水害、静岡縣下の震災を始め十二件に達し、

總額五萬三千餘圓に上つた。洵に長き極みである。又昭和九年初より同十年十二月五日迄に社會局で取扱つた災害義捐金總額は七、六四〇、〇七五圓に上り、茲一、二年の間に如何に災害が多かつたかを物語つて居る。

六 郷倉助成 東北地方の冷害に因る大凶作に際し、常に自ら凶作に備へ、隣保相倚りて地方の更生に資すべき適當なる施設を講ぜしむる御趣旨を以て各年十一月七日 天皇、皇后兩陛下より多額の資を御下賜あらせられたので、政府は右の聖旨に副ひ奉る爲め慎重考慮したる結果、右の御下賜金を基本として東北地方に對し郷倉の設置普及並に既設郷倉の獎勵を爲すこととし、國費昭和九年度分八六五、四〇〇圓、昭和十年度分七七一、四〇〇圓、計一、六三六、八〇〇圓を關係縣へ夫々配分した。各縣に於ては有難き聖旨に感激し銳意之が設置獎勵の計畫遂行に努めた結果、獎勵助成を爲したる既設郷倉一、二〇九棟に及び、新設豫定棟數四、八三〇棟中昭和十年十月末現在に於て工事完了せるもの四、一六四棟、工事進行中のもの六四〇棟、工事未着手のもの二六棟で大體本年中には工事完了を見る豫定である。言ふまでもなく郷倉の主たる目的は備荒の爲め郷家相倚りて貯穀を行ひ、凶年に於いて其の飯米の貸出を爲し、以て農村一般の生活苦難を緩和せんとするものであるが、尙平時に於ても農家金融機關として又籽貯藏の機關として農家の保護救済に裨益する所洵に尠からぬものがある。

東北地方郷倉建設狀況 (昭和9及10年度昭和10年10月末現在)

縣 別	建設費			建設豫定棟數			計
	(1) 御下賜金並に國費へ交付する額	(2) 同上の内市町村に於ける支出額	(3) 市内町村に於ける支出額	工事完了	工事進行中	未着手	
宮城	331,080	71,060	9,426	532	313	—	845
福島	415,680	415,680	390,470	978	126	—	1,104
岩手	465,600	411,000	407,760	962	7	—	969
青森	163,360	163,360	118,290	380	83	26	489
山形	330,240	330,240	327,408	795	7	—	802
秋田	236,800	235,552	194,748	517	104	—	621
計	1,943,360	1,626,892	1,448,102	4,164	640	26	4,830

福祉行政

福祉行政は一般庶民大衆の生活上の福利を増進することを目的とするものであるが、其の最も主要なるものは住宅問題と金融問題とである。一 一般住宅行政 世界大戰後我國の異常なる經濟界の好況は必然的に人口の都市集中化を齎し、其の結果都市に於ける住宅難は洵に著しいものがあつた。茲に於いて政府は一面公共團體の住宅經營を勸奨すると共に大正十年四月住宅

公益質屋職業別利用者數調

年度別	質屋數	利 用 者							計
		労働者	日給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	その他	
昭和5年度	261	343,791	95,792	108,451	176,833	63,399	34,139	144,340	966,745
同6年度	314	393,762	112,888	129,556	229,502	77,590	44,976	176,101	1,164,375
同7年度	510	465,012	139,498	151,957	293,249	96,091	48,486	237,707	1,432,000
同8年度	765	567,355	154,810	200,600	394,526	142,487	86,964	311,070	1,857,812
同9年度	999	709,782	182,742	258,423	500,101	207,571	118,473	404,270	2,381,362

公益質屋貸付状況調

年度別	質屋數	貸付口數	貸付けたる金額	貸付一口平均	年度末現在の貸付金額
昭和5年度	261	1,228,672	6,479,853	5.27	3,809,972
同6年度	314	1,433,020	7,242,398	5.05	3,675,878
同7年度	510	1,731,476	8,475,092	4.89	4,031,242
同8年度	765	2,254,220	11,796,763	5.23	5,248,027
同9年度	999	2,900,872	15,690,231	5.41	8,213,794

し低利資金を融通して之が普及發達を奨励することとした。其の結果法施行當時に於ける公益質屋數は僅に七一に過ぎなかつたが、其の後逐年増加して昭和十年十一月末現在に於ては市町村營一、〇三八、公益法人經營一、三六一の設置を見るに至つた。殊に昭和七年以來時局匡救事業として之が設置を特に勤奨し、昭和九年度迄に其の補助費として一、三七六、三九二圓を支出したので、最近急激に其の増設を見るに至り、庶民金融機關として尠からぬ實績を収めつゝある様である。昭和五年度以降最近五箇年間に於ける其の利用状況は上表の通りである。

職 業 行 政

勞務の需給の調整を圖り、失業の防止と救済とを目的とする職業行政にも又恒常的施設と應急的施設とがあり、例へば職業紹介事業は前者の、失業應急事業は後者の事例であるが、其の内容を述ぶる前に先づ最近に於ける失業状況に就いて略述することとする。

一 失業概況 我國に於ては曩に昭和五年十月一日國勢調査に附帶して全國的なる失業者の實地調査を爲したが、其の時に於ける失業者數は三十二萬二千五百二十七人であつた。又昭和四年九月以來毎月一日現在を以て各府縣の推定失業者數を社會局に報告せしめつゝあるが、此の數字は昭和四年九月の二十六萬八千人を最初として爾後毎年増加し、昭和七年九月の五十萬五千人を以て最高に達した。然しながら昭和七年度後半期以降時

組合法を制定し、互助組織に依る住宅の建設を奨励して之が緩和を圖ることとした。而して大正八年度以降昭和九年度迄に此の爲に大藏省預金部より融通したる低利資金の總額は實に一一七、七八〇、〇七七圓(之に木造店舖資金融通額一五、七五八、二〇〇圓を加ふるときは更に一三三、五三八、一七七圓となる)に達するが、昭和四、五年頃よりは住宅難も相當緩和さるゝに至つたので低資融通額も著しく減少され、昭和九年度は五三四、六〇〇圓に過ぎなかつた。

昭和十年十一月末調査に依れば法律施行以來許可したる住宅組合數は二、七七〇、組合員數は三一、〇七二、住宅建設費は六八、四八五、六六六圓に上り、低資融通に依る住宅建設總戸數は七二、二六五(之に木造店舖資金に依る六、一三五戸を加ふるときは七八、四〇〇戸となる)に達して居る。

尙右の外關東大震災火災後の善後施設として義捐金中より一千万圓の交付を受けて設立された財團法人同潤會は年々東京及び横濱の兩市内に多數の木造住宅及びアパートメントを建設し、又最近健康保險特別會計より融資を受け職工分讓住宅を建設する等、兩都市の庶民大衆の住宅難緩和の爲め裨補する所が尠くなす。

二 不良住宅地區改善 現在大都會には殆んど住居と認め難き程度の不良住宅多數存在し、衛生、風紀並に保安上甚だ寒心すべき状態にあるが、曩に大正十四年六月社會局が全國に亘り斯

る不良住宅百戸以上密集せる地區に就き調査したる所に依れば地區數二一七、地區總面積約二、〇〇九、〇〇〇坪、住宅棟數四一、七七四、世帯數七二、六一二、居住者三〇九、〇〇〇人に達する有様であつた。

因つて政府は昭和二年七月十五日より不良住宅地區改善法を實施して六大都市及び其の附近の隣接町村中の代表的不良住宅地區の改善を公共團體又は公益法人をして行はしめ、國は其の事業費の半額を補助することとした。而して昭和二年度以降昭和九年度迄の補助額は三、〇三四、八二〇圓に達したが、尙本事業の完成を圖る爲に昭和十一年度以降昭和二十二年迄の繼續事業として補助費總額一、七〇七、六八五圓を計上し、昭和十一年度分として一五〇、〇〇〇圓を要求することとした。

三 公益質屋 質屋は夙に民間營業として行はれ、庶民金融機關中最も廣く利用せらるゝものであるが、民間質屋は營利を目的とする爲に貸付利率概ね高く利子の計算其他に於て利用者に不利益尠からざる事實に鑑み、政府は社會政策的見地より是等庶民階級の經濟的保護施設として公益質屋制度確立の急務なるを認め、昭和二年三月公益質屋法を制定し、同年八月十日より之を實施した。同法に於ては貸付利率、利子計算方法、流質期限、質物處分方法等に關し努めて利用者を経済的に保護すると共に、其の經營者たる市町村又は公益法人に對しては其の設備費の半額の國庫補助を爲し、又其の貸付資金並に設備費に對

る。又日備労働紹介の紹介員数は大正十二年百九萬餘であつたが、昭和九年には千四百三十七萬餘と激増し、日備労働者と職業紹介所とが如何に密接不可分の關係にあるかを物語つて居る。

職業紹介事業に關聯せる特殊の問題としては昨年より引續いて行つた東北窮乏地方の婦女子身賣防止運動である。即ち東北地方の婦女子の醜業に身賣りせんとする者を諭止すると共に、必要ある場合は之に就職資金を融通して女中其の他の正業に斡旋せんとするものである。而して昭和九年九月以降十年六月迄に於て東北地方の婦女子の縣外職業紹介成績は就職者數四、九二名に及び、前年同期に比し實に七倍の多きに上つた。又十年九月末現在に於ける就職資金の貸付總人員は一、四二〇人、貸付金額は八五、五〇〇圓に達し、其中回收せられたものは六、七〇〇圓餘である。

尙昭和十年中に於ける職業行政に關する重要な問題として職業行政機構の改善問題がある。從來職業紹介所の事業の連絡統一並に職業紹介事業の監督に關する事務は内務大臣の管理の下に中央、地方の職業紹介事務局に於て直接管掌して居つたが、職業行政の重要性並に一般行政機構との關係等を顧慮して今回本制度を改正し、右の事務を地方長官の所管事項となし、現在の事務局制度は之を廢止して、中央職業紹介事務局の所管事項は社會局に於て、地方職業紹介事務局の所管事項は地方廳に於て之を管掌することとせんとするものである。而して内務省に

局匡救諸事業の施行と軍需工業並に輸出工業の好轉とに因り、漸減の傾向を辿るに至り、昭和十年九月現在に於ては三十四萬六千人に減少した。更に失業者の内譯を見るに工場、鑛山其他一般産業労働者の失業者數は著しく減少したが、日備労働者及び給料生活者の失業者數の減少は左程甚しくない。昭和七年平均を一〇〇とする各失業者數の減少率は上表の通りである。

尙當時五十人以上の労働者を使用する工場、鑛山に於ける職工、鑛夫の解雇、雇入數を見るも昭和五、六年頃には於ては解雇數が雇入數を超過して居たが、昭和七年以後は雇入超過を示して景氣の好轉を物語つて居る。最近に於ける趨勢は下表の通りである。

職業別失業者比較表

種別	給料生活者		日備労働者		其他の労働者		合計	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
昭和7年平均	81,978	100	197,993	100	209,197	100	489,168	100
同8年平均	71,992	88	189,941	96	151,920	73	413,853	85
同9年平均	68,546	84	184,095	93	121,677	58	374,318	77
同10年1月-9月平均	67,674	83	174,773	88	116,554	56	359,202	73

二 職業紹介事業 職業紹介事

於ては右の機構の改正を昭和十一年七月一日より實施せんとし、昭和十一年度豫算中に右に要する經費一六〇、三七七圓（實際は右の中に從來の職業紹介事務局の費用一四〇、三〇〇圓を含むを以て差引二〇、〇七七圓）を計上し、社會局職業課に事務官一名、勞務官一名以下の職員を、又地方廳に事務官十一名以下の職員を配置し、重要な府縣に於ては職業課を新設せしめ、其他の縣には社會課に職業係を設置せしむることとした。

尙社會局に於ては右の職業紹介制度の改正に伴ひ現行職業紹介法改正の必要を認め、十二月十六日並に十九日に中央職業紹介委員會を開催し、左の如き改正要綱を諮問したが、原案通り可決して内務大臣に答申することとした。

職業紹介法改正要綱

第一 職業紹介事業ノ聯絡統一監督ノ機關改正ニ關スル事項

一、職業紹介事務局ハ之ヲ廢止シ職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ノ事務ハ内務大臣及地方長官之ヲ掌ルコトトスルコト

二、職業紹介事業ノ監督ハ内務大臣及地方長官之ヲ掌ルコトトスルコト

三、法第八條ノ職業紹介委員會ニ付テハ現在ノ中央及地方ノ職業紹介委員會ハ之ヲ廢止シ、新ニ中央ニ職業紹介委員會ヲ設クルコトトスルコト（勅令改正事項）

第二 道府縣立職業紹介所ノ設置ヲ認ムル事項

一、特別ノ必要アル場合ニ於テハ道府縣ハ職業紹介所ヲ設置シ得ルコトトスルコト

工場、鑛山労働者異動調（労働者50人以上の工場、鑛山）

種別	工場労働者			鑛山労働者		
	解雇數	雇入數	労働者數	解雇數	雇入數	労働者數
昭和5年	569,433	515,159	1,139,887	163,611	112,930	216,189
同6年	656,114	555,055	1,100,730	103,015	69,954	180,427
同7年	483,853	540,543	1,071,372	87,173	75,460	170,518
同8年	524,937	634,254	1,195,129	114,670	147,059	205,841
同9年	568,535	723,298	1,366,630	142,596	152,413	221,664
同10年1月-8月	369,934	588,135	1,485,996	114,551	126,555	237,695

備考 労働者數は毎年10月末、昭和10年は8月末現在數なり

業は勞務の需給調節を圓滑敏速ならしめ、各種失業対策の基本的施設たる性質を有するものである。我國に於ける職業紹介所の數も大正十二年末僅に一三五箇所に過ぎなかつたものが、逐年増加して昭和十年十一月末現在に於ては六七三箇所の多きに達し、又之が連絡監督の機關たる職業紹介事務局も中央、東京、大阪、名古屋、福岡、青森、長野及び岡山の八局となり、職業紹介所の取扱數も著しく増加を示すに至つた。即ち一般職業紹介（日備労働紹介を除く）に於ては大正十二年職業紹介事務局開設當時に於ける就職者數は三十一萬餘に過ぎなかつたが、昭和九年に於ては六十七萬餘に増加し、昭和十年に於ても既に九月迄に五十四萬餘を算して居

- 二、道府縣立職業紹介所ハ地方長官之ヲ管理スルコト
- 三、道府縣立職業紹介所ニ關スル經費ハ北海道地方費府縣ノ負擔トスルコト
- 四、道府縣立職業紹介所ニ關スル經費ニ對シテハ市町村立ノ場合ト同様ニ國庫ヨリ補助スルコト
- 第三 多數ノ勞務者ヲ雇傭セントスル者ニ對シ職業紹介上必要ナル事項(男女別職種別人員等)ニ付行政廳ニ通報スベキ規定ヲ設クルコトトスルコト

三 失業應急事業 我國に於ける失業者の救済施設中最も重要なものは失業救済の爲の土木事業であつて、大正十四年冬季始めて六大都市關係の公共團體に施行せしめて以來施行主體、施行期間等の擴張を爲しつゝ、毎年施行を續けて來た。

又政府は昭和七年度以降道路、河川及び港灣等の公共土木事業開墾及び耕地整理等の農業土木事業、軍需品の注文其他各種の事業を起興して窮迫せる農民及び失業者を援け、失業の緩和に資することとしたが、是等の諸事業及び民間事業等を行しても尙救済を要すべき失業者が多數存する都市に對し失業應急事業を起興せしめ、之に對し補助を與ふることとして失業者の救済を圖つて來た。即ち國は右事業の勞力費の二分の一を補助する外、事業費に對しても成るべく低利資金を融通することとして居る。又知識階級の小額給料生活者の失業者に對しても、昭和四年度以來大都市及び關係府縣をして之が救済の爲め

統計調査、文書整理等の失業應急事業を行はしめ、大體に於て

失業救済應急事業施行状況(補助事業)

年 度	事業種別	事業費	勞力費	勞働者使用延人員
昭和7年	一般勞働者	46,030,515	16,331,337	10,991,055
	小額給料生活者	1,655,394	1,516,353	1,128,273
	計	47,685,909	17,847,690	12,119,328
同 8 年	一般勞働者	34,882,642	12,053,138	9,157,047
	小額給料生活者	1,803,635	1,662,208	1,369,509
	計	36,686,277	13,715,346	10,526,556
同 9 年	一般勞働者	22,783,531	6,772,262	5,165,659
	小額給料生活者	1,547,057	1,417,195	1,150,352
	計	24,330,588	8,189,457	6,316,011

事業の施行並に軍需工業輸出工業の好轉等に依り、冒頭にも掲げた如く失業状況は時局匡救事業開始前に比し約三割の緩和を見るに至つた。
(長谷川公一)

産業 勞働界 概観

一

茲數年來我國の政治、經濟、社會の運行の上には大きな波動が捲き起された。大まかに言へばそれは一つは國家主義を基調とした思想並に制度的革新運動の擡頭であり、第二は産業合理化から出發した産業統制の運動である。第三は軍備の擴充と戦時體制への改造運動である。之等の運動は色々な様相をとつて現はれ、舊來の思想制度との間に、又これ等の運動相互の間に互に相超克し合つてゐるのが最近の日本の姿であらう。就中天皇機關説の排撃と國體明徴運動の進展、北支並に蘇滿國境紛争を中心とする半戦時狀態の繼續、官僚的な統制策と之に對する反撥運動、強力政治を行ひ得ない内閣の脆弱性、足踏みしてゐる社會運動等は政治、經濟、社會を不安と混乱の情勢に置いたまゝ昭和十一年を推移せしめた。この間にあつて勞働者、中小商工業者の状態はどうなつたらうか。幾分でもよくなつたであらうか。

二

先づ經濟界の推移を概観しよう。昭和七年から八年にかけて我國の産業界は目覚ましき活況を呈したが、この景氣上昇の基本的動因は主として軍事費を中心とする膨脹財政による軍需工業の活況と金輸出再禁止後の爲替の低落による輸出産業の繁榮にあつた。この情勢は昭和十年に於ても尙繼續し生産は躍進し輸出は増加した。然し既に九年度に於ても指摘された様に九年から十年にかけて、財政支出の附加量は七八年のそれに比して減退し、一方輸出貿易に於ても世界經濟に於けるブロック經濟化の傾向殊に日本品輸出し運動は益々顯著であつて、我國の景氣上昇も漸く飽和點に達しつゝ、あるかに見える。

先づ生産指數は昭和十年四月以降ジクザクの歩みはして居るが大勢は増加の勢を増し年平均に於て、九年平均に比し、十五ポイントの増加を示してゐる。之を品目について見れば工産品の増加率は鑛産品よりも大きく、工産品の中でも生糸、綿糸、綿布の纖維工業品は寧ろ低下の傾向にあり、鉄鐵、鋼材等の軍需關係品の増加率は益々上昇して行くことが觀取せられる。外國貿易に就いて見ても昭和十年の輸出及貿易總額は有史以

上述の如く日銀の労働統計によつて知り得らるゝ限度に於ては労働者状態は産業界の動向を可成り正確に反映して居り労働人員實收賃銀、労働階級所得等の上昇率にも亦可成り停滞の傾向が現れてゐる。然し日銀の統計が大工場を対象としたものであり此の限度に於てのみ産業経済との對應性を知らるゝのであるが、一度び目を他の部面に轉ずるならばインフレ謳歌の事

三

労働階級所得指數

	昭和10年	昭和9年	昭和8年
月1	87.2	75.7	69.3
2	89.1	80.5	71.4
3	91.1	82.9	72.8
4	90.8	82.1	71.8
5	90.8	82.5	71.8
6	90.6	82.5	72.1
7	90.4	82.1	71.7
8	89.9	82.6	71.6
9	90.7	84.2	74.1
10	92.3	85.7	75.2
11	93.1	87.7	76.3
12	95.6	90.7	78.6

次に労働階級所得指數として實收賃銀指數と労働人員指數とを乗じたものをとつて見ると次の如く、依然増嵩を辿つて居るが、十年の上昇率は八年九年に比して可成り低下して居ることが目に付く。

	工場労働者	鑛山労働者	運輸労働者	交通労働者	日傭其他	合計
7年6月	1,976,644	188,312	511,781	1,943,242	4,619,980	
8年6月	2,140,635	194,728	538,058	2,008,538	4,881,989	
9年6月	2,349,277	241,297	521,983	2,336,241	5,448,798	
10年6月	2,646,933	257,610	534,883	2,457,198	5,896,624	

業界の反面に亦幾多の悲しむべき状態の醸し出されつゝあることを見出すには居れない。前述の労働人員指數の上昇によつて知り得らるゝ如く我國労働者總數は昭和二年以來の最低記録たる七年の四百六十二萬人より累年増加し十年には五百九十萬人に達してゐる。然しこの増加した労働者の中にはインフレ景氣の恩澤に歡喜してゐる工場鑛山、運輸交通、通信労働者の外に日傭其他の労働者が又莫大な増加を示してゐる。即ち日傭其他の労働者はこの三ヶ年の間に約五十一萬人を増加し十年の總數二百四十五萬餘に達してゐる。工場鑛山のインフレ景氣によつて月々數百圓の収入を得てゐる労働貴族の現出の反面に低賃銀と就業の不安定に慄いてゐる労働者が多數に昇りつゝあることは決して健全な經濟の發展を示してゐるとは云ひ得ないであらう。

日傭労働者の増大と共に我々の見逃し得ない問題は所謂臨時工問題で

労働人員指數

	昭和10年	昭和9年	昭和8年
月1	95.8	86.2	77.4
2	96.5	86.7	78.5
3	97.5	87.8	79.5
4	100.7	90.5	81.1
5	101.2	91.0	81.5
6	101.0	91.2	81.6
7	100.9	91.6	82.0
8	100.6	92.1	82.3
9	101.0	93.5	83.5
10	100.9	94.1	84.3
11	101.1	94.9	85.2
12	101.4	95.5	85.8

遞減して行つたが十年には入つてからは大勢は減退しつゝもジグザグな歩調をとつてゐる。

失業率

	昭和10年	昭和9年	昭和8年
月1	4.87	5.18	6.17
2	4.96	5.24	6.06
3	4.84	5.17	5.84
4	4.72	5.14	5.70
5	4.74	5.13	5.91
6	4.59	5.06	5.89
7	4.60	4.97	5.81
8	4.55	4.91	5.65
9	4.52	4.87	5.45
10	4.52	4.86	5.36
11	4.46	4.79	5.19
12	4.52	4.80	5.11

更に賃金について見るに、定額賃銀指數は數年來低下の歩調を辿つてゐたのが、十年六月以降保合状態に入つた。尙之を事業別に見るとは労働人員指數の上昇せる金屬品製造業、車輛製造業、機械製造業、器具製造業、印刷製本業等に於ては低下を示して居る。之は新しく雇入れられた多くの労働者の賃銀が低い結果である。

定額賃金指數

	昭和10年	昭和9年	昭和8年
月1	82.2	84.1	86.5
2	82.0	83.7	86.3
3	81.8	83.5	86.0
4	81.4	83.0	85.5
5	81.2	82.8	85.2
6	81.0	82.7	85.1
7	81.0	82.8	85.0
8	81.0	82.7	84.9
9	81.0	82.6	84.7
10	81.0	82.6	84.5
11	80.9	82.3	84.0
12	81.0	82.2	83.9

實收賃銀は、金輪再禁止以後定額賃銀が下向を辿つて來たに拘らず上昇を續けてゐたが、十年には入つてから三月以降八月迄は逆に下降の傾向を示しその後再び上昇を始めたが漸く十二月に至つて恢復することが出來た。尙之を事業別に見るとは紡績業、織物業、染色整理業等の纖維工業部並に車輛製造業、機械製造業、器具製造業、金屬品製造業、護謨製造業等の軍需工業部面に於て實收賃銀の低下を見てゐる。之は前者は業界不振の結果に對應し、後者は主として生産設備の擴張が漸く飽和

實收賃金指數

	昭和10年	昭和9年	昭和8年
月1	91.0	87.8	89.5
2	92.3	92.9	91.0
3	93.4	94.0	91.6
4	90.2	90.7	88.5
5	89.7	90.7	88.1
6	89.7	90.5	88.4
7	89.6	89.5	87.4
8	89.4	89.7	87.0
9	89.8	90.0	88.6
10	91.5	91.1	89.2
11	92.2	92.4	89.5
12	94.3	95.0	91.6

ある。臨時工と呼ばれるもの、中にも短期の期限を定めて雇入れ期限満了と共に契約を更新して継続使用されるもの、或は日傭入れられるもの、或は又人夫供給請負人を通して雇傭せられる者等種々の形態をとつて居るが、何れにしてもその雇傭關係は永続的な性質を持たず又待遇に於ても常傭工と實質上同様な作業をなす場合でも多くは賃銀も低く福利施設の恩恵にも浴せしめられない。殊に人夫供給請負業者の手を通ずる者に至つては賃銀も低くその上に所謂「頭ハネ」が行はれる。斯くの如き臨時工は社會局の九年末の調査によれば常時百人以上の職工を使傭する大工場中七五四工場に存在し、その数は八〇、〇八七人に及び全職工数の一六・七%を占めて居る。更に之等の工場には工場法の適用を受けない人夫が二八、五五四人を數える。この關係は百人以上の工場に於ける調査であるが百人以下の中小工場を加える時は莫大な數字に上るであらう。例へば兵庫縣下に於て八年八月末五十人以上の工場に就いて調査した結果によれば勞働者總數一〇九、八〇八人中臨時工は九、〇二九即ち九%を占め人夫數は四、九七三即ち五%を占めて居る。同様に五十人以上の工場について九年二月東京府下の調査によれば勞働者總數一七、一九一人中臨時工は一四、六八六即ち一二%を占め人夫は四、〇一九即ち三%を占める。更に十年一月大阪府下の工場法適用工場について調査したる處によれば勞働者總數三十六萬人中約八萬五千人即ち約二四%は臨時工であつた。かくて臨

時工の増大は昭和十年に於ける社會問題として朝野の視聽を集めた。當局に於ても之が廢止又は待遇改善に種々の努力を爲しつつあるが又勞働組合運動の部面に於ても昭和十年に於ける主要な闘争題目として取扱ふに至つた。これ等の點については社會行政、勞働運動等の稿に於て詳説されるであらう。

日傭勞働者其他の問題と共に考慮されねばならないのは所謂カード階級の増加である。今救護法による要救護者の數について見るに昭和八年の二十萬八千より十年には三十八萬餘に昇り、更に軍事救護法による救護人員について見れば、八年の九萬九千人より九年には十萬六千に昇つてゐる。又社會局調査による十年五月一日現在のカード階級者調によればその世帯數に於て五十一萬四千、人口數に於て百九十八萬九千人を數えることが出来る。

實質賃銀指數

6年平均	133.1
7年平均	128.2
8年平均	121.8
9年平均	122.1
10年平均	119.5

上述の如き自由勞働者やカード階級は又物價の騰貴によつて益々生活の窮迫を告げてゐることも想像に難くないであらう。今日銀の統計に表れたる大工場の勞働者の賃銀をとつて見てさえも上表の如くその實質賃銀は年々低下を示し一人當りの購買力が低下しつゝあることを示してゐる。更に工業部門に於ける繁榮に反して勞働者の死傷病の増加は

顯著な勢を以つて増加しつゝある。今昭和七年以後の工場法適用工場に於ける業務上の職工死傷數について見るに次の如くである。

	職工死亡數	重傷數	輕傷數	合計
昭和7年	250	8,058	24,925	34,233
昭和8年	404	10,802	37,157	48,363
昭和9年	555	15,510	48,052	62,117

昭和七年以後の職工總數の増加の躍進が死傷數を増加せしめてゐることも無論ではあるが、職工數の増加率に比して死傷の増加率はより甚大である。即ち昭和九年度の八年度に對する職工數の増加率は一四・一%であるに對して職工死傷數の増加率は二八・四%即ち二倍餘を示してゐる。斯くの如き事實は作業設備の不完全、不熟練工の増加、勞働時間の延長等が齎したる影響であつて、産業の跳躍的發展に伴ふ暗い一面を反映せるものと云ひ得よう。

前述の如く我國輸出入貿易に於いて雜品が年々遞増して行くことは一面中小商工業の活況を示すものとして喜ばれてゐる。然し永年の不況と莫大な負債の累積に苦吟して來たことではあるし、又中小商工業の本質上好況ともなれば直ちに企業の濫立によつて苦惱しなければならぬ運命にあることを思へば輸出の増

進、生産量の増大も必ずしも個々の業者總ての繁榮を廣してはゐない。此の事は本年度中に於ても彼等中小工業者が政府の政策乃至立法例へば鐵關稅引下げ法案或は退職積立金法案等に對して賛否の大きな運動を起したることによつて、或は又産業組合の進出に脅かされつゝある中小業者が第六十七議會に提案された米穀自治管理法案、産商處理統制法案、肥料統制法案に對して必死の反對運動を起し商權擁護を叫んで來たこと等を通してインフレーションの反面に中小商工業者の中にも亦窮迫の切なるものがあることを知り得る。

第六十七議會は昭和十年年度豫算案と之に直接關係ある臨時利得稅法外若干の法案を成立せしめたのみで、岡田内閣の重要政策を意味する法案は何れも審議未了のまま閉會した。即ち米穀關係立法案、産商處理統制法案、肥料統制法案、鐵關稅引下げ法案等の重要法案は何れも握り潰しとなつた。然し我々は這般の消息の中に國家の新しい政策の方向と之に對する摩擦面を見せられる。

米穀、産商兩法案の握り潰しは一つは政府に之を押切る熱意の缺乏して居たこと、同時に一つには院外の猛烈な反對運動に政黨が動かされたことにある。米穀自治管理法案に對して眞先に反對したのは米商人である。彼等は聽て米商人としての機能を奪はれることを恐れて各地に大會を開いて反對の氣勢を擧げ議會の法案通過阻止を計り、更にこの反對運動には商工會議所

や商權擁護聯盟も参加して起つた。之に對抗して産業組合各團體、帝國農會等は強硬にこの法案を支持した。産權處理統制法案に對しては製糸聯合會から反對の聲が擧つた。大製糸家は監督制度を恐れ、中小製糸家は乾繭取引統制の不利を恐れて反對した。此の法案に對しても産業組合及農會は支持の立場に立つた。肥料統制法案に對しては肥料商が眞向から反對し、商權擁護聯盟亦この反對運動を支持して各地に反對運動を展開し三月十一日には東京に於て肥料商全國大會を開催して反對氣勢を煽つた。かくてこの三法案に對する賛否の立場は都市と農村の對立となり、中小商工業者の商權擁護、換言すれば反産運動と之に對抗する組合主義の運動との對立となつて展開された。こうした運動は議會にも直ちに現れて都市議員と農村議員とは政黨を超越して賛否の兩論に岐れて紛争し、議會は遂に審議未了のまま、閉會した。

農業關係法案に對する反對とは逆に商工關係法案たる鐵鋼關稅引下法案に對しては業者はその實現運動に火の手を擧げた。政府の日鐵中心主義の政策によつて各社の増産計畫が阻止された爲めに九年前下期以來鐵價は供給不足の爲め暴騰した。之が對策として關稅の引下げと外鐵の輸入が必要となり商工當局は鐵關稅の引下げを企圖した。中小鐵工業者を中心とする全國鐵工組合では「現在の如き鐵飢饉は中小鐵工業者を窮乏に陥れる」ものとして直ちに之が實現運動を起し三月十八日には全國大會

を開いて「政府提出の鉄鋼引下案の議會通過を期す」との決議をなした。然し此の法案は大資本間の鋼材業者の反對によりて遂に審議未了に終つた。

更に十年七月内務省の失業對策委員會に於て作成されたる退職立金法案強調が發表されるや久しく沈滞してゐた勞働立法問題に巨石を投じたものとして朝野各方面に華々しい論戰が行はれ、事業主團體は多く撤回直しを主張し、勞働團體は修正賛成の立場をとつた。この法案を廻つて最も論議の中心となつたのは中小工業が負擔に堪え得るか否かの問題であつた。事業主側は全國産業團體聯合會を中心として全國各團體より猛然たる反對運動を捲起したが、最も強硬な反對の立場をとつたのは中小工業者であつた。その結果委員會案は多大の修正を加えられた上内務省案として翌年の議會に提出されることになつたのであるが、中小工業者の反對意見の中に彼等の窮乏を如實に訴えてゐるものを見出す。今一二の事例を採録して置かう。

濱松商工會議所

尙當地方ニ於ケル工業界ノ現勢ハ小規模工場總數ノ八割以上ヲ占メ其中織物關係工場尤モ多ク何レモ家内工業的經營ヲ爲シ資金ヲ悉ク工場設備ニ投シ事業主ハ勿論家族ヲ擧ケテ職工同様勞務ニ服ス故ニ少數ノ職工ハ殆ト家族ト辨別シ能ハサル状態ニ在リ之レニ對シ積立金法案ノ如キ不融通資金ヲ強制スル時ハ其ノ經營ヲ困難ナラシムルヲ以テ現在實行ハ不可能ナリト認ム

高田商工會議所

中小工鋪業者ハ積年ノ不況ニヨリ萎靡困憊シ近來健康保險法ニヨル經費負擔ニモ堪ヘサルカ如キ實情ニ有之然ルニ退職積立金法案ニ於テ本手當ノ支拂ヒヲ當然事業主ノ負フヘキ法規上ノ義務トナスカ如キハ中小工鋪業ノ更生ヲ益々困難ニ陥ラシムルモノナル事

内務當局に於ては斯くの如き中小工業者の反對運動に動かされて十二月の失業對策委員會總會に於ては適用範圍を従業者十人以上より勞働者三十人以上と修正するに至つた。

(長谷孝之)

無産階級の政治運動

まへがき

昭和十年に於ける無産階級の政治運動は、大體に於て、昭和九年の運動の態勢そのまゝの延長であり、發展であると言ふことが出来る。

過去數年來、無産階級の政治運動は、所謂非常時局の社會情勢と、それに伴ふたフツシムの空氣の重壓下にあつて、後退的傾向を辿り、勢不振の状態に陥つたのであつたが、今秋の府縣會議員選舉戦を契機として、やゝ守勢より攻勢的活動に轉じたことは、本年に於ける運動の著しい傾向であり特色と看做すべき點である。

無産階級の政治陣營に於ては、左翼の共產黨の非合法運動は昭和八年、佐野、鍋山等の巨頭の轉向聲明以來、その勢力傾に凋落して、十年に於ては全く屏息したものの如き觀があり、従つてその活動情勢は不明である。右翼の國家主義的運動は、その勢力やうやく退潮の傾向にありて又振はず、無産政黨陣營への浸潤、影響もなく、獨り社會大衆黨が中心勢力を形成して獨往するが如き状態である。

現在唯一の無産政黨として、無産階級の政治運動の中軸をなす社會大衆黨は、昭和七年社民、大衆二黨の合同によつて、多年來の單一無産政黨として結成以來、既に三年有餘を経たが年來の黨勢の集結強化工作も成り、十年秋の府縣會議員選舉戦に當り、全國五十三名の立候補者を擁立して、一舉に二十五名の當選者を獲得したことは、確に一大躍進をなしたものと看做すべきであらう。

黨支持の日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟の二大勞働組合が戰線統一をなして新同盟を結成するに至つたことは黨組織の擴充と發展の基礎づけであると共に、又黨の線に添ふ勞働組合戰線統一への拍車をかけたものである。

過去數年來、勞働組合、農民組合は政治戦線より後退して經濟的運動に専念するが如き傾向が見えたが、農民生活擁護運動臨時工問題、退職積立金法案獲得、團結權擁護等の諸問題を捉へて全線的に政治闘争の敢行に進出して來たことも亦十年に於ける一特色と見るべきである。

社會大衆黨の全國大會とその動向

代表委員によつて貴衆兩院議長並に政府當局にそれ／＼陳情するところがあつた。

全國債利子二箇年間支拂停止に關する件

主文

所謂「一九三五・六年の危機」に際し、政府は、非常時突破の緊急的處置として、全國債百億圓の利子を、昭和十、十一の二箇年間、支拂ふことを停止し、以て國民生活の給養に資すべし。

我黨は、これが目的貫徹のために全員死力を盡して戦ふべし。(理由略)

實行方法

- 一 本案を我黨代議士を通じて議會に提出せしむべし。
- 二 本運動は勞働者、農民、中小商工業者、軍人、官吏、教員、下級俸給生活者等の凡ゆる國民階級を動員し、一大國民的大請願運動を我黨起動のもとに、即時全國的に展開せしむべし。

社會大衆黨は數年來、無産政黨不振の聲を聞くうちにも、本大會に於て、やうやくその運動に對する自信と更生の意氣を示し、攻勢的活動への一步を進めた。然らば、社會大衆黨は如何なる行路を辿つて躍進するであらうか。昭和十年度一般方針書中に左の如く規定し、宣言は之を物語つてゐる。

イ 全ての問題に對する独自の立場を明示し、學世に對する警策と指導的任務を忘れぬこと。

ロ 現實の問題に對する「イエス」と「ノー」とを明確に用意し、當時に變動して行く客觀情勢を接受して行くこと。

社會大衆黨の第三回全國大會は、議會對策上の關係に於て、多年の十二月開催の慣例を改變して、十年は一月二十日より三日間に亘り東京に於て開催した。出席代議員三百五名、中央執行委員長安部磯雄氏議長の下に分科委員會制を採用して議事を進め、一般運動方針外二十八議案を審議し、向ふ一箇年間の根本方針を決定した。

本大會に於て政界の動向と關聯して世人に注目された點は、昭和九年秋以來、いろ／＼の噂を生んだ麻生書記長の發表した「陸軍の國防強化に關するパンフレット」に對する意見書を中心に軍部並に新官僚との政治工作云々、黨のフツシム化云々の噂と疑惑視された點が、此の大會に於て如何に反映するかと言ふことであつた。果して大會に於て、この點に關し、麻生書記長等の言動は、結局軍部に追隨するフツシム化に外ならずと看做す一部代議員(主として東京府豊多摩支部協議會所屬)より彈劾的質問が起つたが、麻生書記長の積極的な辯明と、一般運動方針の審議に伴つて疑惑と誤解が一掃されたもの、如き感があつた。

二十有餘の議案中、特に注目を惹いたるものは、所謂、爆彈動議として中央執行委員會より緊急提案を見た左記の如き内容の「國債利子二箇年間支拂停止に關する」議題である。本議案は河上丈太郎氏の説明、龜井貫一郎、三宅正一兩氏の賛成演説の後、熱狂裡に満場一致可決された。而して、翌一月十三日、

ハ 党内黨外に道義的精神を昂揚して、黨員の活動に一定の基準を與へ、黨に對する社會的信賴を高めて行くこと。

ニ 無産運動數年の間に自ら馴致せられた「型」を破碎し、常に清新なる分子を包容し、黨の清純性を保持すること。

ホ 新たに知識的分子に呼びかけ、廣く反資本主義的要素を糾合して、強力なる陣營を形成すること。

ヘ 政策に重點を置き、政策の決定のために慎重なる組織を作り、黨の意志發表を權威あらしむること。

宣言

外には國際危機の狂瀾を見、内には農村窮乏の重壓を見る。「非常時」を叫ぶ彼等の聲漸く空ろならんとする時、大衆の憤激は彼等の脚下に燃え上らんとす。

策は彼等に無くして我等にある。道は彼等に開けずして我等の前途に開ける。

見よ、時代を遠觀することなき人々の彷徨を。空疎なる反動者流の亂舞を。

議會は今眼前に開かれつゝあるも、何處に大衆の眞實の叫びがあるか。今こそ我等の主張を高く掲ぐべき時である。我等の理論を以て一世を啓蒙し、指導すべき時である。

我黨昭和十年度大會は率直にかく宣言し、廣く大衆と共に戦ひ、大衆と共に進まんとす。

窮乏農村モラトリアムの斷行。
大衆インフレーションの徹底。
國債利子二箇年の支拂停止。

を見るに至つた。

第六十七議會對策方針(第三回全國大會決定)

一 明年度豫算案に對する件

昭和十年度豫算案に對し左の事由に依つて我黨は反對の意を表明す。

一 全金融資本関を中心とする所謂「健全財政」方針と産業資本群の要請たる「インフレ強化」政策との組合せ細工にして統一せるイデオロギーなき非常時局對策の片鱗をすら示してゐないこと。

二 軍事豫算に過重偏倚(總額十億二千萬圓)せるのみならず所謂軍事費の使途内容に於て大衆購買力の増進、時局匡救への轉化に對して特別の考慮統制なく、現下の農村窮乏凶作恐慌大衆危急とあまりにも懸絶せること。

三 税制の根本的改革なしに率然として投げ出された「非常利得税」は混亂せる思想の低迷兒であつて、三千萬圓の金額と共に極めて中間的存在であること、且つ、それが直ちに工業労働者に轉化せらるるおそれあること。

四 概算六千六百萬圓(新規要求千六百五十萬圓)農林豫算は東北地方の凶作恐慌、全國的なる飢饉恐慌、農村窮乏に對して到底それを覆被するに足らざること。

五 軍縮問題を中心とする一九三五、六年の危機のみを見て、大陸金本位制の破綻、米國産業政策の前途、弗切下の見透し、日貨排斥に依る貿易の前途等に對して何等の確乎たる調査、對策なく、近く襲來すべき經濟的破局への準備すら有してゐないこと。

説明(前略)要するに我等が主張する財政方針は

資本主義戰爭の危機防止。
新國際經濟會議の開催。
資本主義打倒。

昭和十年一月二十二日

社會大衆黨昭和十年度大會

第六十七議會と社會大衆黨

社會大衆黨は僅かに衆議院に三名の議席を有するに過ぎないが、労働者、農民、無産労働大衆の代表者として、議院内に於ける無産議員團の言論、主張、活動は特異の存在として知られてゐる。

第六十七議會に對しては、別記の如き第三回全國大會の「議會對策方針」に基き各議員は發言の機會を捉へて、豫算案に對しては返上論を主張して反對を聲明し、臨時利得税法案、飯米差押禁止法案、産糶處理統制法案、米穀關係三法案、労働者災害扶助法案改正法律案、軍需工業統制問題等につき全線的に活動した。独自の立場に於ける立法的運動としては、やうやく署名賛成者を得て、小作法案、農家食糧一箇年差押禁止法案(獨立法案)、の二法律案を衆議院に提出したことに過ぎない。而して右二案は何れも審議未了に終つた。但し、農家食糧差押禁止法案とほゞ内容と同じくする農家食糧三箇月差押禁止に關する民事訴訟法中改正法律案は本議會を通過し十年五月一日より實施

一 軍事費に對して一定の基準を與へ、それが救農政策、失業對策を犠牲することなからしめ、且つ其費途に於て時局匡救の實をあげる様統制を計り

二 公債の低利借替税制の根本的改革を伴ふ歳入の増徴健全化を計り國家が支拂者となる財政のインフレーション政策を強化徹底せしめ

三 農村窮乏、飢饉値下恐慌、災害飢饉等に對する救濟費を豊富に計上して刻下の急務に應じ、進んで、土地問題の解決、産業統制の方向に進むべきことを眼目とするものである。

この根本方針への初歩的、第一段階的要請の見地よりするも、昭和十年度豫算案は、それを支持すべき何物をも認めらるることが出来ないのである。我々の反對せざるを得ない所以はこゝにある。

二 暴壓諸法令撤廢

三 議會解散要求

四 提出法案の決定

A 労働關係法案

一 労働組合法

二 其他

B 農村關係法案

一 小作法

二 飯米一箇年差押禁止法

三 農村××××××××

四 國家委任行政費、町村交付金制の確立

C 市民關係法案

實行方法は常任執行委員会に任
議員團の院内に於ける活動に對應する黨員大衆の院外闘争と
して二月九日「議會解散要求民衆大會」を東京に開催した。東
京及び近隣の代表者約七百名出席、書記長麻生久氏を議長に推
し、杉山元治郎氏の議會情勢の報告後、失業救済國庫補助額減
額反對の件等六議案並に決議案を議決し、實行委員として麻生
久氏外二十名を選任した。而して、選任された決議實行委員は
直ちに議會に赴き別記「決議」を貴衆兩院議長並に岡田首相に
手交した。

決 議

吾等は勤勞民衆を代表して左の事項の即時斷行を政府及議會に要求す。

- 一 非常時産業勞働法の即時制定
- 一 失業應急國庫補助額の増額
- 一 小作法、農家飯米一箇年差押禁止法の制定
- 一 勤勞市民生活の徹底的保證
- 一 全國債利子二年間支拂停止
- 一 議會の即時解散斷行

右決議す

昭和十年二月九日

社會大衆黨主催民衆大會

府縣會選舉と無産階級

二府三十七縣に亘る府縣會選舉は十年秋九月二十一日より十

月十日の間に於ける活動に對應する黨員大衆の院外闘争と

無産政黨結成直後の昭和二年の府縣會選舉戦以來、既に二回
に亘つて苦き經驗と訓練とを有するのであるが、本年の選舉は
所謂非常時局の唱道されて以來初めての選舉であり、前二回の
場合と異り、著しき轉換せる政治的、社會的客觀情勢の下に於
て、岡田内閣の肅正選舉を好機として、數年來の沈靜を破つて
いかに躍進をなすであらうかが、特に興味をそゝる問題であつ
た。而して、岡田内閣の選舉肅正運動は無産階級が政治的勢力
の擴大強化の好條件、一大躍進への好機會として全般的に支持
し徹底を要求するところであつた。

社會大衆黨は七月二十八日、中央執行委員会を開催して、來
るべき府縣會議員選舉對策を中心議題として討議して其の方策
を決定したが同時に、肅正選舉の徹底を期すべく「選舉肅正要
請書」を内閣總理大臣、並に内務、司法各大臣に手交した。而
して大衆黨は府縣會選舉に對し「今次の選舉の主要努力は地方
自治體より資本家的諸勢力と、官僚支配の掃蕩に向けなければ
ならぬ」と規定し、地方自治再建三大政策として(一)社會的交
付金制の確立、(二)大衆課税たる地方獨立税の撤廢、(三)府縣
經濟會議の設置を基本政策として主張し、更に別記の如き具體
的政策を掲げて、全國五十三名の公認候補者を擁立して選舉に
臨んだ。

社會大衆黨と支持關係なき勞働組合、農民組合、水平社其他

無産團體、地方無産黨を中心とする立候補者四十三名を算し、
全無産階級の立候補者總數九十六名に及んだ。
選舉の結果、戦績は好成績にて、總數四十一名の當選者と二
十一萬九千八百五十四票の得票數を獲得した。之を黨派別に、
更に前二回の府縣會選舉と比較すれば左の如くにて、確に好成

年次別府縣選舉成績比較表

昭和二年				昭和六年				昭和十年			
黨名	立候補者數	當選者數	得票總數	黨派名	立候補者數	當選者數	得票總數	黨派名	立候補者數	當選者數	得票總數
勞働農民黨	108	11	118,173	社會大衆黨	70	3	83,386	社會大衆黨	53	5	129,153
日本農民黨	33	4	43,511	全國勞農大衆黨	100	11	115,033	同黨系	13	5	27,351
社會民衆黨	29	3	33,334	地方無産・勞農組合・無産團體	43	1	35,935	全國農民組合	10	2	19,803
日本勞農黨	33	3	35,928					北日本農民組合	2	1	6,739
勞農民衆黨	8	1	13,014					土佐農民總組合	3	2	4,377
九州民衆黨	3	1	6,244					全評・水平社	9	2	9,969
關西民衆黨	1	1	2,327					無産團體協議會	6	4	12,463
獨立民衆黨	1	1	2,949					地方無産中立	6	4	12,463
社會民政黨	1	0	2,562					無産中立	6	4	12,463
佐世保民衆黨	1	1	2,910					合 計	96	41	298,854
合 計	226	26	257,833					合 計	233	17	270,326

参考に社會大衆黨の選舉政策、スローガン、各黨派選舉成績一覽表を示せば次の如くである。

社會大衆黨の府縣行政に對する政策

一、公民權を滿十八歳以上の男女に與へよ。一、府縣單一選舉區制の

績を獲得したことが判然と知得し得る。

叙上の如く、今次の府縣會選舉の好成績、好結果を收め得た原因を考察すれば、簡単に(一)肅正選舉、(二)政治戦線の統一による對立抗争の解消、(三)各派の選舉協定共同闘争の三點をあげうるであらう。

府縣別	選挙地区	社会大衆党		地方無産團體、農民組合労働組合其他		所属又は擁立團體 或は系統團體名
		候補者氏名	得票数	候補者氏名	得票数	
府縣	青森	東津輕郡	菊地養之助	當落	3,400	
	宮城	仙台市	大友爲三郎	當落	7,900	
	同	志田郡	小原慶治	當落	3,600	
	同	平鹿郡	遠山長次郎	當落	1,870	
	同	仙北郡				
	同	南秋田郡				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	福島	伊達郡	八百板正	當落	1,700	
	同	新田郡	大島義晴	當落	3,340	
	同	碓氷郡	棚島節太郎	當落	8,700	
	同	上野郡	石山寅吉	當落	3,100	
	同	芳賀郡				
	同	河内郡				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	茨城	猿島郡	高橋信次郎	當落	9,700	
	同	南浦原郡	石田宥全	當落	2,600	
	同	北浦原郡	井伊誠一	當落	4,700	
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	栃木	上野郡	石山寅吉	當落	3,100	
	同	碓氷郡	棚島節太郎	當落	8,700	
	同	新田郡	大島義晴	當落	3,340	
	同	伊達郡	八百板正	當落	1,700	
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	群馬	馬場郡	八百板正	當落	1,700	
	同	新田郡	大島義晴	當落	3,340	
	同	碓氷郡	棚島節太郎	當落	8,700	
	同	上野郡	石山寅吉	當落	3,100	
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	埼玉	東上郡	大塚大一郎	當落	1,470	全国農民組合
	同	秩父郡	稻見唯一郎	同	1,560	同
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	千葉	東葛飾郡	玉井調次	當落	5,000	北日本農民組合
	同	同	掛斐仙次郎	當落	1,700	同
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
府縣	神奈川	東横郡	林虎雄	當落	2,200	
	同	同	羽生三雄	當落	5,600	
	同	同	野溝勝	當落	2,200	
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				
	同	同				

無産各黨派候補者得票成績一覽

黨派名	立候補者数	當選者数	次点者数	得票總数	一人當平均得票数
社会大衆党系	3	2	0	1,390,153	2,625
社会大衆党	1	1	0	27,551	2,100
計	4	3	1	1,417,704	2,533
全国農民組合	10	2	1	1,900,000	1,900
北日本農民組合	2	1	1	6,730	3,365
土佐農民總組合	3	2	1	4,377	1,459
全国評議會、水平社、無産團體協議會	9	2	1	9,960	1,107
地方無産黨、無産中立	6(1)	4	1	1,346	2,492
合 計	96	41	3	2,988,850	2,290

黨派別選挙成績一覽

本 日 58

樹立。一、府縣召集權を議員にも附與すべし。一、府縣參事會の廢止
 一、出納検査に一般議員をも關與せしめよ。一、府縣知事の一般公選。
 一、悪府縣令の撤廢。一、夜間無料中學校、女學校、職業學校の新設。
 一、無料診療所産院の擴充。一、無料託児所の公營。一、學校舎の無料
 解放。一、交通機關、瓦斯、水道、電気事業の公營並に價格引下。一、
 府縣土木事業統制委員會を設置し労働者、農民代表を參加せしめよ。一、
 生産資金の無擔保融資。一、工場法其他労働者保護法違反の嚴罰。一、
 臨時工使用を嚴重に制限せよ。一、健康保險第一次審判に労働者代表を
 參加せしめよ。一、農村支拂猶豫。一、公營住宅の新設擴充。一、労働
 者及び農村セツトルメントの創設。
 選挙スローガン
 府縣單一選挙制を樹立せよ。府縣經濟會議を設置せよ。國債利子二箇
 年間支拂を停止せよ。府縣大衆税を廢止し社會的交付金を確立せよ。生
 業資金の無擔保融資。各種社會的施設の擴充。農村支拂猶豫令の即時制
 定。

労働組合運動

本

はしがき

非常時局の延長と軍需インフレと輸出インフレの浸透による産業界の活潑な動きにより労働界にも色々の影響を與へて昭和十年は終始した。

軍需品工業を中心とする産業界の活動は前年に引續き「臨時工の激増」を見、之が労働界の悩みとなり遂に或る労働組合の大會では、この「臨時工夫制度」は「昭和の奴隸制度」なりと迄極言せしめし程重要な問題として取扱はれ、労働組合運動の大目標は「臨時工及工夫制度の廢止」であつた。又社會局が現下の跛行景氣後に來る日本の労働界の惨狀を豫想して立案發表せる「退職積立金法案」は昭和十年後半に於ける産業労働界の最も關心を有ち利害關係の係る重要問題として、全國産業團體聯合會を中心とする全國の資本家事業主は一齊に之が反對運動を開始し、これに對して、労働組合側は社會局案を原則として支持して勞資鎗を削る状態を呈した。

更に労働運動界に於ては、労働戦線の統一は多年の要望にして、議論の時代を去つて實踐期に入れるものとして、具體的に

統一運動が起され、それらの傾向に従つて統一合同を策し、其の實現に努力が拂はれ、「全勞、總同盟」の大同盟が遂に成り、我國の労働運動の將來に重要な影響を與へんとしてゐる。他方多年海上日本の労働界を統一して最大の労働組合なりと誇つてゐた日本海員組合が分裂して、新舊兩組合が海上労働界に排擠し、日本労働組合總聯合會が、日本労働組合會議より脱退して、日本主義の旗幟鮮明に愛國労働組合の戦線統一運動を捲き起せるなど、昭和十年に於ける我國の労働組合運動は相當活潑な動きを見せたと稱することが出来る。

即ち思想傾向的に之を觀れば、産業協力を主唱する社會民主主義的組合と勞資一體を主張する日本主義的組合とに判然分れて夫々の分野に於ける統一運動が力強く叫ばれて且つ實踐に移されつゝあつたと見ることが出来る。

右の如き運動や傾向に基礎づけられて昭和十年は推移して行つたが、扱て、十年に於ける産業界は九年よりの景氣繼續に基いて活氣を呈したので、労働者數も九年の五百七十六萬餘人より十年十二月末では五百九十萬餘人に増加し、組織労働者數も九年の三十八萬七千餘人に比較して、十年十二月末には、四十

萬八千餘人に増加してゐる。而して、昭和十年十二月末の社會局調査に依れば、労働組合は前年の九六五に對して、九九三に増加した。

私は今過去一年間（昭和十年）に於ける労働組合の色々の運動を其の主なるものゝみを拾ひ上げて之を回顧展望し度いと思ふが、先づ十年に於ける労働組合運動の一般的情勢を概観しよう。

(イ) 共產主義を信條とする日本労働組合全國協議會（所謂全協）、並に無政府主義を奉ずる全國労働組合自由聯合會等は、益々衰頹の狀を示し、たゞ、全國労働組合自由聯合會は、昭和九年頃からの傾向として積極的に團體協約を締結して組合の擴大強化を圖らんと畫してはゐたが、社會情勢は、組合の行詰と破綻とを導くのみで、十年秋の「無政府共產黨」の銀行襲撃事件の如きは正しく従來の運動の破局を示現せるに過ぎないものと見做される。

(ロ) 國家社會主義の労働組合の多くは日本主義或ひは労働組合主義に轉向し、勢力微々たる情勢にある。

昭和九年秋その關東側は全國労働組合同盟に、又關西側は日本労働總同盟に各々合同せし日本労働同盟は一時殆んど解消の貌にありしも、當時合同に反對せる「滋賀縣聯合會」を中心とする少數者は、勤勞日本黨支持の下に「労働同盟中央連絡委員會」を組織して、舊同盟の孤壘を守つてゐたが、其の後同委員會の自然崩壊せんとするが如き情勢にあつた所、同委員會の中

心勢力たる前記滋賀縣聯合會が「滋賀労働同盟」と改稱し、國家社會主義の旗を掲げた。

於茲、三月三日東京に於て、「日本労働同盟再建全國代表者會議」が開催せられ、茲に再び日本労働同盟は結成せられ「所謂分裂合同の危機を切抜けて、國家社會主義の聖旗を堅持し……一切の非國民的、反國家的、國賊的分子との徹底的闘争を誓ふ」云々と聲明してゐる。

又大日本國家社會黨の支持組合は九年末大日本労働組合協議會を組織し、更に會ては國家社會主義を唱へ相當の勢力を有したる選友同志會も一部のは日本選信從業員組合を又一部は選信從業員組合戦線統一協議會を組織し、是等のものは従來より選信部内に存したる選信從業員會聯合と共に九年十一月選信從業員聯盟を組織（本聯盟の一部は五月選信從業員會同盟を組織せり）するに及びて、選友同志會は孤影悄然と總同盟に復歸した等、國家社會主義的労働組合の陣容は著しく衰微の情勢に在る。

(ハ) 所謂合法左翼の労働組合と稱せらるゝ日本労働組合全國評議會や日本交通労働總聯盟等に於ても其の勢力の伸張に見る可きものなく、反フツシ組合の全國的の合同を企圖し以て、勢力の保持を計らんとしてゐる。

さて交總の大會（十一月十六日）に於ては、東京交通労働組合の所謂歲末闘争に關して各加盟組合これに協力すべく賃銀引上統一闘争を満場一致可決。

そこで、十二月五日東交では對市闘争の火蓋を切る可く、組合の歳末闘争の戦時編成を完成して嘆願書を提出した。その内容とする所は、賃銀三割値上要求と東交の作成せる市電更生案の實施要求である。

尙ほ十二月五日には交總大會の決定に基き全國的統一闘争を開始すべく、神戸市電従業員組合、大阪市電従業員組合も東京交通労働組合と東西相呼應してそれ〴〵嘆願書を提出した。

(ニ)「健全なる労働組合主義」をモットーとせる労働組合は、日本労働組合會議を主流として我國労働組合の中心勢力を形づくりにあるも、日本労働組合總聯合の日本主義運動への完全轉向、新日本海員組合の結成等もあり、全般的には、勢力稍々停滞の状態にあるが、運動方針等に於ても愈々産業協力を邁進しつつある。

(ホ) 日本主義の労働組合は従來日本産業労働俱樂部を中心として居たが、昭和組合の解散(十年五月)日本産業労働協進組合(八幡製鐵所)の日本製鐵従業員組合への合流(十年七月)横濱下ツクの三菱重工業への合併に伴ふ工信會の解散(十年十月)或は日本交通従業員組合(東京市電)の解散(十年九月)等を見た。

然るに一方日本港灣従業員組合名古屋支部(約四百人)は從來の運動方針に悔焉たるものあり、五月之より脱退して日本主義的指導方針の下に中部港灣労働組合を組織した。

又日本海員組合の前年來の内紛も一時一應解決の曙光が見え

た如くであつたが、十年五月革正同盟の一派は新日本海員組合を組織し社外船員を中心として組合員四千を擁して、日本主義労働運動の陣營に投じた。

日本労働組合總聯合は四月坂本孝三郎氏の病死の後高山久藏氏が後任會長となるに及び、その日本主義的傾向は急に著しく濃厚となり、四月開催の中央委員會は日本主義労働運動への轉向を宣言し、去る九月の日本労働組合會議に於て脱退を宣明し、十一月名古屋に開催せる全國大會に於ては、新に次の如き綱領を掲げ愈々積極的に日本主義労働運動を展開するに至つた。

綱領

- 一 我等は建國の本義に基き和衷協同皇道日本の完成を促し、以て國家産業の發展を期す。
- 二 我等は公正なる勞資關係を確立し労働者の向上を圖り、進んで經濟制度の革新を期す。
- 三 我等は業に勤み智を磨き徳を樹て、自省以て人類文化に貢献せんことを期す。

又愛知縣に於ては、従來日本労働組合會議中部地方協議會並に全評を中心とする中部地方評議會及び日本製陶労働組合同盟等があるが、労働組合運動は一般に不振の状態にあつた。然るに名古屋地方に於ては前にも記せる如く、中部港灣従業員組合の成立、亞で全評より脱退せる山崎常吉氏の大日本忠孝労働組合(準備會)の組織、或は總同盟一宮合同労働組合の日本主義へ

の轉向等により、從來の戦線に非常なる衝擊變動を與へ、既成組合の運動に對する批判と日本主義労働運動への關心を與へつゝあつた所、東三地方に於ける映畫並に鐵道争議を契機として十年後半期に至り全縣下に亘り日本主義労働組合の續出並に轉向が頻りに行はれ、愛知縣下の労働運動は正に日本主義に風靡さるゝやの觀を呈し、總同盟愛知縣聯合會、日本製陶労働組合同盟、官業労働總同盟等が辛じて殘壘を守れる状態である。

其の他日本主義労働組合としては、日本労働同盟より脱退組織されたる日本産業軍等を挙げ得るが、其の運動は多くは政治的に偏せる嫌あり勢力亦減退しつつある。

斯くの如く、日本主義労働運動は、總聯合がその陣營に投じたることを中心として考察するときに、昨年における我國労働組合運動の一の顯著なる特色と見ることが出來よう。

(ハ) 其の他、官業労働總同盟(日本労働組合會議加盟)は、十月十七日小倉に於て擴大中央執行委員會を開き、豫ねて依囑せる特別委員會起草の「改正綱領起草主旨」を採擇し、明年度大會に於て正式に改正を決定することにし、同中央委員會は次の「綱領起草主旨」の決定のみに止めた。

- 一 國家觀念を明確にし、國情に即した合理的方法により社會進化に貢献するものなること。
- 一 官公業の重要性を認識し、健全なる労働組合主義によるものなること。

一 組織と訓練により労働條件の維持改善福祉の増進並技術の進歩人格の修養に努めるものなること。

昭和九年秋の大會に於て海軍労働組合聯盟はその「綱領」を改正して、所謂「報國方針」を採用したが、昨年五月十九日二十一日の同聯盟中央委員會では「改正綱領」の實踐方法に就いて協議した。

是等「官業」や「海聯」の綱領の改正等からは等の組合が、或は從來の運動方向を轉換するに非ざるやと相當注目せられてゐたが、遂に別に具體的に大なる變化も見ないで昨年は終始した。

議會對策

日本労働組合會議

一月十一日東京に於て政治委員會を開催し議會對策を協議決定し、同月十七日神戸に於て開催の第三回執行委員會に於て松岡政治委員長より右決定を報告した。即ち第六十七議會對策は左の通り。

- (イ) 第六十七議會提出の法律案(労働組合法、労働協約法)
- (ロ) 同議會提出の建議案(産業及び労働の統制に関する建議、軍需品工業の統制に関する件)
- (ハ) 議會に於て(主として豫算委員會)社會大衆黨代議士を通じて、質問の形に於て政府に實施を促さんとするもの
- 一 労働争議調停法の改正(政府が今議會に不提出の場合には提出

を促し、提出の場合には有利に修正せしむ)
一 労働者災害扶助法の改正(政府は今議會へ提出すと豫想せらるゝが若し不提出の際は提出を促す)

- 一 國營團體保險の實施
- 一 労働時間制の實施
- 一 健康保險法の改正(特に對醫師會問題)
- 一 高賃銀政策の實現
- 一 職業紹介法問題(例へば臨時工傭人に悪用されつゝある人夫供給者の問題、有料職業紹介所の改廢等)
- 一 工場法の改正
- 一 内閣審議會の委員に無産政黨、労働組合(日本労働組合會議)農民團體の代表を加へること
- 一 其他

日本労働組合全國評議會

全國評議會の結果は左翼運動の復活として注目され、従つて結成最初の帝國議會に當面して如何なる方針を示すかが注目されてゐたが、一月五日「第六十七議會を目標に「對議會闘争」方針」なる左の内容を盛れる指令を發した。

- (一)對議會闘争の必要 (二)當面の對議會闘争に於ける中心闘争目標
 - (三)闘争組織に就て (四)アジ、プロ活動に關して (五)結び
- 右の五項目(内容略)に亘つて對議會闘争に當らんとする「全評」の運動方針は要するに従来の左翼派の空虚な宣傳煽動に變つて一切の闘争を組織闘争に集中してゐることは左翼運動の所

日本労働組合全國評議會や日本交通労働總聯盟等は、その所謂左翼的立場より現在に於ても依然としてこれを排撃してゐるが、國家社會主義的組合は國家的立場を強調し國際主義に反對する立場より國際労働會議の排撃、國際労働機關よりの脱退を主張してゐる。

日本労働組合會議は「健全なる労働組合主義を以て其の運動方針となし」て「國際労働機關と本質的に反對せざる組合」の集合體であり、當時十組合の加盟組合あり、其の組合員數は我國の労働組合員總數の過半數を示してゐるのであるが、十年の労働代表も本組合會議に於て決定選出されてゐる。即ち一月十七日神戸市の海員協會本部に於て組合會議第二回執行委員會を開催したが出席者は日本海員組合、海員協會、日本労働總聯盟、日本労働總同盟、日本労働組合總聯合、全國労働組合同盟の六組合より十二名出席、濱田國太郎氏議長の下に「第十九回國際労働總會代表及顧問、隨員選定の件」が審議された。

議長は九年の代表選定にも其の名の上つたことのある日本労働總聯盟會長たる八木信一氏を推薦したが、顧問に關しては總同盟、全國労働、總聯合より各自組合より選出方を主張し紛糾したやうである。故に總同盟、全國労働、總聯合、日本製鐵の四組合より各一名の特別委員を選出して協議の結果、

- 労働者代表 日本労働總聯盟會長 八木信一氏
- 顧問 日本労働總同盟中央委員 原虎一氏

謂「健實化」「地味」を思はしむるものである。

國際會議

第十九回國際労働總會

第十九回國際労働總會は六月四日よりジュネーヴに於て開催されたが、此の會議に我國より出席すべき労働代表委員及び顧問の選任方法は從來の如く「千人以上の團體員を有する労働團體をして代表委員候補者一名及び顧問候補者二名を推薦せしめ」政府は右推薦せられたる代表委員候補者及び顧問候補者に就き其の推薦したる團體員千人に就き一票の割合にて其の得票を計算し之に依り代表委員候補者及顧問候補者の順位を定め」て代表委員一名顧問二名を任命することになつてゐる。

労働代表の推薦資格を有する千名以上の組合員を有する労働組合は三十有餘あるが、此内今回政府に推薦申告をなせる組合は日本労働組合會議(加盟組合は日本海員組合、日本労働總同盟、官業労働總同盟、全國労働組合同盟、日本労働組合總聯合(當時は未だ脱退せず)、海員協會、日本港灣從業員組合、日本労働總聯盟、日本製鐵從業員組合、東電從業員組合の十組合)、日本産業労働俱樂部(加盟組合は自彊組合、横濱船渠工信會、浦賀船渠工愛會、日本産業労働協進組合外一三組合)、海軍労働組合、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會及び東京瓦斯産業労働組合、東京瓦斯労働組合統一協議會の六團體であつた。

- 同 日本製鐵從業員組合長 加藤 良左衛門氏
- 同 隨員 日本労働總聯盟常任理事 井出 清太郎氏

に決定、組合會議は右の決定に基いて推薦申告をなした。

日本産業労働俱樂部はその指導精神とも見るべきものは肇國の精神を體し、勞資一體となつて産業の發達に貢献することを第一義的に主張するものであつて、豫て「産業及労働に對する對外的主張の統一」等を主張してゐるものであるが、國際労働會議に對しては會議を通じて勞資の統一的主張の下に日本の立場を闡明すると共に、之を通じて國際労働問題の短を捨て長を採るは有意義なりとの見解の下に之が支持を表明してゐるものである。十年は海軍聯盟や通信從業員聯盟其他日本主義的労働組合を叫合相聯携して日本労働組合會議側に對抗し、出來得べくんば組合會議側と一戦を交へんとする意もあつたかのやうに云はれてゐたが、海軍労働組合聯盟等との聯絡成らず、其の獨自的立場に於て一月十八日の常任理事會に於て別記の如く自俱樂部より人選をなし推薦申告をなした。

海軍労働組合聯盟は組合會議の前身とも見るべき労働立法促進委員會に加盟して夙くより之と同一歩調を以て熱心に労働代表の選任に當つてゐたが、日本労働俱樂部及日本労働組合會議の成立以來、組合の事情は之に加盟を許さず爾來獨自の立場に於て運動を進めつゝあり、九年十月横須賀に於て開催された聯盟大會に於ては從來の綱領を改めて更に國家主義的色彩を濃厚

にし又一部には労働代表推薦權行使留保説さへ行はれた程であつた。

十年の労働代表選出に當つても産業労働俱樂部派との接近説等もあつたやうであるが、結局独自の立場より別記の如き代表及び顧問の推薦を行つた。足尾銅山鑛職夫組合總聯合會は例年の如く自組合より推薦を行つたが、十年は此外東京瓦斯産業労働組合統一協議會及び東京瓦斯産業労働組合より日本労働組合會議の推薦者に合流して申告して來た。

右二組合は共に曩の東京瓦斯工組合の後身であり、内東京瓦斯産業労働組合は會では日本労働組合會議に加盟してゐたが、其の内部的事情の爲めに同會議を脱退し單獨組合として、同じく東京瓦斯株式會社従業員を以て組織する數個の組合の聯合團體たる東京瓦斯産業労働組合統一協議會と併立してゐるものである。

各團體の推薦せる労働代表委員及び顧問の氏名を表示すれば次の如くである。

團體名	代表委員	顧問	候補者
日本労働組合會議	八木信一	原 虎一	加藤良左衛門
日本産業労働俱樂部	石井 熊藏	小出 道出	清塚 小三郎
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	村上 政之助	伊與 和作	木村 勝藏
東京瓦斯労働組合統一協議會	八木 信一	原 虎一	加藤良左衛門

東京瓦斯産業労働組合 八木 信一 原 虎一 加藤良左衛門

海軍労働組合聯盟 山本 龍二 安田 加年彦 野副 勝一郎
斯くて労働代表委員は八木信一、同顧問は加藤良左衛門、原虎一氏の兩氏、隨員は井出清太郎氏に決定した(政府代表は吉阪俊藏、赤松小寅の兩氏、雇傭主代表は渡邊福雄氏)。

因に同總會は六月四日より同二十五日まで開催、左記條約案五、勸告一を採擇した。

- (一) 移民年金の保存に關する條約案——八五對零にて採擇
- (二) 一切の種類の鑛山に於ける婦人の地下労働に關する條約案——一七對零にて可決

(三) 年少者の失業に關する勸告——一〇六對零にて採擇

(四) 植民地及び類似の労働状態を有する他の領域に於ける労働の募集に關する件を次回の總會の議題とすることを九四對零にて決定

(五) 有給休日に關する件を次回總會の議題とすることを一〇七對一五で決定

(六) 一週四十時間への労働時間の短縮に關する條約案——七九對三十にて採擇

(七) 一九三一年の炭坑に於ける労働時間を制限する條約の一部的訂正に關する條約案——七二對一八で採擇

(八) 燐硝子工場に於ける労働時間の短縮に關する條約案——七九對三十にて採擇

右の外、總會に於て可決したる決議案は十二に及びたるが、其の中、八木日本労働代表の提出せる、労働者團結に關する決

議は左の如し。

「労働者の結社權は、平和條約第十三編前文に掲げられ居るに鑑み、且結社の自由に關する決議が、第十五回國際労働總會(一九三一年)に依り採擇せられたるに鑑み、總會は労働組合に加入し又はこれより援助を受くるの故を以て労働者を解雇し、又は右労働者に不公平なる待遇を與ふることを防止する爲、労働者の結社權問題を近き將來の總會の議題に掲ぐるの望ましきことを考慮することを理事會に要求す」

而して右決議案は八九對一にて可決。

更に、國際労働總會に關聯して、今回初めての企てとして、注目すべきは「ヴェルサイユ平和條約第四百八條の規定による條約及び勸告の措置に關する日本政府の國際労働局に提出すべき年報に對する日本労働組合會議よりの要請」であつて、日本労働組合會議政治委員會は十月二十八日次の如き「要請書」を決定作成したので、松岡組合會議議長は十一月八日之を首相に提出したのである。而して、組合會議に於ても、政府當局がこの要請を如何に措置するやを重視し、又その結果を國際労働局に報告すべき義務があるので、各加盟組合を指令してこの要請書を各機關紙に掲載すると共に政府の取扱ひを監視することゝなつた。

ヴェルサイユ平和條約第四百八條の規定「各締盟國は其の締結したる條約の規定實施の爲め執りたる措置に關する年報を國際労働事務局に提出することを約束す」に依り政府當局に於て今次の右年報を國際労働局に提出せらるゝに當り本組合會議は左の如く要請致します

一 本邦に於て既に批准せられたる船員職業紹介條約(第一回總會採擇)の趣旨に照らして、有料船員職業紹介所の今尙ほ少數ながら殘存することを遺憾とし、又同じく批准済みの農業最低年齢條約(第三回總會採擇)の趣旨に合致する爲めには、現行小學校令の規定のみにては不充分なるに依り、新に農業最低年齢法の制定せらる可きものと思料するが故に、右年報に附隨してこれ等の意見を國際労働局へ傳達せられんことを御願ひ致します。

二 本邦に於て未だ批准せられざる國際労働條約の中、例へば工業的企业に於ける婦人及び年少者の夜業禁止に關する二個の條約案(第一回總會採擇)の如く、現行法制に於て原則的にこれが禁止を規定して居るにも拘らず、僅少な例外的許容の尙存する爲めに條約案の批准を困難ならしめてあるもの、又海員の失業補償(第二回總會採擇)、雇傭契約及送還(第九回總會採擇)に關する三個の條約案の如く、懸信省臨時海事法令調査會に於て右記條約案の趣旨に合致すべく現行法制を改正することを既に數年前に適當と認めたるもの、之等若干の條約案は政府當局に於て今後一段の努力をさへ加へらるれば、之が批准を容易に促進せしめ得ることに鑑み、政府は能ふ限り速かに其の措置を採られんことを要請致します。

三 今年の國際労働總會に於て採擇せられた年少者の失業に關する決議中には工業海上農業及び工業以外の最低年齢に關する諸條約案所定の年齢十四歳を十五歳に引上げる目的を以て之等條約案を改正することを年少者失業防止の見地より緊要であるとなして居るが、かかる最低年齢の引上げは單に失業防止の見地のみならず、兒童の肉

體及び精神の發育、國民教育の達成等の見地よりするも亦極めて緊切であることに鑑み政府當局に於ては、現行法による一般産業に備せらるゝ兒童の最低年齢の引上げは勿論、商業其の他の方面に備せらるゝ兒童の最低年齢に關する法制に就ても深甚の考慮を拂はれんことを要望致します。

亞細亞勞働會議に關する協議會

六月四日ジュネーヴに於て開催せられた第十九回國際勞働總會を利用し日本、印度、支那勞働代表の間で昭和十一年に開催さるべき第二回アジア勞働組合會議に就き非公式な協議會が行はれた。

即ち第一回會合は六月十二日八木日本代表の招待によつて、印度側よりムダリアー代表、ビライ國際勞働局印度支局長が出席(支那側は北支事件によりて不參)第二回會合は六月二十四日印度側の招待によつて、日本及び支那の代表出席、是等の會合に於て八木代表は印度側の渡日を希望した。

海事準備會議

國際勞働總會は毎年一回通常總會を開催するの外海上勞働問題に就て隨時海事特別總會を招集する例で、昭和四年(一九二九年)秋にも第十三回勞働總會として海事會議を開催したが、同會議に於ては船上勞働時間の規律等四個の問題の第一次討議を爲し、翌年再び海事會議を招集して最終決定を爲す筈であつたが、勞資の意見一致せず重ねて海事會議を開くに至らなかつた

と、民間代表の選定に付ては政府の自由たるべきも必要なる權威と能力を有する者を任命すること

尙參加國の範圍は百噸未満の船舶を除きて海洋航行商船二十五萬噸以上を有する次の二十四箇國とす。
英、米、日、諾威、獨、佛、伊、和蘭、瑞典、希臘、西班牙、丁抹、露西亞、伯刺西爾、芬蘭、白耳義、支那、加奈陀、ユーゴスラヴィア、アルゼンチン、濠洲、葡萄牙、印度、パナマ。

而して此の準備會議の議題に就いては海事勞働總會は二重討議の手續に依らず、此の準備會議の討議を以て第一次討議と看做し直に終決的討議を行ひ條約案若くは勸告を採擇することゝなるであらう。尙本會議に出席すべき代表委員顧問等は政府側は九月二十八日民間側は十月十六日付を以て左の通り決定があつた。

政府代表委員 國際勞働機關帝國事務所長 吉阪 俊藏氏
船主代表委員 宮田武太郎氏
海員代表委員 米窪 滿亮氏
而して海員代表委員として、米窪氏は此の會議に參列した。

其他の國際的交款

イ 比島勞働組合代表ドミンゴ・ボンスの歡迎會 アメリカ出張の歸途三月八日横濱に上陸せる比島勞働組合代表ドミンゴ・ボンスの歡迎會が全勞菊川主事、日本勞働組合會議松岡副會長、國際勞働局駐澤東京支局長及び日本海員組下山川横濱支部長等約二

爲に昭和六年海事準備會議を開催して海事會議招集の端緒を作らうとし本邦に於ても代表派遣の準備を爲したが、俄に同會議は取止めとなり、其後は海事準備技術會議開催の議なくして昨年直に海事總會開催の氣運であつた。

然るに十年三月の聯合海事委員會に於て海事總會を一九三六年秋に延期することに決定すると共に、十年通常總會の議題に關聯せる事項を右海上總會の議題に供し、且つ總會の第一次討議に代ふる爲十年十一月海事準備會議を招集することを勞働理事會に求めたので、四月十一日の第七十回理事會に於て左の如く決定するに至つた。

- 一 海員有給休日問題を次回の海事勞働總會の議題に上程すること
- 二 乗組員定員問題を次回の海事勞働總會の議題に上程すること

本問題は船上勞働時間に關連して討議すること
三 一九三五年十一月に政務資三部制の技術的準備會議を招集すること

會議期日 十一月二十五日より約二週間の見込

- 議題 一 船上勞働時間に關連せる乗組員定員問題
- 二 海員有給休日問題
- 會議の構成 一 參列者

參列すべき各國代表は政府、船主及海員を代表する各一名宛たるこ

十名に依つて日本海員組合横濱支部樓上に於て開催された。ボンス代表は「將來日比提携して勞働運動の發展を期す」べきことを述べ、菊川氏より「今後アジア勞働會議等開催の際は出席され度き」旨希望した。

加藤全評委員長の渡米 一九三四年十二月下院アメリカ勞働同盟内失業保險並に救済委員會より全評の加藤勤十氏に宛て、三箇月間の講演旅行を要請する書翰を送つた。

全國評議會常任中央執行委員會は右の要請を承諾し、渡米の準備に着手四月八日東京を出發する豫定となつたが、種々の故障を生じて、五月二十三日加藤氏は横濱より米國に向つた。

之より先き「全評」に於ては、「渡米」に對する諸種の「注文」を友誼勞働團體及び文化團體等より受けて、米國に於て、日本勞働者の狀況や傾向等を報告し、併せて日米勞働者の親善と平和とに資せんと欲した。

加藤氏は六月四日シアートル上陸以來八十一日の在米中、一萬一千哩を馳驅し、ニューヨーク、シカゴ、ワシントン等東部重要地帯を奔走し、更にロスアンゼルス、サンフランシスコ、オクラホマ、バンクーバー等を巡歴、八月二十三日シアートル發歸途につき九月五日横濱に無事歸着した。

内閣審議會對策

岡田内閣が練達堪能の士を以て國策を審議せしめてこれを實

踐せんとする意圖の下に「内閣審議會」を設置せんとする企てが漸く實現性を帯びるに至つたので、日本労働組合會議は一月十七日執行委員會を開き、内閣審議會に對する次の如き決議をなした。

決議

政府は今日の非常時局に際し日本の行詰れる各般の施設の一大革新を斷行せんが爲め、近く内閣審議會を設置し各方面の代表者有識者を網羅し、一大國策の樹立を企圖せんとすると傳へらる。而して此の目的實現の爲めには今日我が國民の多数を有する労働階級の代表を加へ、その意見を如實に反映せしむることの緊急なるを認む。依つて政府は我國に於ける組織労働者の八割を包含せる日本労働組合會議より其の委員を参加せしむべきことを要請す。

更に日本労働組合會議は五月二十九日大阪に於て第二回評議員會を開催して内閣審議會の對策に就て協議し、(一)目下詮衡中の參與及び専門委員に對し労働組合關係より参加せしむること、(二)内閣審議會に對し大會決定の「産業及び労働の統制に關する建議」を實施せしむるやう要請すること、(三)前記の實際活動は政治委員並に書記局に一任することを決定した。

日本労働祭

日本主義労働組合の第二回日本労働祭は四月三日の神武天皇祭の佳節を卜して舉行された。

決議

今や祖國日本は建國未曾有の國難に直面し國民は協力一致して報國の赤誠を致すべきとき我等愛國労働者は茲に第二回日本労働祭を舉行し、益々労働報國の爲め献身的努力を爲すべきことを誓ひ左の事項貫徹の爲め邁進せむとす。

- 一 皇道日本の建設を期す。
- 一 労働者の生活權の確立を期す。
- 一 階級闘争の絶滅を期す。
- 一 愛國労働組合の戦線統一を期す。
- 一 全國産業労働會議の實現を期す。
- 一 勞資融合に依る日本産業の振張を期す。

右決議す。

昭和十年四月三日

第二回日本労働祭

宣言

今や祖國日本の非常時は益々加重されつゝある時、我等愛國労働者が相集ひ茲に盛大なる第二回日本労働祭を舉行するに至つた事は我等の大なる喜びとする所であり、又これこそ日本労働運動の本然の姿であると確信する。顧れば過去久しきに亘り日本の労働運動はマルクス主義に禍され又は徒らに歐米に追隨し階級觀念を以て指導精神とし、メーデーを始め幾多の運動は殆んど祖國と其の産業を無視した非國家的行動の運動であつたのである、我等愛國労働者は日本人たるの信念に燃ゆると同時に、日本労働者は國家産業の發展なくして労働者の幸福

十年度は國家社會主義派たる大日本労働組合協議會(五二人)が新たに参加して、これに日本労働組合總聯合會東京聯合會(一、〇一〇人)、愛國労働聯盟(八〇人)、帝國木材正義研究會(三二人)、日本交通従業員組合(五五人)、東京花緒製産組合(五〇人)、日本産業労働俱樂部(四、五〇三人)の七團體總數五、七九人にして、午前九時靖國神社に集合。正司會團體たる日本労働組合總聯合會東京聯合會の高山久藏氏開會の挨拶を述べ、次いで各團體代表者の玉串捧呈あり、終つて全員肅然として君ヶ代合唱、皇居禮拜、靖國神社禮拜をなした後午前十時愈々行進を開始して、順路を経て國技館に到着。茲に於て、左記の宣言決議文の朗讀、各團體代表者の挨拶があり、終つて協調會労働課長町田辰次郎氏の講演、餘興等あつて午後一時無事閉會した。

當日のスローガン

- 一、第二回日本労働祭
- 二、愛國労働組合戦線統一
- 三、労働者生存權の確立
- 四、階級闘争の絶滅
- 五、皇道日本の建設
- 六、日本精神の宣揚
- 七、日本産業の伸張
- 八、労働報國
- 九、全國産業労働會議の實現

右のスローガンに窺はれる所は、所謂「日本主義」労働組合の主張を端的に現はせしもの多く、著しく精神的道義的方面が加味されてゐて、従来の「メーデー」に掲げられしスローガンと著しく異なるものあるを看取出来る。

次に當日の「宣言」及び「決議」を掲げよう。

なきを確認するものである、即ち労働者の運命は國家の運命と共にすることを確認する故に此の國家産業を無視する階級闘争主義を排撃し、唯物主義たる階級の利益のみに拘泥して國家全體の利益を顧みざる一切の社會運動に對立すると共に一部の非國家的資本家の蒙を啓き以て、此の國家超非常時に當り我等は労働報國の大旗の下に益々一致協力して國家産業の發展に貢献し併せて勤勞民衆の生活權確立に努めて祖國日本の興隆に微力を盡さんことを誓ふものである。

右宣言す。

昭和十年四月三日

第二回日本労働祭

次に各地の日本労働祭の概況を述べよう。

イ 横濱 日本産業労働俱樂部加盟の横濱工信會が主體となり、四月三日午前九時より横濱ドック内空地に約二千三百名の工信會員集合、優良會員の表彰式を行ひ、それより宣言決議の朗讀來賓の祝辭あり、終つて行進を開始して伊勢山大神宮に到着して散會。

ロ 鶴見 石川島自磁組合自動車工業鶴見支部が中心となり、午前九時自動車工業會社鶴見分工場横の空地に約一、七五〇

名集合、宣言決議の朗讀後行進に移り總持寺に至りて散會す。
ハ 其他 浦賀に於ては浦賀船渠株式會社従業員を以て組織する工愛會員約二、五〇〇人の街頭行進あり、又八幡市に於ては日本製鐵株式會社従業員を以て組織する日本産業労働協進組合員約一二〇名集合、室内に於て日本労働祭を舉行した。

第十六回メーデー

第十六回メーデーは五月一日一齊に全国各地で行はれた。而して屋外示威運動は全國を通じて二十九箇所、参加人員約二萬一千名(内女約二千名)であつて、前年に比して若干の減少を示してゐる。

今第一回メーデー以來の屋外示威運動を數字的に示せば左の如くである(社會局労働時報昭和十年五月號に據る)。

年次	運動箇所數	参加人員(内女)
大正九年	一	一、〇〇〇(不明)
同 十年	四	四、一五〇
同 十一年	六	八、〇三〇
同 十二年	一一	一〇、七八〇
同 十三年	一三	一五、五一六
同 十四年	二一	二五、六二九
昭和元年	四五	四二、三三〇
同 二年	四八	四二、一〇〇(一、五〇〇)

昭和三年	昭和四年	同 五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年
三八	二四、四〇〇(一、〇〇〇)	二二	二二、〇〇〇(一、〇五〇)	五一	三七、五〇〇(二、〇〇〇)	七一	三九、三〇〇(一、九〇〇)
				七〇	四一、〇〇〇(二、〇〇〇)	三七	二五、四九〇(一、六〇六)
						三〇	二一、六〇〇(一、八〇〇)
						二九	二一、六五〇(二、三八〇)

メーデー示威運動は、労働運動の消長を最もよく反映してゐるものと見られるのであるが、兩三年のメーデーは、昭和初期の労働運動華かなりし頃に比すれば、不振沈衰の感を與へる。非常時局の下に國家主義運動、日本主義運動の擡頭、メーデー反對運動乃至有力労働團體のメーデー不参加は、労働者國際示威デーを不活潑ならしめたと云ひ得よう。

又十年のメーデー當日には、前記屋外示威運動の外に、例年の如く演説會、座談會、親睦會、慰安會、登山會及び共同耕作等を開催せるもの全國に於て四十箇所約三千四百名の参加者があつた。
東京、大阪等主要なる地方に於ける第十六回メーデーの概況を左に摘記したい。

イ 東京 東京に於けるメーデーは、大正九年五月二日上野公園に於て我國最初のメーデーを行へる歴史を有つのである

が、昭和八年(第十四回)よりは組合會議の方針に基き總同盟が、所謂「メーデー淨化」を唱道して、無政府主義系及び共產主義系労働組合と同一行動を執ることを拒否せる爲め、日本労働組合會議東京地方協議會側と東京地方メーデー統一協議會側とが別個にメーデーを舉行し、十年も亦同様所謂「分裂メーデー」が兩派に別れて行はれた。これより先き、第十六回メーデーを統一舉行せんとして、三月末より四月にかけて、東京交通及び東京市従の兩組合は日本労働組合會議側に對して全國労働組合同盟を通じて交渉協議を行つたが、結局本年も亦分裂メーデーとして、右翼(日本労働組合會議側)は芝公園を、左翼(東京地方メーデー統一協議會側)は芝浦埋立地を集合地として別個に行つた。

▲日本労働組合會議東京地方協議會側(参加人員、三、三七八名内女三〇〇名)

芝公園東照宮脇の集合場所の演壇には、マイクローフンが設けられ、午前十時二十分司會者開會の挨拶を述べ、メーデー宣言決議が朗讀せられ、それより總同盟全國労働等の代表者の五分間演説が行はれ、同十一時總同盟を先頭に、全國労働を殿りに示威行進に移り、解散地上野公園に向ひ午後二時半解散した(因みに總聯合は不参加)。宣言決議及びスローガンは左の如し。

スローガン

一 第十六回メーデー。二、時間短縮賃銀値上。三、政府は軍需工場

の不當利得を取締れ。四、自主的船員保險法の實施。五、全産聯團體保險絕對反對。六、健全なる労働組合主義の確立。七、失業保險法の即時制定。八、臨時雇傭制度の撤廢。九、暴壓諸法令の改廢。十、労働組合法の即時制定。十一、産業と労働を統制せよ。

決議

一、労働時間を短縮し賃銀を引上げる。一、政府は軍需工業の不當利得を取締れ。一、俄に泣く失業者を救済せよ。一、全産聯團體保險絕對反對。一、健全なる労働組合主義確立。一、臨時雇傭制度を撤廢せよ。一、産業と労働を統制せよ。

右決議す。

一九三五・五・一

第十六回メーデー

宣言

反動の嵐の眞只中に光輝ある第十六回メーデーを迎ふ。文化は國境を越え我等が生産する物資は全世界の涯に及ぶ。然るに内に國粹主義を唱へ徒らに國際關係を絶たんとす。時流に乗る封建思想と必然的なる機械文明とは到る處に深刻なる葛藤を演じつゝある。所謂岡田學國內閣は無能無能にして何等爲すところなく今や全労働大衆の凡ゆる要望は蹂躪されつゝある。

軍需並に輸出インフレによる莫大なる利潤は悉く資本家の獨占するところとなり労働階級に與へられたるものは只加重労働と低賃銀と人夫名儀による臨時工等の桎梏以外の何ものでもない。

しかも此の重壓下に我等の同志は團結權否認と戦ひ日夜戦線に動員されつゝある。更に見よ。農村の窮乏は益々深刻化し農民の生活は極度

に切り下げられ全國農村には不氣味な不安がたゞよひつゝあるではないか。これあらゆる焦燥と動搖の止まざる所以にして現今社會の偽らざる姿なり。

惟ふに國力強化の道は國家産業の興隆にある。國家産業の隆盛は正しき産業平和にある。即ち労働階級の自重自律の精神を助長し資本家階級亦進んで反省し國家は産業協力を基調とする産業労働の統制を斷行すべきであると確信す。

第十六回メーデー我等はこの日労働の高き誇りと理想とを宣揚し労働福祉同胞相愛人類平和に通すべき大道を突進せんとす果敢なる我等が歩武我等が前に横はるあらゆる邪惡を敢然擊破し以て全労働階級の信頼に應へんとす。

右宣言す。

一九三五・五・一

第十六回メーデー

▲東京地方メーデー統一協議會側(参加人員三、一三七名内女五九九名)

芝浦埋立地を集合場所とし、午前十一時三十分司會者の挨拶あつて、宣言決議の朗讀あり。終つて各團體代表者の五分間演説が行はれ、午後零時四十五分東交を先頭に市従を殿軍として上野公園に行進し、同四時二十分解散した。スローガン、宣言決議は左の如し。

スローガン

一、第十六回メーデー萬歳。二、最低賃金を二圓五十銭にしろ。三、臨時工を本工にしろ。四、誠首賃下労働強化絶対反対。五、メーデー分

別反對労働者職線の統一へ。六、労働者農民の提携強化。七、交通特別裁判所を作れ。八、反動ファッションを排撃しろ。九、國庫全額負擔の失業保険法を實施しろ。十、惡法撤廢、團結權罷業權の確立。十一、植民地労働者と手を握れ。

決議 (右スローガンに同じ)

今日ぞ全世界労働者の日メーデーだ凡ての労働者が民族國籍黨派の差別を超越し強力なる連帯の下に搾取者壓制者に對して斷乎として示威闘争する日だ。

底知れぬ經濟恐慌の泥沼に落ち込んだ世界資本主義は勤勞大衆に失業と飢餓を強要する事によつて自己の危機を脱せんともがいてゐる、見よ！ 國際間の對立は激化し各國は全機關を擧げて軍備擴張に排外主義軍國主義の宣傳鼓吹に目も尙足らざる状態である。

労働強化誠首賃引下の嵐はいよ／＼強烈となり、他面物價の昂騰によつて労働者は未曾有の窮乏裡に追ひ込まれ今や自然發生的に怒濤の如く闘争に起ち上りつゝある。

状態は極度に逼迫して来た。勤勞大衆は經濟的窮乏の上に政治的自由をも極度にせばめられんとしつゝある。ブルジョアジーの前衛ファッションは時を得顔に跳梁し無自覺なる労働者層に毒手を延ばしつゝある。今日のメーデーは嵐の中で戦はれるのだ！ だが嵐よ吹け、我等の決意は牢固として動じない。

我等の階級的熱情は益々燃え上る。労働者農民の提携を緊密ならしめ、國際的連帯を強化し、澎湃として闘争に起ち上りつゝある大衆の

評議會の六團體約一、五〇〇名参加。

名古屋 全評中部地方評議會、全日映演中部地方聯合會の二團體約一三〇名参加。

横濱 總同盟、東電従業員組合、全國労働、海員組合、海員協會、港灣従業、京演鮮人團體協議會、關東労働組合同盟の八團體約四三〇名参加。

京都 全評京都協議會、全國労働、全農京聯、京都瓦工組合、京都陶磁工組合、總同盟の六團體約一五〇名参加。

川崎鶴見 總同盟に屬する製網労働、神奈川鐵工、神奈川合同紡績労働、關東醸造、石油労働、神奈川製材、セメント労働及び全勞土建の九團體約一、二〇〇名参加。

小倉 組合會議九州地方協議會の主催下に約七〇〇名参加。

臨時工廢止運動

臨時工問題が世間に喧傳さるゝに至つたのは、昭和八年名古屋三菱航空機製作所の臨時工の大量解雇に對して、輿論が集中的にその無手當解雇の不合理を衝いたに初まる。然るに當時の非難は同製作所一つに向けられてゐるに過ぎなかつたが、茲一兩年前より軍需インフレの破綻反動を工業主は勿論臨時工各自に於ても漸次「豫想」するに至り、それに加へて常備工も斯る際に於てはその犠牲となるものには労働條件劣悪なる臨時工よりも寧ろ比較的好條件の常備工であると意識するに至つたの

先頭に起つて我等は斷乎として戦ひ進む。

ブルジョアジー及び其の手先裏切者共の妨害を蹴飛ばして廣汎なる大衆闘争を展開し賃銀引上げに、誠首賃強化粉砕に搾取なき新社會の建設目ざして我等は一路奮進する。

起て！ 全労働者！

闘争のみが労働者に明日の光明を齎らすのだ。

右宣言す。

一九三五年五月一日

東京地方メーデー統一協議會

大阪 當地に於ては日本労働組合會議派と反組合會議派は合同してメーデーを舉行。會場中ノ島公園に六、九八四名(昨年よりも約一、三〇〇名増加)集合。午前十一時司會者開會を宣し、参加各團體代表十名の三分間演説を行ひ、正午司會團體全國労働を魁とし、大阪市従、全評等を殿として六部隊に編成行進を開始、午後三時天王寺公園に到着、再び團體代表五名の三分間演説を行つて解散した。當日のスローガンは左の如し(因みに、宣言、決議を爲すことは當局により禁止さる)。

(一)臨時雇人夫名義絶対反対。(二)自主的労働組合法の確立。(三)世界平和の確立。(四)労働組合の職線統一。(五)凶作だ農民の土地と生活を保護せよ。(六)交通事故に依る嚴罰絶対反対。(七)自主的船員法の制定。(八)港灣労働者保護法の制定。(九)第十六回メーデー萬歳。

ハ 其の他の地方(主要工業都市)

神戸 海員組合、港灣従業、海員協會、組合同盟、總同盟、

で、労働組合としてもこの「臨時工」問題の爲めに駆起したものであつた。

労働組合會議系

臨時工問題に關して、日本労働組合會議加盟の各組合を中心として見るに、茲二三年來の各組合並支部大會其の他に於て臨時工制度の改革が常に叫ばれ、殊に金屬産業方面の労働組合に於ては機會ある毎にそれが強調されてゐる。十年五月開催の總同盟大阪聯合大會は、臨時工制度を以て「昭和の奴隷制度」となりと叫び、臨時工日傭制度廢止に就いて次の如く主張してゐる。

「今日常傭工が臨時工制度撤廢が自己の地位を奪ふものゝ如く考へてゐる向があるが、それは錯覺であつて一度軍需インフレの破綻來らんか、高給と逐年増加する解雇手当を支給しなければ常傭職工は眞先に首切りの血祭に上げられることは必然である。我々は組織の力に依つて非人道的臨時工制度絶對反對の爲めに闘ひ資本家の猛省を促さん爲めには進んでストライキも辭せざることを強く主張するものである。」

全國労働に於ても其の機關紙「全國労働」（六月十五日號）に於て臨時工問題に對する態度として、

「……我々は今日の臨時工問題に對して如何に戦ふか。先づ原則的には我等は今日の如き臨時工制度は認めない。「臨時工を本雇に直せ」労働條件の悪化を齎す臨時工制度を廢止せよ」と云ふのが我等の態度だ。この態度を以て現在の臨時工制度の悪用に對して戦ふ場合我等は大體次のやうな方針を採るべきだ。一、臨時工採用試験上必要な試験

は第一回七月十五日締切り分三萬一千七十五名の多數に昇り、八月一日松岡、河野、山川、上條の四氏は陳情署名書を携へて、社會局に半井長官を訪問、左記陳情書の要旨を説明該署名簿を後藤内相に傳達方を依頼した。

陳情要旨

- 一 工場法施行令第三章職工雇入及び解雇の章に左の要旨の條項を挿入せられたし。
- (イ) 臨時工の期間は其の雇形式の如何に關せず一箇月とし一箇月を過ぐる場合は常傭工となすこと。
- (ロ) 如何なる雇形式の臨時工と雖も工場法健康保險法の適用其の他の差別待遇を禁ずること。
- 一 工場法施行令第五章罰則中に於て違反及び脱法行爲の工場主に對しては體刑を課すること。
- 一 現行法の工場法並に職業紹介取締に關する法規等を廣義に解釋し行政的方法を以て人夫請負制度の禁止を實施せられ度し。
- 右三項に關する條項採用實施せられ度茲に陳情仕候也。

臨時工廢止に對する運動は前述の如く内務大臣に陳情書を提出の後、九月二十九日開催の組合會議第四回大會に於て、組合會議は、尙ほ引きつゞいて其の運動を繼續する必要ありと認め同大會は「本大會は現下の産業並に労働界の趨勢に鑑み臨時工及び人夫制度の廢止を期す」との決議を可決し之をその政治委員會を通じて政府に提出した。更に同大會は、その翌日開催の兵庫縣工業會總會に對して、「臨時工及び人夫制度を即時廢止し

工との區別を要求する。試用工の期間は出来るだけ短日とし、仕事の性質にもよるが一週間以内とす。二、本來の意味の臨時雇の性質以外は臨時工を認めない。臨時雇でも一箇月前後に互れば解雇手当を支給せしめること、又三箇月以上も勤務するものは即時本雇に直すこと。三、常傭工と同性質の臨時工に對する差別待遇には反對することは勿論だが、進んで臨時雇の性質の臨時雇に對しても出来るだけ差別待遇をなくすること。更に此の問題を通じて我等の運動の巨歩を團體協約權の獲得、労働組合の公認へと轉換せしめ、政治的には失業保險法、労働時間法、標準賃銀法、労働組合法、團體協約法の獲得へとアヂブロすることが必要だ」と云つてゐる。

日本労働組合會議は、各加盟團體の要求を統一して、臨時工廢止の陳情運動を開始し、更に各加盟團體に依つてこれが廢止の諸種の運動を進めることになつた。

五月二十九日の組合會議第二回評議員會は、臨時雇傭制度廢止要求に關する九年第三回大會の決議實行方法に關して、(一)人夫及び臨時工廢止の要請を關係各當局になすこと、(二)各地方の加盟團體は各府縣當局に向つて具體的實情を具陳して其の廢止を要請すること、(三)書記局に於て陳情書を複製、各加盟組合員を中心にして其の署名運動を起し、之を内務大臣へ提出すること、(四)廢止運動參加勸誘のポスター作製のこと、(五)各地方協議會は適宜に演說會等を開催大衆的輿論の喚起をなすこと以上を決定、「臨時工及び人夫制度廢止に關する陳情書」の署名

以て産業協力の實現に進まれんことを要請」すべく決定し、組合會議神戸地方協議會を通じて、同總會に提出、事業主側の反省を求めることとした。

又總同盟、全國労働に於ては「臨時工問題」を中心としての爭議があり、即ち、東京大阪の兩都市に於て時を同じくして(夏季)本問題を繞る代表的労働爭議が勃發した。即ち一は總同盟が東京に於て「昭和製作所」、一は全國労働が大阪に於て「角一ゴム株式會社」を相手として、何れも「臨時工」を中心原因として爭議を行つたのである。以て如何に本問題が労働問題として本年の重要問題であつたかの一端を窺知し得るであらう。

日本労働組合全國評議會

日本労働組合全國評議會第三回中央執行委員會は、臨時工制度撤廢闘争を全國的にとりあげ、ポスター五萬枚を配布して全國的な宣傳カンパを布き、十一月開催の全國大會でも同制度の撤廢を可決した。尙ほ上掲第三回中央執行委員會は臨時工問題に對し次の方針を採用した。

「今や臨時工問題は日本労働組合會議系、ファッション系、アナキスト系等あらゆる労働者團體の取り上げるところとなつてゐると云ふ特異な事情を考慮するならば、この闘争を成功的に闘ひ抜くことは即ち廣汎な大衆と大衆との結合點をつくり出すことが出来るであらう。それ故に我が全國評議會は臨時工人夫に對する苛酷なる労働條件の改善、本工と臨時工、人夫との間に統一戦線をふりかざして全國的ストライキ

と統一戦線の先頭に立たなければならぬ」と謂ひ、基本的方針及び組織戦術方針として次の如く規定してゐる。

(一) 基本的方針——(イ)同一労働に對する同一賃銀の立前に立つて臨時工に加へられてゐる一切の差別的待遇の改善のために要求し闘争すること。(申略)(ホ)臨時工人夫制度を禁止する法律の制定(工場法の改正)

(二) 組織戦術方針——(イ)一切の労働組合勢力に對しこれが撤廢闘争を提議し組合下部組織の間の機關を設ける様に活動すること。(以下略)

日本労働組合總聯合會

日本労働組合總聯合會は十一月十七日全國大會に於て、臨時工制度に就いて「臨時雇傭制度を改正しその差別待遇を撤廢すること」を決定し、關係當局へ對策を促進し關係立法の改廢を促すこととなつた。

日本産業労働俱樂部

日本産業労働俱樂部は臨時工問題に就て其の機關紙「日本産業労働」(十年八月號)に於て次の如く「産勞の態度」を示してゐる。

要するに臨時工問題が今日重大に論議さるゝと云ふことは、次期に變來するものと豫想さるゝ經濟不況に臨み、當然事業の縮少より生ずる紛争に——解雇手當問題に就て——對する豫防策として社會の識者が

日本労働同盟をあげることが出来る。同同盟の小田孝氏は、大阪市大正區戸畑鑄物株式會社の一臨時工が九年末解雇されたので同臨時工を應援して飽く迄法的解決を圖り全職工に其の利益を均霑せしめんとの立場より辯護士に依頼して左の如く昭和九年十二月二十六日大阪區裁判所に提訴するに至つた。

訴 状

大阪府大正區鶴町二ノ七六 原告河本彦四郎
大阪府北區宗是町一〇 右訴訟代理人辯護士色川幸太郎
東京市麹町區丸之内二ノ一二 被告戸畑鑄物株式會社
右會社を代表すべき取締役村上正輔

解雇手當請求事件

請求の趣旨

被告は原告に對し金百三十八圓也並に本訴狀送達の日より完済に至る迄年五分の利息を附して支拂ふべし。
訴訟費用は被告の負擔とす。
との判決假執行の宣言相成度

右の訴訟事件は十年七月二十九日大阪區裁判所に於て下記の判決言渡を見た。

抑も此の訴訟事件は同工場に一年七箇月餘臨時工として雇傭せられた一職工が同工場の現業従業員就業規則第四十九條及同現業員賞與及び諸手當給與規則第五條に依り解雇手當を支給せよと言ふのである。

問題視するものであるが、一體經濟不況に遭遇した場合、臨時工問題を解決して居たからとて一切の社會不安が解消さるゝであらうか、否吾々は決して解消さるゝものではないことを昭和五六年に亘つて充分體驗付けられて居る。即ち經濟不況に因つて醸さるゝ社會不安は失業問題で如何に多額の手當を受けて解雇されても一度失業の巷に投出さるゝ時はその人の不安状態は如何ばかりであらう。吾々は臨時工問題を斯く考へて居る。臨時工制度は事業の上立てられた制度であつて無條件即時撤廢を主張するものではなく、現實の問題として事業の繁閑に應じてその存在を認むるが、然し少くとも國家産業の第一線に働く同胞を臨時工であるからと云ふて誰よりも先に解雇されるのだと云ふ觀念を臨時工に抱かしてはならない。又常備工に於ても臨時工あるが故に吾々は少く共臨時工を解雇した後でなければ絕對解雇にならないのだと云ふ考を抱いてはならない。吾々は何處までも日本精神に基き、優秀なる技術と謙讓なる美德を以て國家産業に盡すべきで、此の問題の解決も人道に求め常備工は先輩として後者を導きお互に手を携へて産業にいそしみ、事業主は又假令臨時にせよ一旦兼あつて雇入れた職工を一片の手當に依て無慘に解雇するが如き舉を廢し場合に依ては或程度の犠牲を拂ふ事も國家の爲に考へて戴きたいのである。

況んや産業の犠牲となつた不具職工に對しては政府、資本家、労働者共々充分感謝の念を以て之等の人々に安定を與へなければならぬと思ふのである。

日本労働同盟

臨時工問題を「法の力」に依つて解決せんと企圖したものに、

判 決

大阪府大正區鶴町二丁目七十六番地 原告 河本彦四郎
右訴訟代理人辯護士 色川幸太郎
東京市麹町區丸之内二丁目十二番地 被告 戸畑鑄物株式會社

右法定代理人代表取締役 村上正輔
右訴訟代理人辯護士 野崎隆幸

右當事者間の昭和九年(ハ)第一三三八四號解雇手當請求事件に付當裁判所は判決すること左の如し。

主 文

被告は原告に對し金六十九圓及之に對する昭和十年一月十日より支拂済に至る迄年五分の割合に依る金員を支拂ふべし。
其餘の原告の請求を棄却す。
訴訟費用は二分し其一を原告の負擔とし、其餘を被告の負擔とす。
本判决は原告勝訴の部分に限り原告に於て金二十圓の擔保を供するときは假に執行することを得。

右の判決文に依れば、解雇手當額は原告の要求額より半減されたとは云へ、原則的に原告の主張を採用した點に於て「裁判」は明かに労働者側の勝利と見られる。右の訴訟事件は當初より一般にその成行に對して絶大の注目をなされてゐたが、この判決の影響は極めて重要なものと見做され、熾烈なる「臨時工制度廢止運動」に拍車をかけた。

右判決に對し、會社は決然起つて之に應戰直ちに大阪地方裁判所に控訴を提起、目下繫争中である。

日本労働同盟は六月臨時工問題に對し「臨時工制の危険性を發き對策の速かなる確立を提唱す」との聲明書を發表した。更にこれより先き五月二十五日日本労働同盟大阪聯合會では、左の陳情書を作成社會局、陸軍省及び海軍省に提出した。

陳情書

最近に於ける労働問題は極めて重要な社會的性質を帯び、國家が何等かの形に於て之の規範を示さざれば、由々數社會的混亂の生ずることを豫見し得るのであります。就中數年來漸く一般化したる臨時雇制こそは將來社會的混亂の中心問題たらんとしてゐるのであります。この制度こそ實に今日の社會矛盾を代表してゐるものかと思惟されるのであります。是をこの儘放置せんか労働者大衆の不安を益々増大するばかりでなく、全労働者を半失業の不安に陥れ深刻なる社會不安を招來して遂には國家の發展をも阻害するに至ることを豫想されるのであります。

吾が國今日の情勢は政府の説示に待つまでもなく、多事多難なるを深く信ずるのであります。一層國民的協力が要求されるの時、臨時雇制に依つて一切の努力が覆され社會不安が助長されるが如きは眞に深憂に堪えざる次第であります。

希くば閣下の管轄下工場に於て妥當なる範を示さるゝと共に一般社會に行はるゝこの種惡制度を速やかに廢止せしめ、適正なる國家としての規範を示されん事を切望し懇願仕る次第であります。

昭和十年五月十八日

日本労働同盟大阪聯合會

臨時工制の危険性を發き對策の速なる確立を提唱す

所謂臨時工制度なるものは、最近の軍需インフレ下に増員された工場労働者に對し、將來解雇の必要ある場合、雇主が道徳上乃至物質上の責任を回避せん爲の巧妙なる手段として一般に解せられるが如く、見解は淺薄である。それは資本家の一時的自衛策以上遙かに根柢深く、日本の急激且つ變則的なる資本主義發達の行詰り過程において、大量的に再生産されたる封建的親方制度と觀るべきが至當である。兎もあれ、臨時工制度が日本の現在及び近き將來に及ぼす社會的影響には極めて憂慮すべきものがある。軍需インフレ、貿易景氣下に非常なる富の生産と集積が進行しつゝあるにも拘らず、而してその恩恵が労働者層にも及べざるが如く宣傳されるにも拘らず、事實統計の示すところによれば、労働者の平均定額賃銀は甚だしく低落しつゝあり、また極度の労働強化を意味する實收賃銀においてさへ、決して想像されるが如き上昇を示してゐない。その原因は、主としてこの臨時工なる名目の下に大量的に雇される低賃銀労働者の存在に歸するのである。かくて臨時工制度は現實に労働條件惡化の根源をなし、最近に於ける資本の攻勢の最も露骨なる現れとなつてゐるのである。一方、それが將來の労働運動に及ぼす影響に就ても甚だしき認識不足がある。或る労働組合は、組合運動を擁護すると稱して臨時工を排斥し、而してその間取りと資本家に協同を持ちかけ、それに依つて組合員の首の安全を將來に期せんとしてゐる。かゝる組合幹部諸君の意圖を善意に解釋するにしても、その愚や嗤ふべきである。將來資本家が労働者大量

解雇の必要に迫らるゝ場合、眞先に誠首せられる労働者は、低賃銀の臨時工ではなく、寧ろ高賃銀の「本工」であらうことは、利潤を追ふ資本主義機構の本然として今より既に明白である。労働貴族諸公によつて日頃唱へられる「労働協調」が、その場合この必然に抗して何の役に立つかは凡そ想像がつく。如何に日本精神を叫び、産業平和を高唱しやうとも、死か生かの現實に直面しては、起つてストライキの最後の抗争手段に出るか、或は自滅の運命に黙従するか以外に選ぶべき途を彼等は有たぬであらう。

然らば、如何にして低下されつゝある一般労働條件の一層の低下を阻止し、「臨時工」化されたる労働大衆の地位の向上と生活の安定とを齎らし、以て産業全般にわたる能率の低下と社會的不安の激化を防止し、労働運動が眞に國家に貢獻するの道を拓きうるか、この問題の根本的解決は、國家改造の全般的進展過程において見らるべきである。蓋し、臨時工制度は、前述の如く、日本資本主義そのものに深く根ざしたる「制度」で、決して一時的の便法ではないからである。それは必然に政治問題化され、來らんとする國家改造案の確立とその遂行過程に於て揚棄されべきものである。

然しながら當面の對策として、また一面には根本策の前提として、緊急に展開されねばならぬ運動は、實質上「本工」でありながら、「臨時工」なる雇名儀の故に蒙る差別待遇の撤廢要求である、既に社會通念化する解雇手当退職手当等の福利をこれ等の「臨時工」にも均霑せしむることである。又極端なる中間搾取を構成する「親方」の介立を排除することである。これは何等説明の要なき明らかなる社會正義であつて、社會局方面においても既に是認するところのものである。

因に、目下内務省に於ては解雇退職手当に關する法規の制定に努力されつゝあると傳へられるが、此際先づ必要とされるところは社會通念化する労働者權利の國家的確認であつて、かゝる社會正義の伸長を却つて阻碍する結果に陥るであらう如き、餘りに枝葉末節的法規は有難迷惑であることを茲に附言しておく。

新労働運動は、以上の當面的要求の貫徹を目指して、「臨時工」大衆の利益を直接に擁護し間接には労働條件の全般的低下を阻止することによつて、國家經濟の支柱たる全労働大衆の生活と能率とを維持することに今や全力を傾注すべきである。かくて吾等が常に提唱する新労働運動の旗の下に始めて、昏迷に陥れる現在の組合運動は新たな發展の動機を把握し、眞に現實的なる使命に更生するを得るのである。

昭和十年六月十三日 日本労働同盟主事 近藤榮藏

退職積立金制度要求運動

六月初旬社會局は労働者の失業及び生活不安を除去すべき一手段として、退職積立金制度を法制化せんとして、之が法案の要綱を發表したのである。從來我國には退職手当を労働者に支給する向は少くないのであるが、政府は、之を確實化して労働者保護の實を擧げんとする社會政策的見地より法律として制定せんとし、先づ其の要綱を公表して、政府の意圖を示したのである。

然るに全國産業團體聯合會をはじめ全國の事業主は、社會局

案をあらゆる角度より批評して之を排撃し議會提出に至らざらしめんとする猛運動を起した。之に對して労働組合側は、社會局の立案の趣旨に賛成し、更に之を有利に修正して社會局を支持し以て之が法制化を希望し、資本案側政府側労働組合側三者三巴となつて攻防し、十一月初旬には木曜俱樂部の主催に於て、全産聯の膳氏と社大黨の片山氏の論戦が行はれる等退職積立金問題を繞り、十年後半期の労働組合運動の重要問題として取り上げられるに至つた。

左に各労働組合の同法案要綱に對する意見及び態度を列挙しよう。

日本労働總同盟關東同盟

退職手當積立金法案に對する修正意見

今回内務省社會局の立案したる退職手當積立金法案は、其の立法の趣旨に就て我等も大いに賛意を表するものである。而して、眞に労働者の福祉の増進を所期するならば法案の内容を左記の如く修正すべきものなることを強く主張する。

- 一 適用範圍を十人以上の工場鑛山に限らず、他の職場にも擴大すること。
- 理由は説明する迄もなく、斯くの如き社會政策の法制は、工場鑛山以外の労働者にも可及的廣く均霑せしむべきものである。
- 二 従業者の責に歸すべき事由に依り、解雇せられたる場合に於て事業主は行政官廳の認可を受け、退職手當中、事業主の醸出したる分は支給しない事が出来るといふ點は、甚だ漠然たるものなるを以て、

- (イ) 破産犯罪を犯したる者
- (ロ) 事業主と労働者側の合議により双方之を認めたる場合と規定すること
- 理由は、由來事業主に於て獨斷的に「従業者の責に歸する」傾向ありこれに類する内規を有するもの少からず。故に明確に規定せざれば従業者の權利が不當に脅かされるのみならず、事端の發生も容易に豫想さるゝところであつて本法案の趣旨にも悖るものであると信ずる。
- 三 積立金額は原案によれば事業主、従業者各給料の百分の二となり居るも、事業主百分の三、従業者百分の二となし、之に政府が百分の二の補助金を支給し、以つて手當金の増額を圖り、福利施設としての徹底を期することを要望する。
- 理由は、元來退職手當及び解雇手當は盡くその金額が、雇主の負擔とされて居るのが現在迄の慣行である。然るに本積立法案は従業者の金額を醸出することになつて居るのであるから、その率が在來の同率であると同率でも、労働者側から之を見れば、在來の半額といふことになる。況んや現行の手當制が率に於いて優つて居るものも存在するのであるから、この法案に雇主負擔を多く規定することは、極めて當然であると言はねばならぬ。而して國家がこの制度を法律化して普及せんとするに當つては、政府も亦、一定の補助金を與へることが必要である。斯くて始めて我國獨特の失業保險が出来上り、産業及び労働の平和並びに福祉は著しく増進するであらう。
- 四 退職積立金審査會には、労働組合代表を参加せしむること。
- 理由は、審査會の職責に鑑み労働組合代表を加ふることが、最も妥當公正なる審査をなし得るものであることは改めて言を俟たぬところである。

あらう。

全國労働組合同盟

退職手當制を戦ひ取れ

内務省社會局では今年春以來退職積立金法案を失業對策特別委員會に提出し審議をかけてゐる。この法案は労働者と資本家の双方が積立して退職手當制度をこしらへ全國の工場や鑛山で退職や解雇の際に法案のねらひ所は、將來インフレが行詰つて崩れ出したときの解雇や失業の問題で争議が起るのをこれ抑へやうとするにあるらしい。

所が頑迷で反動的な資本家團體の全産聯(全國産業團體聯合會)の連中はこの法案に對しても早く根本的の反對を決議して、この案を葬り來るべき議會に提出させまいと策動してゐる。これに對して、我が全國労働は社會大衆黨と協力して修正的立場から本案に對して賛成して全産聯に挑戦してゐる我等は此の法案が將來労働者を大々的に首を切るための方便に使はれたり、失業保險制度の替玉にされたりすることは絶對反對であるが、その法案の目的たる退職手當制度を全國に普及することに賛成である。我等の日常闘争もしばしばこの退職手當の制定要求を以て迫つて居るのである。

そこで、我等は、この機會に職場から一齊に自主的に「退職手當制度の即時制定」の要求をかゝけて猛運動を捲き起さうではないか。我等は、インフレの儲けを資本家が勝手に盆の重役賞與に分けたり株主に配當したりするの反對だ。汗と血を搾つて儲けさせた労働者に對して賃銀の値上げをし、退職積立をさせなければならぬ。聞く所によれば全産聯の資本家連中は「退職手當制度は資本家の思想

だから、これを法律で強制せず大いに普及させたらよい」といふので法案に反對してゐるといふのだが労働者が要求すればこそ退職手當も實施されるのだ。我が全國労働は過日の第二回中央委員會で、退職手當制定要求の自主的運動を全國に捲き起すことを決定、本年の下半年の闘争として戦ふのだ。我等の團結の力で、インフレの儲けを労働者の生活のために戦ひ取れ！ 退職手當制定要求運動を全労働者の運動とせよ！

修正意見書

要旨(社會大衆黨と同一なる故略す)

日本労働組合會議

社會局立案の「退職積立金法案要綱」が發表せられるや、組合會議政治委員會並同書記局は之が對策を考究審議中の處左記の意見書を決定、前述「臨時工廢止陳情」の折即ち八月一日松岡、河野、山川、上條の四委員は半井社會局長官並内務大臣秘書官(内相不在の爲)に對して之を提出説明した。

退職積立金制度案に對する意見書

内務省社會局の立案による退職手當法案は、我國現下の労働不安とインフレ破綻の目睫に迫れる労働階級の生活擁護のために最も適切なる施設として我等は其の立法の趣旨に賛意を表するものである。而して我等は此の立法をして眞に有意義ならしめ其の効果を完からしむるために左の趣旨の徹底を圖るの緊要なるを認むるものである。即ち從來我國に實施を見つゝある退職手當制度は、事業主の全額負擔

なる實情に鑑み、且つ眞に此の制度が労働者の福祉を増進せんがためには、其の積立金は、當然従業員よりも事業主の負擔率の高かるべきが至當である。又斯くの如き國民多數を包含する労働階級の生活問題に重大なる關聯を有する労働施設に對しては、國家は之を單に勞資の負擔と努力に委して顧みざることなく、政府は宜しく相當の資金を支給して其の徹底を圖ることが當然の責務なりと信ず。又此の立法の精神は労働者の利福の増進確保にあるを以て、從來其の實施せられつゝある従業員の既得の利得に對しては何等之を侵害せざるの趣旨を徹底せしむることの緊要なりと信ずるものである。我等は此の見地よりして今回の社會局の法案要綱に對して、少くとも左の諸點の修正若くは規定を加へたる上速やかに之を實施せられん事を要請するものである。

(一) 第一適用範圍の第一項に於て單に「工場鑛山」のみならず「交通運輸事業」並に商店従業員其他「一般使用人に適用すること。」

(二) 同じく第二項の「但し一年未滿の期間を定めて儲はるゝものを除く」引き続き使用せらるゝに至りたる時は其の後は本法の適用を受くを「但し一箇月以上勤務のものは本法を適用す。然し勤務一箇年以下の場合には、事業主の積立金の控除をなすことを得」とし、此の場合には控除の積立金は解雇手當準備金に繰り入れられること。

(三) 第二退職積立金の第八項「従業員事業の秘密を漏し、其他従業員に實に歸すべき事由に依り解雇せられたる場合に於ては」事業主は行政官廳の認可を受け退職積立金中事業主の釀出にかゝる分を交付せざる事を得ることを「事業主と従業員側の合議に依り双方認めたる場合に於ては」とすること。

(四) 第四解雇手當準備金の「第三項の但し勤務一箇年に滿たざる者に對しては、此の限りに非ざること」を削除すること。

日本労働組合會議

尙ほ九月開催の第四回大會に於て、組合會議は、前述「臨時工廢止」運動と共に之を極めて重要視して、同大會の決議として「本大會は目下内務省社會局立案にかゝる退職積立金法案を修正支持しこれが實現を期す」べく尙ほ引き続き運動を繼續することとなり、同大會開催翌日(即ち十月三十日)開催されたる兵庫縣工業會總會に對しても「退職積立金法案に對しては從來の反對的態度を改め以て産業協力の實現に進まれんことを要請する」こととなつた。

日本労働組合總聯合會

日本労働組合總聯合會は九月八日の執行委員會に於て、次の如く「退職積立金法案要綱に對する意見書」を決定發表した。

今回内務省社會局に於て發表せる「退職積立金法案要綱」に就ては、全日本の工場従業員は極めて重要な關心を生むたのであるが、吾等はまた同法案を以て我國産業發達の爲め、重要なりと考へ、次の如く意見を發表する。

(イ) 法制化に就て、本法を法制化して一の制度とすることに種々批難があるものゝ如くであるが、これは我國に於てはすでに退職手當

なる考慮が必要である。

(四) 解雇手當準備金

三の項目日給三十五日分以上とすること。

四の項目削除すること。

(五) 退職積立金審議會

二の項目中「労働組合に加入し従業員の利益を代表する者」と改む尙ほ以下の各項目は新條項を追加創設すること。

(イ) 解雇の場合、勤務年限を入職以來通算して計算し、從來の解雇手當支給の通念を尊重すること。

(ロ) なお本要綱には、本法を實施せざる場合の規定がない。依つて其の規定を追加すること。

(ハ) また労働者事業主政府三者負擔の原則に基き政府も亦その費用の一端を負擔すべし。

(ニ) 地域的産業別に退職積立金組合を創立し、政府監督の下に中小の工場主従業員の給付その他を確保すること。

尙ほ本法は例へ制定後に於ても直ちに「労働者を隨時に隨意に解雇して好いと云ふ觀念」を普及することは絕對にいけない。此點は政府並びに關係當局者へ吾等の嚴重に警告するところである。

以上吾々は「退職積立金法案要綱」に對して意見を發表し政府事業主の再三の考慮を切望するものである。

日本労働組合全國評議會

全國評議會は退職手當積立金法案に對して、十一月開催の第二回大會に於て「社會局案」の趣旨に賛成し、労働者に有利なる

解雇手當を支給することは、廣く勞資間の一般通定として諸國の「失業保險法」に代行する所謂「良風」とされて居るのである。従つて本法の如くその法制化は必要であり、むしろ遲きに失した嫌がある。吾等は本法の法制化に賛成し速かにこの制度の確立することを期待する。

然し乍ら社會局の原案は吾等現實に工場で働く労働者は過去數十年に渉る既得労働條件を含めて居るので、同要綱の各項目は、直ちに吾々の生活に實感するものと認め出来る限り、要綱に基きつつ以下要綱の各項目に涉つて吾等の意見を述べやう。

(一) 適用範圍

(イ) 艀船労働者等の如き運輸労働者をも加へること。

(二) 退職積立金

第九の項目「背信の行爲其他不都合なる行爲により解雇せられたる場合」は勞資の間に紛争を起す問題にして、労働者側には「懲戒解雇」を頻發するおそれがある。依つて次の如く改正する。

「従業員及び事業主双方の認むる行爲に依つて解雇せられたる」

(三) 特別退職積立金

(イ) 本項目は、本法中の純然たる退職手當に當る部分にして、事業主の全額負擔によるものである。従つて本項目の實施と不實施とは本案の死活を制する條項である。

(ロ) 故に事業の種類資本の程度會社の内容等に應じて、更に適當

制度なるを以て之を獲得するを得策なりとした。
其の他の労働組合に於ても均しく退職積立金制度には社会局案を原則として支持し、之が實現を希求してゐる。只だ、若干の組合に於ては、その会社が現在實施しつつある制度よりも社会局案が内容に於てその会社の従業員に對して不利なるが如き状態にある爲め之を喜ばざる傾向あるものもあるが之は全く例外とせらる可きである。

産業及び労働の統制に関する運動

労働組合の運動中注目を要する問題は資本主義の行詰り打開の道と国民生活の安定とを圖る爲めに基本的且つ根本的なるものとして、「産業及び労働の統制」を主張しつつあることである。即ち日本労働組合會議の現下に於ける最大の要求は右の産業と労働の統制を國家が實行することとなし、他方日本産業労働俱樂部亦先般來「全國産業労働會議の設置」を要求しつつある。

日本労働組合會議は現下の我國情に於て労働階級の要望し且つ最喫緊事とするもの、何たるかを「産業及び労働の統制」となりと認識し、一昨年の第三回大會に於ける決議と同様の決議を昨年の第四回大會にも左の如く繰返し決議し、此の産業と労働に統制を與へて初めて日本の産業は發展し且つ産業に従事する労働者は向上の途を辿り得るものとの信念を持つてゐるもの、

労働統制に関する對策を決議す。政府は速やかに左記要綱を實施すべし。

産業及び労働の統制に関する要綱

- (一) 労働行政
産業労働省を新設し、關係行政事務の統一を圖り、更に労働、企業兩者代表を主とする諮問委員會を設け、産業及び労働の統制に基調を置く學國的協力を實現すべし。
- (二) 産業統制
 - (イ) 重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局目標とし公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。
 - (ロ) 此の目的遂行のため政府は産業統制局を設置する前提として産業計畫調査機關を設けること。
 - (ハ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、その統制には労働組合を參與せしむべし。
 - (ニ) 現下非常時の緊急處置として左の統制をなすこと。
 - (A) 資本配當の統制を斷行し、貨銀値上による大衆購買力の増進を計ること。
 - (B) 輸出商品並に國內主要消費商品の價格の統制。
- (三) 労働統制
 - (イ) 労働組合法、團體協約法を制定し労働者に自覺と共に光明を與へ、労働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長發達せしめ、以て産業争議の最少化を促進し、進んで労働者が國家産業に貢献し得る様統制すべし。

如くである。而も其の根柢には、労働階級の從來の「闘争主義」を止揚して改めて、「産業協力主義」を深く強く意識して、産業人として國家に奉仕せんとする意圖が鮮明に顯はれてゐるのである。

産業及び労働の統制に関する決議

今日の世界の資本主義の行詰りは必然に其の經濟機構の變改を招來し、産業及労働に對する國家的統制は今や世界の風潮となりつつある。由來自由主義の傳統を誇る米國に於てすら産業復興法の實施を見たるが如き此の趨勢を實現するものである。

然るに我が國社會の實情を見るに近時の軍需インフレ並に輸出産業の跛行的一時的好況は、徒らに内は労働強化による資本の專横を恣にし、外はソシアルダムペンギン問題を中心に關稅障壁による日貨排斥となり、又物價騰貴により國民の生活は極度に脅やかされるに至り、一般産業の不況による失業者の増加は農村の窮乏と相俟つて益々現在經濟組織の矛盾と缺陷を深刻化せしめ、眞に國家非常時を現出しつつある。而して此の現下の國家非常時を打開するの道は茲に健全なる國民經濟を再建し、國民生活の安定を計る事が急務なりと信ず。其のためには國家の産業及労働の統制政策を根本基調とし、産業に適正なる統制を加へ、資本の不當なる搾取を抑制すると共に労働に統制と規律を與へ、進んで産業協力の實を擧ぐる事が絕對に必要である。且つ現今の世界の情勢並に經濟組織の行詰りは、凡ゆる問題は個別的の解決を許さざるものあり、國家的大局に立つて、全面的解決を要求し、吾等は此の見地に立ち、本大會に於て左の如き要綱に基く産業勞

- (ロ) 労働争議調停法を改正し、必要に應じ一般産業にも強制調停を適用し、尙和解と調停に依つて解決を見ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の自己的闘争を終熄せしむるため、夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

(四) 産業協力

- (イ) 産業協力の基本は自主的労働組合の公認を經とし、團體協約を緯とする勞資兩者の協力が存すると雖ども、之を勞資兩者の自主的努力のみに放任することなく、國家も又産業協力委員會を設置し、産業平和及産業協力實現に努むべし。
 - (ロ) 産業協力委員會は、主務大臣、地方長官若くはその任命せる官吏を議長とし、労働、企業、消費三者同數の委員を以て構成す但し委員會は全國的並に地方的、産業別的に設置すべし。
- 以上の要綱を内容とする産業及労働の統制に関する國策を樹立し、之を實施せしむる目的を以て總理大臣直轄の下に産業及労働に關係ある團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議會を速やかに設置せられんことを要請す。

尙ほ十月二十八日東京に開かれたる組合會議の「政治委員會」は、内閣調査局専門委員となりたる社會大衆黨の河上丈太郎氏の手を通じ、前掲「産業及び労働の統制に関する決議」を骨子として内閣審議會に提出すべき其の具體案を作成することを決定した。

産業協力は團體協約をはじめ勞資懇談會等種々の方面より之

を實現し得るであらうが、最近に於ては「産業報國」或は「産業奉公」の大精神に基き單なる「労働條件の協定」の域を乗り越えて國家の繁盛を念願とする「協力」運動に迄發展しつゝある情勢も一面には看取せられるに至つた。その一例を東京バルブ會と日本労働總同盟關東電球硝子産業組合との間に締結せられてゐる團體協約覺書並に電球硝子産業協力委員會々則に之を見出し得る。

この團體協約並に産業協力委員會は我國中小産業の無統制状態に對して多大の示唆を與へ、その實績は中小産業問題に對して一轉機を與へるものとして注目され、産業の統制は労働の統制を必須條件とする事が如實に立證された。然しそれ以前に於ける電球産業の無統制状態は本委員會設置後に於て未曾有の不況に陥り、從つて本委員會設置による効果は表面的には期待された實績を挙げ得なかつたが、數年來我國産業上の重要問題となつてゐる中小工業の統制は労働の統制と不可缺な條件であることを立證した點に於てこの方面に於ける労働運動との關聯は産業發展上、又産業政策上より見通すことの出來ぬ大きな役割を果してゐる。

十年度の「産業協力委員會」は五月二十三日及び六月二日の二回に亘つて開催され、共濟會(勞資双方を包含する)の設置其他を決定した。

電球硝子産業共濟會々則大綱

一 會員

(イ) 本會々員ハ本會趣旨ニ賛同スル事業主及ビ之ニ從事スル從業員タルコト

(ロ) 年齢五十五歳未満ニシテ著シキ疾患ナキコト

(ハ) 其他會則ニ依ル會員タルノ義務ヲ承認シタルモノ

(ニ) 會員ノ種類ヲ一級ヨリ五級マデノ五種トス

二 會費

壹級會員 一箇月貳圓五拾錢也(日收貳圓五拾錢以上ノ者)

貳級會員 同 貳圓也(日收貳圓以上ノ者)

參級會員 同 壹圓五拾錢也(日收壹圓五拾錢以上ノ者)

四級會員 同 壹圓也(日收壹圓以上ノ者)

五級會員 同 五拾錢也(日收壹圓以下ノ者)

右會員ニ對シ工場主ハ會員掛金ト同額ヲ毎月補給スルモノトス

三 給與

(イ) 傷病並ニ出產給與金

公傷及ビ私病ノタメ引續キ一箇月以上休業シタルトキハ左ノ見舞金ヲ支給ス

一 二級會員ニハ金拾圓、三四級會員ニハ金七圓、五級會員ニハ金五圓ヲ支給ス

婦人會員ニシテ出產シタル者ニハ金拾圓ヲ支給ス尙引續キ一箇月以上休業シタル時ハ前記傷病手当ヲ支給ス

(ロ) 死亡弔慰金

本會々員ニシテ死亡シタル時ハ左ノ弔慰金ヲ贈呈ス

一 二級會員ニハ金貳百圓、三四級會員ニハ金壹百五拾圓、五級

會員ニハ金壹百圓ヲ贈呈ス

(ハ) 退職給與金

退職給與金ハ本人掛金積立ノ全額ニ事業主補給金ヲ左ノ割合ニ依

リ之ヲ併セ支給ス(省略)

掛金完納滿五ヶ年以上ノ者ニハ利益配當ヲナス

尙ほ本共濟會の顧問として社會局北岡監督課長、警視廳鈴木工場課長、總同盟松岡會長の三氏が擧げられ、會長には東京電球硝子工業組合理事長村松庄太郎、副會長には關東電球硝子工業組合理事長永正報氏及び富田硝子工場主富田富太郎氏が就任した。以て監督官廳並に勞資双方の本共濟會に對する期待が看取される譯で、本共濟施設の實施に依つて中小工業に於ける幾多の懸案の解決が示唆され、就中不正競争に悩む中小工業の統制問題は先づ勞資双方の精神的結合にあるとされるのだから、この方面よりするも本施設に對する期待も亦大であらう。而もこれが労働組合の提唱に依るものである點より考へてその發展は中小工業に於ける労働運動にも亦裨益するところ大であらう。

既述の如く日本労働總同盟關東電球硝子産業労働組合は從來東京バルブ會と團體協約を締結しこれに基く「産業協力委員會」を設置してゐるが、この團體協約は電球硝子産業の統制を基本條項とし、統制違反者に對しては同業組合労働組合が提携してこれが膺懲に當ることは産業協力委員會の規約に明示されてゐる。然るに茲に「統制違反」事件が起つた。即ち東京市品川區の

増田硝子工業所(使用職工四十五人)は曩に同業組合たる東京バルブ會にて決定したる「販賣單價協定」に違反しつゝあることが同業組合に依つて指摘され、關東電球硝子産業労働組合は同業組合に呼應して遂に労働停止の行動を開始した。同工場の統制違反に對しては東京バルブ會並に電球硝子協力委員會より數次に亘つて注意を喚起しつゝあつたが、同工場はこれを無視して統制違反を續けたので十一月一日、關東電球硝子産業労働組合、電球硝子産業協力委員會の名に依つて、労働停止を敢行することとなり、全従業員は即日勞務を停止したので工場は休業の止むなきに至つた。遂に同工場は十一月六日東京バルブ會及び電球硝子労働組合に「覺書」を提出して、「労働停止」は解除せられ、同工場は「統制に服從」することとなつた。茲に注目すべきは、同業組合の統制違反に對して労働組合が労働停止を以て其の統制を確保した點に在る。斯る事例は我國に於ては初めてのことにして、不正競争に悩む中小工業に取つては、労働組合と同業組合が完全に提携するに非ずんば、如何に統制を圖らんとしても違反行為に對する制裁が伴はねば、不可能であることである。電球産業に於ける同業組合及び労働組合の今度の行動はそれに対する好個の示唆であつて、労働停止中労働者に對しては、「産業協力委員會」はその協定標準日給を支給したことは、當然な措置とは云へ、これなくしては、統制違反に對する制裁も亦その威力を發揮することは不可能であらう。

次に産業協力運動に努力しつゝある顯著なる第二の例を示さう。

東京製綱株式会社と日本労働同盟製綱労働組合の團體協約に基く「労働条件協定委員会」は十月十一日東京に於て開催。労資兩代表出席の下に、組合側提案について協議し、次の協定条件成つて之を「報告書」として會社赤松戸村兩重役に提出した。

第九回労働条件協定委員会報告書

組合側提案

- 一 作業時間に關する件——夏期の残業に就ては提案の趣旨を尊重し其の都度協議決定すること。晝夜交替部の三交替制に就ては現在其の必要なものと認む。
 - 二 従業員慰安に關する件——提案趣旨を考慮し組合創立十週年記念の儀に對し若干の寄附をなす。
 - 三 健康保険組合設立に關する件——保留
 - 四 希望事項——イ 従業員健康に關して ロ 工場設備に就て——希望に副ふやう努力すること。
- 右の如く決定候條此段及御報告候也

當委員会には毎年の例に依れば會社側、組合側双方より協議事項を提出しその結果を協定条件とするのであるが、昨年度は前記「報告書」にある如く會社側よりは何等提議もなく、組合側提案のみに依つて「報告書」を作成し、會社側之を承認したることとは、正しく組合の信頼の増大を物語るものであると言へよう。

由來「東京製綱」は「對労働組合」の關係に於て我國では稀有の特色を有つ會社であることは夙に知られてゐるが、當會社に於ける勞資關係は年と共に圓滑、會社の繁榮と團體協約に基く労働組合の發展とはこゝに勞資相互の公正なる理解と協力に基礎を置くものとして眞に特筆に價しよう。殊に十年度の協定委員会は勞資双方の信頼を最も顯現せしものと謂ふべく、如何に會社が組合を信頼してゐるかを端的に表明してゐる。組合亦會社のこの信頼に應へ一層勞資の融合を圖り産業協力を基本として最大限度に組合の機能を發揮し福利施設の擴充其の他諸種の運動を進めてゐる。産業協力運動の更に他に顯はれたる例示として、國家産業の爲めに殉職せる労働者の慰靈碑建立の計畫も十年既にあらはれた。即ち日本労働組合會議九州地方協議會では十一月二十九日大會開催の節方の提案を審議可決し、着々其の實現の準備を進めてゐる。

産業殉職労働者慰靈碑建立に關する件

主 文

國家産業の爲めに殉職せる労働者の慰靈碑を産業縣たる我が福岡縣下に建立し、その英霊を弔ふと共に國家産業に捧げたる労働階級の犠牲に對する尊崇の念を喚起し、以て労働の價値を昂揚し、進んで労働階級の人格の向上、技術の進歩、識見の開發、徳性の涵養を圖り更に勞

働階級が國家産業の發展に殉ずる犠牲的精神の暢達を期す。

右の實行方法は新役員會で具體的計畫を立案することになつてゐるが、大體豫算は約三千圓とし、労働組合員一人につき十錢以上、一般労働者及び事業主よりの職金を集め北九州の適當なる地に建設することになつてゐる。尙ほ將來は産業神社建立の前提としての計畫である。

尙ほ從來勞資間に締結せる團體協約は謂ふ迄もなく、労働条件の協定を行ひて以て、「産業平和」の保持をなしてゐるが、更に一段活躍して、資本家と労働者と共に國家産業の發展に協力せんとする氣運は茲兩三年來いよ／＼濃厚となり、前述の如く團體協約も單に労働条件の協定のみならず一歩進んで「産業報國」「産業協力」の觀念に迄到達しつゝある。更に一例をあげれば、日本海員組合がよく船主協會と歩調を合せて船賃改善法の實施に積極的支援をなしたり、其の他種々船主側と協力以て日本海運産業の發達に努力しつゝあるは、海員組合と船主協會との單なる團體協約團體の限局的運動に止まらずして正しく「産業協力」の一具現と稱すべきであらう。

現今團體協約を最も多く結んでゐる組合は、總同盟にして、十年十一月末には一一六工場九千餘人に達してゐる。其の他日本労働組合總聯合は十年度に於ては團體協約の新締結工場として六工場を全國労働組合同盟は三工場をそれ／＼増加したること等は特記すべきである。

組合戦線統一運動

労働組合が、或ひは思想的理由にて或は幹部の感情的理由にて四分五裂して運動を爲すことの不利はいつでも認められ乍ら分裂より合同統一への實現の困難を痛感せしめてゐた。統一運動は議論の時代を既に業に過ぎて實行の時機は到来してゐるのである。而も其の合同や統一の氣運は決して昨日や今日のことではなかつた。

其の傾向に従つて、整理統一の着々として實現に向ひしは十年度に於ける労働界の重大なる業績であつた。而して、組合戦線の整理統一は、愛國労働戦線の統一運動、日本労働組合會議の線に沿へる合同運動、左翼組合の反ファシシ、労働組合の全的合運動とそれ／＼の分野に於いて觀望せられた。今その概略を展覧しよう。

日本主義労働戦線の統一運動

從來日本主義を標榜して、労働運動の一角に地歩を占めてゐたものに日本産業労働俱樂部がある。日本主義労働組合は、労働運動を國家的信念の上に置き、勞資間に道徳的精神を注入し階級闘争主義を排して、「勞資一體」「産業報國」を標的として進んでゐる。而して「はしがき」に於て述べたるが如く、二三組合の解消或は他への合流等があつたにも拘らず、昨年於ける日本主義勞

勤組合運動は、著しく發展の途を辿つたと言ふことが出来る。
 一 日本海員組合の内紛と新日本海員組合の結成 日本海員組合に於ては、昭和八年九月赤崎組織部長の辭任に伴ひ内紛を惹起し、赤崎氏一派は組合主幹部に不正事件ありしとして告訴を提起し、昭和九年七月新妻、宮岸、蔭山、野口、山下、松田の諸氏は組合革新の旗を掲げるべく畫策し之が東京に於て端なくも露顯し、組合は同月評議員會を開催して之を反組合行動なりとして是等の運動者に對し一齊に大量の除名を行つた。茲に於て、被除名者は所謂「日本海員組合革新同盟」を結成し、那賀調査部長は意を同うして之に加はり、親善關係にある海友俱樂部の一部幹部も革新運動に共鳴し、組合派は別個に「日本海員組合強化聯盟」を組織し兩派入亂れて鎬を削り、遂に郵船、商船、社外船の殆ど全船舶に亘つて兩派の全面的對立を見ること約九箇月、其間文書戰、船内積立、停船、出帆遅延、亂闘事件等に幾多大小事件ありて組合と反組合分子との對立抗争は隨所に擴大した。この「内紛問題」は一に我國勞働運動の上に於ける重大問題であるのみならず、又實に我國海運産業界に甚大なる影響を及ぼすものとして、各方面よりその成行を注視せられてゐた。於茲、所管監督官廳兵庫縣知事外數氏は同年十月頃より撓まざる和解調停の努力を続け、十一月二十一日兩派は左記の覺書を兵庫縣知事に提出した。

記

昭和十年一月二十一日

兵庫縣知事殿

日本海員組合長 濱田國太郎

日本海員組合ノ内紛ニ關シテハ閣下ノ多大ナル御配慮ヲ煩ハシ洵ニ恐縮ニ存候處此度總テ閣下ニ一任シ併テ左記事項實現致スベク茲ニ誓言申上候

- 一 當組合内紛ニ基因シテ當方ヨリ各地檢事局ニ提出セル告訴狀ハ和解成立ト同時ニ即時取下ゲラナスコト
- 一 當組合ハ和解成立後至急評議員會ヲ開キ内紛ニ伴フ除名處分ヲ解除スルコト
- 一 日本海員組合強化聯盟ハ即時解散スルコト
- 一 現行組合規約改正ノ爲メ規約改正委員會ヲ設クルコト
- 一 小生ハ本事態ニ付責任ヲ感ズル處アリ和解成立ノ上ハ善處スルコト以上

一方革新派の覺書は次の如くである。

- 一 和解成立ト同時ニ告訴狀ヲ取り下ゲルコト
- 一 和解成立ト同時ニ日本海員組合革新同盟ハ解散スルコト
- 一 和解ノ上ハ反組合的行動ハ一切停止スルコト
- 一 赤崎寅藏、那賀源三郎ハ任意組合關係ヲ辭退スルコト
- 一 船内積立組合費ヲ評議員會終了後納入スルコト

以上

斯くして、翌一月二十二日兩派共知事に白紙を以て一任し、午後五時知事官舎に於て調停者白根前知事外數氏立會の下に兩派代表者出席和解手打式を擧げた。於茲組合は、二月七日評議

員會を開催して、被除名者の除名取消を行ひ、革新同盟は三月五日解散して、一應表面的紛争は終結したのであるが、裏面に於ては、革新同盟の一派と組合との間には、依然抗争が続けられ、遂に氷炭相容れず、日本海員組合は分裂するに至つた。而して、日本海員組合年度大會當日神戸なる日本海友俱樂部に於て革新同盟の幹部は協議の結果新組合組織準備會を結成し愈々我國最大の労働組合も茲に分裂することゝなつた。爾來兩派に於ては屢々聲明書を發表し、或は内紛真相の蒸返しの暴露をなし、或は日本海員組合では青年聯盟を結成(五月十九日)して、前衛隊として組織の擴充分裂排撃を標榜し、斯る抗争に寧日なき状態であつたが、五月二十日遂に革新同盟は「新日本海員組合」を結成することになつた。

綱領

一 我等は自己の本分を盡して公正なる勞資關係を確立し、産業協力の實を擧げて、國家海運の興隆に盡すと共に鐵の如き團結を保持して海上労働者の福利増進と社會的地位の向上を期す。

一 我等は比類なき我國の國體を遵守し、合理公正なる經濟的並に政治的行動を通じて、全無産階級の解放と新日本の建設を期す。

而して、新日本海員組合ははじめの程は日本海員組合に早晚合流するものと推測せられてゐたが、却つて全く之と對立し、日本主義を建前として目下組合員の獲得、米窪滿亮氏の筆禍事

件(後述)、海事協同會への加入問題等を繞り盛んに鎬を削りて抗争しつゝある。特に震の川崎汽船の争議に於ては全く兩組合對立相讓らなかつたが、争議は新日本海員組合の有する勢力の悔の可らざるを示せるものゝ如く見受けられた。

東電愛國同盟の結成 東電愛國同盟は東京電燈株式會社従業員の一部を以て組織されてゐた東電護皇會並に愛國同志會が合同して結成されたものである。同盟の勢力は現在約三百と稱せられる。「綱領」「主張」は左の如し。

綱領

吾等は日本精神を宣揚し皇國日本の發展を期す。

主張

- 一 吾等は國民としての責務を自覺し日本精神を體得すると共に人格の向上を期す。
- 一 吾等は電氣産業の國家的重要性を認識し之が健全なる發展を通じて國家に貢獻せんことを期す。
- 一 吾等は秩序ある團體的行動により雇傭條件の維持改善を計り以て生活の安定を期す。
- ハ 遞信從業員會同盟の誕生 遞信從業員會同盟は遞信從業員聯盟の最近の急進化を排撃する一派によつて結成されたもので、其の指導精神は左の綱領に見られる如く所謂「勞働報國」にある。
- 一 我等は全體的協力の下に遞信事業の健全なる發達を期す。

一 我等は選信事業の國家的責任を自覺すると共に全従業員の生活向上を期す。

一 我等は選信従業員會の全國的結成を期す。以上

この選信従業員會同盟の主要構成分子は「舊日本選信従業員組合」(赤松克廣氏一派)にして、曾て「産勞」や「總聯合」等と共に「愛國労働團體懇談會」に参加して、日本労働祭にも参加したものである。

二 山崎常吉氏の轉向 日本労働組合全國評議會中央執行委員會委員山崎常吉氏は、從來左翼運動一方の旗頭として重きをなしてゐたが、五月二十日唐突として、全評を脱退して日本主義への轉向を聲明した。彼は、聲明書の中に於て、

「労働者農民並に被壓迫大衆解放運動の基礎を右すべきか、左すべきか。左は幾多の経験が示す如く我國に於ては議論の餘地なし、然らば右すべきか、さうだ、右だ。皇道精神に基く新労働團體農民團體の結成だ。永年の解放運動より得たる経験と國內國際情勢の變動を基礎として考へる時、皇道精神に基礎を置く運動こそが、労働者農民被壓迫大衆を幸福にする事の出来る事を確信する。云々」

と。山崎氏が全評を脱退するや全評中部地方評議會加盟の「名港造船工組合」が山崎氏の後を追ふて全評を脱退した。

山崎氏が「全評」を脱退する直前、はしがきに於ても述べたやうに従來名古屋地方永年の沈滞を破つて、日本港灣従業員組合名古屋支部では、組合長濱田國太郎氏に絡る紛擾に嫌氣をさ

等相次いで組織せられ、十年秋に於ては、愛國派陣營の中心地たるの觀を呈した。

へ 日本労働組合總聯合の轉向 日本主義労働陣營に千金の重みを與へたのは彼の日本労働組合總聯合が日本労働組合會議を脱退して日本主義の大旗を振りかざして日本産業労働俱樂部と共に愛國労働運動の中堅勢力となつたことである。

前述の如く、總聯合は坂本孝三郎氏の死後全體的に日本主義に急激に傾いて行つた。

曩に日本労働祭に参加せる總聯合は、五月二日東京に中央執行委員會を開催し、「メーデー及び日本労働祭」に就て態度を決定し次の如く聲明書を發表した。

聲明書

メーデー示威運動は過去に於ては若干の使命ありしものと思ふが今日我國内外の狀勢より見る時、すでに其の意義は全く失はれしものと信ずる。メーデーはアメリカに起つた歴史的事實を基礎として非國家的共產主義者や社會民主主義者が、國際的階級的反戰的決議によつて空漠たる世界革命のための將來同盟罷業の準備行動たるの行事として執行されたのである。吾々が産業協力を唱へる所以のものは今日の日本の内外の狀勢からして日本の労働者とし心から日本の將來を憂ひ産業人としてこの眞の使命を感じればこそである。産業協力こそは資本家は利潤の追及のみに耽る事なく労働者も亦更に分配のみに拘泥することなく互に生産部門の一員たるを自覺し相寄りて力を協せ共存共榮の實を具現するに在る。かくすることによつて産業界の平和を招來し

して、五月六日神戸で開催の日本港灣従業員組合大會へ正式脱退の通知を發し、自らは日本主義を標榜して「中部港灣労働組合」なる單獨組合を結成し、五月十五日其の結成大會を舉行した。

本 愛知縣下の日本主義運動

既述の如く名古屋地方は、五月港灣従業員聯盟名古屋支部が日本主義に轉向して中部港灣労働組合を結成したのを初め、六月には全評の山崎常吉氏が日本主義を標榜して、大日本忠孝労働組合の名乗りをあげ、全評名港灣造船工組合がこれに次いで脱退し、十月には總同盟一宮合同労働組合が總同盟を脱退して鮮友同志會と共に日本革新労働聯盟を結成し、一方其の間豊橋に惹起したる映畫並に電鐵の爭議及び八九月の交に起れる伊勢灣内半田港解雇従業員の労働爭議が何れも日本主義派の指導よろしく有利に解決した事等あつて現在では左記の如く、

東三地方……豊橋愛國映畫人同盟、東三運轉者組合、豊鐵愛國従業員組合、鳳鐵愛國従業員組合、田口鐵道愛國従業員組合、愛國協和會。

瀬戸地方……瀬戸荷造同業組合、愛國電氣陶工組合、瀬戸製型従業員組合、瀬戸陶製和物動力工組合、錦旗愛國労働組合。

名古屋地方……中部港灣従業員組合、大日本忠孝労働組合(準備會名港灣造船工組合)、中部牛乳従業員組合、日本革新労働聯盟、愛國交通従業員聯盟。

産業日本の發展を期するところにその目的がある。斯くして産業は躍進し國は榮え労働者の生活は潤ひ國民安定の礎石は成る。此の勢力への方向こそ眞實に労働者の幸福を願ふもの、執るべき手段であらねばならぬ。吾が日本労働組合總聯合は心から産業協力を主張するが故にメーデー示威を行ふことの矛盾を確信す。茲にメーデーを排し産業協力實現の爲め日本労働祭をして更に勞資一體たるの産業祭を舉行するものである。

昭和十年五月二日

日本労働組合總聯合

總聯合は組合會議の加盟團體として共同の陣營にあつたが、從來より組合會議の指導精神と相容れず、殊に「メーデー」に關して、遂に十年は全然これに参加せず、別個に「日本労働祭」を敢行したのであつた。

而して八月二十五日の日本労働組合會議第四回擴大執行委員會に於て、大會提出議案に就いて審議せる結果、總聯合提出の前記「産業協力運動徹底に關聯し、從來のメーデーを廢し、勞資一體なる産業祭敢行の件」は「メーデー」に對する總聯合の從來執り來りし態度に就ては、組合會議は勿論望ましいとはしないが、組合會議の第一目的たる融和親睦の精神から特に從來組合會議内部に於ける統制問題として取扱つて居らぬ経緯に鑑み、本擴大執行委員會は今更かくの如き問題を大會の議題として取扱はぬことにしたい。」といふことに一致を見、總聯合の提案は

排斥せられることになつた。

産業協力徹底運動に関する件

主 文

吾等は産業協力徹底のためメーデー示威を廢し勞資一體たる産業祭を取行すべし。

理 由

吾等が産業協力を唱へる所以のものは、單なる労働者の要求からではない。日本の内外の情勢から産業人として全く祖國日本の産業を憂ひ、産業人として眞の使命を感じればこそである。即ち産業協力の精神は資本家は利潤の追及のみに耽る事なく、労働者も亦分配のみに拘泥する事なく、互に生産部門の一員たる自覺に徹する事である。かゝる立場から我が日本のメーデーを通觀するに、階級意識の興揚乃至尠く共資本家に對する敵對意識の年中行事である。これらは職場に勤勞し生活しつゝある多數の労働者に多くの誤解と不信を來らしめひいては日本の労働組合運動の不振の原因ともなつてゐる、吾々は祖國日本の爲にも労働者大衆の爲にも、心から産業協力を主張するが故にメーデーを行ふ事は産業協力の眞の精神から大なる矛盾であると信じ、茲にメーデーを廢し、産業協力精神の徹底の爲、勞資一體たる産業祭を提唱するものである。

實行方法

一 日本労働組合聯合代表者を入れた委員會を構成して一任。

日本労働組合總聯合

そこで、總聯合は愈々組合會議とは意合はず、早晚脱退すべ

きものと豫想されてゐたが、果然組合會議第四回大會に於て出席の森代議員は次の如き決議文を朗讀して茲に總聯合は完全に組合會議と訣別して、「日本主義」の陣營を堅める事となつた。

決 議

日本労働組合總聯合は國民を勞資兩階級に二分する階級意識興揚の年中行事たる「メーデー示威」を廢し、日本労働組合會議が年來主唱する産業協力の精神を一層徹底せしむ可く勞資一體たる日本産業祭の舉行を本大會に提案せんとしたが、先の執行委員會に於て不採擇に逢つた。我等は労働組合の運動方針の根本に就て意見を異にするが故に茲に組合會議脱退を決議した。

然れども我等は今日意合はず同僚諸氏と共に訣別すると雖も其の信念に於て一致する時たらば、何時にても協力を惜しまざるものである。右決議す。

昭和十年九月二十九日

日本労働組合總聯合

ト 愛國労働組合統一機關

日本労働組合會議を脱退せる日本労働組合總聯合は、愛國労働組合の戦線統一に邁進すべく決意し、先づ、愛國労働團體の全国的連絡機關結成に主力を注ぎ十月二日には、大阪に於て「愛國労働組合關西地方統一協議會」が開催せられた。

これより先き八月二十六日大阪に於て開かれたる「八月會」は村井陸軍少將、野村同志社大學助教授、吉田皇國農民同盟理事

長其の他名古屋より九州に至るまでの日本主義陣營の闘士を網羅し、愛國労働組合會議の有力な發展母體となつてゐる。

而して、右の「統一協議會」に於ては、總聯合會長高山久藏氏、金子海軍少佐、赤崎寅藏氏その他十二名出席し、一同懇談的に日本主義運動の全国的統一に就いて協議した。

超えて十月五日には、名古屋に於て、中部労働聯盟が主催者となり、總聯合の高山久藏氏を中心に約五十名參集して、名古屋地方に於ける愛國労働團體の戦線統一を協議した。

十月二十六日には東京に於て、「愛國労働組合統一促進關東地方懇談會」が開催された。出席者は、日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合、東電愛國同盟、大日本労働組合協議會、新日本海員組合、汽車會社従業員組合、帝國木材産業研究會、愛國木材同志會、東京花緒生産工組合及び大東京大工組合の十團體(四十七名)であつた。

議長に「産勞」の東條喜七氏を推し、高山久藏氏經過報告を述べ、(一)日本主義労働團體參加の範圍、(二)産業祭の意義(三)新團體の運動方針について質疑應答あり、協議事項として(イ)構成さるゝ團體の活動範圍——全国的な團體をつくる促進準備會、(ロ)團體名稱——愛國労働組合統一促進關東地方懇談會、(ハ)事務所——當分の間日本労働組合總聯合本部内、(ニ)委員の選出——各團體一名宛とし、提唱團體(總聯合産勞)は必要に應じて二名選出を決定し、(ホ)會費の件、(ヘ)全国的統一運動

の件の二案は委員會にて協定することを申合せた。

而して、右の第一回委員會は十一月十二日開かれたが、前記(ホ)の會費は當分の中徴收せず、(ヘ)の全国的活動に關しては十一月十八日名古屋に於て中部地方準備會と關東地方懇談會とが全國會議の豫備會議を開催し、直ちに大阪に於ても同様の會議を開き、全國會議結成の促進をはかることを協議した。當日「國體明徴」に關して、産勞と總聯合とが起草して、聲明書を發表することを申合せた。

國體に反する日本労働組合會議並びにその指導者排撃に關する聲明書

現日本の状態を吾々が憂ふる所以は、單なる吾々の利害を根本としてではない。

吾等の訴ふる眞意は、日本の現状を此の儘に放置せんか祖國日本の將來更に大いなる憂患を藏すが故である。吾々が反日本的一切を克服しより良き日本の革新を志し、産業人として其の自分に生きんとするの念願は、一刻も速き非常時日本の解消にある。更に日本の將來は全く日本人自體の力に依つて開拓されなければならぬと同時に祖國の繁榮を以つて、吾等労働者の幸福なりと信ずる、吾々は國民全體の理解と協力こそが、富國持強への道でありと信ずる故そこに強力なる國民動員の必要がある。嘗つて維新の大業は、國民決死の裡に處理せられ、更に祖國日本を襲ふ外敵に對しては、忠良なる國民として

大御心を體し祖國に殉じた士の犠牲的行動に依つて幾度かの外夷は征服せられた、これこそは世界に冠たる、日本精神の發露以外の何者で

もない。

斯くの如く日本の運命を賭した尊き試練を経て、今日の日本は成つたのであるが、これらの決死的犠牲は漸時、國民の耳朵より遠ざかるの傾向を馴致し、特に日露の役は日本有史以來の戦役であつたが此の戦勝より既に三十年、戦勝に氣驕りしか、國民は緊肅持強の心構を辨まへず、國威俄かに一等國に準じ、其生活様態も、精神もこれ等歐米の模倣に墮し、漸時日本精神は失なはれつゝあつた。

斯くて兩戦役に依る經濟の膨脹は必然的に唯物一點張の資本主義の繁榮を助長し、従つて有る者は、有るが儘に矯慢に總てに君臨し省り見ようとし、又酬はれざる者は自己の欲する儘に矯激なる行動に出づるを必然とし、これによつて起る相互の軋轢に依つて來る國際關係、並に日本の將來が如何なる結果たるかを等閑にして居た。これ等は、全く日本精神を閉却し、日本の困苦を無視し、單に歐米の事象に道隨、亂舞したに過ぎない。

此影響下にあつて、自己有つて祖國を忘れた、日本の勞働運動を是正し、日本人とし、日本精神を基調として、運動の動向を押し進めんとする運動こそ、吾等の主張しつゝある、日本主義勞働運動である。最近反日本主義を主張しつゝある日本勞働組合會議内に起りつゝある、加盟團體の脱退、分裂等は會議の反日本的動向に對する反撃である。

吾等は、幾度か組合會議の首腦幹部が、現在の日本の諸狀況に無關心にして、依然歐米追隨の運動に阿諛、迎合しつゝあるを見る。

今回組合會議は、國策を無視し第二インターの來電に欣然共鳴し國際聯盟を脱退せる今日國際聯盟の決議に賛し反國策的行動に努力せんと

ある。

吾人は眞乎なる日本人として、臣民として、此の上なき國體の精華を誇り、武勳高き皇軍に無限の感激を覺へるものである。

滿洲問題は、國民全體の輿望であり、東洋平和の礎であると確信し、斷じて、伊太利對エチオピアと同列視すべきにあらざるを確信するものである。

吾々が國體を信奉する事は、絶對であり且つは

天皇の御地位を、日本人として一片の學說を以て論ずるが如きは國柄、國情を辨きまへざる、又曲庇する、不見識の態度と謂はざるを得ないと同時に吾等は日本主義勞働組合は、機關説排滅のため斷乎たる決意を有するものたるを宣言する。

實に彼米窪始め組合會議の思想こそは、世界在つて日本を知らず、人類在つて日本人たるを欲せざる徒輩である、實にこれ等一連の社會民主主義の日本に與へつゝある、害惡に對しての是正こそ、日本革新の前提條件であり、日本主義勞働組合の重大責務でなければならぬ。政府は最近、これ等反日本的狀態の是正に對して、強き決意の存するを聞くが、然るに過日の國際海事會議に對して、不逞漢たる米窪を日本船員代表として、任命せる事實の如きは、如何なる處存であるか。吾々は日本の勞働者として、世界の文化を毫も拒否するものでない、又其の正しき、外交を欲するものであるが、然し乍ら飽く迄も、名實共に日本を代表する代表でなければならぬ、そも當局は日本の現状からして、事更に此點に重要な考慮をすべきであるにかゝる反祖國的、反日本的論據を現状に於て公表する米窪を眞乎代表と認めるや否や、吾等は斷乎、日本の代表たらざるを主張すると同時に元來日本の政

返電して居るのである、事は外交上の國策である、彼等の眼中には、日本なく、歐米ありとの態度に外ならない、組合會議の態度は全く非國民的であり、反祖國的でなくてはならぬであらう。

現代日本に對する世界の態度は一體どうであらう、限りなき重壓が迫ひ迫つて居る、殊に外交に關する限りに於て、全國民が深く日本の國情に則して、協力以て重壓の克服に努めなければならぬ。

又日本勞働組合會議の書記長米窪亮は、海員組合機關誌十月號に反祖國的、反國體的論文を發表して居る、これは社會民主主義の通弊たる書記長米窪が、渡歐に對する自己宣傳の意味も、加味されて居るが、其の影響する處は極めて廣範である。

彼米窪の所論は、機關説問題を論及し、美濃部博士の學說に共鳴し、その心事を推賞し、美濃部を處置あらしめた、周圍の者、周圍の力に對して追撃し、既決する處、美濃部博士を反動勢力の犠牲と論じ、結局に於て機關説の妥當性を論じて當然として居る、殊に論據の内に現はれた、一介の米窪が事苟も國體を論ずる態度として、不眞面目極まるのである。斯くの如き彼こそ反日本の人物として、其の反省迄膺懲しなければならぬ。

更に滿洲問題に對して、彼は日清、日露に依つて來たつた事を殊更に不問にし、伊、エ紛争になぞらへ、日本を侵略國なりと論決する不逞振りの如きは、嘗つて全日本を擧げて、焦魂削骨の努力と、十幾萬の生靈を失つたる事實を嘲笑するの態度であつて天人俱に許さざる處である。

これ等の組合會議並に米窪の態度を不問に附する日本勞働會議こそは將に全國民の敵であり、これこそが、日本勞働組合會議の有つ思想で

府が、單なる方便と慣習に依つてこれを任命するが如きを改むべきと信ずる。

吾等は、全愛國團體の名に於て代表米窪の絶對反對を改めて宣明すると同時に政府亦今回の如き、輕卒極まる態度の責任を明確にし再びかかる處置を採らざることを嚴に要請するものである。

若し政府當局が、依然としてかかる慣習を踏襲し、かかる態度を許容するに於ては、現日本に於ける、反日本的風潮に對して如何なる態度を宣明するとも、一時逃がれの方便に過ぎざるであらう事を。吾々は元より彼等日本勞働組合會議の社會民主主義者の一連の非皇室中心主義なる、反祖國的態度に對して、益々これが排撃制約に努力すると同時に日本人本來の建國の精神を體し至誠以つて、大御心に添ひ、産業人としての使命の遂行に直進し以つてより日本の革新の拍車たらんとするものである。

右聲明す。

昭和十年十二月四日

愛國勞働組合統一促進關東地方懇話會

これより先き、日本海員組合の米窪滿亮氏は「海員」(十年十月號)に「昨是今非風景數點」なる一文を執筆掲載した所、之を不逞非國民的言論なりとして、反對派たる新日本海員組合をはじめ、愛國諸團體が憤起して、演說會聲明書等に依つて、之を攻撃し、或は政府に「不逞漢米窪に依つて指導せらるゝ日本勞働組合會議及び日本海員組合の即時解散を命ぜられん」ことを要請する決議文を送附し、或は、米窪氏を船員代表に任命せる關係

當局者の辭任、及び岡田内閣の打倒運動に迄發展せんとする形勢になつた。この問題の意外の波及に日本海員組合も驚いて、善後策に狂奔し、當の米雀氏も遠く海外より前記一文の取消を行ふことゝなつた。

既述の如く斯る日本主義労働組合の積出は期せずして、日本労働組合會議と對立する是等組合の戦線統一或は「愛國労働組合會議」の結成運動となつて現はれて來たのである。而して現在右の如く地方協議會(或は懇談會)結成の過程に在り、近く全國的結成の運びに至る機運にある。現に地方協議會の存する地方は左の通りである。

- 一 愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會(瀬戸地方五組合)
- 一 日本主義労働團體中部地方協議會(大日本忠孝労働組合外四組合)
- 一 關西愛國労働組合統一準備會(總聯合外四組合)
- 一 愛國労働組合統一促進關東地方懇談會(産務俱樂部、總聯合外五組合)

總同盟と全國労働の合同

日本労働總同盟と全國労働組合同盟が從來の傳統的感情的對立を乗り越えて合同せんとするに至りたる原因は

- イ、兩組合共に從來の運動方針に行詰りを來し之が打開を合同に求めたること。
- ロ、非常時下に於ける労働運動の困難なる時に於て組合の現状は餘りに組織力尠く、且つ分裂してゐることを明確に認

於茲、總同盟に於ては、六月二十日東京中央委員會及び西尾總主事並に關東同盟執行委員を加へて、合同問題を協議した結果、全勞との合同が我國労働運動の發展に效果あらしむることが出来るならば、現在の名稱綱領等には拘泥せざる旨」を申合せ、合同委員として、松岡、西尾、三木、齋藤、金正、徳永、前田の七氏を決定した。之に對して全國労働は、七月四日中央委員會を開催して、全勞の態度を宣明した。

即ち全勞としては、

全勞及び總同盟を樞軸とする戦線統一に對しては積極的に邁進しその完成を期し、日本労働組合會議、社會大衆黨の線に沿ひつゝ、統一を可能なる限り廣範圍にわたり完成し、綱領政策、運動方針などは各組合のそれに即しつゝ、新たなる出發をなし、新統一組合をして名實併ふ日本労働運動の樞軸たらしむべく可及的速かに産業別整理を實行すること。

を主眼目とし、合同委員として、河野、菊川、鈴木、高橋、井上、永江の七氏を挙げた。

扱て、「戦線統一」「合同運動」に就いて、總同盟は最初より終始一貫「全勞」のみとの「合同」を先づ目標としてゐるに反し、全勞は「可能なる廣範圍の合同」を主張してゐることは兩組合の「合同」の精神並に方針に就ての重大なる相異點である。

七月二十九日東京丸ノ内木曜俱樂部に於て第一回合同協議會が開かれた。出席者は麻生久、上條愛一兩氏をオブザーヴァー

識し戦線統一の必要の絶對性を認めたること。等は最も一般的と見らるるも更に合同の出發點となり、且つ之を促進せしめたるものは

ハ、大阪市港南地方に於ける總同盟全國労働の職場大衆によつて四月十日結せられたる「全勞總同盟合同促進協議會」の組織である。

右述の「協議會」は港南地方に在る兩組合四千の職場大衆が自主的に組織せしものにして、兩組合の合同成る迄は、「本部費」を同協議會に於て「保管」すべきことを決議したのである。

右の合同促進協議會に對しては、はじめは兩組合幹部も之を靜觀してゐたが、漸次「合同熱」は組合員大衆の間に擴張して來たので、五月三十日全勞並に總同盟の六幹部は大阪に於て「合同問題」に就いて懇談し、此の合同問題を表面化することに意見一致し、且つ從來縁故の淺からぬ安部磯雄氏、高野岩三郎氏及び鈴木文治氏の三長老の出馬を促し「合同」の産婆役に懇請することにした。

そこで、前記三長老は種々對策を練つた結果、遂に六月十八日東京市神田學士會館に總同盟側松岡、西尾、齋藤三氏、全勞側河野、菊川、鈴木(悦)の三氏外に社會大衆黨代表麻生氏、日本労働組合會議代表米雀氏を加へて「合同を勸説」した。これに對して、松岡、河野の兩組合代表より何れも之を受諾する旨の挨拶をなし一路邁進合同の目的を達成すべく努力を誓つた。

として、總同盟より松岡、西尾、三木、齋藤、徳永の五氏、全國労働側より河野、菊川、鈴木、山口、高橋、茅野、永江の七氏。

右合同協議會では、種々合同に關して打合を行つたが、兩組合とも夫々内部的事情も介在して具體的協議を遂ぐるに至らず、具體的細目の條件は松岡河野兩組合代表の間で慎重に打合せを行ふことゝして聲明書を發表し、新統一團體の結成は秋期までに完成することゝなつた。即ち「十一月三日」を合同結成大會豫定日として合同工作は兩組合幹部並に松岡、河野兩氏の間にて進められたが、兩組合それ〴〵独自の立場と傳統より、合同折衝は遅々として進まず、新團體の名稱、役員並に財政の處置等相當込み入つた細目に於て兩者の合意は容易に得られず、或ひは「合同」は遂に當分不可能となるに非ざるやと危惧せしめられた。

これより先き「全勞總同盟の合同」に對しては「形勢觀望」の態度を執つてゐた日本交通労働總聯盟は東京市従業員組合及び日本労働組合全國評議會と語らひ、「全勞總同盟」の「單獨合同」に對して、「全的合同」を唱道し一舉に前記三組合をも含む「全線統一」に進む可きことを協議した。そこで、十月下旬「全的合同」の表面に立つた「交總」は高野岩三郎博士を或は大阪の私邸に或は東京の假寓に往訪して「全的合同につき協力あり度き」旨を希望し、更に東京に於ては、松岡、河野兩氏に對しそれぞれ「全評を全勞内に解消合同せしむる形式に於て交總市從と共に

全的合意に参加を希望する旨」を陳べたのである。

於茲「合同」問題は「單獨」合同より「全的」合同へと錯雜して来た。さなきだに「全勞總同盟」の合同が主として新團體の「名稱」問題で其の難關に達着して一頓挫を來たして居た際として、右の「全的」合同の正式提唱は事極めて重大にして、兩組合とも各々中央委員會を開いて「全的」合同に就て協議した。即ち總同盟に於ては「全評」は云ふ迄もなく之を合同より排除し交總市從も即時合同は時期尚早なる故一應日本勞働組合會議に加盟することをも勧め、然る後合同すべきものと決定し、一方全國勞働は、總同盟と異り、七月二十九日の中央委員會決定の方針たる「組合會議社大黨の線に沿ふ可能な廣範圍に亘る合同」を主張することに決定した。

於茲、十一月十二日第二回合同協議會を開き、總同盟より松岡、西尾、土井の三氏、全勞より河野、菊川、鈴木(悅)の三氏及び組合會議書記局より上條氏合計七氏出席して徹夜協議討論懇談を重ねたが、最初より「全的」合同論が取扱はれ、「總同盟」と「全勞」の「單獨」合同問題は後廻しとせられ、結局「全評」を拒否する態度のみは兩者一致せるも、「交總」及び「市從」は飽くまで之を即時合同に参加せしむ可しとの「全勞」の意見と「今後更に接近して隔意なき諒解を遂げ且つ相互に信頼と尊敬の念を持ち得て後に合同すべし」てふ「總同盟」の主張とは遂に一致せず物別れとなつた。

そこで十四日安部、高野、鈴木の三長老は情勢を憂慮して、麻生、上條兩氏と協議の上兩組合の合同委員を木曜俱樂部に招致して當初の「全勞總同盟」の「單獨」合同の後「交總」其の他の合同を考慮すべき意見を述べたるに對し、兩組合に於ては翌十五日「合同協議會」を開くことに決定した。そこで、當日開議に先立ち三長老は左の如き「裁定」を下した。

「新組合の成立と同時に交總市從其の他可能の範圍の合同を可及的速に實現する爲めの特別委員會を組織すること」

右の「裁定」に對して松岡、河野兩氏は交々之に聽從するの意を明かにし、先づ兩團體の合同完成を誓つた。

それより十一月十七日兩組合の合同委員七名宛出席外に日本勞働組合會議書記局上條氏立會ひ茲に全き諒解成り左の如く決定した。而して、合同結成大會は十一月十五日東京に於て開催せられることとなつた。

- 一 會名 全日本勞働總同盟
- 二 役員
 - 會長 松岡 駒吉氏
 - 副會長 河野 密氏
 - 總理事 菊川 忠雄氏
 - 副理事 原 虎一氏
 - 西尾 末廣氏
- 三 中央委員及び地方同盟並聯合會の役員
 - (1) 中央委員 總同盟八名、全勞六名

左翼組合の統一運動

左翼労働組合の「組合戦線統一」に對する熱望は從來より熾烈でなくもなかつたが、昨夏に於けるコミンタインの第七回大會に於て共產主義運動は世界の情勢に鑑みて、凡そ反ファシズムの思想傾向を有する團體であるならば從來排撃して止まざりし

- 副中央委員 總同盟四名、全勞三名
- (2) 關東同盟會 會長全勞、副會長全勞、同總同盟、主事同
- 東京聯合會 會長全勞、副會長總同盟、主事同
- (3) 關西同盟會 會長總同盟、副會長全勞、主事總同盟
- 大阪聯合會 會長總同盟、副會長全勞、同總同盟、主事全勞
- 兵庫聯合會 會長全勞、副會長總同盟、主事同
- 京都聯合會 會長全勞、副會長總同盟、主事同
- 四 顧問推薦
 - 安部磯雄氏、高野岩三郎氏、鈴木文治氏
- 五 合同大會
 - 昭和十一年一月十五日協同會館に於て舉行。
- 六 綱 領(暫定草案)
 - 一、我等は労働報公の精神に基き徳性の涵養識見の開發技術の進歩を圖り以て自己の完成と社會正義の實現を期す。
 - 一、我等は強固なる組織と有效なる手段によつて労働條件の維持改善共同福利の増進を期す。
 - 一、我等は我が國の國情に即し政治的に經濟的に資本主義の根本改革を促進し以て合理的なる新社會の建設を期す。

社會民主主義其の他の思想のものと雖も互に手を握つて、汎く反ファシズム運動を起して、戦ふ可きことを決議せしことに刺戟せられたるや否やは之を審かにせずと雖も、兎に角反ファシズムの労働組合を全国的に統一合同して資本の攻勢に對抗せんとする意圖を持つてゐる。

イ 日本交通労働聯盟 (東京交通労働組合、大阪市電從業員組合を中心として大阪市自動車從業員組合、神戸市電從業員組合がその加盟組合である)は七月開催せる常任委員會に於て「組合戦線統一の新狀勢に對する態度方針」を協議し次の如く決議した。

國際危機と經濟恐慌の深刻化、軍需インフレの破綻に伴ふ勤勞大衆の生活不安が加速度的に増大しつゝあり、他面資本家支配階級の手先として日本主義組合ファシズム組合の反動的統一が我々の前進に大なる障害物として立ち現はれつゝある時總同盟全勞の合同運動を始めとし今や日本の労働運動に背て見ざる眞摯にして根強い戦線統一運動が盛り上つて來たことは誠に喜ぶべき階級の躍進の巨歩である。この新たな狀勢に直面して我々は、イ、我々自身過去の感情や行懸り意見の小有に拘泥することなく、階級的態度を示すと共に他組合にも繩張りや捨て、斯くあらんことを要望し、ロ、組合内民主主義の確立、産業別整理を伴ふ反ファシズム、組合の全線的統一を實現せしむべく、ハ、組織の上下を通じ共同闘争其の他凡ゆる機會を捉へてこれが促進實現のために努力するものである。

交總は、全勞總同盟の合同折衝はしまるや之に對して、市從全評と語らひ、合同を提唱した(前出)が、遂に全勞總同盟の單

獨合同となつた。けれども、十一月開催の同大會に於ては、次の如く、「労働組合戦線統一に関する」議案を可決し、更に十一月三十日市従と共に「全線合同」を要望して全國労働及び總同盟に「反ファッショ」戦線統一合同を申込んだ。

労働組合戦線統一に関する件

主 文

我等は目下進行しつつある全國労働組合同盟と、總同盟の全國を中核とする統一運動は日本労働組合運動の一大飛躍と、我等年來熱望たる反ファッショ労働組合の全線的統一の絶好の機會なりと信じ、左の事項の實現を期しつつ之に積極的に参加するものである。

- 1 實質的に陸上労働組合の反ファッショ全線的統一たらしむる事。
- 2 産業別整理統一と組合内民主主義を確立する事。

理 由

労働組合戦線統一の必要は今日過去の如何なる時代よりも、最も痛切であり喫緊事である。現在極度に窮乏化する勤勞大衆の生活の前途には、不況の一層の深刻化と戦争状態の逼迫に伴ふ處のより暗憚たる不安が横つてゐる。加ふるに反動的社會状態の重壓と、此の波に乗る所謂日本主義労働組合なる反動御用組合の勃興がある、労働者階級は正に腹背左右から攻撃される状態を思はなければならぬ。此の時に於ける労働者階級の唯一の活路は、労働組合戦線の反ファッショ的大統一による強力なる闘争以外に断じてないのだ。本年初頭より未曾有に熾烈になつた労働組合戦線統一の叫びこそは此

然るに、全評第二回大會は前述の如き決議をなし、從來の方針に基いて全的合意を目的とし、全労働同盟のみの「單獨合同」を排撃し、交總市従の友誼關係を強化する旨、大會の名に依つて次の聲明書を發表した。

全労働同盟の單獨合同に一步を進めたる三長老裁定案なるものは、その附帯條件に於て交總市従其の他可能なる範圍に於ける諸團體との戦線統一を希望するが如くに見ゆるも、其の實所謂特別委員會によつて全労働同盟の幹部の立案に基く合同方針を強制せんとする意圖を現すものであり、従つて澎湃たる全労働者大衆の全的合意への熱望を蹂躪するものである。

我が全國評議會は交總市従其の他の友誼團體と協力一致、匍匐労働者大衆の階級的進出のために、全的合意即時實現に向つて萬難を排して邁進するものである。

労働組合の經營事業

多くの労働組合が革命主義共産主義の觀念を止揚して愈々健實なる歩武を進めるやうになつてからは、組合自身の手と力で共済施設や其他の地味な事業を經營し、一面眞に人格の向上識見の開發等の爲めの教養的方面にも努力を拂ふやうになつた。消費組合運動に就いては、相當古くから所謂「無産階級解放運動の兵站部」として労働組合運動と形影相添ふて先づ可なりの實績をあげて來たと謂ひ得よう。ただ然し、その他の方面の事

の活路を求むる大衆の熱烈眞摯なる要求である。全労働同盟を中心とする合同運動はこの大衆の要望に應へ、日本労働組合運動の一大飛躍への絶好の機會として、之を實質的な陸上の反ファッショ全線統一體として完成しなければならぬ。幸にして、我々の今日迄の接衝によれば右兩團體共反ファッショ全線的統一方針に異らざるを以て我々にして積極的に参加するならば、全線的統一が極めて容易に可能と見る事が出来る。

實行方法

- 一 實質的に全線的統一を可能ならしむる爲全勞、總同盟及び全評との接衝を一段と積極的に行ふこと。
- 一 合同委員會に正式参加を申込む事。
- 一 東京市従と協力し僚友組合に参加を勧誘する事。
- 一 組織内の大衆に統一の意義と必要を充分徹底理解せしむる事。
- 一 其の他常任委員會に一任。

日本労働組合全國評議會 全評第二回大會(十一月十七、八兩日大阪に於て開催)は労働組合戦線統一に關し、「本大會は反ファッショ労働組合戦線の全的合意實現のために戦はんことを期す」と決議した。

而して、前に交總の提唱せる「全的合意問題」に對して全評は賛意を表し、これに参加を要望したのであつたが、總同盟全勞は全評の参加を排し、交總市従のみに關してこれが途を拓いた。

業の經營は、組合財政の貧弱或は經驗の未熟等を原因として、餘り發展しなかつた。ただ財政の比較的富裕なる日本海員組合や日本労働總同盟等に於て相當見るべき事業を經營してゐるに過ぎない。

今左に主要なる労働組合の現在經營する事業をその主なるものゝみに就いて列挙しよう。

一 失業救済事業

(イ) 協同工場經營(失業防止及救済を目的とするもの)

(A) 日本労働總同盟——十工場(東京、埼玉、兵庫、神奈川)

(B) 日本労働組合總聯合會——二工場(大阪、横濱)

(ロ) 失業保險組合

(A) 日本労働總同盟關東同盟(昭和八年八月設立、組合員七五〇名、掛金は五錢及十錢の二種あり、現在は豫期の成績あがらず)

(B) 日本海員組合(昭和十年度は取扱ひ延人員約一萬九千人支給金約二萬八千圓)

(ハ) 授産事業

(A) 海員協會(政府の補助金を受く)

(B) 日本海員組合

(ニ) 職業紹介

(A) 日本労働組合總聯合會各府縣聯合會に紹介機關を設く

(B) 日本海員組合

(三) 金融事業

(イ) 日本労働總同盟關東同盟預金部(所謂労働銀行の内容を有し現

在の資産約八萬圓)尙ほ關東同盟は罷業相互金庫を有し現在の積立金約二萬九千圓あり。

三 住宅經營

(イ) 自置組合

一 昨年よりの計畫が具體化して、横濱市より低利資金十萬圓を借入れ、横濱市鶴見區矢向町埋立地に七千坪の土地を借用し、第一期計畫として組合員住宅百戸を建設することとなり、二月三戸竣工した右低利資金は七年間に償還すべき契約となつてゐる。而して、右住宅の建坪は一號二十五坪(地代共毎月二十二圓)、二號十九坪(地代共十九圓)及び三號十六坪(地代共十七圓)にして土地は各々五〇一六〇坪を一區劃としてゐる。自置組合の住宅建築は労働組合の新らしい事業として、眞に時宜に適應する一施設として特記すべきであらう。

(ロ) 製鋼労働組合同盟川崎支部

組合自身の積立金を以て川崎市に組合員の爲め住宅を建築し目下十戸竣工した。現在の貸付金總額は約七千二百圓、因に同住宅部の規定は左の如くである。

第一條 本部門は製鋼労働組合員の福利の爲め住宅建設資金の貸付けをなすを以て目的とす

第二條 本部門は製鋼労働組合の事業にして製鋼労働會館住宅部と稱す

第三條 本部門は製鋼労働組合本部の資金其他を以て之に充つ

第四條 本部門の資金の貸附を受けんとするものは左の各項を具備することを要す

二 貸附金返済期限は落成の月より八十箇月に分割し毎月拂込むものとす

三 毎月元利金の返済は左の通りとす

初年度毎月十圓八十錢、二年度毎月十圓七十五錢、三年度毎月十圓七十錢、四年度毎月十圓六十五錢、五年度毎月十圓六十錢、六年度毎月十圓五十錢、七年度毎月十圓二十五錢

四 貸附金を一時に返済したる場合の利率は年歩六分とし既に拂込みたる利率が六分以下の場合はその不足額を拂込むものとす

第十三條 保證人にして組合脱退の場合には直に補充するものとす

第十四條 貸附金返済未了のものにして組合脱退又は病氣其他の事由に依り拂込不可能となりたる場合保證人は本部門に對して損失なき様處理し絶對の責任を負ふものとす

第十五條 保證人は組合員にして本部門の承認を経たる者たるを要す

第十六條 官公署及火災保險加入の手續きは本部門の承認を得るを要し貸附金未了中は火災保險金受取人は各支部名義とす

第十七條 建築物の所有名義は申込者に屬するも貸附金返済未了中は本部門の貸附金擔保として抵當權設定その他法律上の手續をなすものとす

第十八條 本部門の役員は本部評議員之に當る但し他に適當のものある場合は之を推薦することを得

第十九條 本事業に依り剩餘金を生じたる時は各支部會館維持委員の會計に繰入れるものとす

第二十條 本規定の變更は組合大會議員會の承認を要す

第二十一條 本規定は昭和十年八月より實施す

一 組合に入會し五箇年以上経過したるもの

二 規定の責任を果し得るもの

三 確實なる保證人二名ある者

四 申込者の住居たる家屋の建築をなすこと

第五條 組合員にして資金の貸附を受けんとする者は指定の様式に従ひ指定事項を具備し各所屬部長を通じて申込みものとす

第六條 本部門の貸附最高額は金七百圓也とす

第七條 本部門は貸附申込に對し詳細なる審査を決定す

但し申込多數の場合は抽籤を以て順位を決す

第八條 本部門の貸附は左の方法に依る

一 建築着手前貸附承認額の三分の一以内

二 上棟後同三分の一以内

三 建築落成後實地検査の上同残額の貸附をなすものとす

第九條 申込後すべて變更ある場合は直に其の旨各所屬部長を通じて届出で承認を受くるものとす

第十條 左の事項に該當するものに對し貸附承認の取消しをなす

但しこの場合生じたる損失は申込者の負擔とす

一 本規定に違背したるもの

二 貸附の權利を他に讓渡したるとき

三 第一回の貸附後一箇月以内に建築工事に着手せざるとき

第十一條 建築請負者の選定は申込者の自由なるも申込者に於て希望ありたるときは本部門に於て推薦紹介す

第十二條 貸附金返済並に利子の拂込は左の方法を以てす

一 建築落成までの貸附金利子は日歩二錢とし別に拂込むものとす

四 納税組合

(イ) 日本労働總同盟製鋼川崎支部(昭和十年八月設立)

納税組合規約

第一條 本組合は川崎市製鋼納税組合と稱し日本労働總同盟製鋼労働組合川崎支部に於ける納税義務を有する組合員を以て組織す

第二條 本組合は毎月一定の積立貯金をなし納税義務の遂行に關し組合員の便宜を計るを以て目的とす

第三條 組合員退職死亡等已むを得ざる理由により脱退したる時は精算の上本人又は遺族に還付す

第四條 本組合に左の役員を置く

組合長一名、副組合長一名、幹事若干名

第五條 組合長は組合に關する一切の事務を總覽し副組合長は組合長を補佐し組合長事故ある時は之を代理し幹事は組合長を補け庶務に従事す

第六條 毎年一回總會を開き精算の認定其他必要なる事項を決議す

第七條 組合員の積立貯金は會館控除金に依り一括集金し製鋼労働會館維持委員會之を管理し年三分の利子を附す

第八條 組合長は組合員の納税告知書又は令書に依り貯金を以て納期内に納附す

第九條 組合長は貯金及び納附税金を明瞭ならしむる爲め、一、組合貯金彙帳一、元帳を備へ毎年十二月精算し殘金ある時は返戻す

第十條 本組合の經費は當市獎勵金を以て之に充つ

役員

組合長三木治朗、副組合長鈴木彌作、幹事八名

右規約に依つて明かなるが如く、當組合は組合員の納税義務の遂行を完全ならしめる爲め團體納入をなすことを目的としたものである。即ち納税義務ある組合員に對して一定額を貯金せしめこの中より納税告知書又は令書に依り組合が納附するものであり、納附前の貯金或は納附後の残金に對して三分の利子を附し、以て反面貯蓄をも奨励する効果も期待される譯である。斯くの如く労働組合が納税義務の遂行に協力すると謂ふことは我國に於ては從來例のなかつたことで、製鋼労働組合が組合機能の一部を利用してこの方面に協力するに至つたことは、少くとも労働組合の公共的方面への進出を示すものである。尙ほ現在では納税組合員二四八名、納税総額は四千八百餘圓に達した。

五 診療所經營

- (イ) 自衛組合石川島診療所
- (ロ) 總同盟大阪聯合會(大阪労働會館内)
- (ハ) 日本労働組合總聯合會(和歌山大衆診療所)
- (ニ) 總同盟秋田縣能代産院

六 労働會館經營

- (イ) 日本労働總同盟(全國二十一箇所)
- (ロ) 全國労働組合同盟(大阪、神戸二箇所)
- (ハ) 日本海員組合(全國十五箇所)に海員會館及海員宿泊所を經營)

七 労働學校及び労働圖書館經營

(イ) 日本労働總同盟(宮内省の下賜金東京府市よりの助成金の交付を受く)

(ロ) 全國労働組合同盟(大阪) 共済事業

(イ) 日本労働總同盟關東同盟(共済部を設け組合員の死亡疾病火災等の場合金圓を支給)

(ロ) 日本労働組合總聯合會(神奈川共済會)

(イ) 日本労働總同盟(全國十八組合)

(ロ) 石川島自衛購買組合(出資金三萬七千圓成績優良)

(ハ) 日本海員組合購買部

(ニ) 日本労働組合總聯合會(大阪消費者協會)

十 保險會社代理事業

(イ) 日本労働總同盟關東同盟(片倉生命、富國火災、大阪海上火災三會社の代理店として利益を組合に納む)

労働組合の組織狀況

労働組合の組織狀況は數量的に見れば、昭和十年末に於ける労働組合数は九九三、其の組合員總数は四〇八、六六二人(内女二三、九二七人)を算へ、同期に於ける労働者總數五、九〇六、五八九人(内女一、七五九、六二九人)に對して六・九%の組織比率を示してゐる。之を前年末と對比すれば労働組合數に於て二八、組合員總數に於て二〇、六九八人の増加である。

以下に示す府縣別、業態別、職業産業別、單一聯合別等の諸表は何れも昭和十年末に於ける労働組合の組織發展に關する諸統計である(數字は内務省社會局發表に依る)。

労働者數並組織労働者數年次別表

年次	労働者總數	組織労働者數	同上組織率
昭和元年(末)	四、四二、六八一	二八四、七三九	六・一
同 二 年	四、〇六、七七七	三〇九、四九三	六・五
同 三 年	四、八四、七〇〇	三〇八、九〇〇	六・三
同 四 年	四、八三、〇〇一	三三〇、九八五	六・八
同 五 年	四、七三、一〇〇	三三〇、三二二	七・五
同 六 年	四、〇六、七七七	三六八、九七五	七・九
同 七 年	四、八〇、七六六	三七七、六二五	七・八
同 八 年	五、二六、七九九	三八四、六二三	七・五
同 九 年	五、七四、二七七	三八七、九六四	六・七
同 十 年	五、〇六、九九九	四〇八、六三二	六・九

労働者數並組織労働者數種類別表

種 別	労働者數 (括弧内女)	労働組合員數 (括弧内女)	組織率 %
工場労働者	二、七九、一九二	一七六、四七七	六・三
礦山労働者	一、六三、〇三三	一七、三一一	一・一
運輸交通々信労働者	五、〇六、九九九	一七六、七九九	三・五

計	日傭労働者其他	計
(一、七五九、六二九)	(二、二九五、四〇八)	(四、〇一五、〇三七)
(二、三九、六二九)	(四、九八、〇六六)	(三、五七、〇三三)
(二、三九、六二九)	(四、九八、〇六六)	(三、五七、〇三三)

業 態 別

業 態 別	組合數 (括弧内女)	組合員數 (括弧内女)
業 態 別	組合數	組合員數
機械器具	八六	一〇〇、四八六
化學	二五	二七、一三三
染 織	四二	四、二九一
飲 食 物	三三	一、五、一〇〇
雜 工 業	一〇九	一、八、七五〇
礦 業	一六	五、七九九
計	(一、七五九、六二九)	(二、三九、六二九)

職業産業別

種 別	組合數	組合員數
職 業 別	組合數	組合員數
一 般 勞 働 者	九九三	四〇八、六六二
單一聯合別	九九三	四〇八、六六二

府 縣 別	組合別		組合数	組合員数
	単一組合	聯合組合 (聯合加盟組合)		
計	九三	六三	一五五	四〇、六六二
府 縣 別	組合数	組合員数	組合数	組合員数
北海道	二	二	二	二
東 京	三九	七四、三七	一〇	四、六九二
京 都	三	九、〇九	一	四、五七
大 阪	九	六七、三六	一〇	一、〇三九
神 奈 川	五	四七、七	一	一、二二〇
兵 庫	六	九、六八	一	九、九七
長 崎	二	九、四三	一	一、七二
新 潟	二	二、二八	一	一、九
埼 玉	七	三、〇七	一	一、九
群 馬	八	六、六	一	一、九
廣 島	三	一、三	一	一、九
岡 山	五	一、三	一	一、九
鳥 取	二	一、三	一	一、九
島 根	一	一、三	一	一、九
鳥 羽	一	一、三	一	一、九
富 山	一〇	一、三	一	一、九
石 川	三	一、三	一	一、九
福 井	五	一、三	一	一、九
秋 田	七	一、三	一	一、九
山 形	一	一、三	一	一、九
青 森	五	一、三	一	一、九
岩 手	一	一、三	一	一、九
福 島	三	一、三	一	一、九
宮 城	一〇	一、三	一	一、九
長 野	三〇	一、三	一	一、九
山 口	九	一、三	一	一、九
和 歌 山	三	一、三	一	一、九
徳 島	二	一、三	一	一、九
香 川	三	一、三	一	一、九
愛 媛	一〇	一、三	一	一、九
高 知	四〇	一、三	一	一、九
福 岡	五	一、三	一	一、九
大 分	四	一、三	一	一、九
佐 賀	七	一、三	一	一、九
熊 本	一	一、三	一	一、九
宮 崎	一	一、三	一	一、九
鹿 兒 島	八	一、三	一	一、九
沖 縄	三	一、三	一	一、九
計	九三	一、三	一	一、九

勞 働 争 議

概 説

我國に於ける労働争議は昭和六年を最高潮として漸次減少の趨勢を示しつつある。此の原因は固より一、二にして止まらな

いであらうが、要するに昭和六年の滿洲事變を轉機として我國の社會情勢は著しき變化を見た。就中國家主義乃至國家社會主義の勃興は一般労働者の思想及び労働組合の指導方針を轉換せしめたことは洵に甚大なるものがあつた。即ち一時猖獗を極めた左翼運動は全く凋落し、我労働運動界の大勢は産業協力を標榜して漸次着實穩健なる氣風を馴致したると共に、輸出向産業や軍需工業を中心とした事業界一部の好轉とは相俟つて、労働争議の上に鋭敏に反映し争議の減少を齎したものと様である。

かくて此の後を承けた十年度に於ても時局の重壓未だ輕減せず、一方我産業界も概して好景氣に恵まれてゐた。米及び繭絲に於いて其の價格の騰貴したるが爲め、農村は九年の不況に比し著しく收入を増加し、若干數年來の苦境を緩和するに足るものがあつた。而して工業方面に於ては更に隆盛を極め、生産額増勢率に於ても、事業成績に於ても前年に比し著しい向上の跡

を印した。

斯くの如き社會情勢のもとに於て十年度の労働争議は九年に比し更に減少を示し總件數一、八七二件、参加人員一〇三、九六二人であつた。然り労働争議はこゝ數年來減少の傾向を辿つてゐるが、さればとてこれを以て一概に労働運動が不振となり、労働争議が窮滅するものであると斷ずるのは早計であらう。

想ふに我國今日のインフレ景氣は漸く其の頂點に達して今や其の下降に向ひつつあるのではなからうか。即ち我國のインフレの基調をなすものは、圓爲替安と赤字財政による通貨膨脹によつて齎されたものであるが、圓爲替安の力も既に一巡し、又輸入割當、關稅障壁、ダンピング税等によつて中、南米、アフリカ其の他の新市場への日本品輸出も峠を越しつつある事は、我輸出貿易の伸力が最近著しく鈍化してゐることによつても知ることが出来る。又昭和七年來續發された二十五、六億圓の赤字公債は日銀のオペレーションによつて幸に今日まで順調に消化されて來てゐるが、これが無制限に續くものでないことは云ふ迄もない。

更には生産力の異常なる發展に伴ふ生産過剩傾向であつて、

七年以來各産業に亘つて急激に事業の擴張が行はれた結果、紡績、人絹、鐵鋼、石灰事業等に見たるが如き供給過剰に陥つたものが多い。勿論カルテルの統制によつて一應の安定を得てゐるとは云へ、操短による設備の睡眠と、次から次へと起る擴張競争は事業界の相當大きな悩みとなりつゝある。其の他輸入原價高對製品安による輸出難、勞銀騰貴による事業採算の低下、軍縮問題、北支問題を中心とする國際不安等幾多の矛盾を包蔵せる我國經濟界諸方面の事情は、前途必ずしも無碍の樂觀を許さざるものあることを感ぜしめる今日、上述の如き勞働爭議漸減の傾向は果して何れの日迄續くであらうか。

後述の爭議發生の要求及び業態別に見るが如く、最近の傾向としては爭議内容は積極化しつゝある。他方に於ては臨時工の問題、退職積立金の問題等の一般的爭議原因が伏在して居り、これが何日何時表面的の爭議とならぬとも限らぬ。又最近米價が騰勢を示しつゝあるが、これは今日に於ては農村の購買力の増加と云ふ形に於て財界全體にとつては樂觀の材料としての働きをなすであらうが、他面に於ては消費大衆、就中勞働者の生活を段々苦しくして來ることにもなる。それも賃銀がそれにつれて増加すればよいが、勞働賃銀の推移を見るに賃銀は寧ろ保合乃至は低下さへ示してゐる現狀に於ては、爭議は今後増加する傾向にあると考へられる向がないでもないことを戒心しつゝ、以下十年中の情勢を概説しよう。

勞働爭議の一般的傾向

昭和十年末現在に於ける勞働爭議の總件數は一、八七二件、参加人員一〇三、九六二人であつた。之を昭和元年以降十年間のそれに對照すれば、概ね次頁表の如き系數を示すことが出来る。

即ち十年末現在に於ては昨年同期に比し、件數にあつては、四三件を減じ、更に参加人員に於ても一六、三四五人を減じ、各年に比して件數及び参加人員共に著しき減少を示した。

從つて其の一件當り平均参加人員も本年は五六人で昨年同期の六三人に比し、七人の減少となり、爭議が益々小規模となりつゝある。此の爭議の小規模化も近年の傾向であるが、これは大企業には勞働組合の組織少く闘争力乏しきため、組合組織の進んでゐる中小企業に爭議が頻發せること、加之中小工業の方が依然として、事業成績悪く爭議を起し易い原因を多く持つてゐる結果であらう。

次に勞働爭議を府縣別に見れば、大阪府が最も多く、三二二件、参加人員、一一、七七七人、次は東京府の二八一一件、参加人員二二、三三一人、愛知縣の一、九六六件、参加人員、七、四二八人、兵庫縣の一、五五五件、参加人員、五、四三九人、北海道の一、三〇〇件、参加人員、五、二四九人、神奈川縣の一、一〇〇件、参加人員、一一、五四三人、京都府の一〇八件、参加人員、九六二人等の

年次別勞働爭議、同盟罷業統計表

年次	勞働爭議總數			同盟罷業總數			工場閉鎖		
	總件數	参加人員	一件當り平均参加人員	總件數	参加人員	一件當り平均参加人員	延日數	三日以下	四日以上
(大正十五年)	1,100	117,367	107	495	67,234	136	698,071	144	184
昭和元年	1,101	103,350	94	383	46,672	123	1,177,353	118	118
二年	1,031	101,843	100	397	46,252	117	583,595	135	135
三年	1,000	101,144	101	376	47,444	126	571,866	126	126
四年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
五年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
六年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
七年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
八年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
九年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187
十年	1,000	118,805	119	407	41,324	102	1,085,074	187	187

順位となつて居り、山形、鳥取の二縣には全然勞働爭議を見ない。工業都市を多く持つ地方に於て勞働爭議の多いことは必然的なことであらう。

尙愛知縣については所謂東三地方に於ける電鐵會社の爭議が相次いで發生したことは十年に於ける特異なる現象として注目を要すべきである。神奈川縣の件數に比して参加人員の多きは日本蓄音器商會、横濱市電氣局、富士紡川崎工場及び保土ヶ谷

工場、川崎市役所、横濱船渠會社、東京電燈横濱支店等の大工場に爭議が頻發した結果である。

爭議の要求及び解決並に業態別に現はれた特徴

爭議の要求

曩に不況時に於ては勞働者側の消極的要求が其の大部分を占

めてゐたが、昭和七、八年來軍需工業の股賑と、一般産業界に於けるインフレーションの進行と共に、争議の上に賃銀値上げを中心とする積極的要求が増加したが、九年の如きは特に著しきものがあつた。即ち九年に於て賃銀増額を要求したものは、總件數では六二二件三二%を占めてゐた。

此の後を承けて十年末現在に争議總件數一、八七二件中賃銀増額を要求したものは四八四件約二六%であつて昨年比し、稍々減つてゐるが、それでも絶對的に多數を占めてゐる。然るに消極的要求の代表的な賃銀減額反對の要求は昨年は總件數中七八件四%に對して十年末現在に於ては一四二件約七・六%に相當し比率の上では倍加してゐる。

由來財界の好況時には兎角賃銀増額等の積極的要求多く、不況時には賃銀減額反對等の消極的要求が増加するを例としてゐる。従つて此の原則と、上述の計數より推せば昨今の我が財界は停滞的傾向が表面化し、或は更に擴大されつゝあるかの如くである。

但し十年のかゝる計數は(特に上半期に於て)九年に引續き製瓦職工の争議が相當多數に發生したが、其の多くは九年の賃銀増額要求と正反對の賃銀減額反對の争議であつた關係上、本統計に影響した所が洵に尠くなかつたことを考慮に入れねばならぬ。更に又十年に入つて賃銀減額をなせる事業の多いことが判るが、察するに臨時工の増加による既就業者の賃銀減額乃至は

中小工業者が採算不引合で減額を行へるものが出たためであらう。

先に述べたるが如く大體論に於ては積極的要求が増加し、消極的要求が減少の傾向にあるに拘らず依然として一部事業界には營業不振を理由に相當數の解雇者を出しつゝある状態であつて、茲に解雇反對又は解雇者の復職を求めて争議を惹起するものが少くない。十年末現在に於ては、二七二件の發生を見てゐるが、更に賃銀支拂を原因とする争議は、一六五件の多きに達してゐる。是等は我國經濟界の跛行状態を反映し、一部好況の反面に今尙不振状態にある事業の少くないことを物語るものである。

解雇退職手當制度の確立、又は増額を要求することに基因する争議は各年とも相當の數に達し、争議總件數の中、昭和七年は一四%、八年は一三%、九年は一五%、十年末の累計は三五七件一九・一%を占め、労働者の切實なる要望として、今や各方面に於て此の問題を繞つて論議せられてゐるのも當然のことである。

次に常に比較的が多いのは、賃銀算定支給方法の変更、又は其の反對である。これは主として、収入の低下に對する反對の要求であつて、請負制度を日給制に変更を求むるものなどを示すものである。十年末に於ては一一五件に達してゐる。是等は間接的には賃銀減額反對要求と關聯して考へ得るとせば最近に

於ける争議に於て如何に労働者の生活權確立のために全面的努

要求事項別労働争議統計表

Table with columns for years (昭和六年 to 昭和十年), categories (賃銀増額, 賃銀減額, 賃銀算定支給方法の変更, etc.), and counts. Includes a '合計' (Total) row at the bottom.

争議の解決

次に争議の要求事項が如何なる結果に終つてゐるかを觀察しよう。

十年九月末迄に同盟罷怠業及び工場閉鎖を伴ひたる争議四六七件(参加人員三〇、七八一人)に就いて見るならば、労働者側の

要求が大體承認され貫徹したるものと認められるもの一四四件(六、九一六人)一四・四%であつて、不貫徹に終つたもの一三〇件(三、七五一一人)二七・八%に當り、勞資妥協して解決せしもの一二三件(二〇、一一四人)四七・八%を占めてゐる。大正十五年來の統計に依れば不貫徹に終つたものが最も多く、妥協之に次

力を拂ひつゝあるかを窺ひ知ることが出来る。

ぎ、貫徹は最も少い。昭和八年來は此の妥協に終るものが、絶對數に於て常に多く、本年は特に其の感を深くする。然しながら以上の計數は争議の表面に表はれたる主要々求に就て見たる結果であつて、之を各個の争議につき仔細に觀察するときは相當複雑し、多岐多様なるものがある。

争議の解決が如何ともあれ、争議に因る損害は精神的、物質的兩方面に亘り、獨り當事者のみならず國家産業の上に及ぼす影響定に甚大なるものがある。然し之を詳細に調査計算することは頗る困難であるが、試みに同盟罷業等に依り事業を休止するに至つた損失作業延日數を調べれば、近年争議は減少し、然も繼續日數は縮少されつゝありと云ひながら、尙昭和九年の如きは、全争議(同盟罷業と工場閉鎖のみ、怠業日數を除く)を通じて實に四四六、一七六日であるが、十年末には累計三〇一、三二四日の損害に止つた。

尙ほ労働争議の調停に就て付言すれば、大正十五年七月一日労働争議調停法が實施せられて以來同法に基く委員會の開設の事例は、昭和五年五月の湯淺伸銅株式会社(大阪)、同六年二月の日本エナメル株式会社(大阪)、同七年十月の東京市電氣局、同八年五月の中桐鐵工所(大阪)、同八年十二月の日本防水布株式会社(大阪)同九年十月の東京市電氣局の六件に過ぎないのであるが、本法實施に伴つて各廳府縣に配置せられたる調停官吏及び警察官吏等が、法に依らざる所謂事實調停に依つて争議を解決

同盟罷業工場閉鎖 結果別件數表

年次	結果別				合計
	要求貫徹	妥協	要求不徹	自然消滅	
大正15年	139	161	193	2	495
昭和2年	109	119	148	3	389
同3年	97	132	161	2	292
同4年	167	187	211	5	570
同5年	262	297	323	10	906
同6年	224	351	393	7	998
同7年	210	319	341	11	393
同8年	124	267	213	3	610
同9年	163	273	188	2	626
同10年	114	223	130	—	467

〇%に達しなかつたが、法律實施の大正十五年を契機として昭和二年以降は何れも三〇%に近く、昭和八年は三二%、昭和九年は三一%に達し、漸増の傾向を示してゐる。就中調停官吏及び其の他の官吏によるものが、各年とも絶對的に多數であつて常に調停件數の六割前後を保持してゐる。

斯くて十年は調停委員會の開設を見たものは一件もなかつたが、同年末に於ける争議件數一、八七二件に對し所謂事實調停の件數は七四六件四〇%に及び新記録を現出した。此の中警察官吏に依るもの最も多く過半數の四一六件を占め、調停官吏の一六七件之に次ぐ。蓋し從來最も大きな割合を占めてゐた調停官吏に依る調停が昭和六年以後は、警察官吏による調停にとつて代へられたことは注目すべきことである。警察官吏の争議調

せしめたる件數は甚だ多い。即ち社會局調査に據れば、大正十四年以前は總て調停件數は争議總件數の二

與は昭和六年以來相對的にも絶對的にも著しく増加し、調停關與争議件數の中に占める割合は、昭和六年の二五%から昭和九年の四〇%、昭和十年は五七%に達してゐる。即ち最近の争議調停の主要なる特徴はこの警察官吏の關與であると云ふことが出来る。

業態別觀察

争議を業態別に見れば、其當時の經濟界の狀況が如何なる業態に多くの影響を與へたか、又労働組合が如何なる産業に多くの組織率を有するかが判る。従來の例を見れば我國に於ては資本主義組織の尖端に躍る機械器具製造工業、窯業、ゴム等の化學工業、染織工業、雜工業が毎年多きに屬してゐる。

十年にありても機械器具製造工業最も多く三三三件、總件數に對して一七・三%を占めてゐる。蓋し本部門に於ける労働者は労働組合組織率も割合に高く、又景氣變動による影響を受くることも他の産業に比して鋭敏であるが故に累年争議に於て首位

會社工場名	府縣別	争議期間	罷業
汽車製造株式会社東京支店	東京	一、三一—二、九	—
日本蓄音器商會川崎工場	神奈川	一、二五—二、九	—
横濱船渠株式会社	同	一、二四—一、二五	—
荏原製作所	東京	二、六一—四、一四	罷業
日本鋼製建具株式会社	同	二、二六—三、三一	同
久保田鐵工所尼崎工場	兵庫	二、一八—二、二一	—

を占めてゐる。然し昭和七、八、九年に於ては時局の影響を受けて此種工業は好轉の域にあつて第三位となつたが、十年に入り我經濟界には景氣の停滞的乃至反動的傾向が表面化し、或は擴大された。殊に此の部門にはかゝる現象が比較的強く現はれたため争議を繁からしめたこと、臨時工制度廢止を繞つての争議も此の部門に多かつた爲めであらう。

今その主要なる争議を擧ぐれば左表の如くであるが、殊に荏原製作所及昭和製作所(軍需品製造)の争議は共に總同盟の關與する所であつて、而も其の發生動機に相違こそあれ會社側の勞務政策と従業員側の労働組合主義との衝突が根底をなしてゐる點は軌を一にし、會社側の労働組合忌避——團結權を繞る勞資の對立は自然激化し、前者は六十八日間、後者は四十日間を亘り抗争し其の交渉解決も頗る難澁を極めたもので、非常時局下に於ける最近の労働争議に現はれた特色ある争議として各方面の視聽を集めた(社會政策時報昭和十年六月號及七月號記事掲載)。

要求	参加人員	關係労働組合
賃銀増額	五八二	總同盟神奈川鐵工組合
賃銀算定	四二六	總聯合神奈川金屬労働組合
賃銀増額	三〇〇	—
同	一二〇	總同盟東京鐵工組合
解雇取消待遇改善	六三	同
賃銀増額	六〇〇	總同盟尼崎金屬労働組合

日本蓄音器商會川崎工場	神奈川	三、二〇三、三〇	
中島電機製作所	東京	五、一三一五、一四	
久保田鐵工所尼崎工場	兵庫	四、二八四、三〇	
神戸鐵工業同業組合	同	五、一八一五、二二	
富永鋼業株式会社	同	五、一八一五、二〇	
昭和製作所	東京	七、九一八、三	器業
横濱紡織製作所	神奈川	七、四一七、八	
東京計器製作所	東京	八、八一八、一三	
田中製作所	同	八、三一九、一	器業
日本蓄音器商會川崎工場	神奈川	二、六一〇、一七	
内田造船所外六造船所	三重	二、一一二、三	器業
森電機製作所	東京	二、五一二、八	器業

第二は化學工業の二七九件一四・九%を占め、九年同様關西の風水害の結果、瓦職工の争議が甚だ多かつたこと、更に八年來より輸出の制限を受けたる爲め、工場の縮廢及び労働條件の低下を來した護謨製品業、硝子工業と、事業の繁閑並に比較的低賃銀労働者の多い陶器業並に製紙業に争議が頻發した爲である。

例 製瓦一西彦製瓦株式会社外十九工場(京都)、泉州瓦工業組合、大阪瓦製造同業組合、村瀬瓦製造所(岐阜)、北條町製瓦業(愛媛)、埼玉中部聯合瓦業組合(埼玉)、南北瓦職工同業組合(石川)
護謨一小林護謨製造所(兵庫)、八越護謨工場(東京)、角一護謨株式会社(大阪)

解雇反対	四三六	總同盟神奈川鐵工組合
賃銀作業制度改正	八三	總聯合神奈川金屬労働組合
減額反対	一〇〇	總同盟尼崎金屬労働組合
同	一七〇	全國労働系神戸造船労働組合
時間短縮	一一五	
賃銀増額	七〇	總同盟東京鐵工組合
解雇反対	一四五	
作業方法變更反対	一、二三八	親交會
賃銀支拂	九二	
雜貨	七九二	總同盟神奈川鐵工組合
賃銀増額	一一一	總聯合神奈川金屬労働組合
待遇改善	九四	造船職工組合
		全評關東金屬労働組合

硝子一日本板硝子株式会社(福岡)、極東硝子合資会社、大崎硝子工業株式会社、大塚製硝所(以上東京)
製陶一石井外十五陶器製造所(佐賀)、中尾郷陶器山(長崎)、妻木陶磁器工業組合(岐阜)、會津陶磁器同業組合(福島)、寺田外十五陶器製造所(愛知)、伊豫陶磁器工業組合(愛媛)、伊賀燒陶磁器工業組合(三重)
製紙一南海紙業株式会社(和歌山)、日本紙工株式会社(京都)、井ノ口村紙業改良組合、中央製紙業組合、日本紙業株式会社(以上高知)
第三位は運輸業の二五五件一三・六%を占めてゐる。斯業は件數に於いては前記諸事業より低位にあるのが常であるが、十年は著しき増加を見た。これは愛知縣東三地方に於ける電鐵會社

争議の續發に因るものであり、又日本海員組合の内紛と新日本海員組合の結成を繞つて惹起された日本郵船、川崎汽船(参加人員六〇〇人)等の海上労働戦線の異狀に原因するものであるが、更に海運業に於ける小運送、(例、隅田川機船株式会社、南北運輸會社等)、回漕店(例、東京船船組合、荒川回漕店、東京回漕株式会社等)、陸運業に於ける乗合自動車、(例、東京乗合自動車、藝南電氣軌道バス、佐久自動車會社、吉浦乗合自動車、鹿本鐵道自動車部、赤松回漕店自動車部等)、タクシー(例、白谷タクシー、キンタク、村上タクシー、名古屋均一タクシー、大朝タクシー等)其他運送店の仲仕人夫(例、相浦仲仕同業組合、相田仲仕部等)等の争議も相當數に上つてゐる。

尙九年秋東京市電大争議を敢行したる東京交通労働組合は十年十二月五日「全従業員賃銀三割値上げ」民間市電更生案即時實施の嘆願書を提出し、數回に亘る交渉戦を續けてゐたが罷怠業等の事なくして同二十四日未明に至り漸く正式の解決を見た。又一方五大都市電従業員から成る日本交通労働總聯盟は、本年度大會の決議に基き、大阪市電従業員組合並に神戸市電従業員組合は東京交通労働組合と歩調を共にして一齊に關係市當局に對して夫々待遇改善の嘆願書を提出し、歳末に於ける交通産業ゼネストの危機を思はせないでもなかつたが、東交の解決と相前後して夫々解決し其の事なくして新年を迎へ得たことは喜ばしいことであつた。

尙又先に述べた如く、愛知縣東三地方に於ける電鐵争議は近來稀に見る特異性を有つた争議であつた。即ち十年八月二十五日豊川鐵道株式會社に惹起した争議は九月三日に至り従業員側の大勝利の裡に解決したが、これを端緒として同地方の交通運輸會社は殆んど其の動搖の渦中に投ぜられた。即ち九月十五日には豊橋電氣軌道株式會社に(九月十六日解決)、九月三十日には渥美電鐵株式會社、豊橋自動車株式會社(十月五日解決)、の同質の争議發生を見るに至り、豊川鐵道會社同様に「勞資共同委員會の設置」の政治的要求事項を獲得するに至つた。又、鳳來寺鐵道株式會社に於ては「勞資共同委員會」と同質の研究會を十一月三日争議に至らずして組織し、十月九日には田口鐵道株式會社に、大同小異の争議が起りこれ亦略々同様な要求事項を貫徹するに至つた。

以上の各會社に於ける争議に於て、従業員側の要求事項は殆んど同様のものであつたが、その最も重點をなすものは「政治的要求」と云ふ次の條項であつた。

イ 會社經營に對し純正日本主義に準據する勞資共同委員會の設立

ロ 従業員の純正日本主義に準據する團體組織の自由
而して各會社とも此の要求は承認せられ、その結果豊川鐵道には豊鐵愛國従業員組合が結成され、豊橋電氣軌道には豊軌愛國従業員組合が、鳳來寺鐵道には鳳鐵愛國従業員組合が、田口

するものは所謂日傭業等であつて、その大部分が自由労働者なる關係上、其の収入は極度に低下し、且下請負なる中間搾取の制度尙行はれ、下請負人にして賃銀不拂の儘逃走するが如きものあり、又多くの鮮人工工を使用しつゝある此の種事業に於て内鮮人間に於ける感情の衝突等もあり、是等の事情は相俟つて争議を發生せしめつゝあるが、組合の組織率低く労働者間に於ける結束も亦困難にして同盟罷業等の手段に訴ふるも効果少く、従つて全争議に對する割合は少い。十年に於ては一一五件總数の六・一%であつて昨年同期に比し著しく減少した。

例 川崎市役所(神奈川)、矢作水力電気株式会社天龍川工事場(長野)

東京灣海軍航空隊埋立工事場(千葉)、富山縣營水力電気工事場、黒瀬川堤防復舊工事(以上富山)、吳海軍工廠石油タンク整地工事場(廣島)、新議事堂建築工事場(東京)、大阪左官工組合(大阪)、豊橋下水道工事場(愛知)、札幌市道營工事場(北海道)等。

飲食物製造業は、七一件三・八%に過ぎないが、昨年同様賃銀増額を要求せる山口、兵庫、廣島、岡山、徳島、愛媛の諸縣に於ける鹽田關係の争議が比較的多かつたことは注目を惹いてゐる。又製氷、製菓關係の争議も相當多かつた。此の部門に於ける主要争議としては會社合併(東京市)による解雇手當を繞つて争議を起したものに玉川水道株式會社があり、事業主の組合忌避に原因して争議を起したものに明治製糖株式會社戸畑工場(福岡)がある。その他主なるものとしては、千住製氷株式會社

商業使用人―株式会社美松―松屋デパート(福岡)等

殊に昭和五年以來映畫、演藝場等に争議の發生するものが甚だ多い。是等の争議は映畫、興業が不況に基き影響頗る甚大であつて、經營困難を告ぐるに至つたのみならず、近年所謂トーキョー、或はサウンド版の普及により、職場を追はれんとする樂士、説明者等の争議が各年とも相當の數に上つたからであつて、機械文明による避けんとするも避け得られない、寧ろ運命的なものでさへあるだけに問題は深刻である。もとより數に於ては限られた一問題には過ぎないが、相當社會的關心を持たれる性質のものであらう。

十年も亦映畫關係の争議は各所に頻發し、大都市の映畫館のみならず漸次地方にも浸潤せんとするの勢を見せた。

松竹キネマ株式會社直營館の解雇反對の第一争議(全國映畫劇場従業員組合關係)及び第二争議(全日本映畫演劇従業員組合關係)の如きは極度に激化し、重役宅へ日本刀を揮つて切込み事件をさへ惹起した。その他新興キネマ(十月三日―十二月十七日)三輪座、羽衣館、三松館等は其の主なるものである。

労働争議と労働組合

労働組合の主義主張は夫々異なる。従つて労働争議に對する態度も自ら異なるが、滿洲事變以來擡頭した國家主義乃至國家社會主義運動の興隆と共に労働運動界全般に其の指導方針の轉換を

(東京)、四菱食品株式会社(神奈川)、攝津酒造株式会社瀨工場(兵庫)大日本麥酒名古屋工場(愛知)等の争議がそれである。鑛業、此の種事業に於ける争議は毎年少く七九件、總件數の四・一%に過ぎない、その主なるものは、帝國産金株式会社、大仁金山鑛業所(静岡)、三菱鑛業株式会社寶鑛山(山梨)、松岡炭鑛手網坑(茨城)、矢田川砂利採取場(愛知)、加藤石材北惠那探掘所(岐阜)、龜山鑛業所(福岡)、岡崎鑛業株式会社眞岡鑛業所(福岡)、持越鑛業株式会社(静岡)等の争議である。

瓦斯電気事業、一件〇・六%に過ぎず、而も内八件までは、東京電燈株式会社(神奈川縣下に於ける支店又は出張所等)に於ける福利施設を繞つての罷業に至らざる争議である。他の二は甲府電力株式会社(山梨)(不至罷業)と合同電気株式会社徳島支社(罷業)である。

通信業に於ては例年の如く少く五件〇・三%に過ぎない。

其の他の業、此の部門に屬するものは新聞配達人、活動説明者、樂士、商業使用人、料理人、女給等であつて、是等は從來争議をなすの例乏しかつたのであるが、近時の生活不安は今や全生活部門に浸り、是等直接生産に關係せざる者も争議を起すに至り其の數相當に上つてゐる。

例 新聞配達人―二六新聞社神戸又新日報社、毎夕新聞社、釧路新聞社等
料理人―星ヶ岡茶寮、東京市委託上野食堂等

業別労働争議統計表

年次	業別										計
	機械器具製造業	化學工業	染織工業	食物製造業	雜工業	鑛業	瓦斯事業	運輸業	土木建築業	通信業	
昭和六年	三五三	三三九	三六六	五六六	五六一	一一一	二四五	一三三	一	三八〇	二、四五六
同 七年	三三三	三三一	三三六	三〇八	五六一	九	二六四	一五三	四	八八〇	二、二七
同 八年	三三三	二七七	二四〇	七三	二六一	一六	二二五	一九八	六	三〇八	一、八九七
同 九年	三三三	二二六	二二六	六	二〇四	八五	二〇一	一七九	五	二六	一、九一
同 十年	三三三	二二九	二五三	七二	二七	一一	二五九	一一五	五	三〇九	一、八七三
昭和六年	二〇・八	二一・五	二一・八	二一・七	二一・〇	二・三	二〇・〇	五・四	〇・二	二二・八	一〇〇
同 七年	二一・四	二一・四	二一・五	二一・五	二一・五	二・五	二〇・四	二・九	〇・三	二二・一	一〇〇
同 八年	二一・三	二一・四	二一・七	二一・八	二一・七	二・七	二〇・九	二・三	〇・三	二二・二	一〇〇
同 九年	二一・四	二一・七	二一・八	二一・八	二一・七	二・七	二〇・九	二・三	〇・三	二二・二	一〇〇
同 十年	二一・三	二一・九	二二・五	二二・九	二二・二	二・二	二〇・六	二・六	〇・三	二二・五	一〇〇

來し、嘗ては盛行せる所謂闘争主義は次第に緩和せられ、漸次協力主義に轉換して來た結果、争議に對しても所謂激發主義は衰へ一般に最少化の方針を實行するに至つた。

即ち労働組合の労働争議關係は次表に示す如く、昭和六年迄は逐年増加しつゝあつたのであるが、昭和七年以降は著しく減少の傾向を示してゐる。十年九月末迄に於ける同盟罷業

工場閉鎖を伴ひたる争議四六七件の中労働組合関與争議件数は二一三件四五・六%を示すに過ぎない。

労働組合の罷免を伴ふ争議總件數に對する關與の割合

年次	組合關與の割合	組合關與の割合
昭和2年	67.6	32.4
同3年	58.7	41.3
同4年	62.8	37.2
同5年	65.7	34.3
同6年	71.4	28.0
同7年	62.9	37.1
同8年	49.7	50.3
同9年	39.6	60.4
同10年月	45.6	54.4

次に主要労働組合の争議方針並に對策を述べよう。
日本労働組合會議

同組合會議に於ては、労働争議に對しては争議の放任主義を誠めて、罷業の統制を圖り、持込争議については「原則として拒絶すべきが妥當である」と決議してゐる。而して個々の群小争議に精力を消耗するよりも寧ろ平和時に於ける産業協力を意を用ふべきであるとして、労働協約、労資懇談會等を通じて労働争議の最少化、或は産業協力運動の徹底化等に努めつゝある。尙將來争議を誘發せしめ易き臨時工及び人夫制度に對しては九年度大會の決議に従ひ、臨時雇制度廢止要求の陳情署名運動を起し、之を關係當局へ陳情要請をなし、或は宣傳ポスターを作成貼付し、或は演說會を開催する等世論の喚起に努むる所があつた。又退職積立金制度案に對しては八月一日之が意見書を内

務大臣に提出した。
日本労働總同盟

日本労働總同盟と同盟罷業工場閉鎖との關係

年次	件數	人員
昭和2年	37	9,034
同3年	68	8,730
同4年	120	10,603
同5年	73	7,499
同6年	109	7,406
同7年	87	7,385
同8年	53	5,831
同9年	63	3,748
同10年月	38	2,697

日本労働總同盟は昭和七年度大會に於て從來の綱領は社會情勢及び組合の實情に即せざるものとして労働組合主義に基く穩健なる綱領に改め、組合の争議に對する方針としては「極力罷業を避け、平和的交渉に依つて解決することに力め、罷業最少化の方針」を執り、依て以て組合の戦闘費を減少せしめ、建設的方面に活用する方針なることは、現在に於ても變りなく、更に一層其の徹底に努力しつゝあることは表により一層認識を深め得るであらう。

全國労働組合同盟

全國労働組合同盟と同盟罷業工場閉鎖との關係

年次	件數	人員
昭和2年	24	4,757
同3年	19	2,112
同4年	45	4,547
同5年	175	15,004
同6年	239	13,862
同7年	156	6,976
同8年	72	3,474
同9年	44	3,574
同10年月	35	4,504

全國労働組合同盟は創立以來所謂争議激發主義を持續してゐたが

昭和八年來其の運動方針を稍々緩和し、組合の主力を漸次共済機關の設置に注ぐ事となり、全勞本部に於ては所屬聯合會、組合と協力の下に共済的機關の新設又は擴大、充實に努力して來た。東聯常任共済會の設立、各支部に於ける共済部の設立又は共済規約の實施など相當見るべきものがあつた。其の結果爾來、其の關與争議は右表の如く著しい減少となつた。即ち昭和八年は前年度に比し半減して七二件、九年は更に減じて四四件となり、十年(九月末)は三五件である。

日本労働組合總聯合會

近來指導方針を轉換し國家主義に接近したる總聯合會は、十年九月組合會議を脱退同十一月の大會に於て綱領規約等を改正し

總聯合會の罷免を伴ふ争議總件數に對する關與の割合

年次	件數	人員
昭和5年	38	4,576
同6年	59	3,812
同7年	44	1,898
同8年	22	836
同9年	13	318
同10年月	3	612

愈々日本主義労働組合の旗幟を鮮明にした。其の宣言の中にもあるが如く「我等は對者の他なき挑戰に對しては敢然とし

て立つの決意を有するものであるが、對者の力關係に於て我等の産業報國の精神を左右すべきではない。即ち日本の産業のため日本人として融合する事である。此の實現の爲に唱へる産業協力は其の關係の如何に關せず先づ實行への努力をなすべしとの心構へを支持するものである」として争議に對しても努めて

之を回避し、平和的に解決せんとしてゐる。従つて其の關與争議件數は漸次減少の傾向にある。即ち昭和九年に於ける本組合の關與争議件數(同盟罷業工場閉鎖のみ)は一三件(参加人員三一八人)であつて、十年(九月末)は僅かに三件(参加人員六二人)に過ぎない。

日本労働組合全國評議會

比較的左翼的色彩の濃厚なる日本労働組合全國評議會は、その主張する所は階級闘争であるが故に争議に對しても積極的態度を持してゐるけれども、結成未だ年餘の本組合の陣容不整備と今日我國の客觀的情勢は本組合の活動を甚だしく牽制してゐる。本組合十年度大會報告書中にも争議について「我全國評議會は全國的に重要なストライキを一つも持たなかつた。五百人以上の巨大工場的首要り、待遇改善を相當に戦つたが孤立したり、壓殺されたりしたが、同時に工場内の部分闘争として誇るべき指導を見せたものも少くはない。此の事は我々の活動が陳容の整備充實といふ、對内運動に向けられてゐたためであつたのと、今一つ巨大な工場の大衆を指導する主體的勢力に缺けてゐることを指摘しなければならぬ、云々」と述べてゐる。昭和九年に於ける本組合の關與争議件數(同盟罷業工場閉鎖のみ)は二一件(参加人員六四五人)であつて、十年(九月末)は二五件(参加人員六一二人)に過ぎない。

其他本項に於て注意すべき現象は、前記東京モスリン、荏原

製作所、東京印刷、日本鋼建、松竹キネマ等の爭議相次で惹起した際、社會大衆黨に於ては「今月の所謂非常時局に際して故意に産業労働界の紛争を惹起するが如き資本家の態度は、それだけでも不問に附すべきでないが、特にその性質は労働者團結權を破壊せんとする反動的暴挙であり、重大なる政治問題として看過すべからざるものである」として三月二十六日聲明書を發表し世論の喚起に努めた。又同黨は愛知縣東三地方の電鐵爭議に就いても十二月七日、内務大臣に對し「愛知縣警察部が本年夏頃より縣下の労働組合に對し日本主義轉向を強要し（中略）豊川鐵道爭議に介在して必要以上に悪化せしめたる事實あり、（後略）」として抗議書を提出して社會の注意を喚起したことがある。

尙東京交通労働組合の提唱により、行詰まれる東京市電財政の根本的更生策を樹立すべく設置された東京市電更生審議會に對して、總同盟、全勞、全評、東京市從、社大黨等の各派より委員を出し、協力して支持應援したことは、最近の労働組合戰線統一運動と關聯して注目すべき事であらう。

國家主義の労働組合が労働爭議の發生を防止せんとするは其の主張より當然のことであるが、愛知縣下に於ける純正日本主義を標榜の労働組合が同地方の電鐵爭議を醸生し社會の耳目を惹けるは既述の如くである。今、其愛國従業員組合の爭議方針を示せば次の如くである。

國 家 主 義 運 動

概 説

一九三五年の所謂非常時の第一年目に際會して最も躍進すべきに不拘、その主體的決定的な勢力を缺くの故を以て國家主義運動は概して不振の状態にあつた。

滿洲事變以來一切の既成政治勢力を逼塞混亂せしめ、社會主義運動の半をその傘下に集めた國家主義運動はそれ自體も亦從前の懐古的保守的傾向から一步進めて著しく改造運動の色彩を濃厚にした。而して五・一五事件前後には互に日本改革の決定的勢力をなすかに思はれたが、その後團體幹部間の感情的確執思想的軋轢、運動方針の相違等によつて分裂過程を深化せしめた。即ち昭和八年には日本國家社會黨の大分裂を始め、生産黨新日本國民同盟の内紛、九年には國家社會主義新黨準備會及び青年日本同盟の分裂によつて次第にその勢力を分散薄弱ならしめるに至つた。勿論此の間に於て戰線統一を目的として八年十二月に愛國運動一致協議會が生れ、九年には昭和神聖會を中心として生産黨、明倫會、皇道會等の連衡が企圖され、或は下中彌三郎氏によつて維新懇話會が結成される等種々の人によつて

「爭議の本質が、組合そのもの、利己的利益増進にあるのであつては本らず、會社の代表機關、會社經營の方向を皇道精神への還元を目標として戦ふべきであり、經濟問題はこれに附隨する第二義的のものであらねばならぬのを建前とする以上、純正日本主義の爭議の結果に對しては勝敗を云爲するが如き筋合はない筈である。お互が自覺したか、どうか問題であるのみで自覺は勝利でもなければ又敗慘でもない。専らなる國家繁榮への念領であり、要は國民としての義務に對する覺醒を求める聖爭に外ならぬ。いな、つねに爭議に入らないやうに努力すべきであり、怠らず會社を自覺せしめるやうに努力することだ。然しながら一旦、決意して立ち上つた以上は、勇士の戰場に於けるが如く、其目的達成の爲めには、戦死をも敢て辭せないところの國家への奉仕でなくてはならない、云々」

（高崎信吉氏著「純正日本主義運動と協同委員會の本質」所載）と述べてゐる。

又總聯合、産業労働俱樂部、新日本海員組合等に於ては愛國労働團體の懇談會を持ち、愛國主義組合の全國的結成の具體方策を協議すると共に十一月二十一日發生の川崎汽船会社の爭議（新日本海員組合關係）に對して共同戰線を張つて積極的に應援したこと等である。

（飯田北理、中川賢一）

各種の機關が設けられたに不拘、何れも龍頭蛇尾に終り、國家主義團體の戰線統一は不可能なるかに思はれるに至り、非常時の聲を外に不振の一途を辿つて來た。

昭和十年度に於ける國家主義運動を特徴づけたものは第一に天皇機關説排撃問題である。第六十七議會に於て、端無くも論議の中心となつた此の問題に對しては久しく沈衰的傾向にあつた國家主義陣營は俄然として色めき立ち、各團體本部より指令を發して全國的運動を展開して自由主義に對して一齊に追撃を開始した。更に國際關係方面に就ては伊エ戰爭を繞つてエチオピア救援運動と北支自治應援運動が行はれ、眞崎教育總監の更迭を繞る軍部内の問題に對しても各種の活動が行はれた。その他臺灣自治制反對運動、不法黨與取締法反對運動、陸軍パンフレット支持運動、床次選相の五十萬元事件等に於ても愛國團體独自の活動が行はれた。

かかる情勢に對比して十年年度の國家主義陣營は九年度に引続き、著しき發展を見るを得なかつた。先づ國家主義陣營の中にあつて指導的勢力を占めて居た神武會が解散して中心勢力を失ひ、新日本國民同盟内紛によつて醜を曝し、更に暴力圍檢舉、

大本教不敬事件による昭和神聖會の壊滅等少からぬ勢力を滅殺さるゝに至つた。一方國家社會主義陣營に於ても昭和九年結成された大日本國家社會黨、勤勞日本黨共に不振の一年であつた。唯此の間に於て無名の青年運動として北斗俱樂部が結成され、或は改造斷行上奏請願運動が行はれて可成りのセンセーションを呼んだ事は注目に價する。秋の府縣議戦に際しては此の行詰まれる國家主義運動を打破せんとして皇道會、明倫會、愛國政治同盟、大日本國家社會黨等が夫々候補者を立て、地方議會への進出を企てたが、世人の期待を裏切つて著しく貧弱な結果を示したに過ぎなかつた。

戦線統一運動として關西地方に八月會、北九州に愛國同志懇談會が成立し中央の分化的傾向と奇異なる對象を見せてゐる。

國家主義陣營の變動

神武會の解散と北斗俱樂部の結成

昭和七年二月十一日ナシ・ナリズムの潮流が奔騰して一切の既成勢力をその根柢より震撼せしめつゝあつた眞只中に大川周明博士を會頭に推して昭和維新國民運動の醗酵要素として結成されたる神武會は幾莫もなくして全國的勢力を結集し、資金も豊かに、人的要素から云ふも、軍部關係から見ると、滿洲事變以來簇生したる愛國團體の中に於て、嶄然頭角を現はしてその期待さるゝ所大なりしも、同年六月五・一五事件に聯座した大川

會頭が拘引されるに及び、その活動漸く消極的に陥りつゝあつた。九年十一月大川會頭釋放されるに至つたが、十年に入つて神武會解散の噂が傳へらるゝに及んだ。果然二月十一日結成の日を記念として麹町區東洋ビル二階會議室に於て全國代表者會議を開催し、大川博士の挨拶があつて解散を宣言した。

大川會頭拘引後の神武會の活動は消極的に墮したとは云へ、全國的勢力は尙愛國團體の指導的地位を占め、戦線統一運動を始め多くの問題に活動を續けて來た。今其の活動の跡を見れば即ち昭和七年には生産黨、勤皇維新同盟、愛國勤勞黨、日本國家社會黨、新日本國民同盟等の愛國團體との共同戦線によつて國難打開聯合協議會を組織し、八年には愛國運動一致協議會の世話人となり、九年には維新懇話會に參じて重要な役割を演じた。その他滿洲國即時承認、國民生活窮乏打開國民大會の開催、司法省赤化問題、明糖問題等果敢なる闘争を續ける一方、會頭釋放闘争にも全力を注いだ。

かく三箇年に亘つて華々しい活動を續けて來た神武會が解散に至つた理由は解散の辭に掲げられた所に依れば客觀的情勢の變化に存する。國內改造の大事は滿洲事變、五・一五事件前後の國民的興奮裡に決行し得ないならば退一步して靜かに省察を加ふべきである。今日國家主義運動の深刻な行き詰りも要するにかゝる認識の缺除に基因するものである。徒らに大衆的組織を維持することは今日に於ては意義のある事ではない。しかも

國民生活は日毎に窮乏の一路を辿るのみで何れの日かに維新の來る事は必至である。その時機の至る迄沈潜して不退轉の勇を養はんと云ふに存する。二月一日機關紙「日本」に大川會頭は左の一文を寄せてゐる。

「花は開き花は落つ。開落ともに任運法爾である。いま神武會は梅花の如く咲き、梅花の如く散る。咲くべくして咲き、散るべくして散る。古語に曰く、梅は霜雪の先、花は猶風雨の後と。神武會の解散は即ち百花燦爛の春に先驅するものである」

かくて解散後の神武會の地方的勢力は舊行地社の精神に立ち歸り、静岡、福井、京都を始め各地支部は地方行地社となり將來の飛躍に備へつゝある。神武會の解散の國家主義陣營に與へた影響は甚大である。久しきに亘つて行詰りを來し沈衰的傾向にあつた國家主義運動は神武會の採つた中核組織論と大衆組織論とに裁斷され、議會進出是非論又之より發するに至つた。

かくて昭和維新斷行の主動的地位を占むべき中核組織の必須が唱道せらるゝに至るや、青年層に於て逸速くセンセーションを捲き起し、四月に入るや舊神武會系の青年有志を中心に正氣俱樂部(九年青年日本同盟を脱退)愛國政治同盟の青年有志等之に參じて、皇道主義の研究把握、維新戰略の研究、國際情勢、對外皇化方針の研究、全國青年同志の連絡等を運動方針として北斗俱樂部が結成されるに至つた。

神武會解散の辭

昭和七年二月、全國の同志と共に我が神武會を結成して茲に三閱年、一顧して長望すればその間瞬時の如く、又十年の長きを覺えしめる。滿洲事變勃發後の澎湃たる日本精神の最高潮時に掉して、我が神武會は昭和維新國民運動の醗酵要素として誕生し、その志す所の大綱を全國民に明かにした。爾來滿洲國の創建と承認、國際聯盟の脱退を實現し帝國六十年の追隨外交を清算して自主的外交を確立し、今や軍備平等權の主張を世界に明徴ならしめむとすつゝある。

昭和維新外交工作の基礎漸く成り東亞全局の平和を保持して有色民族を桎梏より解放し、皇道を世界に宣布するの實力は備はらむとして居る。見よ、世界列國の政治的、經濟的報復の重壓を突破して躍進しつつある皇國の雄姿を。儒佛基三教を吸収して更に西洋文明を最高度に咀嚼し、今やマルクス、レーニン主義を克服して、皇國が東西文化調和の最高峰に立たむとすつゝある。此の壯嚴なる世界史的使命を負擔する日本民族の生命力は無限の發展段階を登高する。維新外交の基礎成れるは實にこの大業の一半を達成したるもの、此の點に關し大川周明先生を會頭に推戴せる我が神武會は昭和史上に不朽の足跡を印するものと信する。

乍去喜樂の背後に悲憂あり、輝かしき神武會の首途に當つて五・一五事件は我等の會頭を奪ひ去つた。爾來長かりし二年有半、全國同志の憂何ぞ深かりし、而も我等は一切の批判を超越して飽迄最後の勝利を確信した。皇天の加護に拍手低頭するの全國同志の果敢なりし會頭釋放の闘争に對しては茲に改めて深き感謝と敬意とを捧げる。

x

x

會頭の保釋出所を機として我が神武會は内外の情勢に深刻なる省察を加ふべき秋に際會した。端的に云はむと欲する所ものは滿洲事變、五・一五事件後の國民的興奮の間に、國內改造の大事を執行し得ざりし日本國民は退一步して三思すべきであり、凡ての愛國維新運動は顔を洗つて出直すべきである。

是れ維新運動の犠牲者に對する我等の責務である。而も我が神武會は大川會頭の思想の指導を中心として結成せられ、大川先生を以て海内無双の大勇者なりと信するが故に、會頭の拘束せられ居る今日潔く花と散り又旋風の如き捲土重來を期したい。

昭和七年九月十五日、大川會頭自ら宣する所の「吾等の志」一篇に明瞭なる通り我が神武會は維新國民運動の醜態要素にして斷じて政黨にあらず、一城一廓に立籠りて政權掌握の白日夢を描くものではない。我等の志は無私無欲維新國民の捨石となり、興矢たるに在る。斯るが故に吾等の出所進退は自由無礙である。要すれば形をなし要せざれば散ず。是れ悉く時宜に據る諒觀の敗北にあらず。やがて突撃への後方機動である。

滿洲國の健全なる發達は日滿支の三國の經濟聯繫、而して支那の和平を必須條件とする。滿洲事變、五・一五事件以來、國內政黨、財閥の橫暴專横少く緩急を見るが如きも、今日の如き彌縫政策を以てしては國民生活難の諸問題は少しも抜本的に解決せられない。鬱勃たる民族の生命力は不等に抑壓されて居る。ここにくわ心を藏する大嵐は一年後に來るや將又三年後に來るや、唯天之を知るのみ。非常時は黙々として加速度的に深刻化すると斷じて解消せず。眼前

の全國的連絡を促進すべく生れたものである。全國同愛の士の參加、協力を希ふ次第である。

役員

- 常任幹事 榊原文史郎 藤本正義 菊地一夫
- 幹事 櫻井茂男 中村敬一 奈良部光邦 大川兼一 小黒將永
- 他田勝 井崎鐵馬 森勝治

青年日本同盟と國民協會の改組

神武會の解散と好個の對照を爲すものは國民協會の政治的進出である。國民協會は昭和八年七月日本主義を唱道して國家社會黨を大分裂に迄至らしめて脱退した赤松克麿氏が倉田百三氏及び神兵隊事件に因つて生産黨を離棄せる津久井龍雄氏と共に結成し、日本精神の國民的浸透化を計り、専ら文化運動を續けて來たものであるが、維新懇話會に参加してより再び政治的色彩が濃厚となり、十年度に入るに及び、府縣議戰及び來るべき總選舉を控へて、積極的に政治運動に進出の決意を固めるに至つた。一方從來文化團體としての國民協會の一翼となつて小人数乍ら前衛的行動隊として独自の活動を續けて來た青年日本同盟も亦此の機に應じて在來の狹範圍の青年運動の域より脱して國民青年隊として協同の統制指導下に立つに至つた。

かくて三月十日赤坂三會堂に全國代表者會議を開催してその方針を確定し、會長に赤松克麿氏、總務長に津久井龍雄氏を推

の走馬燈的現象に幻惑して右顧左眄するは勇者の事ではない。我等一旦芳盟を契りて昭和維新國民運動を發起せる者離合集散によつて志を二三にするものに非ざる事を誓ふ。内外何れにせよ單一改造國策に維新國民運動に結集し得るの日迄、我等は不退轉に沈潜する。而して不斷の魂の鍛錬は無形有形の連携を濃かにするであらう。茲に我が神武會は大なる矜持と抱負を以て解散を天下に宣言する。全國の同志幸に加さん自重せよ。

北斗俱樂部趣意書

國民窮乏の聲巷に滿ち、維新斷行の叫び數年に垂んとするも、愛國運動の陣營は一抹の寂寥を湛へ、今やその出直しを必須、不可避とする情勢に直面するに至つた。即ち滿洲事變直後の國民的興奮の雰囲気の中に、その飛躍的伸展を期待された所謂愛國團體は、維新の緒動たらんとした五・一五事件前後の歴史の瞬間に應照するに由なく、或は不在の幻想を追ふて他力化し、或は半解の日本精神に捕へられて觀念主義の泥沼に陥り、或は不淨の黃白を求めて金融フワッショの軍門に移行し、或は支配階級の觸手に内應して個人的地位の確立に奔命せんとする傾向一部に顯著にして、全國の純真なる青年同志の隱忍苦闘にも不拘、愛國運動は今や從來の運動様式に深刻なる省察を加ふべき秋に際會するに至つた。

して積極的運動に乗り出した。國民協會が從來の文化運動を棄て、政治的進出を企圖するに至り、又青年日本同盟も之に改組さるゝに至つた理由は、一 五・一五事件當時最高潮に達した維新運動もその後只管萎靡沈退の一路を辿り、今日に於ては之を再認識すべき時に達した。二三のテロリズムも一時的効果に止り、殆んど決定的な變革に至らず、今日の客觀的情勢は寧ろ積極的な國民的實踐運動をより効果的なものと考へ、大いに議會進出を試みるべきである。

二 非常なる改革期に際しては青年の昂揚した改革意識の爲に非合法運動も考へられるが今日の如く國民改造運動が軌道に乗つて來た時は前衛的運動では充分でなく、新陳代謝の激しい青年組織は今日の如き運動自體の改革期に臨んで其の存立性がない。従つて青年日本同盟は改組さるべきである。

三 赤松、津久井、倉田の三氏は事實上青年日本同盟の指導者であり、現役として第一線に活動すべき時期に顧問名義で主動的機關となつてゐない。更に前記三氏の精神を慕つて集る者があるが、青年日本同盟では加入不能の事情がある、等が擧げられてゐる。

國民協會創立の趣意

建國以來未曾有の重大時局に直面しながら、祖國日本の現状は混沌として歸する所無き有様である。政治は低調俗惡を極め何等の經綸國策

を有せず、全く便々としてその日暮しである。而して國民生活は一部の軍需工業關係方面を除いて、益々不安の度を増し、殊に農村の疲弊困憊は甚しいものがある。智識階級は前途に希望を失ひ、卑俗なる功利主義又は不健全なる官能主義に墮し一般の國民思想も昏迷の濃霧を彷徨してゐる。

斯くの如き憂ふべき國家現狀はすべて自由主義を基調とする政治、經濟、教育等の行詰りの結果生じたものであることは明かである故に此の破局的現狀を打開して正しい眞日本を建設し、世界的なる民族的躍進を達せんがためには一切の自由主義的諸制度を清算し、日本精神に基く全體主義的國家革新を斷行することは忠節なる國民に課せられたる任務であると信する。區々たる功利心のため、また卑屈なる妥協意識のため、此の國家の現狀を維持することは斷じて昭和聖代の國民の取るべき態度ではない。

今や日本は歴史的轉換期に立つてゐる。この歴史の進行に拍車を掛け一日も早く眞日本の姿を顯現し、高貴なる民族文明を世界に光被することは、日本國民としての心からなる念願でなければならぬ。我々同志は純正なる日本人的自覺に基き、現代國民に與へられたる歴史的使命遂行の戦野に聊かの貢献を致すべく、茲に國民協會を結成した次第である。現代日本の歴史的段階を正しく認識したる天下の同志諸君に對し、我等と共に聖なる從途に就かれんことを御勵めするものである。

綱領

- 一、強力國策内閣の樹立
- 二、公益を基調とする國家統制經濟の確立
- 三、新世界平和秩序創建を目的とする大亞細亞主義の強行

方面の擔任者たる野本氏の工作によつて同盟の財政が比較的安定せる爲、野本氏が漸く輕視さるゝに至つた事、從つて野本氏が組織方面へ進出し組織擔任者たる神田氏との間に面白からぬ空氣が醸成さるゝに至つた事、野本氏が佐々井氏の運動方針に反對態度を採りし事等が擧げられてゐる。かくて三者の暗闘は漸く深刻化して來たのであるが、五月末に菊水會の名による怪文書が野本氏對佐々井氏神田氏を正面衝突に迄至らしめた。

一方之と前後して現下の改造運動の實情に鑑み、同盟の運動方針に就き多大の不満を有してゐた高橋忠作氏一派がかゝる人事問題の紛糾は畢竟運動方針の確立せざるに因るとして、行動的合法改造團體として確固たる指導方針を樹立し、反動期を乗り切る爲めに組織を再編成すべし」とし、先づ同盟本部組織の改革を提言した。五月二十一日日本部常任委員會に於て高橋氏より運動方針を呈示せるも決定案を見ず、六月に至り更に本部樹直し案として總務局の強化を計り、部外人材の抱擁、新進分子の拔擢、顧問部の設置を佐々井氏に提案する所があつた。

しかるに此の頃より佐々井氏一派は高橋氏一派を機構改革問題に關聯せしめて同盟の實權を掌握せんとする野望の顯現なりとし、高橋、野本系對佐々井、神田系の軋轢が日毎に深刻になり同盟内部は收拾すべからざる混亂に陥つた。

七月二十五日、全國中央常任總務委員會に於て野本、神田兩氏は人事問題の責を負ひて辭任し、佐々井氏も亦その責を負ひ

- 四、軍備の完全充實
- 五、日本主義國民文化の創造及び宣揚

本部役員

- 會長 赤松克麿
- 總務長 津久井龍雄
- 常任理事 文化委員長 倉田百三
- 幹事 鶴島三郎 石塚幸次郎 伊地知義一 森本耕 會田甚作 濱口一郎

新日本國民同盟の内紛

昭和八年度に於て思想的懸隔の故を以て一應の清算過程を終へた新日本國民同盟も亦その後の客觀的情勢の變化によつて認識、運動方針につき何等かの打開の道を求めつゝあつたが、十年度に入つて幹部間の内訌が本部機構改革案と絡んで同盟を根本迄動搖せしめるに至つた。

元來新日本國民同盟は昭和七年一月日本國民社會黨準備會として結成され、日本國家社會黨と共に國民日本黨を樹立せんとして失敗に歸し、爾來ナシ・ナリズムの退潮と同時に陣營内の清算整理過程を辿つて八年七月以後佐々井一晁氏を中央總務委員長に推し、神田兵三氏、野本義雄氏等之を助けて皇道主義の精神に則り、活動を續けて來た。

然るに九年春頃より佐々井、神田、野本三氏の間漸く感情的罅裂を生じるに至つた。その原因とされる事は主として財政

辭表を提出したるも反對者多く、之を撤回せるも、尙反佐々井系は政治的責任論を追求し、佐々井氏亦政治的責任なしとして兩派の激論が繰返へされた。次いで本部機構改組案が討議され、規約改正起草委員會を設けて規約の審議、機構の改正、役員詮衡その他の案を経ること一決した。翌二十六日規約改正起草委員會の手によつて成れる原案は中央總務局長に同盟の長老滿川龜太郎氏を置き、決議機關、執行機關を決定し、紛争も一時落着するかに思はれたるも、遂に原案の實現を見るに至らず、兩派の軋轢は多くの聲明書戰となつて深刻化せられた。九月に入つて同盟の長老格として重きをなせる滿川氏は本部内に捲き起されたる紛争の醜體を見るに忍びずとして脱退を聲明し、反佐々井系も亦九月二十一日新日本國民同盟改革正會を結成するに至つた。

全國の同志に檄す

先に佐々井、野本、神田三者に絡る醜怪なる人事問題の善後措置として、去る七月二十四、五兩日、全國中央常任總務委員會が開催され、本部機構再建案が上程されたことは、既に御熟知の事と確信致します。然るに該人事問題の當事者の一人であり、重大な政治的責任を負ふべき地位にある佐々井委員長が、恬として善處する態度を執らず、故意に本部再建案討議の正式會合を遷延しつゝあることは、遺憾至極であります。加ふるに委員長は自己藥籠中の少數策動分子を使喚して正邪曲直を誤らしむるが如き言動に勃頭し、あらゆる悪謀をめぐらして純眞至誠、本部改革に邁進する我等を逆に陥弄せんとしつゝあり、爲め

に全國組織は動搖して歸趨に迷ふの實情であります。

上記三者の人事問題並に其後の陋劣なる策動は既に天下周知の事實となり、同盟が如何なる姿で更生するかは萬目の監視するところ、此の際健全なる本部の再建は一瞬一刻の急を要する所であらばなりませぬ。我等の大先輩と仰ぐ滿川氏の如きは事態の成行を憂慮しつつも、委員長責任ある解決を待望されてゐましたが、最早委員長に一片の誠意すらなきことを認められ、失望の餘り、聲明書を發表して進退を決するとさへ、側近者に洩らして居られます。日本主義改造運動の大先輩であり、我等の崇拜私淑して已まざる滿川氏をして、わが同盟の將來に望みを絶たしむるが如きことありては、全國三萬の同盟員として何の面目あつて同胞に見えんやであります。

既に今日となつては佐々井委員長の頑冥不靈、政治的責任を解せざる態度が革正運動を妨碍する最大の痛であることが明白なる限り、之れ以上委員長を通じて我等の目的を遂行することは絶望であります。目下事態の急速なる解決を期して上京せる新瀨の柄澤、群馬の大塚兩君は去る二十一日緊急中央常任總務委員會の開催を委員長に迫り、當日は本部樓上において右兩君初め滿川、田島、高橋、木島、奥村(翌日)の七常任委員が參集せるにも拘らず、何故か委員長は出席を回避して所在を問はず、逆手に東京府支部協議會の名を冒用して陋劣なる擾亂的聲明書を續發するの血迷ひ沙汰を演ずるに到りました。

茲に於て我等は深く決意するところあり、二十一日の席上において善後策を講じ、不取敢、最後手段として革正會を組織し、不純分子の策動から全國の組織を防衛することに致しました。後掲の參加支部は上京支部又は既に聯絡のとれた分だけですが、汎く全國の各支部並に熱

血の同志の協力結束を要望する次第であります。追て三者内紛の真相は、同盟の威信保持のため、極力發表を避けたいのでありますが、事茲に及んでは真相不明瞭なることが却つて解決を遷延し同志諸兄を誤謬に導くものなることを慮れ、近日中斷然發表することに決定、目下印刷中であります。滿川氏の進退は未決定ですが、極力慰留、擁立のために御協力を切望します。

申合せ

一 我等は中央常任總務委員長佐々井一是氏並びに前地方部長野本義松氏、前中央部長神田兵三氏の三者に絡まる醜態なる人事問題勃發以來の同盟内部の紛争を解決し潰滅状態にある本部の再建を期す。
一 我等は現下の政治情勢國際情勢、並びに改造運動の萎縮せる實情に鑑み、最大最強の大家組織を有する我が同盟を速かに統一強化し毀られたる威信を恢復し以て全改造戦線に積極的進出を期す。

昭和十年九月

新日本國民同盟革正會本部

斯くて革正會の成立によつて可成りの勢力を失つた佐々井系本部派に於ては事務所を不便な中野より市内へ移轉し、十一月十七日には全國支部代表者會議を開催して運動方針を決定し、陣容を整理し革正會の統制擾亂に備へた。

大日本國家社會黨の動向

大日本國家社會黨は昭和九年十一月第一回全國代表者會議後黨勢の不振を託つて居たが、黨本部が日本産業祭に参加し、階級闘争としてよりも國民運動としての黨に轉換しつつあつたに

對して、關西方面に於て漸く不満の聲高く、大阪府黨務局は四月二十九日擴大委員會を開催して「黨方針の批判」として黨本部の方針が國民の黨と云ふ事に把はれて、階級闘争を抹殺し日和見的偏向に墮しつゝありとの痛烈な批判を加へ、新方針書並に決議を作成して本部始め各支部へ發送するに至つた。

本部は之に對して取敢へず警告を發して自重を促す所があつたが、その後中部勞働委員長露久保賢治氏が國潮社一派と提携して國社黨を脱するや、本部に於ては直ちに除名處分に付したが、大阪府黨務局では之を以て本部の基本方針の確立せざるに因るとして六月十一日大阪府黨務局員外關西地方の主たる黨員を集めて對策を練り、七月六、七日、代表者會議開催を本部に要請した。

斯くの如く結ばれるに至つたイデオロギーの清算を目的として西日本代表者會議が七月六、七兩日に亘り名古屋市南區新尾頭町一五四名古屋黨務局に於て開催された。黨本部より總理石川準十郎氏を始め、別府、中澤、川出、關の諸氏、大阪より樋口、林、奈良より西光の諸氏その他富山、金澤、愛知等より約二十六名出席して「運動方針に關する件」、「黨則改正に關する件」、「黨内強化に關する件」等約十項目に亘る議案を協議決定した。

此結果今春來本部對關西側の意見の相違が完全に清算され、舉黨縣議戰に當る事となつた。

天皇機關說排擊運動

昭和八、九年來好個の闘争目標を見失ひ、専ら内部的清算過程を経て次第に退潮しつつあつた國家主義運動は、第六十七議會に於て端無くも議論の中心になつた天皇機關說問題に達着して著しく活氣を呈し、各團體とも殆んど歩調を揃へて國體明徴運動は燎原の火の如く全國に擴がつて行つた。

問題は衆議院に於て江藤源九郎氏が天皇機關說の國體と容れぬ點を指摘して後藤内相に詰寄り、次いで貴族院に於ても菊地武男の質問となり之に絡んで、二月二十五日美濃部達吉博士が一身上の辯明として自己の憲法學說を論説したに端を發した。一方院外に於ける運動漸く熾烈となり、政友會中の一部又之を問題として政府の責任を問うに至り、三月二十日遂に貴族院に於て「政教刷新建議案」を、衆議員に於て「國體に關する決議」を可決する迄發展して行つた。

天皇機關說問題に最大の關心を有する愛國團體に於ては、反國體的思想擊滅、美濃部博士の司法及び行政處分、岡田首相の引責辭職を目指して全國的運動を開始した、即ち先づ三月八日日比谷東洋軒に頭山滿翁始め菊地武男、四王天中將、五百木良三氏、葛生能久氏、岩田愛之助氏、入江種矩氏、橋本徹馬氏以下三百餘名の發起により結成されたる「機關說撲滅同盟」は十九日上野精養軒に於て、機關說撲滅有志大會を開催し、宣言、

決議を満場一致可決して、實行委員をして之を首相、内相、文相、陸海兩相に手交し、今後同盟の名によつて極力運動を開始することに決定した。

更に機關説撲滅同盟と略々同一線上にあり、國家主義陣營中の最右翼として純粹國粹主義團體たる國體擁護聯合會は夙に美濃部、末弘兩博士の學說排撃運動を繼續してゐたのであるが、三月六日「兇逆思想の掃討と國本の防護」なるパンフレット及び聲明書を發表し、次で東京青山會館に總會を催し、美濃部學說徹底的撲滅運動の方針を決定し、宣言決議を實行委員によつて各大臣に即日之を手交した。斯くて此系統に屬せる團體の排撃運動は日を追ふて熾烈となり、四日には撲滅同盟の世話人會議を開いて實行委員をして再度司法當局及び檢事局に明快なる處分の要求をなし、地方に於ても郷軍有志と密接な連絡を結んで縣民大會、市民大會、座談會等によつて輿論の喚起につとめた。

機關説撲滅有志大會宣言

上に萬世一系の天皇を戴き萬民その治を仰ぎて無窮なるは是れ我國體なり。天皇機關説は西洋の民主思想を以て我が神聖なる欽定憲法を曲解し國體の本義を擱亂するものにして兇逆不遺斷じて許すべからず。此の邪説を正さずして何の國民精神の作興ぞや。吾人は茲に國體の本義を明徹にし億兆一心誓つて此の兇逆なる邪説の撲滅を期す。

決議

一 政府は天皇機關説の發表を即時禁止すべし。

二 政府は美濃部達吉及び其の一派を一切の公職より去らしめ自決を促すべし。

滿洲事變以來近代的社會運動の形態をとり來つた國家主義團體たる新日本國民同盟、生産黨、愛國政治同盟、國民協會、昭和神聖會、或は在郷軍人を組織分子とせる明倫會、皇道會等に於ても聲明書を發表し、地方支部へ指令を發し、絶滅署名運動を起し或はパンフレットによつて排撃運動を開始した。しかし美濃部博士に對する處分の不満と政府當局の逡巡的態度は益々排撃運動への拍車となり、又陸海軍兩相の硬論によつて内閣は爲に一時危殆に瀕する迄に陥つた。滿洲國皇帝御渡來によつて一時鳴りを潜めてゐたが、御退朝の後更に猛烈に燃え上り、機關説の背後に潜む自由主義、個人主義の排撃は必然現經濟政治組織の改變に迄及ぶかにさへ思はれるに至つた。

斯くて全國に亘る澎湃たる機關説排撃、國體明徴運動によつて政府は八月機關説排撃の聲明書を發するの止むなきに立至つたが、愛國團體よりの追撃尙ほ止まず、一木樞相、金森法制局長官の引責辭職、機關説信奉學者の掃蕩その他機關説の徹底的排撃を主張して止まず、岡田首相の桂冠を要望するの聲さへ漸く高くなつた。

大日本生産黨に於ては八月四日、政府當局の聲明に對し、天皇機關説は三十年來學界、言論界、政界に實踐され來つた問題で政府の聲明のみを以てしては満足すべきにあらず進んでこれ

が撲滅實行運動に邁進すべしと聲明し、同十三日には幹部會を開催した結果岡田首相及び一木、金森兩氏に辭職勸告書を手交し更に關東、關西兩本部呼應して機關説撲滅徹底、岡田内閣打倒の大演説會及び國民大會を開催した。關西に於ける内閣打倒國民大會は十一月二十日大阪市に於て關西地方の愛國團體を網羅せる協議會終了後、公會堂に於て開催左記宣言、決議を可決した。

宣言

岡田現内閣は天皇機關説に關し再度天下に聲明を發せり。然もその聲明は吾等臣下の要望に添はざる所多く、極めて優柔不斷にして該説信奉者への處分と雖も何等施す處なく到底國體明徴を期し得ず。如斯内閣の存在は我金匱無缺の皇統の尊嚴を侵し奉り延ては皇國日本の無窮の發展を阻害するものと確信す。故に吾人は現内閣の無責任と無能とを糾弾し以て即時總辭職を要望せんと茲に國民大會を開催し吾等が總意を明示す。

決議

現内閣は國體明徴達成に關し何等其の誠意を有せず如斯は將に我が國體を破壊せんとするものにして其の罪たるや萬死に償はず。政府は宜しく罪を闕下に乞ひ即時總辭職をなすべし。

明倫會に於ては問題の火の手の擧るや、逸早く決議して政府の處置を促し、五月「國體明徴運動を徹底せしめよ」とのパンフレットを發行し、七月に入つて首相各關係大臣に政府の明確

な聲明と徹底的處置を促せる勸告書を提出すると同時に各支部に指令を發して地方運動を活潑ならしめた。八月五日政府聲明に對し再度聲明書を發して更に斷乎たる政府の具體策を要望する所があつた。

明倫會の聲明

(前略)將來此の政府聲明の實績を擧ぐるため政府の斷乎たる具體策即ち司法及び行政權の發動並に國體明徴に關する國民教育の徹底的刷新を觀ない限りは政府の折角の聲明も亦一種の畫餅に等しく從來機關説に絡まれる禍根を一掃することは到底望み難いと信し吾人は引續き嚴重政府を監視し極力國體明徴の徹底を期さねばならぬ。若し夫れ從來國體の本義を愆る邪説を主張し、或は著書を刊行せる者に對しては其閱歷地位の如何を問はず容赦なく司法及び行政處分に付すべきであつて徒らに其人の身分や主張の年月の先後に捉はれて取捨すべき限りのものでない。

斯くの如く天皇機關説排撃、國體明徴運動は國家主義運動に異常なる衝撃を與へ、從來イデオロギイ、運動方針の相違によつて意見を區々にしてゐた愛國陣營は一齊に歩調を揃へて活動し、郷軍の強硬な主張と相俟つて政府、陸海兩相、司法當局に決議を送り、激文を散布し全國を風靡したかの感があつた。更に又此の運動を繞り注意を引くことは地方に於ける愛國團體の戰線統一である。北九州、近畿、中部等に於て國民大會の名の下に開催された排撃運動は殆んど各團體の共同戰線であつ

て中央の分裂的傾向に對して地方運動の一つの新しい傾向として指摘する事が出来よう。

議會と愛國團體

議會進出を繞る二潮流

第六十七議會に於て解散論が呼ばれ初めた二月初旬、行詰り打開に苦慮しつゝあつた主要なる愛國主義陣營内に於て突如議會進出の提唱が起つた。

元來國家主義團體は滿洲事變、五・一五事件前後の變革的氛圍氣裡に亡國政黨打倒、維新日本の確立を目指して躍進して來たのであるが、神兵隊事變を最後のテロリズムとして或は精神運動へ、或は議會進出にと運動方針に一定の方向を失つて仕舞つた。斯くて國家主義運動の退潮は彼等に反省の機會を與へたのであつたが、神武會解散を轉機に中核的組織論と、大衆的組織論との對立が明確になつて來た。

先づ昭和八年來専ら文化運動の圈に立ち日本精神の國民的浸透化に努めて來た國民協會は既に九年來政治的進出を意圖しつゝあつたが、十年三月中央地方幹部を召集して政治進出を決定した事は既述せる通りであるが、更に在郷軍人及び日本農民組合によつて結成されて、既成政黨に對して單に積弊を打破すべしとの綱領を掲げ、國家主義陣營中に於ても、比較的議會主義的色彩の濃厚なる皇道會は四月三日全國大會を赤坂三會堂に

開催して議會への積極的進出を決定した。

愛國政治同盟に於ては總務委員長小池四郎氏は既に代議士として議會進出を實踐してゐるがその他議會進出派としては政黨解消聯盟、明倫會、大日本國家社會黨、勤勞日本黨を數へる事が出来る。

議會進出論者の根據は五・一五事件或は神兵隊計畫の失敗により二三のテロリズムの如きは假令一時的効果があつても、畢竟國家革新を導き得ないものである。殊に今日の客觀的情勢の下に於ては不振状態にある國家主義運動を國民運動に迄導くには議會進出を措いて考へ得られない。宜しく此の際積極的に議會へ驥足を伸すべきであると云ふにある。

今、議會進出を企圖する急先鋒たる國民協會京都支部が同一思想系統に屬せる愛國團體へ議會進出の爲に共同戦線を提唱せる一文を参考の爲掲げる。

全合法愛國派の政治的實勢力結成の急務

日本主義運動の議會進出を企圖し政局の批判者より政局の擔當者になれ!

所謂啓蒙運動時代を去つて日本主義運動が政治的實勢力を結成する爲に必然に議會進出を敢行せねばならぬことは今や有力合法愛國團體指導者間に等しく叫ばれる所となり、且此の問題は漸く第一歩を踏み出そうといはしてゐます。申す迄もなく我々は議會進出を以て日本主義運動が盡きるものであるなどと云ふが如き愚かなる考へを持つもので

はありません。又議會に多數を占めて然る後日本主義の政治的理想を實現しようとする程社會主義ではありません。だが現下の陣營内外の情勢よりみて我々の議會進出が不振の傾向にある日本主義運動を一大國民運動に迄發展せしめる最大の役割を演ずること一點の疑なき所と確信いたします。

我々の運動が政治的には天皇御親政の翼賛機關たる議會の機能を完全に發揮する爲に一切の亡國政治勢力の打倒に闘争戦野を押し進めねばならぬ譯となるのであります。日本主義運動を何時迄も啓蒙運動時代に放任すると云ふならば兎も角時代の擔當者として政局の責任者として大權輔弼の重責に自ら任ぜんとするならば其處に極めて運動の具體化として政治的進出を企圖せねばならぬ筈であります。況んや日本主義運動が今日の行詰りを生じてゐる現状に於ては此の戦法による國民運動への發展を期する以外に途なきを認めるものであります。

茲に僭越ながら我々は明倫會、勤勞日本黨、愛國政治同盟、皇道會、政黨解消聯盟、國粹大衆黨其の他の有力合法愛國團體京都支部指導者諸兄の此の問題に就ての深き御考慮を煩はす次第であります。

先づ合法政治派のみの聯絡協議機關の設置を提唱いたします。來るべき府縣會議員總改選及び衆議員總選舉を機に日本主義派の政治的進出を敢行すべし。

如斯、客觀的情勢の推移より議會進出を唯一の行詰り打開策として提唱されつゝある一方、之を公武合體的微温化への移行、金權ファッショへの變化なりとして排斥するの説がある。その代表的なものは北斗俱樂部、維新會、核心社一派の中核的組織論

を支持する青年層である。云ふ所は議會進出派たる大衆政黨論者は維新運動に於て合法かテロリズムか二者擇一底の人物にして無礙自在なる維新運動を解しない。しかも議會進出の如きも全般的改革と結合されるに非ざれば却つて反動的作用をなすに過ぎぬ。尤も選舉を通じて既成政黨を曝露し、昭和維新の急務たる事を國民に知らす事に力を注ぐ事は肝要であるが、當落そのもの、如きは決して重要視すべきではないとする。此の種の代表的意見とし北斗俱樂部の選舉批判を掲ぐ。

北斗クラブの選舉批判

一 議會主義の本質と議會進出の可否

吾等は議會制度そのものを否認するのではなく、むしろ欽定憲法の精神の則つてゆく事を絶對に正しいと信するが、今日の議會は本來の精神から逸脱し、買収、因縁情實等、利權と干渉によつてデッチあげられたもので、醜惡な政權争奪の具である。かくしたものは一部特權階級財閥既成政黨人の私利私欲である。

我等は眞正の議會を再建することは國政の全般的改革、皇道維新と切り離して部分的に實現し得るものではない。従つて議會選舉に對する我等の方針は當然に國家改造の戰略と關連して考へねばならぬ。

一 愛國團體の議會進出に對する可否について

議會主義と議會進出とは混同さるべきでない。議會主義とは議會に多數を占めることによつて議會行動を中心として國家改造を計らうとする主義で、其の根本的思想は自由主義、民主主義である。之はその意途の如何に不拘必然的に現状維持に墮する。議會進出は必ずしもそう

黨派別選挙成績

候補者平均得票数	得票総数	得票率	得票率	得票率	得票率	得票率
2,039	22,428	2	3	11	11	11
2,249	11,231	1	3	5	5	5
1,906	9,558	—	1	5	5	5
1,799	3,598	1	—	2	2	2
1,721	3,442	—	1	2	2	2
335	669	—	—	2	2	2
2,819	28,192	2	2	10	10	10

註 社大黨の公認候補者1人平均得票数は2,625票である

各黨當選者一覽

府縣	選挙地区	議員定数	投票総数	當選者氏名	得票数	所屬團體名
福島	浮羽郡	1	10,007	稜人	4,502	皇道會
山梨	中巨摩郡	4	15,154	永雄	5,556	皇道會
山梨	山梨郡	1	7,104	堯太	3,655	皇道會
山梨	甲府市	4	10,163	新造	3,873	皇道會
山梨	上野原市	4	10,033	大助	1,833	皇道會
山梨	都立区	6	20,033	横田	1,253	皇道會
山梨	中巨摩郡	4	12,078	長村清之助	2,022	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	13,108	萬木	2,022	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	16,808	齋藤勇之介	4,855	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	10,741	和合	3,433	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	8,741	矢尾喜三郎	1,522	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	9,633	氏原	2,422	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	29,842	市瀬	3,622	皇道會
山梨	北巨摩郡	4	18,255	石橋	3,702	皇道會

で、縣政の善悪は一票に決す。
愛國政治同盟の選挙対策

一 選挙方針
(イ) 天皇政治の本質を徹底化する啓蒙運動たる効果を充分發揮する方法を採ること。
(ロ) 候補者人選を厳にし選挙区に於ける人格的信望を有し直に地方自治國家を愛ふる至誠の人材をその資格条件とすること。
二 政策
(イ) 農村の不公平にして過重なる税負擔の軽減を条件とする地方財政調整交付金を交付すること。

(ロ) 中小商工業者に対する納税過重認定の是正。
(ハ) 地方財政調整交付金の一部と地方有閑層の新課税とによる災害保險の確立。
(ニ) 地方産業開發に關する恒久策の樹立……竹林の資源開發の指導に當るべき地方開發指導員を國又は府縣に於て養成し町村に配置すること。
三 スローガン
中央をおさえ地方を救へ
口先上手な政黨に乗るな

ではない。今日の議會の反國體的反動の本質を暴露し全面的改造を推進する爲の一戦術手段として之を利用せんとする場合もある。
しかし乍ら今日の議會進出は一にその主體的條件(議會闘争の一貫した方針、統制ある組織)が無い爲に正當に正しく闘はれても結局木乃伊取が木乃伊になるは必然だ。第二に今日の議會に對して國民が關心を有しない。國民の窮乏は今日の議會の如何ともする能はざる所である。かくの如き時に於ける議會進出は意識の如何に不拘老朽した今日の議會政治に一沫の息吹を與へ、國民の打倒議會政治の正しい意識を外し、昭和維新に對する熱意を失はしめると云ふ反動的役割を與へる。
府縣會選挙と愛國團體

國家主義運動の反省期に直面し、議會進出是非論の後を受けて、二府三十七縣に亘る府縣會議員選挙が九月二十一日より十月十四日にかけて行はれた。
愛國陣營に於ては皇道會より十一名、明倫會より五名、愛國政治同盟より三名、國社黨、新日本國民同盟、生産黨勤勞民衆同盟より各二名その他地方的團體、國家主義的勞働組合、農民組合等合計三十四名の候補者を立て、選挙に臨んだ。
國際的危期と既成政黨の不信と云ふ客觀的情勢より見て、國家主義陣營の有利が一般に確信せられてゐる如くであつたが、國家主義團體の戦前の空氣は比較的氣乗薄の感があり立候補者も無產政黨に比して著しく少數であつた。選挙戦に當つては各團體共皇道政治の徹底、既成政黨打倒その他地方的問題を捉へ

て専ら言論戦によつて闘つたが、その結果は餘り香しいものではなかつた。即ち得票總數に於て七萬九千八百八十八票、當選者數十三名、次點者六名であつた。而して是等當選者を觀るに主として農民組合等に關係のある、日常地方人と密接なる接觸を有する者に於て多かつた事は注目を要する。
尙國家主義團體の中にありても選挙に臨むに中立を標榜して立つた者も少くない。この事は既成政黨乃至は無產政黨と著しく異なる所であつて國家主義團體として立候補者の小なりし所以でもあり、その特色でもあるであらう。
總じて今次の選挙に當り、無產團體の著しき躍進に比して國家主義陣營の不振なりしは一、一般的に愛國團體が選挙そのものに積極的ならざりし事、二、統一的組織的勢力を有せざりし事、三、被選挙者が地方的地盤と密接してゐなかつた事等を擧げることが出来るであらう。

皇道會の指令
我が皇道會が近く行はるべき府縣會議員選挙に臨んで候補者を擁立する所以のものは、決して功名利祿を争奪せんが爲でもなければ、地位權勢を獲得せんが爲でもなく、眞に國民代表として眞剣に政界の淨化議會政治の刷新、地方自治振興に努力し、以て皇道政治徹底に貢獻し國民全體の利益幸福に寄與せんとする誠意の發露に外ならない。
スローガン
不正選挙は吾等の敵、明るき縣政は正しき投票より、選挙は皇道主義

大日本國家社會黨スローガン
一、地方經濟救済のため全國的緊急德政即時斷行、資本主義の××國
民生活の再編成、自由とパンの新日本建設、陛下の赤子同胞に一人
の飢者を根絶せよ、資本主義による餓死の自由か國家社會主義の生
存の自由か。

愛國戰線統一運動

滿洲事變以來の澎湃たる非常時的掛聲とナシ・ナリズム的傾
向は從來比較的國家主義運動に關心を有する事なかりし我國勞
働組合に大なる影響を齎し、七年の社會民衆黨の分裂と國家社
會黨の樹立の線に沿つて、労働組合運動と國家主義運動とが密
接なる關係を持つに至つた。

しかも所謂愛國運動の退潮期として國家主義團體は尙内部的
清算過程を續けてゐるが、労働運動界に於ては國家主義的傾向
は漸く勃興の氣運を生じ、昭和十年度に於ては特に著しい進展
を見たと言ひ得よう。

即ち海上労働界に永年弱者として不動の地位を築き、日本勞
働運動の指導的立場にあつた海員組合の幹部排撃に端を發した
内紛は遂に新日本海員組合を生み、中部港灣労働組合亦港灣從
業員組合より脱退して日本主義の旗を掲げるに至つた。更に五
月には東電内の國家主義團體たる護皇會と愛國同志會が結合し
て東電愛國同盟を結成し東電從業員組合を侵蝕し初め、名古屋

り見たる國內政治經濟問題の討議が行はれつゝある。その主た
るメンバーは次の通りである。

杉村勇次郎(陸軍少將)、村井清規(同)、金子忠吉(海軍少佐)、野村重
臣(同志社大學教授)、千家尊建(出雲大社教副總監)、大道重次(立山
塾頭)、山崎常吉(大日本忠孝労働組合)、伊藤長光(國社黨名古屋黨務
局長)、西光萬吉(大日本國社黨)、山本龍介(日本産業軍)、今井武吉
(日本労働組合總聯合會)、末中勘三郎(同主事)、大橋治房(國社黨大阪黨
務局長)、鶴野久吾(日本産業協働理事)、和田神力男(同幹事)、藤岡
文六(産業軍)、赤崎寅藏(新日本海員組合)、那賀源三郎(同)、松田喬
平(同)、今村等(産業軍會長)、手島剛毅(新日本國民同盟大阪支部委
員長)、中川裕(洛北青年同盟)、吉田賢一(皇國農民同盟理事長)、以
下略。

かくて八月會を中心に統合された人々は愛國政治戦線の統
一、出來得べくんば新黨樹立に迄發展せしめんと努力しつゝあ
るが、之が支持團體として愛國労働組合戦線の統一運動も亦着
着準備を進めてゐる。

愛國労働戦線統一運動

既述の如く昭和十年上半期に於て新日本海員組合、日本港灣
労働組合、東電愛國同盟、忠孝労働組合等の結成によつて大い
に國家主義的空氣を醸生したのであつたが、九月二十九日勞
働組合總聯合會が組合會議を脱退してより、愛國労働組合戦線統
一運動が具體化せらるゝに至つた。

方面にありては山崎常吉氏が労働組合全國評議會より突如國家
主義轉向の聲明を出して世人を驚かした。而して中部地方に於
ける労働組合の國家主義的傾向は此の前後より著しく濃厚にな
るに至つた。次いで九月には日本労働組合總聯合會が數年來の矛
盾を一蹴して組合會議を脱退する等著しき變化があつた。

かくて労働組合は所謂日本主義たる國家主義派と健實なる組
合主義による一派とに大別され、此兩者を繞つて戦線統一運動
が展開さるゝに至つた。而して此國家主義労働組合戦線統一運
動と併行して、又國家主義政治戦線統一運動が企圖されんとし
てゐる。其核心をなすものは大阪に於ける八月會の結成である。

八月會の結成

國家主義團體の戦線統一は何人にも要望される所であり乍ら
事實は今日迄凡ゆる人、團體によつて企圖され乍ら、結局に於
て實現され、永續させる事が出来なかつた。今次の八月會の成
立は府縣議戰、愛國労働組合の簇出等の客觀的條件の成熟によ
つたものであるが、從來の中央に於ける分裂的傾向に懺らざる
一つの現れとして興味深いものがある。

同會は八月二十六日大阪市東區大川町千秋樓に於て退役陸軍
少將村井清規、同志社教授野村重臣、皇國農民同盟吉田賢一の
三氏の世話役によつて第一回の懇談會を開催した。結成の趣旨
は發表してゐないが、愛國戦線統一の重大な拍車ともならんと
する事は明白である。爾後毎月一回の會合が持たれ日本主義よ

先づ大阪に於ては八月會の肝煎りによつて堂ビルホテルに懇
談會を開催して日本主義労働組合戦線統一に就き協議を遂げ、
愛國労働組合會議第一回準備會とした。當日の出席團體は總聯
合の外は新日本海員組合、大日本労働組合協議會、運動同盟、
産業軍、皇國農民同盟の六團體である。

名古屋地方にあつては十月五日中部労働聯盟の主催によつて
總聯合會を中心に第一回懇談會を開催し、十一月十四日には總聯
合、中部労働聯盟、中部港灣労働組合、大日本忠孝労働組合、
日本革新労働組合等によつて日本主義労働團體中部地方協議會
の結成を見た。

最後に東京の戦線統一運動は十月二十六日協調會館に於て總
聯合會、産業労働俱樂部兩團體の共同提唱の下に開催され新日本
海員組合、東電愛國同盟、大日本労働組合協議會外六組合参加
の下に愛國労働團體統一促進關東地方懇談會が結成された。

かくて東京、大阪、名古屋三都の準備殆んど成つて昭和十一
年一月大阪に於て最後の會合を催し愛國労働組合會議の成立は
必至と見らるゝに至つた。

結 語

以上は昭和十年度に於ける國家主義陣營の推移變動と主要な
る運動の素描であるが、思想的には國體明徴運動に關聯し、軍
部郷軍の強硬なる態度と相俟つて自由主義に對する追撃に一步

を進めた感があつた。唯此のナシ・ナリズムの風潮の中にあつて國家主義團體は殆んど見るべき發展もなく、躍進も無かつた事はその組織上に乃至は運動方針に幾多の問題を残せるが爲であらう。戦線統一運動も労働戦線に多少の進歩を見たのを例外として、尙今後の考案として残されてゐる。又傳へらるゝ軍内

の對立も、政黨内の矛盾も微妙な作用を國家主義陣營に與へる事は疑ふ餘地がない。軍縮會議の決裂、世界的危機の増大は國家主義運動に尙發展の餘地を與へては居るが、統一的勢力に達する迄には至難なる段階を経なければならぬであらう。

(今井俊介)

協 同 組 合 運 動

産業組合の現勢

産業組合の大衆化、産業組合青年聯盟の全國的統一を旗印とし、他方反産運動の猛襲に對峙しつゝ、その五ヶ年計畫の第三年目を送つた産業組合は、十年末現在に於てその組織的部面に次表の如き結果を齎した。

即ち組合數に於ては前年の一四、八一六に二一〇を加へて一五、〇二六組合となる。これを調査組合に就き組織別に見ると次の通りである。

調査組合數	昭和九年末		昭和十年末		増減
	有	無	有	無	
一三、七六三	六、〇一一	九七〇	一三、九一九	四、四七二	(+) 一、五三九
一、〇一一	九七〇	九三〇	一、五三九	四〇	(+) 一、七六八
計	七、八三二	一四、八一六	九、六〇〇	一五、〇二六	(+) 一、二一〇
備考	一四、八一三	一五、〇〇二	(*) 一、七六八	一八九	

組合數を種類別に見ると、購買、販賣、信用、利用の四種事業の兼營組合、市街地購買組合(消費組合)及び市街地信用組合

に分たれるが、十年末現在の状態は次の如くである。

四種事業兼營組合	昭和九年末		昭和十年末		増減
	市街地購買組合	市街地信用組合	市街地購買組合	市街地信用組合	
七、一五三	二一六	二七〇	八、三八七	二七〇	(+) 一、二三四
二一六	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	(-) 一
六九四	六九四	六九四	六九四	六九四	(-) 一七

而して是等組合に組織される組合員數は五、八三五、六八〇人一組合當り三八八人であつて、前年より三四四、一六〇人、一組合當り一七人を増加した。更に組合を職業別に分類して見るとその割合は次の通りである。

昭和五年	農 林 工 商 水産 其他					計
	農	林	工	商	水産	
七二・二	〇・二	四・九	一・二	一・八	九・七	一〇〇
七二・一	〇・二	四・九	一・三	一・九	九・六	一〇〇
七〇・八	〇・二	四・九	一・四	一・九	九・八	一〇〇
七〇・五	〇・二	四・七	一・五	一・九	九・八	一〇〇
六九・六	〇・二	四・七	一・二	二・一	九・八	一〇〇

備考 産業組合年鑑(昭和十一年用)一一二頁より引用
昭和十年の數字は不明だが、前年と大差なきものと見て差支なからう。

斯くの如く農業関係者の組合数は極く僅少乍ら漸次減少して来てゐるが、毎年第一位を占めて七割程度その組合員数も七〇%を占め産業組合員たる農業者は全國農家戸数の六九%に當つてゐる。之に對し、俸給生活者、賃銀労働者、學生及び生徒等は右項目中の「其他」に入るが、毎年増加しつつありとは云へ尙一割程度に過ぎぬ。此處に我國産業組合を以て農村産業組合と云ふ根據がある。

而も是等の組合は少數を除き殆ど全部が有産階級に管理の實權が握られてゐることである。今農村組合の役員を階級別状態に就て見ると、地主並に自作農が壓倒的に多く、之に對し自作殊に小作に至つては殆ど全く皆無の状態にある(註)。此處に無産階級的協同組合運動の發生の一つの根據がある。

註 農村産業組合に於ける階級別組合役員構成(昭和八年八月調)

組合平均員數	同 百分比	役員數 百分比	信用評定委員 百分比	一人當		
				所有田畑	耕作反別	拂込済出資金
地主	三六・八	四・〇	三六・〇	一三・〇	六・八	二二・一
自作	一三五	三三・〇	四八・〇	五五・〇	一・六	一一・三
自小作	三二八	三六・〇	二二・〇	三五・〇	〇・七	一一・二
小作	二二九	一九・〇	—	五〇・〇	〇・三	一・〇
其他	二二	一九・〇	—	—	—	—
計	六二二	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	—	—

次に事業別に夫々の成績を見ると、信用事業は總組合數の八

割六分を占めて産業組合の中心事業になつてゐるが、貸付金は一、〇四五、一五〇、七三四圓であつて、前年より四〇〇、九三九圓増加してゐる。貸付金がどう云ふ方面或は階級に振り向けられてゐるかを知らないのであるが、さうした調査の爲されてゐないことを残念に思ふ。

販賣事業は米、小麦、生絲、其他に分けて見ると、米が最も多く總額の五割餘を占め、次で雜穀、種苗、蔬菜、果實、茶、蘭、菓製品、繭、畜産物、織物、陶磁器、木材、薪炭、木竹製品、水産物、紙、麵類等が三割、殘餘が小麦、生絲となつてゐる。而して此の販賣事業は最も躍進を示した部面(全體の七九%)であつて、五ヶ年計畫に入つて成功を収めた前年を遙に凌駕してゐる。

昭和九年 昭 和 十 年 増 減
三五、九三、三三 四〇、七五、七六 (十) 四五、〇八、五五

購買事業も販賣事業と同様に近年急速に發展しつつあるが(全體の八四%)、購買品の大半は産業用品、就中その大部分は農村購買組合に於ける肥料、飼料、其他の産業用品(種苗、蠶種、農具等)であり、殘餘が經濟用品である。而して是等農村購買組合に於ける取扱品たる産業用品と經濟用品との割合は、五ヶ年計畫の重點が肥料に置かれてゐること、又農村經濟の窮乏の進展と之れに對して政府の採つた肥料政策の影響もあつて、兩者間に著しい差違を生んでゐる(註)。

註 産業組合中央會の調査によれば、農村購買組合に於ける産業用品と經濟用品との取扱割合は次の通りである(産業組合年鑑昭和十一年用五〇頁参照)。

昭和六年	昭 和 七 年	同 八 年	計
産業用品 五三・二%	五二・六%	五五・八%	五三・二%
經濟用品 四六・〇%	四六・六%	四二・三%	四六・〇%
兩用品 〇・八%	〇・八%	一・九%	〇・八%

尚農村購買組合と都市購買組合とを雜貨の配給に就て比較して見ると、前者は後者の三倍餘に當る。都市購買組合は全般的に劣勢である(註)。

註 購買組合の賣却價額の割合(産業組合中央會調査)

産業用品	經濟用品	兩用品	計
五五・八%	四二・三%	—	五五・八%
—	三二・五%	—	三二・五%
—	九・八%	—	九・八%
—	—	—	一・九%
—	—	—	一〇〇・〇%

利用事業も五ヶ年計畫發表と共に累年上昇傾向を辿つてゐるが(全體の六六%)、殊に農村工業化、醫療事業等とその發展の跡を見る。前年と比較した十年中の利用料の増加は次の通りである。

昭和九年 昭 和 十 年 増
七、五一六、一九九 九、二九一、四七二 一、七二五、二七三

産業組合法による市街地購買組合 (所謂消費組合)の一般的概況

農業倉庫は大正十五年の法改正以來産業組合により經營されることになつて以來累年その數を増加して現在經營主體總數の九割九分までを産業組合により經營され、その産業組合中占める割合は二九%である。

尙全國的な産業組合關係團體としては、次の如きものがある。

- 一、全國農村産業組合協會(農産協)——昭和八年十二月二十日設立
- 一、産業組合青年聯盟全國聯合——昭和八年四月八日設立
- 一、全國消費組合協會(全消協)——昭和六年五月設立
- 一、全國醫療利用組合協會(全醫協)——昭和八年四月二十八日設立
- 一、全國信用組合聯合協會(信聯協會)——昭和六年五月設立
- 一、全國市街地信用組合協會(市信協)——昭和九年十一月二十日設立

産業組合法による認可組合たる市街地購買組合(消費組合)の數は、十年末現在に於て二二五組合であるが、是等は大部分一般市民による組合であつて、之に對して會社又は官廳學校内組合、労働者を主とする組合、特殊組合等の順となり、その割合は大體一般市民組合が六割、會社官廳學校内組合が三割、労働者組合が八歩、其他が二歩といふやうな事になつてゐる。

その地方別分布状態は、一府縣一〇組合以上のものを引き出して見ると、東京が最も多く(二一組合)、以下北海道、神奈川、福岡、長野等の順に他は悉くそれ以下である。更に組合員數に

就て見ると、百人より五百人を有するものが四七%、五百人以上一千人が二一%、計六八%で、之れによつて我國に於ける組合の規模が察知できるであらうと思ふ。次に是等組合の組合員への配給高であるが、本年度に就ては未だ調査されておないので前年度の調査に就て見ると、一組合平均配給高は一三五、五九三圓で前々年度の一二四、九六八圓に比較し一〇、六一二五圓、一組合員平均では一二二圓で一〇圓増加してゐる。

斯くの如く我國の消費組合運動は頗る劣勢であつて、全國的にも統一された運動として展開されてゐない。只全國的組織として昭和六年五月創立された全國消費組合協會(略稱全消協)なるものがあるが、その加盟組合は現在僅か六〇に足らず、而も各組合の有つ複雑性のため強力な統一運動をなすに至つてゐない。尙この外全國的組織として關東消費組合聯盟の主唱の下に昭和七年日本消費組合聯盟(略稱日消聯)が結成され、労働者・農民の消費組合の組織・統一に努めつゝあつたが、離散する組合も多く、又數度に互る當局の干渉を受けて現在殆ど全く潰滅状態にあるやうな次第である。

以上は組合法による認可組合に就てのみ見て來たのであるが未認可の所謂労働者の自主的消費組合は全国各地に互り相當數に上つてゐるのであつて一勿論最近非常な頽勢にあるが一、本稿の目的とするところも、主として是等の組合の状態を紹介することにゐる。

然しそれらは任意組合であるため、その數は到底完全に知り得べくもなく、名稱を知り得てもその財政状態に就て知ること更に一層の困難さがある。従つて是等の組合を集計した結果に對しては大いに不満足な觀察しか下されぬことになるのであるが、その點を諒察願ひ度い。

單獨組合

労働組合を組織単位とする消費組合

一 日本労働總同盟(現在は全日本労働總同盟に併合)關係の協同組合労働者の自主的協同組合運動は世界大戰を契機とする資本主義發達に伴ふ労働組合組織の發達の線に沿つて起つてゐる。殊に

年 月	組合數	組合員數	出口數	拂込資金	平均一ヶ月買上高	一組合員一ヶ月利用高
昭和3. 8	13	5,064	5,491	60,211.37	39,182.71	7.78
4. 8	21	4,818	7,063	50,289.10	40,901.56	8.49
5. 8	21	4,640	6,128	54,177.48	46,088.51	9.93
6. 8	20	4,551	6,434	55,530.30	37,234.12	8.18
7. 8	19	3,839	5,737	46,708.37	40,399.71	10.52
8. 8	18	4,585	6,936	59,136.78	56,847.00	12.40
9. 8	18	5,358	8,529	76,742.00	72,294.00	11.39
10. 11	18	5,358	8,529	76,742.00	72,294.00	11.39

總同盟關係消費組合事業成績

大正八年前後に於ける労働組合の組織的運動の發展は、労働者

の自主的協同組合運動一特に消費組合運動發展への一里塚であ

日本労働總同盟關係消費組合

名 稱	所在地	組合員數	出資金額	拂込資金額	諸積立金	借入金	配給高	剩餘金	一組合員一ヶ月平均購買高	關係労働組合
千代田消費組合	東京	101	1,350	1,000	374	—	10,878	205	4.50	東京革工吾婿支部
江北消費組合	同	49	675	675	—	—	7,691	97	8.11	右同 千住支部
△共愛消費購買組合	同	264	3,350	3,745	856	—	5,753	225	11.32	東京鐵工大崎支部聯
櫻田從業員消費組合	同	124	2,095	2,095	—	—	5,135	1,023	24.55	東京鐵工砂町二
△川崎中央消費購買組	神奈川	261	5,960	2,995	633	4,480	49,166	203	15.69	神奈川縣聯合會
△製綱購買組合	同	856	17,350	17,000	11,501	4,000	232,373	1,120	33.59	製綱川崎支部
染色消費購買組合	同	390	2,000	850	—	—	4,000	—	1.12	染色労働
岳南消費組合	静岡	396	4,435	3,286	966	—	4,033	1,923	9.90	紡織沼津支部
栗本共榮社	大阪	563	5,819	5,819	—	—	49,039	1,331	7.25	大阪令屬
△共榮社	兵庫	388	2,720	2,559	3,725	—	68,615	3,364	17.98	尼崎令屬
製綱兵庫購買組合	同	127	1,380	1,380	601	—	31,223	538	10.48	製綱兵庫支部
△因島消費購買組合	廣島	665	15,540	9,753	1,210	—	61,691	2,142	7.73	因島労働
△製綱小倉購買組合	福岡	599	12,390	12,390	3,745	—	183,827	3,324	25.57	製綱小倉
白木崎購買組合	同	24	4,280	2,865	350	—	49,873	2,010	19.43	セメント門司支部
秋田製材購買組合	秋田	183	2,030	1,180	100	—	23,843	459	10.85	秋田製材
合計一五組合		5,223	83,330	68,576	24,027	—	911,477	23,237	14.57	
一組合平均		347	5,555	4,572	1,601	—	60,778	1,549	14.57	

備考 △印は産業組合法による認可組合

つた。當時の消費組合としては友愛會(日本労働同盟の前身)系のものであるが、總同盟關係の消費組合としては實に斯うした歴史を持つてゐるのである。昭和十一年一月十四日創立二十五年を迎へた總同盟大會の報告によれば、總同盟關係消費組合の事業成績は前頁表の通りである。

總同盟關係の協同組合に就て特にその思想的特徴を求めるとはできないが、少くとも組合員の日常利益の擁護にあること従つて總同盟の運動方針たる現實主義にその基調が置かれてゐることは云ふまでもないことである。故に消費組合の目的としても經營の充實と、これを通じての組合員の生活の向上が掲げられてゐる。前頁表は總同盟關係消費組合の昭和十年度末現在に於ける事業成績である。

總同盟關係の消費組合は前表の如く現在十五組合あるが、これを地方別に見ると、東京の四組合が最も多く、次で神奈川の三組合、兵庫、福岡の二組合、静岡、大阪、廣島、秋田の一組合であり、産業別には金屬工業の九、化學工業の三、纖維工業の二、製材等の一組合であり、一、二の組合を除く外は全部我國に於ける重要工業都市にある。而して是等十五の組合を工場等の如き職場を中心とするものと地域的のものに分つて見ると共愛、川崎中央、染色、秋田製材が地域的のものであり、其他は全部工場單位のものである。

尙右の外労働組合の事業部として經營される所謂廉賣店或は

組合名	所在地	組合員数	出資総額	売上総高	利益金	一ヶ月平均購買高	組合關係労働組合
大阪運輸交通労働消費組合	大阪	七三五	七四四	一一、六〇七	二〇〇	一、三三	大阪運輸交通労働組合
南恩加島支部		五二〇	五、一一八	四、五三三	九〇〇	七、四二	大阪金屬労働組合
港南消費組合		三〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九〇〇	二、五〇	大正区内の全労働組合
綿支友部		三〇〇	三、〇〇〇	二、二〇〇	一一〇	四、〇〇	真鍮交通労働組合
消費組合		一、五八五	四、六三三	五、三六〇	三、六二八	—	綿支友部
一組合平均		三九六	一、二六八	一四、一九〇	九〇七	三、〇七	

年と比較し組織の上には新たな發展を見ないが、唯一つその有力組合たる高砂三菱消費組合(昭和三年三月産業組合法により認可、組合員約四〇〇名)が十年五月解散した事實がある。而もそれが經營難によるものでもなく又監督官廳によつて爲されたものでもなく、その組織工場たる三菱製紙會社によつて爲されたことで、此の事實は別項工信購買信用組合の解散の事實と共に十年中に於ける特記すべき重大な問題である。

關係消費組合の事業成績は次の通りである。

三 日本労働組合總聯合會 總聯合大阪聯合會には消費者組合協

會なるものがあり、組合支部に於ける消費組合設立の斡旋並に物資の配給を行つてゐたが、十年に入り利用者の減少、經營難といふ理由により解散し、現在では労働組合の諸支部に於て自

取次所のやうなものが相當ある。淺野造船消費組合、淺野船渠消費組合、日石消費組合(以上神奈川縣)、關西紡績産業労働錦支部事業部(大阪府)、旭消費組合(高知縣)、等はそれである。又十年中解散の已むなきに至つた組合に三河セメント購買組合(愛知縣、セメント労働三河支部認可組合)、平塚消費組合(神奈川縣、紡績平塚支部)がある。共に經營難がその原因とされてゐる。

尙總同盟加盟組合たる日本縫工組合に於ては、昭和二年以來生産組合「産業購買消費組合」を組織し、洋服類の自己生産を行つてゐる。

事業成績は次の通りである。

年	組合員数	出資	売上	一ヶ月平均購買高
1	111	111	600.00	24,080.00
2	184	194	1,919.00	28,750.00
3	169	186	1,777.00	32,424.75
4	164	173	1,925.00	22,659.74
5	160	171	1,180.41	10,994.41
6	146	163	1,320.00	15,511.97
7	146	163	1,320.00	11,759.81
8	128	155	3,100.00	10,033.58
9	128	155	3,100.00	11,084.24
平均一ヶ月生産高	18,968円32	平均一ヶ月生産高	1,414円03	

二 全國労働組合同盟 組合同盟關係の消費組合に就ては、九

治制による購買部が設置され、夫々單獨の經營を行つてゐるやうな状態である。例へば總聯合購買部三國配給所はその一例である。

四 日本産業労働俱樂部

此の派に加盟する労働組合は、階級闘争を排し勞資一體主義を唱へ、その運動として國家的道義的精神を鼓吹する。従つて從來より存在する一般労働組合とは其の行動に於て著しい差異がある。而も組合の組織は悉く一工場單位の所謂縦斷組合であり、従つて又獨善的、排他的な傾向が見受けられる。關係消費組合としても、労働組合が一工場單位とされてゐるところから、總て工場單位の組合であつて、労働總同盟關係の消費組合に於て見るが如き地域組合ではない。従つて其の經營に就て見れば總て其の基礎が強固であり組合員の福利増進の上には相當役立つてゐるものと思はれる。然し消費組合の原則から見れば斯くの如き形態の組合が理想的なものであるか否かに就ては相當批判の餘地がある。十年度末現在の加盟組合の關係消費組合の事業成績は次頁表の通りである。

尙此處に特記せねばならぬことは、關東地方に於ける最大の職場消費組合として知られた横濱船渠會社の工信購買信用組合の解散の事實である。此の組合は右會社従業員組織する労働組合工信會の組合員を中心として組織され大正十五年九月産業組合法によつて認可されたものである。組合の設立當時に於ては組合員一、六七〇名、爾來漸次増加して昭和五年末に於ては、

組合名	所在地	組合員数	出資金額	出資金額	諸積立金額	借入金	配給高	高利餘金	一組合員一ヶ月平均購買高	關係労働組合	關係職場
△東京石川島自強	東京	二、五六〇	八三、九〇〇	六八、五七六	三、四〇六	一三、七〇〇	三五三、五三三	八、九八六	二、四六八	自強組合	石川島造船所
△購買組合	東京	三、七〇〇	五、三〇〇	五、一〇〇	六三三	〇	五、一〇〇	五〇〇	九、〇七二	日本勇信労働組合	日本建設會社
日本勇信購買組合	東京	三、〇〇〇	二、二二二	二、二二二	三二五	〇	二、五〇二	一、〇〇九	九、九二二	白揚組合	日本鑄鋼會社
白揚組合購買部	東京	二、八〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	三七四	〇	四、九四九	八七八	二、五五五	芝浦工愛組合	東京市河港課
△芝浦河港購買組合	東京	二、八〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	三七四	〇	四、九四九	八七八	二、五五五	芝浦工愛組合	東京市河港課
購買組合自榮社	東京	四、六六六	一〇、一〇〇	八、一四五	一	五、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一、八〇二	興進労働組合	隅田川製鐵所

二、八五五名に達したのであるが、産業合理化の結果は半數餘の組合員を失ひ、加ふるに恐慌の繼續は組合員の購買力の著しい減退となつて、爾來組合の經營は相當困難な状態を續けてゐた。然るに右會社は十年三菱重工會社に合併されることとなつたのである。而してその合同は十一月一日であつたが、此の合同實行に先立ち、三菱重工會社はその企業内の一切の労働者組織を認めぬといふ方針の下に、右消費組合に對し從來の配給代金を給料から差引くことを拒絶し、一方工場内組合員が組合の信用部に預けた貯金に對しては會社が支拂ふが、未收金に對しては何等責任を負へないといふ發表をした。斯くの如き發表が爲されるや取引商人は極度の不安にかられ、遂に貸銀から差引いた配給代金の差押へをした。爲めに組合は流動資産が皆無となり、遂に事業を休止せねばならなくなつた。而も組合の幹部は商人の告訴によつて留置せられるに至つた。此の労働者消費組合に對する資本家側の壓迫は十年中同一資本によつて行はれ

た三菱製紙高砂工場の三菱高砂購買組合(此の組合も認可組合である)の解散の事實と共に、十年中に於ける特筆すべき事件であつて、労働者消費組合のみならず全消費組合の今後の發達に對し重大な影響を與へるものであると思ふ。

五 其他の労働組合關係の消費組合 労働組合を組織單位とする消費組合は、以上の諸組合を除く外殆ど見るべきものがなく、而も總聯合大阪聯合會の消費者組合協会の解散、總同盟關係組合の二、三の組合の解散、全國労働組合同盟の有力組合たる高砂購買組合及び産業労働俱樂部の工信購買組合の解散等、十年中に於ける労働組合關係消費組合の成績は近年にない思はしからぬ結果を生んでゐる。斯くの如く労働者消費組合は、數年來見ぬ苦難な年を送つた。尙以上の外労働組合を組織單位とする消費組合に就て見れば、左の通りである。

消費組合組織にはなつてゐないが、労働組合の購買部程度の動車々庫に共同購入が起つてゐる。

ものとしては、次の如きものがある。尙東京市電新谷、千住兩自

名	稱	所在地	組合員数	出資金額	出資金額	配給高	高利餘金	一組合員一ヶ月平均購買高	備考
小倉運送労働消費組合		福岡	六五	一、〇七五	一、〇七五	一、五七八	三三一	一九、八四	小倉運送労働組合
東交北部消費組合		東京	一七四	三三〇	三三〇	五、六四〇	五三三	二、八四	東京交通労働組合集鴨支部昭和十年六月設立
東交北部消費組合		東京	六〇	三三	三三	一三〇	二二	〇・七	同右大塚支部昭和十年七月設立
大塚支部準備會		東京	二〇〇	一	一	一	一	一	同右廣尾車庫從業員三分の一一般労働者三分の一
城南消費組合		愛知	四〇	二〇〇	二〇〇	四、〇七八	六	八、四九	名古屋製陶労働
陶友消費組合		愛知	四〇	二〇〇	二〇〇	四、〇七八	六	八、四九	名古屋製陶労働
名古屋向上會購買部		愛知	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	八〇〇		官業労働名古屋向上會の事業
北 榮 社		大阪	三三七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	四〇〇		總同盟大阪金屬労働北支部
東京市從業員組合		東京	一三〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	二〇〇		東京市從業員組合
芝 購買部		東京	八九	四三三	四三三	一、九〇〇	五七		東京乘合現業員會品川營業所從業員
東京乘合現業員會經濟部		東京	一〇一〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三、五五五	四六		東京乘合現業員會品川營業所從業員
清和購買部奥澤支部		東京	二二九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇		上記組合經營
全評關東化學労働		東京	六八	三三	三三	一、一〇〇	二〇		江東一般労働組合
小松川第一支部消費組合		兵庫	九二	三五五	三五五	六九	五		全總石油神戸支部
江東一般労働事業部		兵庫	九二	三五五	三五五	六九	五		全總石油神戸支部
全總石油労働		兵庫	九二	三五五	三五五	六九	五		全總石油神戸支部
神戸支部消費組合		兵庫	九二	三五五	三五五	六九	五		全總石油神戸支部
瀧野消費組合		同	三三	五〇〇	五〇〇	四、〇〇〇	二五〇		全總播州化學産業労働組合

尙東交青年部に於て消費組合運動の積極的な活動の必要を強調してゐるが、注目すべきことである。

地域の労働者消費組合

恐慌期にある一般労働者消費組合は、賣掛代金の増加及び固定、回收難による資金回轉の不圓滑、仕入代金其の他の支拂の支障等に加ふるに組合員の絶え間なき購買力の減退と相俟つて

その発展の途を全く塞がれ、僅かに経営を持続してゐると云つたやうな状態で、経営の破綻に休止乃至は解散の已むなきに至つたものさへも相當あり、十年中に設立された組合は實に一二の組合のみであつた。

關東消費組合聯盟は昭和九年度大會に於て「工場、職場、長屋、部落を基礎とする共同購入、共同出荷、利用による組織の大衆的再編成」を強調し、これを以て現下の恐慌時に於ける消費組合運動の根本方針とした。然しこうした關消聯のアップールも、多數加盟組合に於て賣掛未收の増加、従つて仕入未拂の増加を餘儀なからしめるに至り、遂に聯盟對各加盟組合の關係を疎遠にし、加之これが卸賣機關たる聯盟の經營の悪化を招致し、茲に各加盟組合の困窮のみならず、聯盟それ自體の存立さへも

危からしめるに至つた。——聯盟は斯うした状態の下に危機を脱し得るに至つたことは別項「關東消費組合聯盟」を参照されたい——消費組合聯合會の解散の事情も右と全く同一の理由による。

右の如く十年中に於て特筆すべきことは、聯合機關の弱体化であつた。唯經營難を訴へつゝも比較的現狀を維持し得たものは、僅かの職場乃至は労働組合のみを以て組織される消費組合だけであつたやうである。——労働組合を組織単位とする消費組合でも十年中解散した組合が相當ある。労働組合關係の消費組合の項を参照されたい——反之一般労働者を中心に組織される地域の消費組合には經營難の状態が明に出ている。

名 稱	所在地	組合員數	出資金額	拂込済出資金	諸積立金	借入金	配給高	剩餘金	一組合員一ヶ月平均購買高	備 考
大阪消費組合	大阪	一五、八〇〇	五、五五〇	四、九〇〇	一、六二〇	二、六三〇	五、〇〇〇	五、六二〇	一四・二五	一般労働者
大阪消費組合	大阪	三、〇〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	〇・九八	同 右
東部出張所	同	—	—	—	—	—	—	—	—	同 右
北豊島協同購買組合	東京	二、八〇〇	三、一〇〇	—	—	—	—	—	七・一三	同 右
江東消費購買利用組合	同	一、〇二七	九、五〇〇	六、九三三	—	—	—	—	九・三九	同 右
向島共働社	同	一、五八〇	二、四〇〇	二、〇八二	—	—	—	—	九・〇九	同 右
労働友社	同	一、七五〇	三、五〇〇	二、六三三	—	—	—	—	九・〇九	市電新宿車庫詰従業員中心(九九%)
多摩川消費組合	神奈川	一、六三〇	二、五八五	—	—	—	—	—	一三・五〇	京濱朝鮮團體協議會中心
大同消費組合	大阪	一、一五〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	一・八二	朝鮮人労働者

名 稱	所在地	組合員數	出資金額	拂込済出資金	諸積立金	借入金	配給高	剩餘金	一組合員一ヶ月平均購買高	備 考
廣工倭信信用購買組合	廣 島	三、〇〇〇	六、七〇〇	—	—	—	—	—	二・五〇	工倭會員中心
吳工友信用購買組合	同	三、二九二	七、六四〇	—	—	—	—	—	一四・四六	吳海工會員中心
西宮從業員消費組合	兵 庫	六〇〇	八〇〇	—	—	—	—	—	四・八六	阪神労働者自助會
吉成知組合	同	五〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—	五・八三	朝鮮人労働者、經營不振
西陽鮮人消費組合	同	八七	二、三〇〇	—	—	—	—	—	三〇・二七	昭和十年五月設立
神戸朝鮮人消費組合	同	五〇	五〇〇	—	—	—	—	—	一八・九五	朝鮮人労働者
阪神消費組合	同	四、〇〇〇	八〇〇	—	—	—	—	—	六・四八	同 右不振
第一合同消費組合	東 京	三、六〇〇	二、二六〇	—	—	—	—	—	四・三二	職場労働者七割
共働社	同	二、五〇〇	三、一〇〇	—	—	—	—	—	五・一八	労働者六割
金杉消費組合	同	一、八七	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	一六・七三	獨立生産者五割五分

備考 △印は産業組合法による認可組合

聯合機關

一 關東消費組合聯盟 消費組合全國結成準備會の成立(昭和五年)から日本消費組合聯盟の全國的發展は極めて短日月の間に實現されたが、その退勢も亦早かつた(關東消費組合聯盟第十六回大會一般報告参照、以下之に従ふ)。「斯くの如き發展の原因は、客觀的には恐慌に沈んだ勤勞者大衆の要求に適應したからであつた」が、然し他面その急速な發展にも拘らず急速な衰退を見るに至つた原因としては、各加盟組合が「充分な組織的、經濟的基礎を確立する前に他の政治的原因によつて破壊されたこと」及び組合の「經營、金融方面に於ける技術經驗の乏しいものが

あつたこと」にある。

斯くて現在日本消費組合聯盟は全く無活動の状態にあり、地方加盟組合も全く聯絡を斷ち、有名無實の存在と化してゐる。然し又一面に於て日本消費組合聯盟のかうした弱化的結果は、「東北地方に於ける都市小市民組合の自主的な地方聯合體の結成と、關西地方に於ける小市民組合の聯合體の結成」と云ふ事實を生んでゐる。即ち福島、鶴岡、秋田等を中心とした主要都市の組合の結合—東北消費組合聯合會—、大阪共益社、神戸消費組合、京都洛友購買組合、高知共働社等を中心とする關西消費組合聯合會の結成がそれである。東京に於ける東京消費組合事業促進協會の結成も亦その現れの一つであらう。

斯くの如く日消聯（日本消費組合聯盟の略稱）の弱化の反面に於て、聯合體の組織乃至は組合單一化の方策が採られるに至つたことは、産業組合の指導の官僚的なるが爲めの無力を語る一證左であり、又一面に於て恐慌期に於ける自主的消費組合の統一戦線の如何に重要なかを物語るものであるとされてゐる。

斯うした一般的情勢の下に於て、關東消費組合聯盟に於ても九年の大會を契機として、從來往々陥り勝ちであつた跛行的な經營の誤謬を認識し、現金制度の採用、共同購入の實施、超黨派的態度の堅持による各團體との友誼的提携を強行し、現在漸く頹勢を挽回し、來るべき年度に於ける新たな多くの課題の解決に進まうとしてゐる。

現在の加盟組合は次の通りである。

- △城西消費組合（中野區高圓寺所在、一般市民）
- 第一合同消費組合（本所區横川町所在、一般市民）
- △共働社（城東區大島町所在、一般市民）
- 金杉消費組合（下谷區金杉町所在、一般市民）
- 東交北部消費組合（東京市電巢鴨、駒込、神明町、大塚車庫を中心に組織）
- 城南消費組合（現金制採用、東京市電從業員―廣尾車庫を中心により組織）
- 城北消費組合（現金制採用、東京市電從業員―巢鴨車庫を中心により組織）
- 第二北部消費組合

多摩川無産者消費組合（多摩川砂利採取人夫―主として朝鮮人―により組織）

東京市電從業員共同購買會（千住、新谷、三ノ輪の市電從業員により組織）

備考 向島共働社は脱退。東交城北消費組合、第二北部消費組合は消滅。

魚市場消費組合は中止状態、共働社の手により配給持續。

△印は産業組合法による認可組合。

城南消費組合では六月二十六日以来原價會費制により配給を行つてゐる。此の原價配給とは組合が共同購入（仕入）した品物を原價（仕入原價）で配給することであつて、組合の一切の経費は賦課率によらず、會費として徴収する。この會費は購買高を標準とした段階制と、頭割りによる均一制とがある。即ち仕入原價で配給し、經費を會費として徴収するものを原價配給制と云つてゐる。其の後前記城北消費組合も此の制度を實施してゐる。

一箇年間（昭和十年二月二十日―十一月二十九日）に於ける聯盟の事業成績を前年同期と比較表示しやう。

加盟組合出資金	昭和九、三、一〇、〇〇	昭和一〇、三、二一、〇〇
實上總額	一、一、一〇〇	一、一、一〇〇
加工配給利益	一、一、三〇〇	一、〇、一〇〇
雜貨配給利益	三〇〇	三〇〇
諸經費	一、一、八〇〇	一、一、八〇〇
今期缺損金	三、八〇〇	一、四〇〇

借入金 二、九、六五

其他の借入金 三、〇八二

實上未收金 一、四、六五五

貸付金 二、〇、〇〇〇

一、四、六五五

一、四、六五五

聯盟の財政状態は前年と比較して著しい改革が爲されてゐないが、爾來雜貨配給の中止、米の共同購入の強行、諸経費の極度の節減等によつて經營を続け、昭和十年八月末現在に於ては剩餘金五七四圓を出すに至つた。然しこれによつて聯盟の危機は解消してはゐない。來るべき年度中に於ける任務として次の如き諸項目が挙げられてゐる。即ち「一應上昇期に向ひつゝある各組合の經營的基礎を強固にすると共に、廣汎な勤勞大衆を組織に獲得するため、單一化方針の實踐、共同購入の實行その爲めの「夫々の組合内に於ける日常經營活動の確立とその充實」が重要であり、その方法として「自己資金の充實、經費の出來得る限りの制限と賦課率の積極的な引下げ、配給の合理化」を強調してゐるが、更に政治的組織的活動の重要性の認識を高める爲め、他の消費組合、政黨及び勞働組合等との緊密な提携の上になされる協同的活動の起されることを提起してゐる。

十年度大會に於ける重要議案は次の如くである。

- 一、關聯資產負債整理の件（註）
- 一、政黨及職權統一に關する決議案
- 一、産業組合課税及び大衆課税反對の件
- 註 關聯の現在の不良資産（固定未收、假渡、貸付金等）は約計

二五、二一三圓ある。これらの不良な部分を現在の貸借対照表面に赤字を作らずに整理できるものは整理し、残るものは固定貸付金として機を見て取立てると共に償却して行くことに決定。

二 消費組合聯合會 消費組合聯合會は昭和四年關東消費組合聯盟を脱退した東京共働社外五組合を中心に其後若干の組合を加へ昭和七年再び東京共働社の脱退があつた。頗る堅實な歩みを続けてゐたのであるが、最近の打ち續く經濟界の不況に加盟組合の經營難と相俟つて聯合會自體の經營にも動搖を見るに至り、九年來その發展を圖るよりは寧ろ現在の經營確立のため甚大な努力を續けてゐた。然し遂に最近「各加盟組合の業態不振より生じた債務の不拂ひ」と「各組合の協力と責任感の深淺」を原因として清算状態に當面せねばならなくなつた。此の共同の不仕末に對しては、加盟組合は勿論のこと取引組合にして、聯合會に債務を有する組合は、協同組合運動の發展とその將來のため、明確にその責任を自覺すべきであり、目下その善後處置が講ぜられつゝある状態にある。而して聯合會側に於ては、先づその方策の第一歩として各賣掛代金の未收組合に對し、昭和十一年五月十五日より同二十一年五月末日までの十ヶ年間に三期に分ち月賦償還の方法を講ぜしめることとなつた。因に加盟並に取引組合七組合の賣掛殘金は二一、三、八三圓八錢、三組合援助金九、五六〇圓とのことである。

現在の加盟組合及び取引組合は左の通りである。

- 消費組合我等の家 (東京府) 市民組合
 - △共愛消費購買組合 (同右) 總同盟關係組合
 - ベスタ消費組合 (同右) 市民組合
 - 聖愛消費組合 (同右) 同右
 - △北豊島共同購買組合 (同右) 労働者組合
 - △江東消費購買利用組合 (同右) 同右
 - △製網購買組合 (同右) 總同盟關係組合
 - △川崎中央消費購買組合(神奈川県)同右
 - 鎌倉消費組合 (同右) 市民組合
 - 久ヶ原消費組合 (東京府) 同右
 - 梅田消費組合 (同右) 同右
 - 江北消費組合 (同右) 總同盟關係組合
 - 浅草消費組合 (同右) 市民組合
 - △下田消費組合 (静岡県) 同右
 - 福島消費組合 (福島縣) 同右
- 備考 △印は産業組合法による認可組合
- 尙昭和十年十月産業組合東京支會其他の斡旋によつて東京府消費組合事業促進協會(註)が結成され、その事業の第一歩として消費組合聯合會加盟組合の合同整理に着手したことは、消費組合の窮狀打開の叫ばれつゝある折柄、着目すべきことである。
- 註 東京府消費組合事業促進協會は別項市街地購買組合の項参照。

農村協同組合運動

我國に於ける階級的農村協同組合運動、就中消費組合運動は、世界大戦後に於ける經濟恐慌の襲來、加重の結果としての農民の窮乏の深化に伴つて起つた。而して又それは農民組合の發達の線に沿つて漸次その活動を擴大してゐる。勿論これらの階級的農村協同組合が量的に見て、從來の産業組合に比較すべくもないことは云ふまでもないことであるが、社會問題として從來の産業組合運動とは全く異つた意義を持つてゐる。

大正十一年四月の日本農民組合創立大會は、我國農民組合運動史に於て重要な一線を劃するものとされてゐるが、農村に於ける階級的協同組合運動も亦此の組合の結成を契機として漸く具體化されたやうな次第であつて、右組合の協同組合運動に對する方針として創立大會の議案「農村産業組合に關する件」の決議は頗る重要な意義を持つてゐる。曰く、

「現今の産業組合法を改正し、階級的に成立せしめ、消費組合を起し信用組合及び其の他の組合をして、小作人階級に適する様改造し、農民に奨勵する様、日本農民組合に於て努力すること」(土地と自由第四號)。

右創立大會に於ける決議は、其の後間もなく代理部の形式を以て具體化され、農業用品或は日用品の購入、米麥等の如き農産物の販賣斡旋の事業が開始された。更に全組合第三回大會(大正十三年)に於て、總本部に新に「産業部」を設け、又その主張に「販賣購買機關の自治統制」なる一項を加へたこと、翌十

四年の大會で産業部が購置生産販賣の事業を經營することを可決したこと、第五回大會で宣言の中に組合内部の事業として「新農村建設の準備のため消費組合運動を起し、共同耕作、互助施設等の建設的諸政策に進出せねばならぬ」ことを力説してゐること、而して少數ではあるが全国各地の農村に協同組合の設立されるに至つてゐること等は、階級的協同運動が農民の間に漸次その關心を増大しつゝある事實を物語るものであらう。

斯くの如く日本農民組合はその創立以來協同組合運動擴大のため努力を續けて來てゐるが、昭和二年の右組合第六回大會は從來の組合主義的傾向を清算し、全面的に政治運動に進出を遂げたと云はれる大會であるが、同大會の宣言並に議案に於て現れた消費組合に對する態度は協同組合の持つ階級的役割に對する認識が明確に把握される。

昭和三年日本農民組合は全日本農民組合と合同し全國農民組合を結成したが、協同組合運動に對する態度は著しく現實的となり、從來の理論的主張より一步前進した様子が觀られる。而もこれら農民組合の協同組合運動に對する積極的な態度は、關東消費組合聯盟並に日本消費組合聯盟の進出と相俟つて、農村協同組合運動に一段の拍車を加へ遂にその展開期を現出することとなつた。然し前にも述べた如く、農村に於ける協同組合運動は、既設の産業組合運動に比較しても著しく貧弱なものであり、更に又都市労働者の自主的協同組合運動に對しても數段の

遜色がある。

今等は農村協同組合特に消費組合の現勢を見ると、農民組合自體に於て協同組合事業を行つてゐるものと、組合員が別に團體を組織して事業を行つてゐるものとに分けられる(註)。而して是等の組合は、購買、販賣、信用、利用に分たれ、此の中購買事業を行ふものが最も多く、最近では醫療のための無料又は輕費診療所を設けてゐるものが漸次増加してゐる。然し何れの組合も概ね農村の窮乏による資金涸渇が原因して、活動が消極的であり、中には全く壊滅に瀕してゐるものも相當あるやうである。

註 農林省の調査 農務時報、第七七號—昭和十年二月、及び第九二號—昭和十一年五月、「地主小作人組合の概要」によれば、農民組合自體に於て協同組合事業を行ふものは四十四、組合員が別に團體を組織し事業を行ふものが五十、計九十四、又産業組合法によるものさ任意組合によるものさに分つて見れば、前者十七、後者七十七、これらの組合は二府二十四縣に分布し、その特に多い地方は、青森、福島、滋賀、京都、兵庫、福岡の諸府縣である、さいふ。然し事實に於て現在九十四の組合はないやうである。例へば從來最も多數の組合があつた青森、福島の如き現在全然一つの組合も存在してゐない。

かうした状態にある農村協同組合に對し、日本農民組合總同盟第四回大會(十二月十五日)は、その議案として「産業組合大衆化の件」を、又日本農民組合昭和十年々次大會(四月四日)は「産業組合が貧農階級に對する對策を講ずべきことを産業組合幹部

に進言するの件」を可決してゐるが、既設産業組合の所謂地主自作農偏重主義に對する貧農階級の平等の権利要求として注目すべきことである。

尙青森縣北津輕郡内湯村の農民組合が農事實行組合を組織して、同村産業組合に團體加入をした如く、近時農民の團體的産業組合加入の行はれつゝあることは、消費組合の急激な衰亡の傾向と對比してこれ又着目すべきことであらう。

醫療組合運動としては、新潟縣下に葛城、南部の兩診療所、

所在數	組名	創立	組合員數	出資總額	一ヶ年賣上總高	利餘金	關係農民組合
埼玉	本庄消費組合	昭八、五	101人	100円	約七、000円	—	全農及一般労働者
同	埼玉南部消費組合	昭八、四	20	100	目下休止	—	鮮人及労働者
福岡	高柳消費組合	昭二、	100	2,300	—	—	全農福佐高柳支部の事業なりしも現在個人經營
同	臨山村谷消費組合	昭三、	200	800	3,300	—	全農福佐聯福山支部、不振
同	二日市消費組合	昭四、	900	1,600	100	—	全農福佐聯二日市支部、同水城村片野支部
同	曾根原消費組合	昭四、	300	1,600	—	—	全農福佐聯曾根原支部
北海道	長沼消費組合	昭八、三	100	—	—	—	全農北聯長沼支部、活動なし
同	角田消費組合	昭九、四	20	—	—	—	全農北聯角田支部、活動なし
同	鷹栖消費組合	昭一〇、四	30	1,200	—	—	全農北聯鷹栖支部、活動なし
同	鷹栖中央消費組合	昭一〇、五	20	300	—	—	同右
千葉	山武消費組合	昭六、一	30	200	—	—	同右
同	千葉消費組合	昭七、一	60	300	—	—	同右
同	環村消費組合準備會	昭七、二	9	30	—	—	同右

中越醫療組合(全農主體)、南浦醫療組合(全農醫療相扶組合が中心)五泉醫療相扶組合(全農主體)、千葉縣下に印東醫療組合、印西醫療組合、秋田縣下に秋田醫療組合聯合會を組織してゐるが、半封建的土地所有によつて賣される農民の貧困化、従つて榮養不良、疾病、死亡率の選増といふ傾向と相照應して重大社會的意義を持つものである。

詳細な調査がなされてゐない爲め完全なものとは云へないが、農村に於ける階級的消費組合の現勢は概ね次の通りである。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	印西消費組合準備會	昭七、一〇	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	梅海消費組合準備會	昭七、二	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	加古川町消費組合	昭六、一	60	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同	印南郡伊保村中島購買部	大三、一〇	50	3,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣島	川口農民消費組合	昭六、一	80	800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡	富士綠茶協同組合	昭八、二	15	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

醫療組合

部落乃至は同一地域の住民が相互扶助の精神を根幹として結合し、共同の出資により組合員の生活過程に於ける保健衛生並に疾病治癒に必要な設備をなし、之を組合員に利用せしめることは、協同組合運動に於ける一つの重要な役割である。此の醫療設備の共同利用が協同組合組織に取り入れられたのは、大正十一年四月岡山縣淺口郡船穂信用購買販賣利用組合並に同年五月長野縣下伊那郡喬木村信用販賣購買利用組合富田館に於ける醫療利用事業の兼營に始まるのであるが、爾來是等部落若は一村落を區域とする小區域の單位組合から漸次進展し、昭和三年青森市外一町十箇村を區域とした綜合病院組織東青病院の設立を契機として、翌四年高知縣に高陵病院、東京府に多摩相互病院六年に鳥取縣の更生病院等と云ふが如く其の數を増加し、八年には實に六九組合といふ驚くべき設立を見た。かくて昭和十年九月に於ける全國の組合數(産業組合法による認可組合)は二五七、

聯合會三、これを各組合及び聯合會の區域に屬する市町村數に就て見ると、十二市、百七十町、千七百七十八村に亘り、組合員數二十八萬三千三百餘人、出資總額七百六十三萬八千餘圓、組合勤務醫師數三百三十五人、地方別に見て普及程度の進んでゐるところは、岩手、青森、秋田、新潟、群馬、静岡、愛知等の各縣、普及程度の稍々進んだところは、栃木、埼玉、富山、長野、東京、山梨、岐阜、三重、京都、兵庫、岡山、廣島、鳥取、島根、高知、福岡、熊本の各府縣、普及程度の幼稚なところは、北海道、千葉、神奈川、滋賀、奈良、長崎、鹿児島、各道縣、未普及のところは、山形、宮城、福島、茨城、石川、福井、大阪、和歌山、徳島、香川、愛媛、山口、大分、宮崎、沖縄の各府縣で、組合の利用區域とされてゐる市町村數は、全國市町村數の約一割である。更に組合及び聯合會の事業を種類別に見れば、

- (イ) 四種事業兼營組合 一九四組合
- 信用購買利用組合 九組合

信用利用組合 二組合
 利用組合、購買利用組合及び販賣購買利用組合 各一組合

(ロ) 右組合中独立の診療所を有するもの 四四組合
 内入院設備を有するもの 二〇組合
 病室設備を有するもの 一組合

(ハ) 医療組合及び其の聯合會の設立若は事業兼營年次別

年次	町村區域若は之に準ずべき區域に依る組合數	數箇町村、郡又は區域以上の組合及聯合會數	計	累計	備考
大正十一年	二	一	二	二	
同十三年	二	一	二	四	
昭和二年	一	一	二	六	
同三年	二	一	三	九	
同四年	三	一	四	一三	
同五年	四	一	五	一八	
同六年	三	一	四	二二	
同七年	三	一	四	二六	
同八年	五	一	六	三二	
同九年	一三	一	一四	四六	内聯合會數四七
同十年	二〇	一	二一	六七	
計	二〇八	一五	二二三	二六〇	

(甲)

醫療事業を行ふ組合を二種類に大別し、甲、醫療事業を主とする産業組合(聯合會を含む)及び乙、町村産業組合の利用部に於て醫療事業を經營する組合に分つて、昭和十年末現在に於ける調査組合八〇組合に就て事業成績(産業組合中央會、第三回醫療利用組合調査昭和十一年九月刊行による)を見れば次の通りである。

區域内戸數	區域内人口	組合員數	出資總額	拂込濟出資金	醫師數	組合醫師一人當り組合員數	分院、診療所、出張所數	外來患者年延人員	外來患者年延人員	入院患者年延人員	入院患者年延人員	利用料年總額	組合員一人當り受診率(患者延人員を組合員數にて除す)	組合員一人當り利用料(利用料年額を組合員數にて除す)	患者一人一日平均利用料(利用料年額を患者延人員にて除す)
八九二、一七二戸	五、一四、五九〇人	四六組合	二三四、九一九円	一、五一一、〇四二円	三二一人	七三二人	七〇箇所	二、二三三、九四一人	三二一、〇七四人	三八六、八二四人	二二、〇九四人	二、二五一、四九六円	一一・二日	九・五八円	〇・八六円

患者一人當り受診日數 七・〇日
 組合員家族一人當り受診日數 二・二日

(乙) 區域内戸數 二一、〇八三戸
 區域内人口 一一五、二九人
 組合員數 三四組合
 組合員數 一八、三四四人
 出資總額 一、二一七、四一八円
 拂込濟出資金 九九三、八二八円
 醫師數 三六人
 分院、診療所、出張所數 五箇所
 外來患者年延人員 二〇九、六五一一人
 外來患者年延人員 四一、〇〇五人
 入院患者年延人員 二、一八五人
 入院患者年延人員 一四六人
 利用料年總額 一一三、四二四円
 組合員一人當り受診率 一一・六日
 組合員一人當り利用料 〇・五四圓
 患者一人一日平均利用料 五・一日
 患者一人當り受診日數 一五・〇日
 計 入院 外來

組合員家族一人當り受診日數

二・三日
 尙組合員の構成に就て見れば、農業者が圧倒的に多く、醫療機關の都市集中といふ弊害は此の運動の益々農村に發達することによつて、都市集中の醫師を地方へ還元する重要な役割を果すこととなるであらうことが豫見される。今醫療事業を主とする産業組合(A)と町村産業組合の利用部に於て醫療事業を經營する組合(B)に就て、組合員の職業を見ると次のやうな割合になつてゐる。

實數	百分比
A 一三六、六五二、七五三、三三二、一三四、四五五、八、三〇七、〇〇一、三九七、三三九、九九九	五七・九
B 一五、一三三、八六二、一三三、六三〇、一三五、三六	六・一
其他計	三六・〇

以上は總て産業組合法によるものばかりであるが、此の外に尙同法によらぬ任意組合も相當ある。これらに就ては詳細な調査の資料がないので明確にはわからないが、昭和八年九月十五日現在に於ける數字は次の通りである。

- 青森一、東京三、千葉四、神奈川一、埼玉一、山梨二、長野二、新潟一、岐阜二、滋賀二、和歌山一、大阪一、岡山五、廣島一、福岡一、

(村山重忠)

農 業 問 題

一
こゝ數年來の農村經濟事情は農業政策に大いなる轉換期を與へた。従前と異り農業に於ける増産も農民の購買力増大を來たさず而も無統制なる農業生産は、工産品との間の缺状價格差を恐慌を通じて擴大し著しく購買力を萎縮せしめ農民の窮状は到底黙視し難いものとなつた。こゝを以て米穀法は數度改正され八年には米穀統制法が制定され、米穀に次で重要な蠶絲に對しては絲價維持策のみでなく、九年には原蠶種の管理法が制定され、なほ農業と密接な關係にある肥料業に對しても統制が加へられようとし、去る六十七議會には左記諸法案が提出されたのである。

即ち米穀關係としては米穀自治管理法案、米穀統制法中改正法律案及び米穀共同貯藏助成法案の三つで二月二十六日衆議院に上程、三十六名の委員付託となり回を重ねて十八回、漸く三月二十三日に至り自治管理法案及び統制法中改正案は修正可決、米穀共同貯藏助成案も可決され翌二十四日衆議院本會議に於て政、民、國同三黨賛成の下に委員會決定通り確定し、同日午後

貴族院本會議に上程、十五名の委員付託となり委員會は本會議の後直ちに開催、翌二十五日も引續き開かれたが遂に審議を了するに至らなかつた。而して蠶絲關係としては産繭處理統制法案、蠶絲業組合法中改正法律案及び蠶絲業法中改正法律案の三つで二月二十八日の衆議院本會議に上程、二十七名の委員付託となり議會最終日に至つて漸く質問は打切られたが、各政黨の意見決定に至らず遂に衆議院に於て審議未了となつた。更に肥料に關しては肥料業統制法案なるものが提出され、重要肥料に對してその製造業を許可制とする外政府に於て種々の統制を行ふ事とし、三月九日衆議院に上程、二十七名の委員付託となり委員會は數回開かれたが、之亦審議は未了のまま終つたのである。

二
先づ米穀に關しては統制法が八年十一月から實施されたが、在米過剰と豊作豫想による賣渡米の殺到に遇ひ早くも不安を感じ、米貯藏を奨励する一方、臨時米穀移入調節法を制定して補強工作に努め或程度成功したが、それは間もなく反對の現象に

よつて問題となつた——即ち飯米飢饉の問題であり打ち續く各地の災害によつて深刻の度を増した——斯くて法の缺陷を矯正除去しようとして九年米穀對策調査會に幹事試案を提出し(一)米穀統制法の改正(二)移入外地米統制案(三)内地米穀自治的統制案(四)米穀共同貯藏案の四案を以て統制法自體の修正その一連の補強工作を整備するかの如くであつたが、更に右外地米移入統制並に内地米穀自治的統制の代案とも見るべき(五)米穀自治的統制案を提出した。その後第二回の幹事試案となり屢々小委員會が開かれ、特別委員會の議を経て一月十九日の總會に「米穀統制の徹底を期するため左の方策を講ずること」が決定された。

- 第一 米穀統制法を左の如く改正すること(略)
- 第二 米穀の自治的管理を圖ること(略)
- 第三 米穀の共同貯藏を行ふこと(略)
- 第四
 - 一 内地、朝鮮及臺灣を通じて米穀の生産統制(以下略)
 - 二 現行米穀需給調節特別會計は之を整理改善すること(附帶決議(略))

右の第一と第三は略々最初の案に等しく、第二は頭初に於ける移入外地米統制案が葬り去られ、内地米穀自治的統制案による米穀販賣組合の機能が骨抜きとなり、最後の米穀自治的統制案に合併されて僅に統制組合の代行機關となつてゐるに過ぎぬ。第四は統制法の缺陷に對し根本的な問題であるが依然とし

てゐる。この米穀對策調査會案は關係各方面の協議の結果成立し、政府は之を基礎として第一から第三までを夫々法律案として六十七議會に提出したのである。

而して前述の幹事試案(特に内地米穀自治的統制案)によれば相當米穀商を刺戟することとなり、九年末札幌に北部大會が開かれ反對決議をなしたのを始め大阪、名古屋その他に於ても反對運動が起り、その後賣渡米に對する云々の販賣組合の條項が削除され、調査會案としては全く弱められた自治管理法として發表されたが、米穀商の反對は益々擴大し地方的反對運動は遂に全國的運動となり、一月二十日全國米穀商組合聯合會評議委員會に於て自治管理法反對の決議を行ひ、二月八日には全國米穀商大會が兩國國技館に於て開催され「吾等米穀業者は米穀統制法の強化と、産業組合の急激なる進出のため營業上既に多大の打撃を受けつゝあるに、更に專賣への前提とさへ疑へられる自治管理法の出現によつては終に米穀配給組織の圈外へ逐はるゝ惧あり」として生活權の脅威を合言葉に絶對反對を表明した。

一方、農會に於ては三月八日に全國農會大會を開き、自治管理法が過剩米穀を内外地に割當て貯藏せしむるに止り農會從來の主張に副はぬ所が多いが、米穀政策の根本義たる外地米の統制に「一步を進める」といふ意味合を強調し希望意見を附して案の兩院通過を要望し、又産業組合は三月四、十一日の二回に亘り大會を開き産業組事業に對する制限反對を決議し、自治管理法の

無修正兩院通過を要望した。而して院内に於ては議員は政黨を超越し都市、農村議員の對立の如き現象を示し審議は容易に捗らず、遂に前記の如く貴族院に於て審議未了の憂目に遇つた。

今、若し純理の上から言ふならば、米穀統制は米穀の生産統制に手を染めねば徹底したとは言ひ難い。勿論それには幾多困難の事情が存在するが、新規増産施設の停止や代作奨励を付託するだけでは決して充分でなく、出来上つた産米の統制を主眼とし、而も過剰米穀に限つたのでは到底不充分的の誹を免れない。假に數歩を譲つても相當徹底した外地米の移入統制を行はねばならぬ。而して同じく外地米といふも朝鮮と臺灣とでは内地資本の關係からも或は生産事情の點からも著しく差異があり、一視同仁の建前から押せば、結果に於ては臺灣により有利に展開するであらう。これを度外視し、更に數歩を譲つて謂ふ所の米穀統制を見るも、なほ生産農民自體に對する問題が存する。即ち生産米穀の約二五%は小作米として地主の手に移り、その八〇%が商品化され、残り七五%のうち五〇%が自作米によつて賣られ、また販賣時期に就ては地主は大體年中平均に或は端境期の高い時に賣ることも出来、自作米は出来秋の最初の三箇月間に過半を賣り、その値は崩れ勝ちであり、殊に注意すべきは米作者の四〇%迄が同時に米の購買者で、その購買高は内地販賣高の二三%にも上り、貧農は出来秋の廉い時に現金收得のため賣り、端境期等の高い時期に再び自らの飯米を買戻さねば

ならぬ皮肉な状態に置かれてゐる。

法案阻止に成功した「生活權の脅威」が米穀小賣商の生活脅威か米穀資本家乃至取引資本家の中間利潤、恩恵取引に對する脅威かは別として事實阻止されて以來數箇月、七月二十九日に略略決定を見たといふ農林省の十一年度豫算案には米穀自治管理法施行に要する經費が計上され、越えて十月二十五日の閣議に農相は前回衆議院修正案をもとに法案の議會再提出を表明諒解を求め、十一月六日の米穀對策調査會總會には賛否様々の意見が出、同十三日には早くも全國米穀商組合聯合會が反對の決議をなし、十二月六日には日本實業聯合會が産業組合に對する叫びをあげ「商權擁護全國大會」を開き、米穀自治管理法議會提出阻止の決議をなし、他方農會に於ては同じく十、十一の兩日第一回農政委員會を開催し、議會對策並に實行運動方法につき協議し、米穀關係法案外數件の議會劈頭提出を要望した。而して同十七日の米穀統制委員會に於て決定された十年産米の公定價格は最高三十三圓二十錢、最低二十四圓八十錢で前年に比し最高價格は一圓七十錢高く、市場標準價格たる二十九圓内外に對して高値にあり最低價格は五十錢高、從つて最高最低の幅の八圓四十錢は前年の七圓二十錢に比し一圓二十錢方擴大した。公定米價算出の根據は勿論確固たるものとは言へ、從來高低幅の縮小を企圖するが如き態度を示した政府も、再び米穀自治管理法その他重要法案を議會に提出すべき意圖を有してゐる

ので、之が準備工作として米穀商に對して爲された諒解工作であるといはれる點は今後とも充分検討するべきである。猶、同日の統制委員會で決定された政府の買入るべき季節調節の豫定限度は三百二十三萬石であつたが、最近の米穀事情に鑑み當分買上げを行はぬことになつた。而して農林省に新設された米穀配給調整協議會は年末の二十八日に農相官邸に開催、顔合せの程度に止つたが一月中旬の休會明け議會前に第二回協議會を開き意見の交換を行ふこととなつた。

三

次に蠶絲に關し連年の業界不振は九年の繭絲價暴落に際會して著しく産繭處理難を増大した。同年春の静岡に於ける繭市場問題、長野に於ける産業組合による産繭處理など局部的事實から全面的事實へと進展し、全國養蠶業組合聯合會の産繭統制案、産業組合中央會の産繭處理案を始め相互共同蠶絲組案（日本中央蠶絲會、産繭國家管理案（繭紡）等各種の對案が提唱され、政府は是等意見を參酌立案して十一月、蠶絲業の最高統制機關たる日本中央蠶絲會に諮問し中央會は更に所屬團體の意見を徴して答申し、こゝに政府提出法案の作成を見るに至つたのであるがその際各團體の態度は誠に區々であつた。即ち全國蠶種業組合聯合會と全國産業組合製絲組合聯合會は賛成し、全國養蠶業組合聯合會は乾繭取引及び乾繭組合に就て、全國製絲業組合

合會は製絲家の立場から夫々修正意見を附し、右四團體（其他二團體）の賛否は所屬する日本中央蠶絲會の一月十六、七兩日の總會に於て決議となつて政府に答申された。而して蠶絲業組合法による關係團體の外に共同乾繭組合の絶對支持と繭絲中間業者の猛反對は各々の立場から當然で、九年十二月二十日中間業者（繭絲に關する賣買業者、仲立業者、問屋業者）は全國繭絲業組合聯合會を結成し所謂生活權擁護を叫んで政府案の撤回を迫り、偶々前述諸團體の態度不一致は養蠶農家をしてその歸趨に迷はしめ反對者によき口實を與へた。

繭絲業者の終始一貫した反對は別とし、中央蠶絲會所屬諸團體は一月の總會に答申決議し、政府も亦これにより修正を加へたるに、突如二月六日赤坂三會堂に關西製絲俱樂部主催と傳ふる「全國製絲業者大會」が開かれ、産繭處理統制並に輸出生絲販賣統制絶對反對を決議し、中央蠶絲會の統制を逸脱して自由行動に出、甚だ複雑なる事情のあるもの、如く、製絲業者の一角から口火が切られ三月三日に開かれた全國製絲業組合聯合會評議員、製絲更生特別委員合同協議會に於ては遂に絶對反對へと轉向した。こゝに於て政府案支持の全國産業組合製絲聯合會、全國蠶種業組合聯合會及び全國共同乾繭組合聯合會は勿論のこと、強硬な修正意見の貫徹をみた全國養蠶業組合聯合會も之に對抗して法案支持の猛運動を開始し、他面農會、産業組合も亦本案を支持し、前者は三月八日全國農會大會に於て後者は同四

日の第一回、続いて十一日の第二回大會に於て夫々法案の議會通過を決議し運動を展開したが遂に審議未了に終り、目的を達し得なかつたこと前述の通りである。

而して繭取引を乾繭取引、特約取引、産業組合による組合製絲供繭、其他勅令により定むる方法に限定し特約取引に關して之を認可制とし、政府の監督規定を設けることに對して製絲家の反對は大製絲家にあつては認可制、強制檢定制への反對意考(殊に片倉、郡是等に比し特約取引網に立遅れの難紡の存在あり)中小製絲家にあつては生繭取引の取止めと乾繭取引強制への反對が兩者を合流せしめたと謂はれて居るが、九年に於ける繭處理及び特約取引の狀況は次の如く(一)繭處理では上繭生産數量(種繭を含まず)が七千六百六十萬貫、内養蠶家が生繭で販賣せるもの五千二百二十萬貫(六八・二%)、乾繭で販賣せるもの千四百九十萬貫(一九・五%)、組合製絲供繭又は持寄製絲をなせしもの八百三十萬貫(一〇・九%)、委託製絲をなせしもの四十萬貫(〇・六%)其他主として自家製絲六十萬貫(〇・八%)で、前年に比し上繭生産數量に對する割合に於て生繭販賣は九・一%、組合製絲供繭又は持寄製絲は二・〇%の各減少を示し、乾繭販賣は一〇・六%、委託製絲は〇・三%の各増加を來たして居り、また(二)繭特約取引をなした特約組合數は二萬八千組合、組合員數八十三萬九千人で特約取引をなした工場數は四百餘工場、繭の數量は二千五百四十萬貫に上り、このうち春蠶繭が五九・一%、夏秋蠶繭が四〇・

九%で、前年に比し特約組合數は五千(一五・七%)、組合員數十二萬(二二・五%)、取引工場數は八十餘(一六・五%)、繭取引數量千萬貫(三〇・〇%)の各減少を示してゐるが、之は同年の乾繭の助成金が増額された事に基因すると見られてゐる。而して九月始め農林省は十年春蠶實收高を四千四百二十一萬二千貫(前年より八分六厘減)其價額一億六千萬圓と發表、續いて同月二十五日現在豫想として十年夏秋蠶實收高を三千五百四萬二千貫前年の實收高に比し九分六厘の減少と發表、一方生絲は六月二十一日の五百五十七圓を最安値に、七月の新絲横神入荷豫想外の減少から反騰氣勢となり八月、九月と生絲特有の猪突性を發揮して十月二十四日には九百九十一圓と同年の最高値を示したのである。

これよりさき(形式的には)生絲業界の根本問題を調査研究し新業全般の進展を圖るを目的とするといふ「大日本生絲協會」なるものが七月二十四日神戸に於て創設されたが、越えて十月、全國繭絲業組合聯合會は法案の議會再提出を豫想して十二日早くも正副會長會議を開き對策を協議して從來の態度を多少緩和した。十二月に入ると全國製絲業組合聯合會(通常)總會が開かれ、その第二日に於て産繭處理統制法案に對し(イ)生繭取引を認め法文中に明記、(ロ)第五條は養蠶業組合に強制加入される個人に及ぼさず、(ハ)蠶絲業法第十九條中繭處理に關する命令を削除、(ニ)繭の檢定は設備方法の完備するまで強制せざることを決議し之亦態度を幾分緩和し、同四日に開かれた全國産

業組合製絲聯合會通常總會に於ては政府案支持に關する建議案を可決、同六日の全國養蠶業組合聯合會通常總會(第二日)には法案の實現促進方を決議し、なほ全國乾繭組合聯合會及び全國養蠶業組合聯合會は會長に稻田昌植男を推し、全國蠶種業組合聯合會と共に同男によつて三聯合會々長が兼任され生産分野統制上好都合となつた。

四

肥料に關しては問題は幾分趣を異にする。農林、商工兩者間に種々折衝が重ねられ提出された法案は、前記の如く肥料製造業を許可制(差當り燐、硫安、石灰窒素を指定)とし製造業者をして組合を組織せしめ強制加入とし、農林商工兩大臣を主務大臣とし、重要事項審議のために肥料業統制委員會を設置すといふ。之に對して農會は現在肥料業者の多くが任意に組合を作つて獨占價格を以て消費者農民に臨む場合、政府が之に何等の干渉權を有しない状態を願れば法案の如き統制を加ふべきであるが、製造業の許可制であること及び價格決定基準等に關しては深く考慮を拂ふ要ありとの意見を發表し、産業組合は一月二十七日の第二回全國組合長會議に於て全購聯を中心とする肥料購買の全國的自主的統制確立を要望決議、翌二十八日の農村産業組合協議會總會に於ても同様の決議をなしたが孰れも米穀、産繭ほどの大なる運動を見るに至らなかつた。他方、肥料商は取引が限

定され聽ては産業組合の進出助長となるとして商權擁護聯盟支持の下に各地に法案通過の反對と反産業組合の叫びをあげ、三月十一日には全國大會を開き反對を決議し同月、本法案が衆議院に於て審議未了のまま流産となつた事は前記の如くである。

燐酸、硫安、石灰窒素の最重要なることは言ふまでもないが、近時製造業者は單肥より合成、配合肥料等を販賣することによつて一層の利潤をあげ、一般の消費者も亦之を歡迎する傾きがある。而して肥料の種類別に肥料製造業者の組合を設立することを得(第十三條)と規定するも、現に是等に相當するものとして既に石灰窒素には全國石灰窒素共同販賣組合、硫安に硫安配給組合、燐酸には燐酸肥料工業組合等のカルテル組織が存在する。而も燐肥界はアウトサイダーたる多木肥料一社によつて攪亂されてゐると謂はれ、それは生産設備能力では組合加盟社(大日本人肥外十社)が國內全能力一箇年二百萬噸の八七%を占め多木は一三%に過ぎないが、カルテルの四割六分の高率操短に對し多木は自由生産のため九乃至十肥料年度の實際生産高の二〇%を占める地位にあるから、組合加盟社は幾度となくアウトサイダーの統制方を當局に申請したのである(組合の建値以下に賣廻るカルテルの痛が消費者農民に及ぼつて有利であつたのは當然である)。更に、公正なる價格に就ては結局生産費が中心となるので、この點議會でも問題となつた當時「謎の硫安生産費」などと商工省發表の生産費甲社九七圓二六、乙社九三圓三三、丙社八七

圓八七、丁社八五圓一八、戊社七六圓二四の數字は種々論議の的となつた。なほ産業組合の進出が云々される全購聯の肥料配給に就ては（石灰窒素にも積極的により出して原則として三井物産を總販賣店とする石灰窒素共販組合のうち昭和肥料のみから直接販賣を受く）八年八月の新年度から肥料統制五箇年計畫を樹立し、第一年度に於て配給豫定の七十萬噸を突破すること三萬餘噸の好成績を納め第二年度は實行目標九十一萬九千噸、三年度計畫は百萬噸に着々進捗を見せてゐる。

而して九月、全購聯の外安直輸入計畫（歐洲窒素カルテル日本駐在代表と交渉を進め大體の目安がつき農林省に具申、同省から商工省を経て硫安配給組合に移譲）に對して配給組合側では、外安輸入については歐洲窒素カルテルと日本の硫安配給組合との間に内協定があり組合が全輸入を統制してゐるので、同十九日大阪に於て理事會を開催組合の態度を決することになり、これと相前後して燐酸肥料工業組合では年度生産量を八十四萬噸に審議決定、東京の肥料商の組織する東京肥料協會では（産業組合の進出に對抗するためと謂はる）東京肥料卸商業組合の設立認可を申請創立總會を開く豫定と報ぜられた。越えて十月二十五日（舊に農林、商工兩省から肥料法案につき審問を受けた）東京商工會議所では商業工業聯合部會を開催、態度決定の協議を進むる前に豫め當局の眞意を聴取する要ありと種々質疑を重ねたが、その賛成には猶難色を見せ、その後ゴシップ關では政府は成るべく自

治的統制を奨励して惡しきを捨て、善きを探れと（意味ない）答申をなすことに決したなどと記されもした。而して十二月に入ると石灰窒素共販組合は（六日）理事會を開き追加供給について協議し（能力から査定して電氣化學、昭和肥料、信越窒素、國産肥料等で計一萬六千噸の製造餘力があるが、春にかけて湯水期に當るので能力通りには生産し得ない迄も少くも）一萬噸内外の増産を行ふことに申合せ、硫安内外協定は輸入總量を十二萬五千噸（全購聯四萬、大日本人肥二萬五千、臺灣へ二萬五千、朝鮮へ五千、多木製肥一萬、日本加里工業その他二萬の孰れも實需先）に決定、價格は歐洲窒素協定側が一般の期待を裏切り沖着百十七圓と發表し、これによつて硫安市價十貫建かます入れに換算すると優に五圓となり、市價牽制の意義は没却され硫安配給組合が外安側に裏をかゝれたものと報ぜられ、更に日本肥料では粒狀燐酸の製造をなすこととなり（市場販賣は春から）今後多木と共に燐酸肥料工業組合にとつて脅威となるであらうと謂はれてゐる。斯くてこれが法案の提出に際して、注視すべき幾多の事情があるとは言へ、寧ろこゝに統制案を制定して肥料生産の許可制を設け肥料の需給と價格を統制せんとする根本的精神に立歸れば、その法の機構も運用も充分農村對策の積極的意義を汲み入れねばならず（若し又萬一消極的に而も論議を最小限に限るとする）現實農村救済の背後的意義を充分發揮實現せねば眞の意義はないのである。

五

右の外なほ附記すべきものに東北問題がある。所謂東北問題なるものは九年同地を襲ふた稀有の冷害大凶作を契機として急激に世人の關心を惹いたが、その多くは救済問題で東北問題は恰も東北の救済乃至振興問題と同意異語の如く觀ぜられ、農業問題とは殆ど全く無關係の如きひびきをさへ持つのであるが、現實東北の實相よりすれば東北農業の問題に關聯を持たぬ東北問題なるものは有り得ない。

然し東北問題とは何ぞやの純理的論議は暫く措き、九年十一月二十七日に召集された臨時議會に災害豫算及び政府米交付案の協賛を得た事は周知の通りであつて、これと前後して閣議に於て決定された「東北振興調査會の設置」が——十二月十九日の閣議に於て——最終的決定を見、同調査會の第一回總會は十年一月十日に開かれ東北振興の具體策につき諮問第一號が提示され、第二回總會（一月十二日）に於て特別委員の設置を決定、二月六日に第一（審議の進行に關する總括的事項を掌る）、第二（災害防除、産業振興、交通整備に關する事項を）、第三（生活改善、教育教化、社會事業、行財政の整備に關する事項を）の三特別委員會が設置され交通整備に關する件ほか數件が二月中總會に於て可決答申され、これが答申に基き五月二十五日「東北振興事務局」が設置され、又同じく答申中の生活改善に關する——前略、之に關しては日

本學術振興會建議の如き機關を設くる事最も急務なりと認む云々の——件に就ては財團法人組織の意を以て東北生活更新會（現在振興事務局内に在り）が設立され同月十一日水交社に於て創立總會を開催、次で六月に至り諮問第一號に對する審議に對する前記三特別委員會を改めて第一（災害防除）、第二（産業振興）、第三（農村工業及び副業）、第四（交通整備）、第五（生活改善、教育教化及び社會問題）、第六（行財政整備）の各特別委員會を設けて分擔審議し、八月十六日の第六回總會に於て、海洋觀測施設及び測候機關の擴充並に陸地測量施設の實施に關する件ほか二十餘件を可決答申し、九月十九日の第七回總會には（イ）東北興業株式會社、（ロ）東北振興電力會社、（ハ）金融施設整備改善の三件を可決答申し、各特別委員會は一應その任務を終了したので同日を以て解散し、その後は綜合的振興計畫を審議する特別委員會を設けることとなり、右特別委員會は十月十日第一回會合を開き各種の審議項目を決定し逐次審議を進むる事となつた。猶、東北興業株式會社及び東北振興電力會社設立に關する法律案は東北振興事務局に於て整備し議會提出の運びとなる。

而して前記の日本學術振興會に關しては去る九年十一月十九日理事會の決議により振興會内に「東北振興考査委員會」なるものを設け、同委員會は審議の便宜上災害、農業、教育教化並に生活に關する各部會を設け、更に交通に關し金融に關しても夫々部會を設けて審議を重ね、十年三月上旬までに災害防止（四項）、

農業(四項)、教育教化並に生活(一項)、工鑛業(一項)の十項を考查委員會に審議決定、理事會の可決を経て政府に建議し、その後も引續き重要事項の審議を進め教育教化に關し特に施設を要する事項(六月十七日建議)、社會施設に關し特に改善を要する事項(七月五日)、農業制度農業金融並に水産金融に關し特に施設を要する事項(七月十七日)その他數項を建議し寄與するところ多く、農業關係の主なる建議は右の農業制度農業金融並に水産金融に關するものゝ外、農業經營及び農業技術改善に關し特に施設を要する事項、民有林及び國有林に關し特に施設を要する事項、水産業に關し特に施設を要する事項、畜産に關し特に施設を要する事項等であつた。

最後に本會は、東北六百五十萬の住民が甚しき窮乏に呻吟しつゝ而も他地方に比し格段の窮迫状態にあることそれ自體が既に重大な社會問題であるが、東北問題が社會問題として特に重大な理由はその地が今日我邦に於て最も代表的な農業地帯であり、その急迫は即ち我邦農村の窮乏を最も端的に表現してゐるので、この問題を解決することは單に東北なる一地方の窮乏問題を解決するに止らずして我邦刻下の社會不安の最も大なる根源と認められる農村問題全般の解決方針を示唆する」との意味合ひを以て、九年十二月會内に「東北問題臨時調査委員會」を設け本會独自の立場に於て究明検討を續け十年三月中旬報告を(社會政策時報)に發表、次で八月一應その調査を完了したので

梗概を抜萃要約して(東北地方に於ける社會並に經濟上の特異性なる書を)公表し問題の正しき理解とこれが根本的の解決に對し微力を致したのである。なほ本問題に關しまた一般農業問題に關し觸るべき事項も相當多いが、以上を以て昭和十年に於ける主要農業問題の回顧を一先づ終ることとする。

(宮本倫彦)

農 業 團 體 運 動

緒 論

最近の農村には、更生的氣分と對應して一つの新しい運動が起つた。即ち農村運動と稱すべきものであるが廣義に解せば一種の農民運動でもある。元來農民運動と稱せられてゐるのは、農民組合を中心せる小作運動であつた。謂はゞ農村内に於ける一種の階級的啓蒙運動であつたのであるが、農業恐慌以來この運動は不振に陥り——實體たる小作問題は寧ろ深刻になつてゐるのであるが——新しく階級を超越したところの農民運動が起つたのである。以下少しくその内容を見よう。

新運動の主體

從來の農民運動の主體は前に述べたやうに小作組合——農民組合が主要部分をなすのであつたが、新運動は農會、産業組合、其他の農業關係團體が主體である。就中産業組合の運動は活潑に行はれてゐる。

新運動の内容

新運動の内容を一言にして竭せば農村の窮乏打開運動にして對都市運動である。謂はゞ對外運動であつて、小作運動の地主

に對する對内運動とは本質的に相違してゐる。それは昭和四年以來の農業恐慌の爲めに、農村が極度に窮乏した結果であつて小作運動の如く一般社會情勢の變化、思想の變遷に因るのではない。

抑も今回の農業恐慌は、資本制生産機構の所産であつて、農村では流通經濟部面を通じて主としてそれが齎らされた。故に生産者たる農民に對しても、また小作料の收得者たる地主にとつても、苟も農産品販賣者であるものは、これが爲めに所得の減少が現はれたのである。換言すれば農業恐慌の爲め農村の凡ゆる階級は窮乏の淵に導かれたのだ。就中、米の大量販賣者たる地主、富農階級にその風當りは熾烈であつた。そこでこれ等の人々が先頭に立ち一般農民大衆と共に、共同利害の下に階級を超越して、流通經濟の相手方たる都市の商工業資本と對立するに至つたのがこの運動本來の姿である。

新運動の經過

新運動は五・一五事件の發生以來である。即ち政府はそれ以來救農土木事業、米穀統制法の施行、諸般の蠶絲対策を講ずると共に産業組合を主體とする經濟更生に力癩を入れるやうにな

つた。他面産業組合に於ても昭和八年一月一日より昭和十二年末に終る産業組合擴充五箇年計畫を實施することになつた。農會もまた經濟更生指導、經營指導等にあたつた。

斯くして、農村更生の爲めに政府及び凡ゆる農業諸團體が動員されて、それ／＼の分野に於て活動を開始したので、茲に農民の運動に前記の如く新分野を展開するに至つたのである。就中、流通經濟部面に對する運動が活潑に行はれた爲めに遂に都市對農村の對立が激化して、都市でもこの反對運動が勃發した。所謂反産運動がそれである。而してこの二つは目下政治的關係にまで展開し阿修羅の鎗を削りつゝある。

以上の新農民運動の情勢を前置として、昭和十年度に現はれた新事實に就いて述べよう。

乍然、本稿に於ては、運動の動向並に政治的關係の二つに限り主要農業團體に就てのみ述べることにする。

農會運動

農會は農會法によつて構成せられてゐる系統的農業團體で、産業組合と共に我邦の二大農業團體である。

組織が帝國農會を中央機關とし、道府縣農會、郡農會、市町村農會と細胞組織に全國的に網が張られてゐるのみならず、地主をも包含せる約七百萬人の農業者大衆を會員としてゐるのでその力は相當強力である。元來農會の使命は「農業の改良發達

勝ちな譯だ。また實際にもかうした農村内部の改革運動は、家族制度、過小農的經營機構、傳統因習等に禍されて、兎角、所期の目的を達し難いであらう。

そこで、今後農會事業に一層の馬力をかける必要があつた。その爲め昭和十年度には、これが進展の爲め農會事業進展調査委員會が設けられることになり、七月十二、十三日の二日間第一回準備會が帝國農會で開かれた。その結果北海道、群馬其他の十五道府縣農會幹事が調査委員になり、その大綱を定め、更に八月十二日より三日間小委員を開き、決定せるものを更に八月十七日の第二回委員總會に附議可決し、九月十一、十二日の道府縣農會長協議會に附議することになつた。而して該農會長協議會では之を決議した、その項目を抜萃しよう。

道府縣農會長協議會決議事項

農會ノ事業進展上執ルベキ方策

- 系統農會ハ多年農業者ノ利益代表並ニ指導獎勵機關トシテ、農村振興ニ努力シ來リ其ノ業績大ニ見ルベキモノアルモ、農村窮乏ノ深刻ナル現状ニ鑑ミ眞ニ農村更生ノ重大使命ヲ達成センニハ各縣農會一致結束シテ左記各項ニ準據シ以テ其ノ任務遂行ニ邁進スルヲ緊要ナリト認ム
- 一 利益代表機關タル任務遂行ノ爲メ執ルベキ方法
 - (一) 農業者ノ政治ノ自覺促進
 - (二) 農村ニ於ケル輿論喚起
 - (三) 中央ニ於ケル農政運動

を圖る」ことにあつて、農業上の指導獎勵と利益代表とに分れてゐる。特に近來は農業者の利益代表機關として政治的にも大いに活躍してゐる。

農村窮乏——農村更生と目まぐるしい農村事情の變化の中に、農會運動は果然活潑になつて來た。そして政治的には米穀對策、蠶絲對策、肥料對策、農家負擔輕減等の諸問題を繞つて、全國農會大會を開き、或は其他の手段を講ずる等、連年農業者の政治的利益獲得の爲めに華々しい活躍を行つて來た。即ち、農會運動の本體は恰も農業者の政治的利益代表機關であるが如き觀を呈した。

乍然他面農會運動は、經濟更生事業と結びついて、これが指導、生産統制、經營改善等をも行つてゐる。例へば次の如き事業を行つてゐる。

- 1 經濟更生指導講習會
- 2 簿記の普及
- 3 經營改善

就中、(3)に對して、兵庫、静岡、愛知其他の諸縣に於ては、中堅青年が同盟を結んで活動してゐる。所謂農業經營中堅青年同盟がそれだ。産業組合の青年聯盟のそれにも似て、農會の前衛隊として期待がかけられてゐる。然し經濟更生指導にせよ、經營改善運動にせよ、農村内部の運動であるから、目立たない。捨石的である。この點産業組合の對外運動に比して忘却せられ

(四) 地方ニ於ケル農政運動

(五) 農政ニ關スル事務ノ充實

二 指導獎勵機關タル任務遂行ノ爲メ執ルベキ方法

- (一) 農業經營ノ改善
 - (二) 農産物生産調整及販賣統制
 - (三) 農家ノ生活改善
 - (四) 農民教育
 - (五) 農村指導者ノ充實及訓練
 - (六) 農家組合ノ普及充實
- 三 各級農會ノ聯絡統制ノ爲メ執ルベキ方法
 - (一) 各級農會ノ事業分野
 - (二) 各級農會ト其ノ會員タル農會トノ聯絡
 - 四 其他農會事業ノ進展上執ルベキ方法(内容略)
 - 五 農政諸問題解決促進ニ關スル件(理由及ビ事項省略)
 - 六 米穀自治管理法案外二件
 - 一 產銷處理統制法案
 - 二 肥料業統制法案
 - 三 地方財政調整國庫交付金制度ノ樹立並ニ稅制ノ根本改正
 - 四 農業保險ノ制定
 - 五 農會技術員俸給國庫補助
 - 六 土地貸賃價格調査ニ關スル要望(理由省略)
 - 七 中央卸賣市場ニ於ケル荷卸料ニ關スル要望(理由省略)
 - 八 農産物販賣統制施設ニ對スル要望(理由省略)